日本女性史

脇田晴子
林　玲子
永原和子
編

吉川弘文館

はじめに

大日本帝国憲法下の日本では、最高学府とされる帝国大学の多くは女性の入学を認めなかった。東京帝国大学では聴講生のみ許可したが、揺籃期の女性史研究者となった三井禮子氏の回想によると、男子学生の勉強の邪魔になるからと女子聴講生は図書館への立入も禁止され、三四郎池付近の山上御殿は教授が会議をする神聖な場所であるから女子は近づいてはならないといわれたという。

戦後、日本国憲法により男女の法的平等が保障され、学制上の男女差別のほとんどは解消された。しかし、一歩社会に踏み出たとき、女性であるがゆえになぜこのような目にあうのかと、くやしさに胸をやかなかった女性は少ないであろう。男女雇用機会均等法の制定・実施となった現在でも、職場での女性の地位は必ずしも向上したとはいえない。研究者としての道を選んだ女性たちも、家族の協力はありながら必ずしも平坦な道を歩むことはできなかった。

女性史を学ぼうと思うに至った女性の多くは、なぜこのような社会が、考え方が形成されるようになったか、他の時代、社会ではどうだったかなどを知りたいという、自らの体験に裏打ちされた熱い思いがある。もちろん、男性研究者の参加もふえつつはあるが、他の分野が圧倒的に男性優位である

のに反し、女性史に関しては、女性の視点を持って歴史を見直そうという女性研究者が数的には優位を占める。

女性解放を目指した女性史研究の流れは、戦前の高群逸枝氏、戦後の井上清氏の先駆的な研究を源流とし、徐々に太くなってきているが、ここ数年は歴史学のなかの一分野として生存権を認められるようになってきた。大学や短大における女性史や女性学の講座設定、市民大学や婦人学級、サークル活動や歴史講座などで女性史に関する講演・研究会がもたれる機会がふえたし、研究者グループによる発表の場もひろがってきた。また、そこに参加する学生や主婦の女性史に対する関心の密度もきわめて濃いものになってきた。吉川弘文館では、一九七四年に宮城栄昌・大井ミノブ編著の『新稿日本女性史』を刊行したが、一九八五年までに一〇版をかさねているのも、こうした女性史研究の流れに支えられたからに他ならない。

今回、女性のみの編著である『日本女性史』を刊行する運びとなったのは、先駆者の業績をうけつぎ、生活に根ざした女性の足どりを歴史的・科学的に追いたいという女性史研究者の層がようやく厚くなり、その大部分が女性であるためである。今後、男女を問わずこの分野に目を注ぐ人びとがふえることに本書が貢献することができれば、編者としてはまことに幸いである。

一九八七年六月

編者一同

目次

中世の女性

近世の女性

近現代の女性

挿図目次

原始の女性

一　農業を発明した女性

1　階級のない社会と役割分担

人類の出現　日本列島に人類が定住するのは、少なくとも三万年以上前の旧人段階——中期旧石器時代である。やがて日本列島にも三ヶ日人や浜北人など新人が出現するが、彼らはすでに現日本人の祖である縄文人に似た特徴をそなえていた。その身長は女性で平均一四〇センチメートル余り、男女の身長差は一〇センチメートルくらいであった。

この時代の人々は最終氷河期の寒冷な気候のもとで、マンモス動物群など大型動物の狩猟と植物採集に依存して暮らしていた。集団で獲物を追って季節的な移動をくり返していたが、後には簡単な竪

穴住居の村を営む場合もあった。

このような社会の中で集団の成員の相互関係や役割分担がどのようなものであったかは、明らかではない。しかし厳しい環境の中で種族を保存するうえからも、女性の役割は大きかったであろう。たとえば野尻湖からは象牙にきざんだ〝ヴィーナス像〟が、また他の遺跡からは女性らしい線刻をもつ礫が出土している。このことは種族の繁栄や豊かな収穫が、女性の姿と結びつけて考えられていたことを示している。

約一万年前氷河期が終わり、地球上の気候は現在とほぼ同じ状態になった。日本列島でも広葉樹がしげり、中・小型の動物がマンモス類にかわって生息するようになった。人々の生活も進歩し、土器が出現し、新石器文化の一環としての縄文文化の時代に入った。

縄文時代の人々は前代同様に自然経済――季節による狩猟・漁撈・採集の組合わせ――に依存して生活していた。前代にくらべると海面上昇によって貝類への依存が大きくなり、また広葉樹の森は豊かな木の実を提供した。縄文時代の集落にはしばしばいくつもの共同貯蔵穴が作られており、木の実が特に冬に向けての食料確保にいかに大きな比重を占めていたかが明らかになってきている。

一方この時代すでに、一部地域で原始的な農耕の行なわれていた可能性が出てきた。早期の鳥浜貝塚（福井県三方郡三方町）からは、麻やひょうたんなど栽培植物の種子が発見されている。西アジアではすでにこの段階で農耕・牧畜が始まっている。日本海沿岸は、この時代すでに大陸との交通の跡がみられる。したがって原始的な畑作が一部に伝わった可能性は否定できない。また稲作についても

縄文晩期～弥生初期の板付遺跡（福岡市）から、晩期の土器にモミあとがついたものが出土している。稲作開始の時期が従来の推定より早まる可能性は強い。

土器の出現・磨製石器・骨角器の多様化など、道具は前代に比して飛躍的に発展した。土器は弥生時代にいたるまで各集落内部で生産され、その製法も窯を築かない簡単なものであった。その生産は――少なくとも形を作り出すのは――土器に残る指のあとや世界の民俗例からみて、集落内の女性の手になると考えられている。

この時代、社会的分業は未発達であったが、土器作りにみられるように性別分業は発生していたらしい。その場合狩猟やそれにかかわる石器生産は男性の、一方、木の実の採集や貯蔵、それにかかわる土器の製作、原始農耕は女性の役割であり、ともに生活の維持のために不可欠な労働であった。

縄文の社会　縄文時代の社会はこうした生活を反映して前代より生産性が高く、数個の竪穴住居から構成された集落が、数多く発掘されている。一住居の住人は五～一〇人前後が多く、成人男女数名と子供の組合わせからなる例が、いくつかの遺跡から出てきている。残念ながら彼らの血縁関係は不明であるが、これが最小の社会集団である。

この時代の人々のうち一五歳まで生きのびた人々の平均寿命は、出土人骨から男女とも三一歳余と試算され、女性の方が若干長い。しかし一五歳以下の子供の死亡はきわめて多く、また女性の死亡のピークは二〇代前半で出産時の死亡がきわめて多かった。こうした中で集団維持のためには、女性は一五～三一歳の間に八・四回平均して出産しなければならない――これが専門家の推定である。

1図　古代の装身具

(上)貝釧（福岡県飯塚市立岩遺跡出土，飯塚市教育委員会保管）
(下)土製耳飾（山梨県都留市小形山中谷出土，都留市教育委員会保管）

このように種族保存のギリギリのところで、女性の出産や授乳などの育児のもつ意味が現代とは比較にならないほど大きい。土偶が女性を型どっていることや、土偶の中から胎児の骨が出た例なども、こうした種族保存の願いとかかわっているのであろう。

前代にくらべ豊かな資源にめぐまれたとはいえ、自然にたよる不安定な社会のもとでは、貧富の差は発生しえず、階級も未成立であった。集会所らしいごく一部の例を除き、集落内の個々の住居の規模や構造には差がみられない。埋葬はすべて共同墓地または貝塚になされている。貝製を主とする装身具にも基本的な差はみられない。

しかし男女ともに通過儀礼として行なったらしい抜歯のあり方と共同墓地内の埋葬場所の関係などから、この社会である種の出自区分が行なわれていたことが明らかになってきている。考古学者の中には夫方居住婚を想定する説もある。さらに後期の古作貝塚（千葉県市川市）からは母子らしい合葬

骨が発見されて、母と子のつながりの強さが認識されていたことをうかがわせ、一方、東大阪市日下遺跡からは男女が対角線上に埋葬された環状列石がみつかっていて夫婦関係が重視されていたこともうかがわせるのである。また叉状研歯や特殊な貝輪の着装など、集団内の統率者や祭司の存在をうかがわせるものもあり、年齢や性差による役割分担が行なわれていたのであろう。

農耕社会の開始　紀元前三世紀ころ北九州への稲作と鉄器の伝来によって、日本は本格的な農耕文化の時代に入った。約一世紀後稲作は東北地方にまで拡大し、人々の生活を大きく変えた。経済面で農耕に依存する割合が大きくなると、耕地の開墾や用水路の整備を含め、男女ともに農耕に多くの労働をついやすこととなり統率者の権限も強化された。社会的な生産力の上昇にともなって、社会的分業も発生してきた。当然、自然分業のあり方も変化してくる。

当時の墓地は、基本的に前代以来の共同墓地である。しかしたとえば須久岡本をはじめとする北九州の共同墓地では、特別に中国製青銅器とともに甕棺に納められた遺体が出土する。また方形周溝墓中でも、加美遺跡（大阪市）の内にみられるような巨大な墳丘と木槨をもつ墓の存在は、まだ共同体の一員でありながら、しだいにそこから離脱しつつある階層が発生してきていることをものがたっている。そして吉備の楯築大墓の段階までくると、支配者としての姿が一層明確になってくる。彼らこそ『後漢書』から『魏志』にかけて倭の小国の王として記されている人々であろうし、その出現にあたっては長期にわたる集落間の戦争が続いたのである。こうして日本は、階級社会へ移行していった。その中で卑弥呼にみられるように、人々に方向をさし示し、重要な役割を果たす女性もいたのであ

る。

（西野悠紀子）

2　土偶・石棒から巫女へ

土偶と石棒　すでに旧石器時代、ユーラシア大陸の各地でヴィーナス像とよばれる女性像が作られていた。乳房や腰など女性の特徴を強調したこれらの像は、宗教の最初の表現形態である。そのもつ意味については、人や動物の多産をいのる呪物、すべてを生みだす大地母神像、または族祖母、家や炉の守り神などさまざまの解釈がなされている。日本においてもこうした例がみられることは、先述の通りである。

縄文時代に入ると、信仰の形はより多様化した。石製や土製あるいは木製のそうした遺物の中で、最も注目されるのは土偶と石棒である。土偶は女性を表現した土製の人形で、立ったもののほかうずくまった姿勢のものもみられる。縄文早期以降全国的に作られており、出土例も多い。住居跡や遺跡のすみに、まれには石などで囲った中に埋納されている。

土偶のもつ意味については、ヴィーナス像や線刻礫との関係も含めて、多くの見解が示されてきた。その第一は豊かな生産への祈りとの関連である。女性――特に妊娠した女性像を祭ることで、その神秘的な力により大地の豊かな生産を願う。あるいはより具体的に多産や女性自身の出産の無事を祈る。縄文時代の乳幼児死亡率の高さを考えれば、これは痛切な問題であっただろう。胎児の骨を納めた例

もこれと関連し、子供の再生への祈りがこめられているのであろう。

土偶の多くは一部が欠けた状態で出土してくる。そのことからわざと一部を欠いて、病気の治療などのまじないに使ったと考える説もある。しかしすべてが破壊されているわけではなく、欠けているところは本来壊れやすい接合部などであるとの考え方もあり、破壊が人為的なものか否かは明らかでない。やはり女性の出産にかかわる、安産と種族繁栄を祈る呪物であったと考えられる。

一方、石棒は、出土例は土偶ほど多くないが、男性を象徴している。能登の真脇遺跡（石川県鳳至郡能都町）の例のように住居の壁ぎわに立てられている例などが多い。土偶と同様豊饒を祈ったとする説もあるが、女性のイメージと豊饒を約束する大地母神の結び付きの強さにくらべ、石棒とのそれは少し異なるようにみえる。より直接的な生殖・子孫繁栄、あるいは力のシンボル――他の力から自分たちの社会・集団を守るものと考える考え方の方が妥当であろう。

2図　土　　面
（秋田県北秋田郡鷹巣町出土，東京大学保管）

大津市穴太遺跡の縄文後期の竪穴住居跡からは、祭祀用配石遺跡のほか、ドングリの貯蔵穴の脇から男女生殖器を象徴した木製品が出土した。木の実の豊饒を祈ったものと考えられているが、土偶・石棒にこめた祈りと共通する面があるだろう。

仮面の微笑み　穴太遺跡のように、縄文時代の集落跡か

らは、しばしば石を集め並べた祭祀用と思われる広場が発見される。ここでどのような祭りが行なわれたか明らかではないが、それにヒントを与えるものに後～晩期の土製仮面がある。たとえば先の真脇遺跡からも後期初頭の仮面が出土しているし、大阪府仏並遺跡（和泉市）から出土した笑っているような仮面は約一八センチメートルあり、目の脇には小穴があけられていて顔につけたことがわかる。おそらく石を並べた中心部に供物をささげて神を祭り――長野県の阿久遺跡（諏訪郡原村）では径一二〇メートルの環状の集石をおいた広場の中心に火の痕のある一・三メートルの石柱が立ち、犠牲の動物をやいたのではないかと推定されている――そうした場で仮面をつけた司祭が神の言葉を語ってきかせたのではないだろうか。福岡県山鹿貝塚（遠賀郡芦屋町）からは一八体の遺体が発見されたが、うち一人の女性はサメ歯の耳飾、呪物または権威の象徴である鹿角製の胸かざり、貝輪一九を身につけていた。彼女は明らかにこの地で権威をもっていた巫女である。仮面をつけたのはどのような人か、またそれをつけてどのような儀式が行なわれたかはわからない。しかしこうした巫女か、またはそれと結びついた酋長かがこうした儀式を行ない、豊かな生活や種族の繁栄を祈ったのであろう。そして、山鹿貝塚のように女性が巫女であったらしいのは、土偶などとも共通する、大地の豊饒と結びついた女性の生む力への崇拝と関連しあっているのであろう。

　弥生時代に入るとわずかに幼児用埋葬用器に形をとどめるだけで、土偶はすべて姿を消した。農業社会に入るとともに直接性を祭り安産や自然の多産を祈る段階から、作物の成育をうながし、または妨げる条件としての太陽や水や風などに注意が移っていったのだろう。村々の祭りや祭られる神も、

一部で大陸文化の影響をうけながら農業中心の内容に変化していったと思われる。銅鐸をはじめとする青銅祭器は、こうした新しい祭りの場で使用された。

　しかし祭りの内容は変化しつつも、女性の巫女としての地位は非常に高かった。倭国大乱のような広い範囲にわたる戦争など村と村の関係も複雑化し、村の内部で階級分化が発生してくる時期に、神の託宣により人々を率いていく巫女の地位はより強化されたのである。

（西野悠紀子）

3　日本は母系制か双系制か

母系制の存否　日本の原始社会をめぐる研究における一大関心は母系制の存否である。かつては、すべての民族が母系制を経過して父系制へと移行するとしたモルガンやエンゲルスの理論に基づいて日本における母系制の存在を肯定する論議もなされたが、現在では世界の諸民族に対する研究の成果によって、こうした「一系的社会進化論」は一般に否定的に理解されている。

　母系制とは、母からその子女に「出自」が継承される親族体系である。出自とは祖先から子孫へと継承されていく系譜的つながりであり、母系制社会においては子供は母の母系出自集団に帰属し、財産を母方から相続する。称号・役職・財産管理権等は母方オヂからその姉妹の息子（オイ）へと継承される。また婚姻形態は妻方居住婚が多い。

　母系制社会はしばしば農耕の出現に関連づけて論じられる。つまり植物採集をしていた女性が芋栽

居住規則と親族体系

居住規則	母系出自	父系出自	二重単系出自	双系出自	計
妻方および夫の母方オヂ方	33	0	0	13	46
夫方および妻方→夫方	15	97	17	39	168
新居住および選択居住	4	8	1	23	36
計	52	105	18	75	250

G. P. Mardock, *Social Structure* : p. 59 表9より作成。

筆者注1　二重単系出自とは一個人が父系・母系のいずれの出自集団にも属するもの。

2　双系出自とあるが，実態はキンドレッドを基盤とする双系制社会と理解できる。

3　マードックの原表では，夫方は「父方」，妻方は「母方」とされている。

培などの単純な農耕を始め、土地は母から娘に譲られることによって母系制が出現したのであり、より高度な穀物栽培や犂耕が行なわれるようになると男性の労働価値が上昇し、結果として父系制に移行していったとの説がある。しかし、世界の母系制社会には穀物栽培を行なう例も多く、芋栽培などの塊根栽培民の社会は必ずしも母系制ではない。母系制社会が農耕文化に関連があることは民族誌的資料の示すところであるが、技術的に未発達な農耕の存在のみによって母系制の存在を説くことはできず、原始日本においても母系制の存在は疑問である。

また、後代の日本に存在した妻問婚や妻方居住婚をもって、かつて日本には母系制が存在したとする説が高群逸枝（一八九四〜一九六四）によって主張されている。しかし、妻問いが一時的なものであるのか否かも問題であるし、母系制社会においても完全な妻問婚が行なわれるのはむしろまれである。また、世界の二五〇の諸民族の社会制度を統計的に研究したマードックによれば、妻

選択単系出自とキンドレッド理念図

注1．△ 男性，○ 女性，□ 男女不問。

2．A～D内は選択単系出自集団A～Dに属する可能性のある者。

3．キンドレッドを両親・オヂ・オバ・イトコと仮定すると，
自己のキンドレッド [破線]　父のキンドレッド [一点鎖線]　母のキンドレッド [二点鎖線]

方および夫の母方オヂ方居住（これらの居住では母系親族が集合する）を行なう社会四六例中、母系出自社会は三三例であり、残りの一三例は母系・父系のいずれもが存在しない社会であり、父系社会にはこうした居住様式はみられない（前頁表参照）。このように妻方居住婚が存在する社会は母系制である確率は高いが、決定的な相互関係を有してはおらず、日本における母系制の存在を積極的に肯定することはできない。

双系制の問題点　近年、日本の原始時代における「双系制」に関する論議がさかんであるが、「双系制」の用語は非常にあいまいに使用されている。つまりこの用語が父系制・母系制以外の

出自体系の一形態――父あるいは母のいずれかの出自を選択する「選択単系出自」(ambilineal descent) 体系――に対しても、また、父方・母方双方の一定範囲(たとえばイトコ、フタイトコなど)の近親者によってゆるやかに構成される「キンドレッド」(kindred いわゆるシンセキ)を重要な親族組織とし出自集団の存在しない親族体系に対しても当てられている。本来バイラテラル(bilateral)の訳語としての「双系」の語があてられるべきはキンドレッドであり、キンドレッドが社会関係の基盤となる社会こそが「双系制」である。選択単系出自もキンドレッドも親族の組織化において、父系・母系のいずれかを完全に排除するのではなく、流動的・可塑的な性格を有する点は共通しているが、出自集団が祖先との関係で構成されるのとは異なり、キンドレッドは親族員間の個々の関係によって構成される自律性のないものであるから、この二者を明確に区別する必要がある。またこの二つの親族制度は、採集狩猟・牧畜・農耕社会のいずれにおいてもみられるものである。

考古学的資料による原始社会の親族の検討では、居住形態より婚姻後の居住規則を考え、これによって親族制度を推察する方法がみられる。大林太良氏は縄文時代の社会を、採集狩猟漁撈を行なうカリフォルニア・インディアン、東北アジア漁撈民、北方ユーラシア狩猟民の民族誌的資料と縄文期の考古学的資料をもって考察し、縄文社会は夫方居住制が支配的であり、永久的な妻方居住制はなく親族体系は父系制かあるいは双系制(父系制・母系制以外の社会制度の意――筆者)であり、母系制の存在ははなはだ疑問としている。また、春成秀爾氏は居住集団を外婚の単位としてとらえ、人骨の抜歯の状態と墓地内の埋葬法を通じて、婚入者と出身者を識別し、これによって婚姻居住形態を考察し

た。そして、縄文時代前半期は日本列島いたるところ妻方居住婚であったが、後半期から弥生時代にかけては、男性の労働力の占める位置の上昇した地域は選択居住婚から夫方居住婚へと変化していったのであり、妻方居住婚では母系出自、夫方居住婚では父系出自である蓋然性は高いが、選択居住婚では必ずしも双系出自(選択単系出自の意か――筆者)をとるとは限らないとしている。また、都出比呂志氏も、「土器製作者は女性であり、妻方居住制社会では土器の個性が集落やその内部の小集団ごとにあらわれやすい」という学説に依拠して弥生時代の畿内地方の土器の分析を行なったが、小地域間に土器製作技術の「入り込み関係」があることに注目し、夫方居住婚あるいは選択居住婚があったとしている。以上の研究は原始社会の理解をより幅広いものとしてきたが、婚姻以外の方法による集団への技術・ひとの移入をいかにとらえるか、また婚姻居住形態と親族体系との関連についての問題が残されよう。

マードックによれば夫方居住様式および妻方から夫方へ移行する居住様式をとる社会は、父系制社会が多いが、母系制社会やその他の親族制度の社会もある。また結婚した夫婦が独立して居住する新居住様式や夫方・妻方のいずれかを選択する居住様式をとる社会は、双系制社会(マードックは双系出自と述べているが、キンドレッドを基盤とする社会を考えている。選択単系についてはこの段階では明確に言及していない)が多いが、双系制社会では妻方居住の比率も高い(表参照)。夫方居住あるいは妻方居住のみが父系制あるいは母系制と関連するものではない。

日本の原始時代の親族体系が母系制か双系制あるいは父系制なのかを現在の段階において結論づけ

ることはできない。また、いずれの可能性をも否定できない。これが日本の原始時代に対する認識の現状である。

（植野　弘子）

二　階級社会のはじまり

1　卑弥呼から女帝へ

ヒメとヒコ　日本における女性支配者（＝首長）の存在を示す最も早い史料は、外国史料としての『三国志』魏書東夷伝・倭人条（いわゆる『魏志倭人伝』）記載の卑弥呼である。すなわち卑弥呼は三世紀前半の北九州を含む、約三〇国からなる倭国連合の宗主国たる邪馬台国の女王だが、彼女について同書は、

　其の国、本亦男子を以って王と爲し、住まること七・八十年。倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王と爲す。名づけて卑弥呼と曰う。鬼道に事え、能く衆を惑わす。年已に長大なるも、夫壻無く、男弟有り、佐けて国を治む。王と爲りしより以来、見る有る者少なく、婢千人を以って自ら侍せしむ。唯〻男子一人有り、飲食を給し、辞を伝え居処に出入す。宮室・楼観・城柵、厳かに設け、常に人有り、兵を持して守衛す。

と記している。

従来この引用部分は、王卑弥呼が鬼道に事えるシャーマン的巫、男弟はそれを佐けて国を治める行政担当者と解釈され、それを根拠に当時の王権は祭祀担当の女性と行政担当の男性のペアにより構成されるとする男女二重王権説が説かれてきた。そしてこのような中国側の史料とは別に、日本の古文献たる記紀・風土記等にも、地方の支配者が、たとえば筑紫国（九州のこと）の菟狭の場合の、「時に菟狭国造の祖有り。号けて菟狭津彦・菟狭津媛と曰ふ」（『日本書紀』神武天皇即位前紀甲寅年条）のように、地名を負ったヒコとヒメの男女ペアから構成される例が数多くみられる点から、このような考え方は支持され、同時にこのような男女二重王権のあり方はヒメ・ヒコ制ともよばれるのである。

3図　巫女の埴輪
（群馬県邑楽郡大泉町出土，東京国立博物館蔵）

しかし同書において中国側から倭王と認められて魏に使者を送り、かつ魏の皇帝から金印紫授や「親魏倭王」の称号を授与されているのは卑弥呼であって、倭国を代表して外交を行なっている以上、卑弥呼の王権上の役割は祭祀に限定されず、外交権を含む王権自体を掌握していたと考えられる。しかも同書では卑弥呼の前任の王、および卑弥呼の死後まずその後継者として即位したのは男王とされているので、このような王には男女ともに就任できたと考えられる。さらに最近の説では従来女性支配

者の担当とされてきた祭祀に男性もかかわり（岡田精司氏）、また女性が後述のように生産・軍事にもかかわる点が明らかにされてきている（今井堯氏）ので、邪馬台国の場合、国を代表する王で祭祀者的側面の強い女性と、それを補佐する男王が対で存在したと考えられる。したがってここから女―祭祀、男―行政という王権の分担方式の一般化はできず、男女のどちらか一方が主たる王、他方が副王で、相互の役割分担は流動的、相互移動的なのが当時の二重王権のあり方で、それは倭国連合、それを構成する諸国の双方の王権について見られたと考える。

この卑弥呼が（その下に諸国を何らかの形で統轄するとはいえ）、北九州地方の首長なのか、それとも後の大和王権につながるものなのかは、邪馬台国の地理的比定の問題とからんで断定できないが、そこにみられる上記の男女二重王権のあり方が、三世紀前半よりは時代の下る四世紀中葉から五世紀中葉の地方首長についても存在する点が考古資料からかなり明確になってきた。すなわちこの時期の古墳被葬者の骨の性別を調査した今井堯氏によれば、当時の地域首長（完結する水系を単位とする政治領域の首長）の古墳埋葬例には、①女性単独埋葬例、②女が主、男が従の男女合葬例、③男女対の同格埋葬例（例数はこれがいちばん多い）、④男が主、女が従の男女合葬例、⑤男性単独埋葬例の五つの類型が知られ、しかも副葬品から女性が祭祀権のみならず軍事・生産権をも掌握した例が知られる点から、㈠当時の地域首長権は男女対等的なあり方をとっていた、㈡従来説かれたような女―祭祀、男―行政の男女による明確な支配権の分担には必ずしもなっていない、の二点が結論されることが明らかにされた。

このように、外国史料・考古資料・古文献から考えると三世紀前半から五世紀中葉の、少なくとも地域首長の支配権は、単独首長の場合もある——たとえば『日本書紀』景行紀十二年十月条の「(豊後の)速見邑に到りたまふ。女人有り。速津媛と曰ふ。一処の長たり」とある例は、今井氏の①例に対応する古文献例である——が、基本的には男女対のあり方をとり、しかもその役割は相互移動的であったとできるだろう。ただしそのさい、後代での八十嶋祭、大嘗祭、伊勢神宮等の神事中、最も神聖な部分は女性のみが遂行できる点から考えると、祭祀の中核部分の担当は女性であったと考えられ、それを除外したうえでの相互移動性と考えられる。

大王権を端緒とする変化　ところでこの期の大王権への女性のかかわり方は、記紀に神功皇后、飯豊青皇女のような女帝に比すべき女性が記録されているが、それを確実な史料として使用できないので不明とするしかなく、確実なことは天皇陵に指定されている巨大古墳の発掘を待たざるをえない。しかし中国史料に記されている五世紀のいわゆる「倭の五王」がすべて男性である点は重要で、この時期にはすでに中国側からみた倭の大王権は卑弥呼の段階と異なり男性のみに移行していた点が判明する。しかしこの場合、男性たる「倭国王」ないし「倭王」の背後に、史料には現われない女性の副王がいた可能性は十分考えられ、かかる女性は後の大王(天皇)権の下での伊勢斎宮の例等からみて、祭祀を主として担当していたと推測することが可能だろう。かかる男女間の役割は、これより後に女性の天皇が出現する点から見て固定的でなく、必要とあれば相互移動の可能なものであったと考えられる。

次に、さらに時代の下る六世紀以降の地方首長の構造を史料の残る国造についてみると、現在知られる限りではその名前はすべて男性名で、ここでも主たる首長権の担い手はすでに男性である点が注目される。しかしこの国造制の権力構造の一部を律令制下に引き継いだと考えられる律令国造に女性がしばしば任命されている点、国造一族から舎人とともに貢進される采女が神事にかかわる存在と考えられる点等を考慮すると、本来男女対的であった国造級首長権も六世紀の国造制成立以降は、主たる王としての男性国造と、祭祀担当に傾斜した女性の副王との二重王権的構成をとり、国造たる男性の背後には、史料には現われぬかかる女性首長が存在したと考えられるのであって、大王権ではすでに五世紀には明瞭な男性による主王の独占傾向が、六世紀以降には地方国造にも波及している(そしてそれをもたらした主因は国造制が大和王権により創出された点にあると考える)点が確認できるのである。

では同じ六世紀以降の大王権と女性のかかわり方はどうか。これについては推古「天皇」出現まではそれ以前同様不明だが、おそらく倭五王でのような主王たる男性とそれを補佐する女性という対的あり方が、相互移動性を保ちながら行なわれたと考えられる。とすれば、推古以来八世紀後半までの短期間になぜ女帝が集中的に出現するかが問題になり、多くの研究者が考察を加えてきた(歴代の女帝とその系譜上の地位については、「女帝と宮廷歌人」項、三七頁の図参照)が、私はその原因を大王権の構造の変化に求めたい。すなわち隋が五八一年には北周を、五八九年には陳を滅ぼして中国を統一し、それを契機に朝鮮三国の抗争が一層激化したのだが、かかる国際状勢下にあって日本は朝鮮三

国と異なり、隋の冊封体制から自立して、それと対等な「小帝国」化によってかかる状勢に対処せんとしたのであり、その具体例が六〇七年の「日出づる処の天子書を日没する処の天子に致す、恙無きや」(『隋書』)との隋への国書にみられる中国の皇帝と同じ「天子」号の使用である。そしてかかる意図の実現のためには、何よりも王権の構造を原始的王権を引き継いだ未開的なヒメ・ヒコ制から中国的な唯一絶対者からなる王権へと開明化することが必須の課題とされたのであり、かかる大王権の構造の変化が女帝を出現させたのである。すなわち開明化された王権下において、唯一絶対者たる「大王」に男性が即位しえない政治的事情が生じた時、前代の男＝主王・女＝副王の格差はあるにしても相互移行的なヒメ・ヒコ制の伝統をふまえて、ヒメたる女性の「大王」に即位したのが「女帝」なのである。したがって六世紀末ごろを画期とする「女帝」の出現は、当時の国際情勢に規定された王権の構造変化に起因したと考えられるのだが、このような女帝が八世紀後半に消滅する理由については、日本における最初の国家たる律令国家は、エンゲルスが言うように国家の成立（＝文明の開始）が女性史の世界的敗北を前提としている以上、政治（祭祀・行政をともに含む）からの女性の排除を本質的属性とし(後宮十二司への宮人の封じ込めを想起されたい)、かかる本質が実効性を持つにいたった八世紀後半には日本でも女性の天皇が出現しなくなったと理解しておきたい。

このように、日本古代の女帝は日本の未開の王権形態たるヒメ・ヒコ制から本来的な文明の王権形態への過渡期に出現したものと把握できよう。

（関口　裕子）

2　村々の生活と租税

村の女性たちの生活　農業が日本列島の大半にひろまる弥生から古墳時代にかけて、村々の生活は大きく変化した。前代にくらべて竪穴住居跡が飛躍的に増加することは、多くの人々が狩猟採集から農業に生活の重点を移し、定住化が一層進んだことを示している。一方、階級社会の成立にともなって、階級差がさまざまな場で顕著になってくる。代表的地方豪族の館である古墳後期の群馬県三ツ寺遺跡(群馬郡群馬町)のように、支配者は石壁をめぐらせた深い濠、何重もの柵に囲まれた掘立柱の館に暮らしていたが、一般の村人は大半が前代同様竪穴住居で生活していた。服装も同様に、はっきりした差をみせている。鉄製用具をはじめとする新しい大陸からの技術も、中央―地方の豪族の手に集中し、巨大な古墳の築造にみられるように、豪族は強力な支配力をもつにいたった。

このような中で、村の女性たちはどのように暮らしていたのだろうか。弥生以降の集落は、近藤義郎氏によって単位集団と名づけられた数戸の住居グループによって構成されている。数戸の住居はその内に大型の住居を一つと共同倉庫をもち、数十人が経済単位をなしていた。しかし炉や後にはカマドが各戸にあり、寝食の単位は戸にあった。

人々の生活は労働にあけくれた。春田の準備から秋の収穫までの水田の労働、その中には用水の修理や開墾など人々が共同で行なう労働も多くなった。前代同様狩猟や漁撈、木の実などの採集も行な

われている。住居をはじめ日常生活で必要な衣類や、道具の製作もほとんどが村人の手で行なわれた。

彼らにとって春の初めに豊作を祈り秋の収穫時には初穂を神にささげる農耕の祭り、その他の祭りはハレの日であり労働から解放されて楽しむ日であった。八世紀の大宝儀制令の注釈には、春の祭りに村の老若男女が酒を作り一同に会して飲酒すると述べられている。こうした祭りの形はこの時代にすでにみられたであろう。しかしこの注釈にはこれが国家の法を知らせる場であるとあり、また初穂儀礼が租税の原型の一つと考えられているように、支配者に対する貢納・力役も強化された。

社会的分業と貢納　地方豪族はやがて大和王権と同盟・従属の関係に入り、五～六世紀に国造制が成立する一方、大王の直轄領である屯倉も各地に設定されていく。その内部では手工業のみならず農民も、部民として編成された大王や豪族に対して一定の貢納・力役負担を義務づけられていった。

渡来系の新しい高度な技術を中心に、部の編成は社会的分業を促進する。たとえば和泉陶邑に代表される陶部工人集団の存在、大和の曾我遺跡（奈良県橿原市）からは五世紀後半～六世紀前半の大規模な玉造工房の跡が発見され、この時期すでに部の編成が進んでいたことをうかがわせる。こうした貢納を目的とした部による分業体制は当然地方にも波及し、それにつれて村落内部で行なわれていた自然分業を主とする分業体制にも影響を与えていった。自らの必要とする品物のほかに、一定量の要求される品物を作り上げねばならなかったからである。これら貢納品のあり方は、律令制下の贄や調・庸から一部を推測することができる。

村の女性たちは自らの生活のほかに、こうした強制される貢納品の製作をも分担しあって働いてい

た。彼女たちは前代同様農耕に従事した。農業が社会の基礎となり開墾をはじめとして男性も多くの時間をさくようになったとはいえ、女性も同様水田で働いたし畑作も行なった。狩猟・漁撈は『記』『紀』や「風土記」の説話に残る痕跡からみても、男性の仕事であったらしい。従来からの土器作りは弥生時代以降においても、女性の仕事であった。八世紀も半ばすぎ「正倉院文書」に残る例でも、女性が作り手で五種類四四〇〇余の土器を作り、男性が薪などを用意し京に運んだりしている。陶邑の工人などはともかく、従来からの土器は村で使うものも貢納されるものも女性が作っていた。

織物は村では原始的な織機で織られたらしいが、高級絹織物技術に関しても応神紀・雄略紀などに伝来の記事がみえ、その技術者は、すべて女性とされている。令制下中央の織物技術者は男性であったらしいが、調・庸など貢進の布は地方の女性の手になったと考えられており、この時代も衣料にかかわる仕事は女性の手になったであろう。

先の春の祭りには酒を作って飲むとあるが、酒作りも女性の仕事であった。『日本霊異記』には紀州薬王寺の酒を造る女性がみえるが、神祭と結びついた酒造は神聖な仕事であったのだろう。

このように働く女性たちの、また村人たちの精神のより所として巫女がいた。古墳後期の埴輪の葬列の先頭には、太刀を持ち悪霊を払う巫女がおかれている。戦闘が男性の仕事であったのに対し、女性は巫女として神を祭り人々を動かしていったのである。

（西野悠紀子）

古代の女性

一　律令国家と女性

1　律令法と女性の地位

唐律令と日本律令　日本は、七世紀初頭以前より刑罰や税制などの一部に律令的制度を取り入れ始め、七世紀中葉から律令法を本格的、体系的に摂取して官僚制的統治機構や公地公民制といった支配体制を整備していった。しかし、律令法を支える思想的・社会的背景の足並みは必ずしも揃っていなかったために、七〇一（大宝元）年に制定された大宝律令、養老年中に編纂され、七五七（天平宝字元）年施行された養老律令にみられる女性の地位にも、律令法のもつこのような矛盾——家族のあり方とそれを支える儒教思想の浸透度の彼我の差——が含まれている。なお、律令法は(1)公地公民制、

4図　奈良時代の戸籍（正倉院文書）

(2)官僚制、(3)良賤制を本質としているが、ここでは(1)公地公民制と(2)官僚制を中心に、母法たる唐律令と比較しながら、日本律令に際立った女性の地位の特色について述べていきたい。なお、本文に引用した律令の書き下し、条数は、律令研究会編『訳註日本律令』律本文篇、仁井田陞『唐令拾遺』、日本思想大系『律令』による。

唐律令では、女性を扶養される者、弱き者、産む性として位置づけていることが、田令三条、戸令二三条、および獄令・断獄律にみえる女性保護の条々で知られる。唐令では、最も基本的な生産手段である班田の対象から、寡妻妾のみを例外として、女性を排除した(田令三条)。当然、賦課の対象も男性に限られ、逆に女性は、若干の嫁資を得る以外に私財を得る機会からも除かれた（戸令二三条）。しかし、日本では女性にも男子の三分の二＝一反一二〇歩の田が班給された。このため、賦課の面に矛盾が生じて、調・庸・雑徭等の人頭税を男子のみに課する一方、土地税（租）をも徴収することとなったが、賦課の面で女性は男性に比して極端に有利になり、後に偽籍——女性戸口の異常な増加を生む一因となった。女性の私有財も認められ、遺産分割相続法と化した養老戸令二三条でも女性の相続分が大幅に認められた。しかし一方では、獄令七（唐獄官令八、以下同）、一一（一二）、

一三（一四）、一八（一七）、三九（二八）条や断獄律逸文二七（唐律疏議同）条では、弱者・産む性としての女性保護規定がほぼ同文で取り入れられたから、日本律令における女性の扱いは一貫性のないまま、女性にとって有利な側面のみが強調されることになった。

律令における女性の表現　ところで、律令法の中で女性を指し示すことばは、妃・夫人・嬪・宮人等の後宮の号名や尚侍・尚蔵から氏女・采女にいたる女官の官職名による表現と、母・妻・姉・妹・姑・伯母・叔母等親族の間柄を表わす用語に大別できる。このような他者との関係によって変わる名称ではなく、女性そのものを称する場合には、婦・女・婦人・婦女の四種があるが、唐律令ではこれはそれぞれ、ヨメ・ムスメ・ツマ（令ではオンナと読める部分もあるが、基本的性格は成人した既婚女性である）・ツマトムスメトと解釈でき、女性の総称も、常に家族の中での父と、夫と、舅との関係でのみ捉えられていることがわかる。唐の律令法における女性とは、生家に起居する限りは父ないし兄弟に扶養される、法的未人格のムスメに過ぎず、結婚して初めて自分の所属する宗が確定し、夫の人格と同一化して法的に一人前のツマ・ヨメとして扱われるという、強固な家父長制家族の内に存在する。ところが、日本の古代家族は中国のそれとは大きく異なっていた。中国女性にとって大きな節目になった結婚も、日本の慣習ではあいまいなまま、女性の地位の変化に決定的な要因とはならず、未婚者と既婚者の区別はあいまいになる。このためか日本律令の中には、日本において女性の権利として追加された部分——多くは注の形——、家令職員令五〜八、田令三、四、喪葬令五、八条等には「女」字が使われている。たとえば、

○凡ソ口分田給ハムコトハ、男ニ二段女ハ三分ガ一減セヨ（田令三条）

○凡ソ帳内給ハムコトハ、一品ニ一百六十人（略）女ハ減半セヨ

のごとく、日本で追加された「女」字がムスメに限定されるのではなく、女性一般の名称に使用されている。つまり、日本の社会では家族関係から独立した一個の女性、ツマやヨメ、ムスメに埋め込みえない女性＝オンナの存在が許容されていたのである。

なお、日本の戸令、戸婚律に主として表現された家族制度や婚姻制は、唐の社会のそれを反映しているのであって、日本社会の実態を表わすものではないことは、すでに多くの研究者によって指摘されている。このことは日本律令を制定し、実施する側も十分承知していたようである。六国史に引用された犯罪事件を整理してみると、賊盗律関係の発生件数が最も多く、犯罪の種類も同律五四条の三分の一に該当する種類がみられるのに対して、戸婚律関係はわずか一例、しかも国司の違法を問われた一件のみである。戸婚律の逸文は未発見の部分が多いが、唐律とくらべて大きな改訂はされていなかったようであるから、為政者の側も、戸令・戸婚律はあくまでも理想として掲げるだけで、強制・処罰はしなかったのであろう。

官僚制と女性　次に官僚制に目を向けると、女性は官僚制の中心からは完全に排除され、歌女、縫女等若干の例外を除いて、女官はすべて後宮に押し込められてしまった。女官は官位相当制に該当せず、縫殿寮、中務省の男官に管理された。

しかし、ここでも唐と日本とでは後宮の性格に違いがみられる。家父長制の貫徹した唐では、その

頂点に立つ皇帝も父系のみが問題とされ、母の出自は問われなかった。後宮の女性はだれでも皇帝の配偶者になる可能性があったから、自らの血を子孫に伝えることに執着する皇帝は、後宮の殿舎を隔離し、女官と男官との接触を許さずに宦官を仲介させる閉鎖的な組織とした。これに対して双系的な日本では、天皇の配偶者もその系譜が重要視され、原則として皇親および畿内有力氏族の子女に限定されていたから、天皇の配偶者たるべき女性と、一般の女官とでは出仕当初から違いがあった（後宮職員令一〜三条と四条以下）。それ故に、一般女官はある種の独立性と自由を保ち、夫を持つ者も数多く、職掌の面でも男性と接触する機会は多く、唐の女官に比して実務官としての側面が強い。

内外命婦制も、皇帝との親疎を規準として、皇帝の妃嬪、太子の良悌を内命婦、皇帝の母女姉妹と五品以上の官人の妻を外命婦とし、夫の官品による外命婦にも恩典を与えた唐令（内外命婦職員令一条、名例律一二条）に対して、日本では、本人が五位以上の位階を有する者を内命婦、夫が五位以上である妻を外命婦と、女性自身の位階の有無によって明快に区分した（後宮職員令一六条）。日本の外命婦は宮中儀礼の序列に用いられるのみで、実質的な恩典はなかった。官位相当制から排除された女官の中には、官職に比して高位に上る者も多く、内命婦には位田（田令四条）、資人（軍防令四九条）が支給され、三位以上の女官には家政機関も組織された（家令職員令五〜八条）。

（梅村　恵子）

2　村々の生活

地下からよみがえる村の景観　七〜八世紀の庶民生活の場となる村の景観は、戸籍・計帳・風土記などの文献史料からの考察に加えて、近年発掘調査に基づく考古学的史料から実態が明らかになりつつある。畿内では七世紀末から掘立柱建物に移行するが、東国では富裕層は掘立柱建物に移行するものの庶民層は依然として竪穴住居が一般的であった。かまどを備えた五〜六人居住と推測される竪穴住居が、五〜六棟広場を中心に馬蹄形に建てられ、そこに掘立柱倉庫が付属している。このような小グループがいくつか集まり、集落を構成していたが、その中で倉庫を持った掘立柱建物があり、これが集落の統括者の住居であった、と見なされている。畿内では主屋と一〜二棟の付属屋・倉庫を持つ掘立柱建物があり、東国の小グループに対応するとされている。また各地に塀で囲まれ、主屋を中心に多くの掘立柱建物・倉庫を備えた屋敷があり、これは共同体首長層の居宅と目されている。

さて発掘による村の景観から古代の村がおぼろげながらもつかめたが、そこに居住する人々の集団や社会関係をどのように考えるべきであろうか。この点に関しては多くの論に分かれるところである。正倉院に遺された戸籍・計帳は班田収授や租庸調等の租税台帳のために作成されたものであるが、郷戸は戸主を中心に傍系親族の世帯を含んだ三〇人前後の人名が記載されている。また七一五(霊亀元)年から七四〇(天平十二)年の間実施された郷里制の下では、郷の下に二〜三の里が、戸の下に二〜三

5図　掘立柱建物の柱穴と竪穴住居跡
(千葉県東金市山田水呑遺跡)

の房が設置された。従来この房戸が竪穴住居に居住する消費単位としての世帯で、それがいくつか集まった小グループが郷戸であり、これが社会経済的単位としての家父長的世帯共同体＝家父長的家族共同体である、とされ主流的学説であった。

ところが近年家族史研究の飛躍的な進展によって、この説が訂正されつつある。まず、①籍帳はすべて父系で構成されているが、他の史料から分析した当時の血縁紐帯は双系的であり、父系制は成立していなかったこと、②婚姻形態が妻問い期間を経た妻方居住婚か独立居住婚であり、夫の両親と住む夫方居住婚は未成立であったから、実際の居住単位としての世帯は母系直系家族か単婚家族であったこと、③財産所有単位は個人であり、女性も自身の財産を管理・処分しうる能力を持っており、経営単位となるような家産や、女性が男性に隷属する家父長制も未成立であったこと、等々が実証された結果、籍帳の郷戸が実際の家族形態を示すものではないことが提唱されている。

村の中での女性の生活　では前述の考古学の成果をどのようにとらえるべきであろうか。対偶婚的流動的な生活共同体としての世帯が、血縁や姻族関係に基づき集まって小グループを構

成し、それらが血縁・地縁的な集落を作っていたが、世帯もグループも経済単位として自立していなかった。彼らは塀で囲まれた一区画の施設をもつ共同体首長層の経営施設に依存して農業を行なっていた。この宅は本来共同体のものであったがすでに階級関係が生じており、成員たちは共同体を代表する首長層に隷属していた、と考えられる。

　このような社会関係を持つ村での女性の生活を考えてみよう。律令によれば、口分田は、男二段、女一段一二〇歩が班給され、また七四三（天平十五）年には墾田永年私財法により墾田の私有を認められるようになった。当時の売買文書や寄進文書には女性が墾田所有者となり、個人名で主体的に売買・寄進している事実が散見される。近年藤原京遺跡で発掘された九世紀初頭の紀年を持つ木簡には、「山田女」が庄園の佃二町六段を請け負っており、「建万呂妻浄継女」は稲二束を出挙している記載がある。女性が名目だけの所有者ではなく、実際にも世帯員・血縁者・家人等を指揮して経営の主体たりえていたことが判明すると同時に、妻も夫とは別に借財の主体であったことが読み取れよう。男性家長に従属する家父長的家族は成立していなかったのである。実際には夫婦や世帯の口分田・墾田を併わせ、地縁と血縁で構成された小グループが日常の農作業の単位であったと思われる。

　当時は牛馬耕がさほど普及していなかったから、女性の農業労働は重要な位置を占めていた。特に家屋の周辺や山の斜面の畠作は女性の分担であった。一時に多量の労働力を必要とする田植え・稲刈り等は集落民の相互扶助的集団労働であり、また水の維持・管理や中央に貢納する地方の特産物の生産労働には、共同体首長層の指揮のもとで集団労働が行なわれた。男子のみに規定される調・庸・雑徭等の労働も実際には女性が調達していた。たとえば調の主要な品目である布の生産を考えてみると、栽培・製糸までは小規模な世帯の女性により生産され、それを集めた村首等の共同体首長層の経営センターで女性たちにより織成され、戸主の名を記入し中央に貢上されていた。このような労働形態であったから、村の春秋の祭りにも女性は男性と同列に出席でき、また祭りの司祭者である場合もあったのである。

（服藤　早苗）

3　女神の没落

神話の中の兄と妹

　葵祭で知られる京都の賀茂神社は、本来、上賀茂に賀茂別雷神、下賀茂（御祖神社）にその母である玉依媛命を祀る。古くからの伝承では、建角身命の子に玉依比古・玉依比売の兄妹があり、ある日、玉依比売が川で得た丹塗矢（火雷命の化身）に感じて孕み、生まれた男子が別雷命である。父の名を問われた別雷命は、酒杯を天に向け屋根を穿って天にのぼり、雷神が父であることを明かしたという。以後、玉依比古の子孫が賀茂県主として、代々この二柱の神を祀りつつ賀茂の地を支配してきたのである。

　神の子を産む妹と司祭者にして政治的支配者たる兄のペアは、『常陸国風土記』の努賀毗古・努賀毗咩説話にも同様に、より素朴な形でみられる。タマヨリヒメ（魂を憑依させる女性）は、のちに斎宮へ昇化していく日本古代の女性祭祀者の原型を示しているといえよう。かつての、神の言葉を伝える

6図 玉依姫命（吉野水分神社蔵）

ことにより政治的支配者ともなった女王卑弥呼と、それを助けた男弟のペアとは異なり、ここでは妹は御祖神として、すなわち、兄の政治的支配権の源泉たる神の「母」としてのみ尊崇される存在となっていることに注目しなければならない。このように、女性の祭祀機能の特殊肥大化は、族長クラスにおいて、政治支配上の男性優位の確立にともなって進展するのである。

タマヨリヒメは、政治的支配権を兄（の子孫）にゆだねつつ、神の母として、自身は女神になった。しかし次の段階においては、族長は自らを神の子孫として位置づけ、始祖たる神との一体化を遂げる。これによって妹は女神の座から転落し、従属的祭祀者へと押し込められていく。「現御神と大八嶋国しろしめす」（『続日本紀』宣命）天皇の現人神思想が高揚・確立する天武朝が、同時に、伊勢斎宮の制度的確立期であることは、きわめて示唆的であろう。そこでは妹は、神である兄の「御名を顕す」（『古事記』上のシタテルヒメ）存在でしかない。

春日社等の氏神の祭りにおける氏上と斎女の関係は、まさにこの天皇と斎宮のミニチュア版である。平安遷都にともない朝廷の重要な守護神になった前述の賀茂社にも、皇女が斎王として派遣され

るようになる。また、神主でもあった出雲国造は、代替わりごとに領内の多くの女子を「神宮采女」と号して娶り、妾とした。かつてのタマヨリヒメによる神婚は、ここではもはや、自らを神に擬した男性支配者による、神事に名を借りた「淫風」へと堕しているのである。

女性祭祀の流れ 古代の斎宮は、沖縄の聞得大君との類似性で説かれることが多い。しかし両者には、沖縄の神女が自然の豊穣性によりつつ自らのセヂ（霊力）を更新し、それによって兄を守護するのに対し、古代日本では、天皇（族長）は始祖神との儀礼的結合によって自らの身に霊力を得、斎宮以下の女性祭祀者はそれを助けるだけ、という決定的相違があった。女性が、政治的母性崇拝にそって御祖神として崇められる構造の中に、すでに、女神の没落の芽は胚胎していたというべきであろう。

しかし、以上に述べたことが古代の女性祭祀のすべてではない。本来、祭祀機能そのものは男女ともに有していたことは、タマヨリヒコの名称そのものが雄弁に物語っており、天皇は古代を通じて司祭者でありつづけた。民間のムラのレベルにおいても、新嘗の祭りには男女がともに、質を異にしつつかかわっている（『万葉集』三四六〇番）。宮廷祭祀の世界でも多くの男女専業神職者が神事に奉仕していた。ただし、男性が神祇官の官人であるのに対して、御巫・中臣女等の女性神職者は官人体系に組み込まれることなく劣位に押しやられていく。この流れの下で、民間の神社においても、男性の神主等は把笏を聴され、しだいに官人秩序に組み入れられていくが、女性はもっぱら最下位の禰宜として公的秩序の枠外の存在とされるのである。

このように、政治にかかわる祭祀の場において女性の公的劣位化がすすんだことは明らかである。

しかし宮廷祭祀や氏神祭祀、また地方の神社においても、その神事内容を詳細にみると、神と直接に接する中核部分は、後世にいたるまで女性が保持しつづけている。女性の祭祀機能のうち、政治的に吸収変質されつくさなかった部分は、やがて、公的世界からはじき出された巫女を通じて中世の雑多な民間巫女にうけつぎ担われていく。

もう一つ、タマヨリヒメの神婚が、たとえば天使によるマリアの受胎告知とは異なり、丹塗矢という具体的シンボルをもって語られる点も重要であろう。生殖の自然の賛美を通じての男女平等思想は、わが国の民間信仰の底流をなし、近世後期にいたって開花する。御祖神（政治的母性）から斎宮への昇化とは異質の流れがそこにはみとめられよう。卑弥呼以前からの、女性の巫女的機能の真の生命力は、女神に祀り上げられなかったところでこそ生きつづけたのではないだろうか。（義江　明子）

4　女帝と宮廷歌人

女帝の世紀　六世紀末から八世紀後葉にかけて、推古・皇極（斉明）・持統・元明・元正・孝謙（称徳）と、断続的に六人八代の女帝のラッシュがみられる。まさに女帝の世紀である。この期間はまた、天皇一族の内部で極端な父系近親婚がなされた時期でもあった。欽明以降の歴代天皇の系譜関係とその中での女帝の位置を簡略に図示化すると次頁の図のようになる。

こうした父系近親婚の積み重ねにより、王権は他の豪族たちから卓越した地位を固めていくのである。女帝とは、王権の確立期にあって、皇女にして皇后として、その一翼を担った女性たちであった。七世紀末の持統においてこの動きは頂点に達し、同時に転化の時期を迎える。これ以降、元明は皇位継承予定者であった草壁皇子の妃としてまだしも皇后に準じて考えることができようが、元正・孝謙（称徳）は、もはやいかなる意味でも皇后ではない。

持統の父である天智の領導の下、特に白村江で唐・新羅軍に大敗を喫した（六六三年）後、律令制国家機構の樹立へ向けての支配体制の整備は急速かつ着実に進められていく。ただし、その頂点に位置する天皇の地位の正統性は、皇大御神の子孫という神話的由来に基づく。父系近親婚の積み重ねは、

聖なる血統の純化という側面から、この現人神思想の高揚を準備したといえよう。女帝は、自らの一族の支配体制の確立を男性とともに担い、その結果として、そこから排除されていく。

推古以前にも、たとえば神功皇后・飯豊王のごとく、女帝的存在であったと考えられる伝承上の女性たちがいる。彼女たちは、巫女的性格を強く持っていた。しかし、歴史上明確な推古以降の女帝は、こうした前史を背景に持ちつつも、直接には血統と皇后権を基礎として、男性の皇位継承に困難の生じた場合にたてられる「中つぎ」の天皇である。とりわけ持統以降は、天武―（草壁）―文武―聖武という父系直系の皇位継承を実現するための「中つぎ」であった。この基点となる天武のときに現人神思想の著しい高揚がみられることは偶然ではない。

女性歌人と公的世界　当時、歌はようやく記紀的集団歌謡の段階を脱し、個性を持った文学的表現を獲得しつつあった。その中で、現人神思想も見事な結晶をみせる。

大君は神にし座せば天雲の雷の上に盧せるかも（『万葉集』二三五番。柿本人麻呂）

大君は神にし座せば赤駒の匍匐ふ田居を都となしつ（同四一六〇番。大伴御行）

これらの歌には、天皇を戴き国家の草創期を担う貴族支配者集団の強烈な想いが表明されている。こうした一体感は、律令制国家機構の確立以後、しだいに衰退していかざるをえず、人麻呂から赤人―家持へという代表的歌人の歌の系譜にはそれを如実にみてとることができる。しかし、貴族層男性には、天皇との集団的一体感は失われても、確立した国家機構の内部で官人として生きていく新たな途が開けていた。それに対して女性はどうであったろうか。

柿本人麻呂等とほぼ同時代の代表的宮廷歌人に額田王がいる。しかし、彼女をはじめとする女性歌人の歌には、国家を主体的に担うものとしての、自らをその一員と感得するところから表出するひびきは、何らみとめられない。その多くは男女・身内の相聞の世界に終始しており、天皇に対する挽歌で詠われるのも、君主としての偉大さではなく、日常に慣れ親しんだ大君を失う悲しさのみである（『万葉集』一四七～一五五番）。律令官僚制の下では、男性のみが父を承けて官人として出仕するのであり、女性の公的舞台は後宮に限定されていた。男女宮廷歌人の歌詠の明瞭な相違は、ここに由来するとみることができよう。

女性歌人の歌で、集団とのかかわり・広がりが感じられるものの多くは、祭祀・宴会の場での歌である。宴会は本来は神事の後の直会として宗教的性格を持つが、このころにはすでに世俗的性格を強めており、額田王の歌も宴会に彩りを添えるものとしてもてはやされたのであった。大伴坂上郎女の神を祭る歌（『万葉集』三七九・三八〇番）は、彼女の一族の刀自としての性格をうかがわせて興味深いが、この歌自体は、神祭りに託した恋歌である。

父系近親婚による天皇一族の血統純化の過程は、王統を半ば中に取り込んだ蘇我氏との緊張関係の中ですすめられ、ついで、確立した王統を支え補うものとしての藤原氏との婚姻へ、と展開していく。孝謙は、まさにこの転換の結節点に位置する女帝であった。皇后ならざる元明・元正二代の女帝を経て、天武の直系の曾孫である聖武の次に登場した孝謙は、もはや（皇后でもなく）直系の男帝のための「中つぎ」ですらない。しかし、女性を排除した律令官人機構の中で、成長を遂げつつあった男性

貴族たちにとっては、中つぎならざる女帝は正統性を持たない。阿倍内親王(→孝謙)の立太子は、「猶ほ皇嗣を立つること無し」(『続日本紀』天平宝字元年七月庚戌条の橘奈良麻呂の言葉)として無視され、その死後は、女帝を回避して天智の孫の光仁が擁立された。以後、皇族・貴族の女性の公的場としては、現人神天皇の後つぎを生む後宮の妃か、神事を通じて天皇に奉仕する斎宮等の祭祀者か、それらに仕える女官・女房か、のいずれかになる途しか残されないこととなったのである。

(義江　明子)

5　万葉歌にみる婚姻・恋愛・性

妻問婚と女性　古代の婚姻は夫婦別居の妻問婚で開始される。「ツマドヒ」のツマは、本来、一対の男女の片方をさす称であり、妻問婚の本質は、後世の家父長婚とは異なり、男女当事者本人が相互に求婚しあう(問ふ・呼ばふ)点にある。七~八世紀にはもはやもっぱら男が女のもとに通う妻問い＝妻訪婚となっているが、「われや通はむ君や来まさむ」(二六五五番)、「夜になりなばわれこそ行かめ」(二九三一番)と、女から男への通いもまだ風習としてみられた。

妻問婚は、離合の容易な流動的な婚姻形態である。何年か婚姻関係が継続して子供も次々に生まれてくるころには、同居に移行することも多かったと思われるが、その場合にも、夫婦の結びつきは、後世とは異質な、独得の様相をみせる。

……吾妹子と二人わが寝し　枕づく嬬屋の内に　(一人残された私は)昼はもうらさび暮し　夜はも明づき明し……(二一〇番)

白栲の袖さし交へて靡き寝る　わが黒髪のま白髪に成りなむ極み　新世に共に在らむと　玉の緒の絶えじい妹と　結びてし言は果さず……緑児の泣くをも置きて(妻は死んでしまったので)……(私は)吾妹子とさ宿し妻屋に　新には出で立ち偲ひ　夕には入りゐ嘆かひ……(四八一番)

右にみられるごとく、死んだ妻を哀惜する思いは、まず何よりも直接の性的結合への想い出としてほとばしり出る。庶民においても、婚姻は「ま愛しみさ寝に吾は行く」(三三六六番)と詠われ、男女の結合の質には変わりがない。

もっとも、通いにせよ同居にせよ、婚姻関係がある程度継続して安定性をもってくれば、そこには当然、経済や育児における共同生活の重みも形成されてくる。

防人に発たむ騒ぎに　家の妹が業るべき事を言はず来ぬかも　(四三六四番)

吾等旅は旅と思ほど　家にして子持ち痩らむわが妻かなしも　(四三四三番)

しかし、長期(あるいは生涯)にわたることもある通い、生まれた子供の妻方での成長、という婚姻関係が支配的な当時にあっては、家族は、夫婦・子供の生活と、自らの親との生活の二重の関係として日常的に存在することになる。

家にあらば妹が手まかむ　草枕旅に臥せるこの旅人あはれ　(四一五番)

家にありて母がとり見ば　慰むる心はあらまし　死なば死ぬとも　(八八九番)

……うらもなく宿れる人は　母父に愛子にかあらむ　若草の妻かありけむ　おもほしき言伝てむやと　家問へば家をも告らず……（三三三六番）

その中でも、「家にある妹忘れて思へや」（六八番）、「家なる妹し常に思ほゆ」（一四六九番）と、家と結びついて脳裏にまず浮かぶのは妻の存在であった。しかし、それにもかかわらず、妻子とともに過ごす家は、男性にとっては、（たとえ「わが屋」と観念されようとも）帰るべきところではなく「行く」ところであり、父母の待つ故郷の家が「帰る」ところなのである。

家に来てわが屋をみれば　玉床の外に向きけり妹が木枕　（二一六番）

家に行きて如何に吾がせむ　枕づく妻屋さぶしく思ほゆべしも　（七九五番）

……吾妹子に告げて語らく　須臾は家に帰りて　父母に事も告らひ　明日のことわれは来なむと……（一七四〇番）

万葉歌の世界では、家に「ある」のは妻あるいは母（まれに父）であるが、妻のいる家に「帰る」という表現はほとんどみられず、逆に母のいる家に「行く」という歌はない。ここには、婚姻関係が日常生活・経済生活の共同をしだいに獲得していきつつも、いまだ緊密で安定した家族関係の形成にいたらない、過渡期の様相が如実に示されているといえよう。

同居へのあこがれ　こうした中にあって、夫婦が日夜ともに暮らす同居生活への強いあこがれを詠った歌も少なくない。

吾妹子が裳引の姿　朝にけに見む　（二八九七番）

男女の熱烈な恋情を詠い上げた万葉の相聞歌は、同居願望に身をこがす不安定な婚姻生活の下でこそ生まれたものであった。

「汝こそは男に坐せば　打ち廻る島の埼々　かき廻る磯の埼おちず　若草の妻持たせらめ　吾はもよ女にしあれば　汝を除て男は無し　汝を除て夫は無し」（『古事記』上）とあるように、妻問婚が本来の相互婚の性格を失い、支配層からしだいに、男性にのみ開かれた一方的な訪婚へと傾斜していく中で、安定した同居の実現は女性にとっても強い願いであったろう。

夫婦の結びつきを核とする家族が、社会の基礎的経済単位として一般的に成立してくるのは平安末以降のことである。それは女性にとっては安定の一面の従属をも意味していた。流動的で開かれた婚姻関係の終焉は、万葉の相聞歌とは異質の、「夫婦の契り」を主題とする新たな文学世界とともに、他方で、万葉ではまだ多妻関係の発展の一部としてあった遊行女婦から、本格的な売淫制下の遊女への展開をもたらした。「家婦か、しからば娼婦か」の時代がここに始まる。

（義江　明子）

二　王朝文化とその背景

1　女性の地位と相続制

女性の地位の低下　平安時代の女性の政治的社会的地位の変化は、政治の場である朝廷での女性の役割の推移から明らかになる。律令「後宮職員令」に天皇に常侍し奉請等の任務が規定されていた内侍司の長官尚侍は、九世紀初頭には国政にかかわる内侍宣を出すなど重要な政治的役割を担っていた。ところが尚侍藤原薬子の変後設置された蔵人所に尚侍の任務が漸次移行するに従い、政治的任務が少なくなり、行事の奉仕や「神璽」の管理へと変化する。また中期になり後宮官司の整理・統合が行なわれると、他の宮人も従来の実務的・政治的役割が減少し、天皇の私的日常生活に奉仕するだけになっていく。特に尚侍は天皇に常侍するため天皇の寵愛を受けるようになり、十世紀には明確に妻妾の一人となっていく。このような政治的役割の減少は女性の社会的地位の低下といえよう。

天皇の后妃は、九世紀になると定員の増加にともない令外官的女御・更衣が設置され、律令によらない身分秩序が創設されると、しだいに藤原氏嫡流の女たちの入内の定着となる。そしてその所生子

が帝位に着くと国母として政治的発言権を強めていく。しかしこの国母すなわち天皇の母の発言権は、天皇の父即ち上皇の没後に行使しうるものであった。嵯峨天皇の時、はじめて孝道実践として朝覲行幸が年中行事化した事例に示されているように、まず天皇家内部において父母・父子の秩序が樹立され、家父長制が成立したとみることができる。この家父長制は子に対する権限が父母に分有されていたため、父上皇没後の国母の発言権となったのである。皇太后穏子の言による朱雀天皇の譲位、詮子の一条天皇への圧力による道長と伊周との内覧争奪の決着等は特に著名であるが、この国母の権限を背景に外戚の権力掌握、いわゆる摂関政治が行なわれたのである（従来この国母の実例からみて、父権よりも母権の方が強力であったとする説があるが、強力な家父長権を持つ上皇の没後か、何らかの理由で権限を行使しなかったためであり、母権のみの評価は誤りである）。かつてのヒメ・ヒコ制や奈良時代の天皇と皇后とによる政治分担と、この国母であることによる政治介入とを比較すると、女性の人格のうち母性のみに限定されたことになる。こうなると、入内しても子を儲けられなかった女性は、当時の物語に溢れているように悲劇的にすらなるのである。この母性の強調は、天皇の養育を分担する乳母の地位変化にもうかがわれる。平安初期の天皇の乳母は、せいぜい五位に叙されるのが通例であった。ところが中期以降になると、養育した天皇の即位とともに三位に叙せられ、内侍司の次官典侍に補任され後宮官女統制の頂点に立ち、国母に準ずる地位となっていく。このことからすると母性の強調は女性の社会的地位低下の反映でもある。

一方、入内し天皇の寵愛を受け、皇位継承者を儲けるためには、教養に富み文化への配慮が要請さ

7図　中宮に『白氏文集』を講じる紫式部
(『紫式部日記絵巻』)

れたので、摂関家の女たちは幼少よりそのための教育が施された。そして入内のさいには、調度・衣服等に贅をこらし、また優れた才能に富む側近女房たちが集められた。一条天皇の中宮定子に仕えた清少納言の『枕草子』、彰子の女房紫式部の『源氏物語』等世界的な女流文学の数々がこの女房たちによって編み出された。また天皇等に公的に仕える「うえの女房」も数多く存在し、華やかな宮廷文化が生み出された。まさに女性の手に成る文化である。政治的役割から天皇・中宮等の日常生活の奉仕者へと変化があったものの、平安中期の後宮や女房たちはいまだ自身の教養・才能を発揮し得る側面がのこされていた。また女房は中級貴族の女が多かったから、出仕による権力者への接近は父・兄弟や夫等男性近親者の官職獲得に寄与でき、家の発展にも女性が関与していたことを示す。

平安後期になると、実家の身分も高く天皇の寵愛を受け男子を出生したにもかかわらず、女御・更衣などの地位を与えられない場合があった。また多くの女房が天皇の侍妾化してゆき、後宮の全女性が天皇の侍妾予備軍となっていく。上皇とその側近が権力を掌握するようになると、乳母の地位がよ

り向上し、乳母やその夫は養父母のごとく、またその子女は上皇の兄弟にも准ずる側近として勢力を誇るようになる。後宮女性が性と母性のみの役割へと変質しつつあることを示そう。

平安貴族の婚姻形態　後宮での女性の地位の変化は、貴族層の婚姻形態・財産所有にも同様にみられる。前期は婚姻儀式や婚姻後の居住形態も明確な規制は存在しなかったようであり、女性自身が官職・位階により俸禄を獲得し、その政治的立場により氏や家に寄与しえていた。たとえば、九世紀中葉ごろまで『公卿補任』の母の名には、父の名プラス母自身の官職・位階が記載されている。ところが、このような母は十世紀以降減少する。藤原氏の場合も冬嗣の妻美都子が正三位尚侍であったように、妻や女子の宮人数は多く、自身の職務に基づく叙位であった。ところが良房は臣下ではじめて皇女を妻にしたが、妻潔姫は八五一(仁寿元)年十一月七日に良房の家夫人として従三位に叙せられている。これ以降夫の地位に応じて妻が叙位される事例が増加するのである。

十世紀になると摂関家の女子は入内か有力貴族の妻となる場合が多くなる。このころから貴族の婚姻は、長女が聟取りをし、一定期間父母と同居した後に別居する、いわゆる妻方居住婚を経た独立居住婚、次女以下は妻の父母の経済援助のもとでの当初からの独立居住婚が慣例となった。一夫多妻であったから同居する妻が嫡妻とみなされたが、他の妻も後世の妾ではなく次妻であり、子も実子としての扱いを受けた。しかし、しだいに嫡妻所生子が父の官職後継者となっていき、次妻以下の立場は低下してゆく。夫婦の同居が固定化すると妻の家内部での役割分担が強化され、社会的職務を果たす夫の家を支えるために家政全般を執行するようになる。

しかし同居する妻も別居の場合も、後世ほど夫に従属するものではなかった。それを保障したのは妻独自の家屋を含めた財産所有であり、日常的物資等の妻方両親からの経済援助であった。『小右記』の作者右大臣藤原実資が、実子や多くの養子をさしおいて一人娘千古に全財産を譲与したように、平安中期には女子の相続は男子に比較して優位の場合さえあった。ただし当時は官職に基づく国家給付がいまだ重要な財源であり、前述のように女性はかかる地位の継承からはすでに排除されていたのであり、男性と互角の経済能力は望むべくもなかった。また女性の結婚の目的は父母なきあとの生活保障のためであり、貴族層の離婚権は夫が持っていたことからすると、かかる階層においては中期にはすでに家父長制（後世と比較するとゆるやかではあるが）が成立していた、と見なされる。

平安後期になると貴族層の婚姻形態は当初から独立居住婚となり、儀式・家屋・生活等の援助も夫方両親の提供になる。家の経済も、かつての国家的給付から荘園等の家屋へと変化し家業が固定化すると、家産は家業を継承する男子へ相続されるようになり、女性の相続権も減少し、しだいに一期分となり、経済的にも夫への従属の度合を強めていくのである。

（服藤　早苗）

2　村々の生活と分業

物語にみる女性の地位　九世紀の初頭に成立した『日本霊異記』と十二世紀初頭ごろ成立の『今昔物語集』は農村の家族・経営等が具体的に活写されており、当時の生活を知るうえで重要な史料である。前者の説話が後者にも採録されているが、興味深いのは微妙な相違点である。『日本霊異記』中第一六では、讃岐国の富人の家には、「家長」「家室」がおり、「産業」を行なう家口たちが存在していた。家室はこの豪族の妻であるがイエノトジという独自の社会的名称を持っている。当時の豪族層の家は、家長・家室の二つの中心を持ち、家口等によって構成された組織であり、集落の農民たちはこの組織に依存しながら経営を支える流動的な存在であった、とされている。この説話が『今昔物語集』巻二〇第一七では、富家に「家の主」と「家の女」がおり、家人たちが「家業」を行なう描写に変化している。ここでは妻の独自な名称はもはやなく、家のアルジとオンナなのである。この変化は産業が家業に変わったことに如実に示されるように、「家」の成立によって従来の二つの中心が一つに統一され、対社会的に家を代表するのが男性＝夫になったためである。『日本霊異記』には、讃岐国美貴郡の大領（＝郡司）の妻田中広虫女が夫とは別に独自の財産であくどい営田・出挙活動を行ない富を貯えたように、家室自身も財産・経営の主体として経済活動を行なう女性が登場する。

これに対し『今昔物語集』には父母が死亡したり、夫が通わなくなると従者に逃げられ没落する女性が数多く登場し、男の家の主の存在意義が強調される。また夫は妻子を養う必要があることが随所に出てくる。これは中期以降どの階層にも未熟ながらも農業経営の単位としての家が成立すると、女性は家の妻として家政をきりもりすることが理想とされたからだと思われる。在地領主層では「此ノ女ヲ妻トシテアリケレバ、万ヲ任セテゾ」（受領の妻、『今昔物語集』巻三〇第五）、「家ノ事共政テ有リケレバ」（在地領主の妻、同巻二六第五）等、妻が夫の経営の家政全般を行なっている。全家族構

成員により直接農業経営を行なう百姓層では「蚕養織婦、裁縫染色、飯食衣服、家の中の所作、田畠農業のこと」(『大日本国法華経験記』)が妻の分担となっており、農業にも直接従事している。

しかし女性の財産所有権・経営権が消滅したわけではない。平安時代の農民層の相続は、十一世紀中期以降在地領主層の主要な財産である職と一体化した一所所領は男子へと処分されたが、他の田畠に関しては男女均分に近い相続であった。女性は父母からの相続財産等をもとに経営を行なっていた。十一世紀中葉、山城国相楽郡賀茂郷では、山村姉子が「別符を請申し、公事を勤仕」していたが、官物未進が四十余石のまま没したため、「後家目代等」により姉子の「私貯」である「先祖相伝私領」五町余が東大寺に渡されている(『平安遺文』一三四二)。妻が自身の相続財産をもとに「名」の官物公事請負を行なっていたのである。従来「名」の請負に女性名が出てこないので、女性も実際に経営は行なうものの年貢公事請負は夫の責任で行なった、とされている。ところが、遠江国小高厨では「山口得丸仲子仮名」とあり、仲子は名に仮名を使用している。当時負名は男性でも雅名を称するのが一般的であったから、女性も慣例に従ったまでであろう。夫婦別財が基本であるから、妻も独自の財産の管理・経営は自身の責任で行なっていたといえよう。ところが、『平安遺文』の土地売券をみると、売主では全般的に女性が三割近く登場するのに対し、買主では、前期は膨大な土地を集積した中嶋連大刀自古のような女性さえ存在したが、十世紀以降は僅かに一割の女性しか登場しない。これは女性が相続財産は保持しながらも新たな経済活動を展開しえなかったことを示している。家の成立とともに新たな経済活動は夫の責任でなされるようになり、しだいに女性の経済的地位が低下していくのである。

女性の農業労働　実際の農業労働では女性も重要な役割を果たしていた。田植えのさいの五月女は著名であるが、大名田堵に雇用されたり、集落の相互扶助としての結的集団労働であった。また養蚕は女性の分担であり、品種改良に成功した女性もみられる。製糸、機織り等も同様であり、領主層の工房で雇用されたり、下女として労働した場合もあり、農民層では家族の衣料はすべて女性の分担であった。家屋の周辺の垣内畠の耕作は女性の分担であり、その他草取り、稲刈り等多様な労働を行なっていた。しかしかかる労働は、家の成立から考えると男性家長が指揮したものと思われる。

『今昔物語集』で女性の職種をみると、酒造り、鏡売り等の商人、遊女ぐらいしか登場しない。往来物の祖である『新猿楽記』には男性の多種多様な職業が記述されているのに女性は覡女と遊女しか登場せず、あとは妻とのみ出てくる。実際の女性の職種が少なかったわけではなく、職人として認識されなかったためであろう。土器造りも女性の分業で

8図　田植え(『弘願本法然上人絵伝』個人蔵)

あったから、後世のような女性不浄観はまだ確立していなかったと思われるが、家の成立とともに村落の維持等から女性はしだいに排除され、女性観の変化の土台が構築されつつあった。

（服藤　早苗）

3　女房文学の光彩

仮名文字と和歌の世界　摂政関白による政治の体制が確立してゆくにしたがって、権門貴族は競ってその娘を入内させ、平安朝の後宮は必然的に著しい発展を遂げることとなった。入内する后妃はいずれも多くの女房をともなっており、たとえば藤原道長の三女（一条天皇中宮彰子・三条天皇中宮妍子・後一条天皇中宮威子）の入内にさいしては、それぞれ四・五位の貴族の子女四〇人が「いみじう選り調へ」られて従っていたという（『栄花物語』）。この場合「女房」とは、后妃たる女性の後見者が私的に配した侍女のことを意味している。後宮には、こうした私的な侍女のほかに、いわゆる後宮十二司に仕える女官もおり、さらには斎院斎宮、あるいは親王家摂関家などにおける侍女をも総称して「女房」とよぶのであるが、一般的には天皇・后妃の側近の女官、および后妃付きの私的な侍女をさすことが多く、「女房文化」の担い手もまた、主としてこれらの女性であった。

こうした「女房」の役割は、結局のところ仕える主人を盛りたて、その殿舎を明るく華やいだ魅力的なものとすること、ひいてはそうした主家の栄華を世に喧伝することに尽きている。「女房文学」な

るものも、こうした女房の役割の一端としてとらえるべきものであろう。娘を入内させた貴族にとって、その娘が皇子を儲けることができるかどうか、これが彼の政治的生命の分かれめであった。そのために彼らは、わが娘が少しでも他に優って天皇の訪れを受けるよう、衣装調度の贅を尽くすのにもまして、美しく才たけた良家の子女を呼び集えることに心を砕いたのである。

九六〇（天徳四）年三月に催された「内裏歌合」は、「男すでに文章を闘はせり。女よろしく和歌を合はすべし」との女性の側の要請によって開催されたものであった（『村上天皇御記』）。男が「文章を闘はせ」たというのは、前年八月の「内裏詩合」のことであり、漢詩が男の領域とされるのに対して、和歌の世界でなら、という当時の女性の意識がうかがわれる。女性にこうした意識を抱かせたものは、和歌の表記には、「女文字」すなわち仮名文字が用いられたことによっている。仮名文字が日常生活の中では完全に定着してしまった後も、和歌の世界を除いては、男性貴族の表向きの文字はあくまで漢字であり、日常語を駆使して、外界の事物の細部や心の内奥を真に表現するに足る仮名文字は、漢字よりも一段格の低いものとして、女性の手に委ねられていたのであった。そして、平安時代の中期にいたって、女性の手になる文芸が、現代のわれわれからみればこの時代の文芸の大半を占めていると思えるほど躍動することのできたのも、仮名文字がこのように女性の具とされていたこと、女性もまた、仮名文字こそ自らの文字であるとして意識的積極的に使いこなしていったことが、何よりも大きい要因であった。

こうして、和歌の世界から出発した女房たちの文学は、やがて家集を編み、日記を綴り、さらには

物語の創作へと拡がっていった。摂関政治の頂点であった道長の時代の前後は、同時に女房文学の最盛期でもあって、一条天皇の中宮定子のもとには清少納言・馬内侍、同彰子の側には紫式部・和泉式部、また『栄花物語』の作者に擬される赤染衛門や、伊勢大輔等々が仕え、他方、大斎院とよばれた村上天皇皇女選子もまた有力なサロンを形成していたことが、その女房の手に成るとみられる家集などにうかがうことができる。

女房文学と女流文学　清少納言の『枕草子』には、あるときは鼓櫓の上によじ登って騒いだりもする女房たちの陽気な姿が描かれ、また、天皇をはじめ、兄弟、親族の貴族たちが次々に訪れてくる定子中宮の後宮の賑わしさ、そのようなおりにおける彼女の機知に溢れた応答が宮中での評判となって、さらに中宮を引き立ててゆくことなどが誇らしげに記されている。他方、紫式部は、その宮仕えの日々を記した日記において、厚かましく口うるさい同僚女房たちの中で、わが「身のほど」を思い知らされながら暮らす憂さを嘆いている。それらはともに女房生活の一面であった。『枕草子』には、猟官運動に奔走する老貴族が、女房の局をまわっては天皇や中宮への執り成しを頼み歩く姿がとどめられ、『小右記』には、作者である藤原実資と上東門院（彰子）との間を取り次いでいる紫式部らしい女房が現われる。女院や中宮を訪う貴族たちは、まずその側近の女房たちの機嫌を取り結ばねばならない。これら外来者との折衝は女房の重要な職分であり、そのゆえにときによっては貴族たちの運命をも彼女たちはその手に握ることができたのである。女房のもつこうした性格は、彼女たちに大きな自負を与えるものでもあったろう。しかし、反面、家の奥深く人にかしずかれて暮らすことこそが女性の理

想的境遇であるとされていたこの時代に、それぞれ貴族の姫君として育った身でありながら、男性の眼前にその身を曝し、しかも互いに僅かばかりの調度を隔てるのみといった部屋で、同僚の耳目をいつも意識せずにはいられないその生活は、耐え難いものでもあったに相違ない。いずれの側面に光を当てて描くか、それは作者の資質の違いでもあり、さらには、書き残そうとする、あるいは残さねばならないテーマの差でもあった。

清少納言の仕えた中関白家は、彼女の出仕後数年のうちに政争に敗れて後退し、定子中宮は不遇の中に二五年の生涯を閉じている。中宮の日々を記し残すとき、だからこそ、清少納言はその出仕生活を暗く惨めなものとして描き出すことは許されなかった。中宮の逆境が世間周知のことであればなおさら、清少納言は、その後宮の美々しかったありさまを、華やかにめでたかった中宮の生活を記しとどめておかねばならなかった。彼女は自らの資質を十全に生かしてくれた若い主人、敬慕してやまぬその中宮に、女房としての最後の務めをその筆に託したのである。

対して、紫式部の仕えた彰子中宮は、栄華を極めて時めく人であった。そうした状況にあっては、主家の栄華を記す中にも、わが身の宿世のつたなさを嘆き、また宮廷生活の切なさを随所にあしらってみても、そのことによって彰子の、つまりは土御門家の繁栄をいささかも翳らしたりはしない。むしろその後宮にはこれほど深いまなざしを持つ女房がいるのかという感銘を読む人々に与えることにもなるであろう。紫式部はそれらの事情を熟知したうえで、自らの実感の影の部分に酔いしれることができたのである。しかも、「うつし心を引きたがへかつは忘るる」、日ごろの憂さも忘れてしまうこ

のめでたさ、などとちゃんと冒頭にも記していて、その日記もまた、主家礼讃の女房文学の性格から外れるものでないことが示されている。

しかし、こうした女房たちの文芸も、外戚政治の終焉とともに急速にその輝きを失ってゆく。後三条天皇（一〇六八〈治暦四〉年即位）は、三条天皇皇女禎子を母とする、外戚を持たぬ天皇であった。こののち院政期には、堀河天皇の寵を受けた女房が、天皇の臨終を看取り、その追慕に明け暮れるさまを綴った『讃岐典侍日記』が書かれている。冒頭には、天皇の死による悲しみと絶望がもしや「なぐさむや」「まぎれなどやする」と思ってこの日記を書いたということが示され、続いて、日々刻々と衰弱してゆく天皇の病態が描かれる。その描写は実に克明であり、迫りくる死を自ら予感しつつなも典侍を気づかう天皇の姿をも切なく記して、その行間には作者の悲鳴と慟哭が響きわたっている。しかし、その冒頭の通り、この作品は作者の個人的な文学的衝動につき上げられて綴ったもので、女房であった作者の手に成る作品ではあるが、その視座は、女房として主人を描こうとするよりも、あくまで愛する男を失った女としてのものにある。その意味においてこの作品は、「女房文学」とよぶにはやや異質な性格をもつ作品であると思う。「女房文学」とは、やはり、摂関政治の時代、后妃競い合う後宮において生まれ、ともに幕を閉じた文学であったと考える。

（菅野美恵子）

4　傀儡子・白拍子・遊女

芸能の集団　源平争乱時の帝王、後白河院は、その著『梁塵秘抄口伝集』において、美濃国、青墓宿の傀儡子の女たちをあつめて、今様や、「大曲」といわれている「足柄十首」などをうたって、楽しんでいるさまを伝えている。後白河院の師匠格の五条乙前をはじめとして、大進・小大進の母子、大進の姉和歌、その子あこまろなどが参集している。

平安末期の当時、すでに、「足柄十首」や「古柳」などの古曲は、もはや忘れられ、傀儡子たちも、節付もさだかでないという状況にあった。この時期に、後白河院が、『梁塵秘抄』を編纂した功績は大きい。

このように今様＝雑芸は、後白河院が伝授相承したように、宮廷貴族たちのもてあそぶものとなっていた。現在においても、綾小路家に伝えられ、「風俗」の譜も残っている。しかし、これはもともと、傀儡子、遊女などの雑芸集団の伝えるものであった。『吉野吉水院楽書』という楽関係の本には、「アシガラ十首」というのは、「ナビキ」というものが「アシガラノ明神翁」がうたわれたのをきいて歌い始めた。これを「ミヤキ」が節を作り句を切ったとしている。また、宮姫というものが足柄明神より習ったもので、宮姫の子がナビキ、ナビキの子が四三で子がない。小ミの母も宮姫であると書いている。「郢曲相承次第」には、「天暦聖主第十の姫宮（宮姫と号す）東国青墓宿の長者たり、今様堪能な

り、天下今様、皆かの余流なり」としている。もちろん宮姫を天暦の姫宮などというのは仮託であり、彼女らが青墓宿の傀儡子であったことは『口伝集』に明らかである。「足柄十首」も足柄山の峠の神に捧げる神歌である。『口伝集』によって、足柄十首の伝授は子なしといわれた四三（名人のきこえ高い）以後の伝承系統は、次のようにたどることができる。

四三 ┬（弟子）目井 ┬（弟子）姫牛
　　 │　　　　　　└（養女）五条乙前──（弟子）後白河院
　　 └（弟子）おとと──（弟子）延寿

延寿が青墓宿長者で、源義朝と関係があったことは『吾妻鏡』に記されていて名高い。

以上の傀儡子集団はどのようなものか。院政期の学者的行政官であった大江匡房の『傀儡子記』『遊女記』は、その生態を少し漢学趣味をおびた文章で活写している。傀儡子も遊女も似たような存在であるが、遊女は、「扁舟に棹さして、旅船に着き、もて枕席を薦む」といわれているように、舟遊女をいったらしい。前記『梁塵秘抄』にも、

遊女の好むもの、雑芸鼓小端舟、簦翳艫取女、男の愛祈る百大夫

とうたっている。遊女のたむろする土地として、摂津の江口・神崎・蟹島をあげているのは、これらの土地が淀川口の交通の要衝であり、旅宿として繁栄していたからであろう。

その他の土地では傀儡子として一括されている。男は狩猟、人形つかい、幻術などを行ない、女は歌舞の芸と売春を行なった。美濃・三河・遠江が最高で、播磨・但馬が次、西海が下と匡房はランクをつけている。美濃青墓宿の傀儡子が有名であったように、傀儡子集団は宿駅に集まり、旅人を客としたものであろう。農耕を行なわず、養蚕もいとなまず、したがって何らの支配関係ももたないで、「課役なきをもって、一生の楽となせり」と記されている。

9図　室津の遊女（『法然上人絵伝』知恩院蔵）

傀儡子の実態　鎌倉期、駿河国宇都谷郷の傀儡子集団は、一部は田地を請作していたが、在家間別役銭などを先例により拒否して認められている。院政期、匡房の記した状況がこのときにもみることができる。したがって、彼らは、課役貢納の権利義務をもたない体制外の民であったが、当時においては必ずしも差別されてはいない。しかし中世後期、彼らの後身である曲舞やあるき巫女は、声聞師、散所非人の中に含まれ、だんだん差別が強化されるようになってくる。

傀儡子も遊女も、百太夫＝百神を信仰していた。これは「木偶の棒」で、それを遊ばせるのが傀儡子や遊女や巫女であった。これは古代の民間信仰の百神と同じものと思われ、道祖神や、東北の「おしら神」も同様のものである。原始・古代からの民間信仰の一分枝が、彼らを担い手として残っていったものである。傀儡子の芸能は、こののち操人形にまで発展

して文楽座人形浄瑠璃にいたるが、一方で「でこまわし」といわれ、民間の門付芸能（家々をまわり、門口で芸を行なうこと）として現代まで残っているのである。

（姉）和歌――（娘）あこまろ――（娘）
（妹）大大進――（娘）小大進

さて、これらの傀儡子集団は母系制であった。後白河院の前に集まった傀儡子たちをみてもわかる（右系図）。しかも、五条の乙前は目井の養女で、「目井も、実の子どものやうには、よも教へざりけんものを」といわれている。実の娘以外に、非血縁のものを養女として含み込むのは、近代の芸者にまでその慣行をみることができるのである。しかも、それが人身売買による部分がみられることの確証は、鎌倉時代、一二五六（建長五）年の白拍子玉王身代請文に見出される。白拍子玉王が身代を出して請けた西心の養女得石女は本銭一四貫文で売買されている。男子で一貫五〇〇～二貫文という売買相場とくらべて、高額であることからみて、得石女は玉王と同じく白拍子か傀儡子と言えよう。これは青墓の傀儡子にかかわる文書であり、白拍子女が傀儡子集団から出てきたことも示すものである。

白拍子舞女といえば義経の愛人白拍子の静御前が有名であるが、彼女もまた、このような傀儡子集団から出てきたのである。静が神泉苑で祈雨の舞を舞うと、轟然と雨が降りそそいだという伝説のように、白拍子も、またその後身の曲舞女も、傀儡子と同じく宗教的な寿祝性をもっていた。「大山寺縁起」には「爰に当山御願の猿楽の中に白拍子と云ふ遊女有り」と書かれていて、猿楽も、白拍子も遊女も巫女も同じようなものとして、把握されているのである。

（脇田　晴子）

5　衣服の男女差

衣服における男女差のおこり　衣服は、人間が人間として生き始めた当初から着用が始まった。いわば衣服は、人間が人間として存在することの証しでもある。では人類史の第一ページに登場する衣服は、男女の性差を持っていただろうか。おそらく否である。衣服の起源については古来、さまざまな学説が継起し、多くの論争がたたかわされてきたが、今日、寒暑を避けるという物理的必要性が衣服をうみ出したとする説に、おおむねおちつきつつある。とすると、寒暑に対する感受性に格別の男女差があろうはずはなく、したがって人類史の第一ページを飾る衣服は、男女同形態であったとみてよいであろう。

ではなぜ衣服に男女差が表われるようになったのか。かかる観点から日本服装史を、世界史的な衣服の歴史の中に位置づけつつ、女性史の観点を加えて『服装の歴史』全五巻の叙述を行なった村上信彦氏の業績は、「服装史」の分野のみならず、「女性史」の方面においても不滅の金字塔をうちたてたといえよう。服装史が単なる制度の変遷史でなく、社会の趨勢にきわめて深くかかわっていること、わけても女性の地位の変動と衣服の変化が、密接不可分であることを、最初に明らかにした村上氏の仕事は、どんなに宣揚してもし過ぎるということはないであろう。

ズボン型かスカート型か　村上は、ヨーロッパにおける男性のズボン、女性のスカートという、衣

服の性別分化が、父権制社会の産物であるというあり方を日本に適用して、次のように考える。日本では室町時代以前には、男女ともにズボン、すなわち袴をはいていた。しかし室町時代を境に、家父長制の成立とともに女性はズボンをはく権利を剝脱され、着ながしの小袖姿になり、男性のみが活動に至便な袴を独占したとする。しかしわが国古代の固有の衣服制が、男女ともズボンであった徴証は、まったく見出しえない。「魏志倭人伝」の記載、弥生時代の銅鐸絵画その他から想定復元されるわが国の基層の衣服は、男女ともに袖なし、膝丈の、ワンピース形式で、スカート型の衣服と考えざるをえないのである。

以下、私見を述べてみると、スカート形式を基本とする衣服制は、庶民のものとして、少なくとも八世紀段階まで、男女ともに着用が続けられたことが確認できる。

人頭税を課すための台帳である計帳には、八世紀に実在した一般庶民の、ほくろ、あざ等が、身体のどの部位にあるかを記した、身体特徴注記が付されている。特徴が所在する身体部位は、胸・腹・臀部といった、通常は衣服に覆われているはずの箇所は一切ない。そこで特徴注記のある身体部位が、衣服の外に顕われているとの想定のもとに、八世紀の農民の衣服を復元してみると、袖なし・衿ぐりのゆったりとした膝丈までの衣服が浮かびあがってくる。そして膝以下を露わにした衣服は、八世紀の段階では袴、つまりズボンではありえないとしなければならず、したがって八世紀にもなお、庶民層は、「貫頭」衣系の、スカート型の衣服を着ていたと推定されるのである。

こう考えると直ちに問題になってくるのは、埴輪像の存在である。私たちの眼に親しい埴輪像は、

おおむねすばらしく太いズボンをはいている。そしてこれに比肩しうる女性像はというと、踵までのスカートをまとっている。とすれば、五・六世紀の埴輪盛行期には、袴（＝褌）と裳の、男女別形態の衣服制が行なわれていたかのごとくである。しかしかかる埴輪群像の存在の一方で、一般に農夫像とよばれる、上衣のみを表現し、下半身を省略して、ただちに基台部分に接続している埴輪像が少なからず存在する。これは下衣を着用せず、したがって依然として貫頭衣系の衣服をまとい続けた農民層の衣服を表現したものと考えられる。つまりこの時代には、全身像で表現される共同体首長層レベルでは、ズボンとスカートという男女別形態の衣服制が行なわれ、一般農民層の男女同形態の衣服の俗と、重層構造をなしていたのである。

以上みてきたごとく、三世紀から八世紀段階までわが国は、男女同形態の「貫頭」衣系の衣服の着用慣行を基層に持っていた。かかる在り方が女性の地位とどう結びつくかは必ずしも明らかでないが、「貫頭」衣は、東南アジア農耕民の、双系制社会に特徴的な衣服慣行と考える説のあることを付記しておきたい。

なお、如上の基層文化としての衣服の俗に対する、官人層の衣服制を概観しておこう。

わが国位階制の嚆矢としての「冠位十二階」にともなう衣服制は、男子も「褶」と称する裳、すなわちスカートをまとうものであった。それは中国の礼教的イデオロギーに基づいた衣服が男女とも「衣裳」であったこと、またわが国固有の衣服形態が男女ともスカート形式であったことに起因すると考えられる。

10図　奈良時代女子の礼服

しかし七世紀後半になると、埴輪像に見たごとくの男女別形態の衣服、つまり男子衣袴、女子衣裳の制が、律令制下の官人層の公的衣服として制定された。それは中国北朝系の王朝が、「朝参」の服として北方騎馬民族の衣服、いわゆる胡服の系統を引く、衣袴・衣裳の制を採用したためであり、この転換は、天武朝以降の朝廷儀礼の、唐風化政策の一環としてとらえられよう。そして以降のわが国の衣服制が、これを基型として発展・変化をとげたことは、通説にみる通りである。

また平安朝の女官が、俗に「十二単」と称し、男性の袴と同じく、下半身に緋袴をまとう衣服形態をとったのも、究極的には、わが国に古くから存在した、男女同形態の衣服の着用慣行に由来すると考えられる。袴は、「王民」制の象徴として、王臣以下が、実態的には階層分化をとげているにかかわらず、天皇に対する一律・平等の、従属と奉仕の関係を可視的に表現するという奈良時代に付与され

た、新しい意味づけがあった。そこで、すでに男性官人と対等の位置を保っていたとはいえない、当該期の後宮女官ではあった（緋袴の着用を、女官本来の地位と結びつけて考える点は、義江明子氏のご教示による）が、彼女たちも袴を着用して出仕するという事態が出現したものと解釈できよう。十五世紀の後半、日野富子が宮中への参内を求められたさい、袴がないので打掛姿でもよければ、と申し出て許可されたことがある（『兼顕卿記』）。応仁の乱後のこととはいえ、富子ほどの財力がありながら袴を所有していないというのは、武家風の装束を押し通そうとした口実とも考えられ、袴が天皇に仕える宮中という場での女官固有の衣服制としての性格を持っていたことを裏付けるものといえよう。

中世遊女の、垂髪に小袿で緋袴をつけた姿は、女官と共通する点が多いが、後藤紀彦氏はその理由を、遊女が古代以来、宮中で歌舞を伝習してきた内教坊と何らかのつながりがあったためと推定している。なお、中世の人々が想像した地獄の光景で、地獄に堕ちた男女はともに丸裸で描写されながら、身分のある女房は、赤い袴のみを着用して描かれる場合がある。女性の出家が、剃髪と共に、袴を脱ぐことで象徴されるというのも、究極的には天皇を頂点にいただく、世俗の権力体系からの脱却を意味するゆえと考えられる。

中世におけるこれらの例から類推して、袴の着用が、天皇に対する一律・平等の従属と奉仕の関係を、視覚的次元で象徴するという事態は、女性にも共通するものであり、天皇との「王民」制的関係での、男女一律の袴の着用という理念的図式が、背景にあるといえよう。

（武田佐知子）

中世の女性

一　嫁入婚への移行

1　鎌倉武士団の要

曾我兄弟の母　中世武家社会における敵討ちの美談として残る『曾我物語』は、真字本が鎌倉末期にできあがったとされ、『吾妻鏡』にも富士の巻狩の場面などに曾我兄弟が登場する。兄弟の母は、伊豆の目代仲成と結婚したが、仲成の目代辞任上京後、祖父工藤茂光に養われ、河津祐通と再婚して十郎祐成・五郎時致を生んだという。茂光には男女二人ずつの子があり、その子孫は次頁の図のような婚姻関係を結んでいる。田代信綱、本間権守、渋谷重国、和田義盛、二宮朝忠などが婚姻相手としてあがっている。この図を見ても、女子の婚姻によって御家人層と広く結びついているありさまがよく

工藤介茂光
狩野介宗茂
伊豆守為綱
女子
田代信綱
女子
本間権守
女子
女子
渋谷重国
女子
和田義盛
女子
女子
二宮朝忠
女子
仲成
小次郎
兄弟の母
伊東祐親
祐通（祐泰）
祐成
時致
禅師
女子
曾我祐信

理解できる。特に渋谷、本間氏や、母方と親しい海老名氏は相模の豪族的領主であり、兄弟の父河津祐通（泰）の姉妹も、三浦義澄、工藤祐経・早川遠平、源頼朝・江間次郎、岡崎義実と婚姻・再婚をなしており、相模や伊豆の在地領主層と濃密な婚姻関係を展開していることがわかる。武家女性の婚姻は、近隣武士団を順々に結合させていく要であったといえよう。

しかも婚姻による結合では、舅と聟の間は強力なものであった。近江の佐々木四兄弟は平治の乱に敗れ、伯母の父を頼って父とともに東へ走る途中、相模で「大名」といわれた渋谷重国に会い、庇護を受けてその娘と婚姻する。男子も生まれたところ、一一八〇（治承四）年頼朝が挙兵すると、四兄弟は頼朝方、渋谷重国は孫佐々木義清をつれて平家方の大庭景親方に馳せ参じる。石橋山の合戦に勝利した景親が、重国に、敵方である四兄弟の身柄を捕えるまで、妻子を囚人として引き渡すよう申し渡したとき、重国は、四兄弟の源氏方への参加はもっともであり、自分は景親の催促通り外孫義清をつれて参戦、手柄をたてたのだから、兄弟の妻子をさし出せという

のは理にかなわない、と拒否している。敵味方に別れようとも、舅と聟の関係は、娘を媒介にしてこのように強いものであった。これだけ強い舅と聟の関係が形成されるのは、武士層が娘の婚姻を重視していたために他ならない。

佐々木氏は父子ともども敗走したとき、奥州平泉にいる伯母の夫（藤原秀衡）を頼って東下した。ここにおいても、女性の婚姻による結びつきが、遠方にまで広がるもので、武士にとってはそれが、危急のときに絆となり支えとなっていることが知られるのである。一朝事あるときは姻族がこの絆によって一挙に起つこともある。一二一三（建保元）年、和田義盛が一族与党を糾合して起ったが、その中にいた横山時兼の伯母（時広の妹）は義盛の妻であり、妹はまた和田常盛に嫁していたという。それが「此謀叛に与同」した理由であったと『吾妻鏡』は記している。横山氏は二重に結ばれた和田氏の姻族であった。一二〇九（承元三）年、美作蔵人朝親と小鹿嶋橘左衛門尉公業の間があわや合戦となろうとしたときにも、「相互の縁者」が競い集まっている。原因は朝親の妻の問題にあったが、これらをみても、親族だけでなく、姻族は重大事件に行動をともにすることが多かったのであるから、武士団相互の結合役・接着剤の役割を、武家女性は果たしていたといえよう。

武士社会の親子関係　曾我兄弟の父方祖父である伊東祐親は、先の大庭景親とともに平氏方有力武士であり、石橋山では頼朝を箱根山中に追いやっている。『曾我物語』によれば、祐親の三女は頼朝と婚姻、男児（千鶴御前）を生んだが、父に知られ、男児は松川に沈められ、母親は江馬次郎に嫁している。頼朝はからくも逃れて北条時政のもとに入り、庇護される。こうして頼朝と北条氏との結びつ

きが始まり、時政の娘・政子との婚姻が実現するのである。時政も初めは政子と頼朝の仲を裂き、山木兼隆に政子を嫁がせるが、暗夜の逃避行により、頼朝との婚姻は永続することとなる。伊東氏と北条氏との頼朝をめぐる娘に対する対応の差は、その後の御家人としての地位に深くかかわることとなったが、娘の婚姻は親の政治的立場に強く影響されていることがわかる。政治的立場が婚姻によって強化される場合もあれば、その逆の場合もあったのであるから、婚姻は武士クラスにとって政治的にも重要問題であった。したがって舅と聟の強い結合もそこから生じてくるのである。

鎌倉幕府法に退座を規定する一条がある。「評定の時、退座すべき分限の事　祖父母・父母・養父母・子孫・養子孫・兄弟・姉妹・聟（姉妹孫の聟これに同じ）・舅・相舅・伯叔父・甥姪・従父兄弟・小舅・夫（妻訴訟の時これを退くべし）・烏帽子々」（追加法七二）とあり、親縁関係にある者を訴訟のさい退席させる範囲を記したものであるが、この中に相舅があるのは、夫婦の両親間に強い結合関係があり、それが御家人社会では通念になっていたことを示している。親族と親族とは夫婦関係の成立によって親同士の固い結合をも生じたのである。

しかし同じ姻族でも、小舅との関係は別である。『曽我物語』の時政の言

11図　北条政子書状（神護寺蔵）

葉に「舅と聟の間ならば敵討にも協力してくれ、舅の敵が聟をねらうということはあるが、小舅にはそんなことはない」というくだりがある。舅と聟の関係は強かったが、小舅との関係はルーズであったことがわかる。これは親—子関係であるから強いのであると考えられる。親は子を教令し庇護し、子は親への孝養をつくすべきだという御家人社会の家族倫理が、舅と聟の間にもあてはまると考えられていたからではなかろうか。そしてこの倫理は、女性の地位の高い武士階級においては、特に鎌倉前半期には、父—息子だけではなく、父—娘にも、母—娘、母—息子についても同様に守られていたと考えられる。

これに対し烏帽子親とその子の関係は、親子関係の擬制であるが、これは親—子の関係を越えて、主従関係に発展する可能性を秘めていた。

軍役を課される女性　男性のかわりに、女性に軍役が課された例が見受けられる。一一八〇（治承四）年、頼朝は書を小山、下河辺、豊島、葛西氏等に遣わし、有志の輩を語らい参向すべき由を伝えた。このとき、豊島朝経の妻には綿衣を調進すべき由が命じられた。これは朝経が在京し留守だから、との理由によった。このように女性も夫留守中は軍役を課されており、妻は夫とともに軍役を勤仕するものとの意識のあらわれととらえられる。『貞永式目』二五条にも、月卿雲客を娘の婿とした場合にも、将軍御所に仕える女房も、公事を勤仕すべきことが記されているから、所領を分与された女子はその分の公事を果たす義務があったことがわかる。

鎌倉期の武家女性が、彼女個人の所領をもつ例は多い。小山朝光の母は頼朝の乳母の一人であるが、

一一八七（文治三）年、下野国寒河郡并網戸郷を頼朝から与えられている。その理由は「女性たりといえども大功あるによって也」とされ、この尼が亡くなったとき、『吾妻鏡』がこれを記しているのをみても、女性であっても功臣は鄭重に好遇され、所領給与に与かっていることが知られる。梶原景高の妻も尾張国野間内海以下の地を拝領し、夫が誅殺された後もこの地は安堵されている。このように恩給として、または実家から、女性が得た所領は、夫には伝えられず、男女子息に伝領されており、夫方の所領とは区別があった。しかし夫婦ともに生存中は、両者の所領はあわせて妻も「所領の成敗」（追加法九八条）をしていたと考えられ、決して家中の雑事のみが女性の仕事であったわけではなかった。夫と並んで所領を知行・成敗するのが武家女性の現実の姿であった。

　しかし鎌倉期も末に近づくほど、相論文書などにあらわれる女性のほとんどが後家尼に限られてくる。それは、所領知行の主体がしだいに家長である男性に移行、その人の死後、はじめて後家尼が母親の権限を行使して所領の当知行者、配分権者となるという事態に変化したためである。

（田端　泰子）

2　母と乳母の地位

母親の権利　鎌倉期、母親の権利は父親のそれと並んで強かった。『貞永式目』追加一四三条によると、祖父母、父母に敵対し、相論を起こした輩は、律令でいう告言の罪に問われ、「教令違犯の罪科こ

れ重し」とされ、停止させられた。それでもなお敵対に及ぶと、重科に処せられたのである。教令違犯は、祖父母、父母の死後にまで及ぶのであり、また子供は親の罪に縁座する。これほど絶大な権限を、母親はもっていたのであり、特に夫の死後に発揮されることが多かった。

　婚姻が、武士団と武士団を結合する要であり、女子が所領を持って婚姻し、それを子に伝領する以上、母の権限が強く、地位も高かったのは当然である。

　尼御台所政子は一二〇五（元久二）年、牧の方の陰謀によって殺された畠山重忠の余党等の所領を勲功の輩に与えている。御家人の所領配分という、将軍家の最重要事項を政子が行なえたのは「将軍家御幼稚」（『吾妻鏡』）であったためである。政子の政治への介入と旧来評されてきたこれらの権限の行使は、政子の個人的資質によるというよりも、将軍家の母親の権限としてなされたものである。

　一一九九（正治元）年、頼家が将軍になってからしばらくして、政子は将軍の専決権を停止、時政・義時ら一三人の合議による裁決の制度をつくる。これを政子の「口入」だと西岡虎之助氏は述べ、安達景盛の妾を頼家が奪い、景盛を誅殺しようと企てたとき、政子は頼家を戒めるが、これについても「政子が将軍家以上の権限をもっていたため」（『日本女性史考』）であるとした。しかし、これらの事件も、母親として政子は頼家を教令する立場にあり、将軍家としてあるまじき行為は親権をもって正したのだと考えた方がよいのではなかろうか。

　『沙石集』ではくり返し父母への孝養が説かれているが、孝養とは「災害を避け、運命を永く保ち、父母の与えた身体髪膚を破らず、名をあげ、徳を施す」ことであるという（巻三ノ六）。単なる孝行で

12図　子供を抱く女（『石山寺縁起絵』石山寺蔵）

はなく、親も早世した子のため歎き悲しむ様子がしばしばえがかれている。親―子の関係は教令者とそれに従う者であるにもかかわらず、一方通行ではなく相互に通いあうものであったことがわかる。それは、出産や自然災害など多くの危険に取り巻かれていた中世において、そこをくぐりぬけてきた子供と親との、秩序立った相互理解であったといえよう。

乳母の一族との絆　次に乳母についてみてみよう。源頼朝には寒川尼（八田宗綱息女・小山政光の妻）、山内尼（山内経俊の母）、摩々尼（相模国早河荘住）、比企尼（比企能員の姨母）という四人の乳母があり、頼家には比企尼の娘（河越重頼の妻）、実朝には阿波局（政子の妹・阿野全成の妻）が乳母となっていた。頼朝は幼時、乳母に養育されたが、その乳母は清水寺にこもり、三歳の頼朝の将来を祈り観音像を得たという。また、木曾義仲は父義賢が悪源太義平に殺されたとき、三歳の嬰児であったが、乳母の夫・中三権守兼遠が懐き、信濃国木曾に遁れ養育したという。いずれも、乳母やその夫によって保護され、からくも幼児期を生き延びたのであり、乳母は夫婦ともども、あるいは一族で貴種の子を守り続けていたことが知られる。

一一八〇（治承四）年十月、三万騎を率いた頼朝が武蔵国に向かっていたところ、寒川尼が鍾愛の

末子を具して隅田宿に頼朝を訪ね、一四歳のこの子を昵近奉公させたいと望んだので、自ら烏帽子を授けている。烏帽子親―子の関係となったわけである。これが小山朝光であり、このように乳母とその子と養育された貴種との間では、二重に堅い絆で結ばれることが多かった。

乳母自身に対しても、早河荘に住む摩々尼には、惣領地頭土肥氏に対し頼朝は乳母の田畠屋敷は相違あるべからずと申し含めており、その功によって所領を保護したことが知られる。

比企尼とその娘は、頼朝、頼家二代の乳母であった。鎌倉初期の比企氏の確固たる地歩は、二人の女性に負うところが大きいといえよう。

乳母には、貴種・高家との結合が、一つの目的となっていた。一一八六（文治二）年、頼朝は妹で一条能保の妻となっていた女性を、禁裏の乳母に推薦している。このような役割も乳母には付随していたのである。したがって預かるべき子が将来有望ではないときには、乳母になり手がない、という事態も生じる。頼朝と常陸入道の姉との子の乳母は、長門景国に仰せられたが、政子の嫉妬が激しいので、他の者は皆辞退したという。

乙姫（三幡）が一四歳で死去したとき、乳母の夫・中原親能は出家しているし、故頼家の息善哉（公暁）が実朝の猶子としてはじめて宮中に入ったとき、乳母の夫・三浦義村は賜物を献じている。乳母の夫やその一族を挙げて、預かった子を援助していることがわかる。公暁が実朝の首をとったとき、行動をともにしたのは乳母の子（義村の息）駒若丸であった。

鎌倉期に上層武家で乳母を必要としたのは、一つには出産にともなう危険と関係があろう。一条能

保の妻は一一九〇（文治六）年難産のため卒しているし、三浦泰村の妻は一二二九（寛喜元）年に難産の上死産、翌三〇年女子を平産するが一〇日余で子供は死去、その後この人も二五歳で逝去、お産の前後〝悩乱〟という苦しみの連続であった。『吾妻鏡』にも流産、死産、母親のお産前後の死を記す個所が多い。こうした危険の中で、母体と子供の安全のために乳母は不可欠であった。しかし安産であった政子が、子供に乳母をつけていることからも、別の条件があったと考えられる。それは、乳母の一族との結合が目的であったと考えられ、乳母になった武士の家でも、積極的に貴種との結合を図ったと思われる。幼児における乳母と夫との家をあげての養育のみならず、成人してからも、乳兄弟が貴人との主従関係ないし朋友関係を保つ例は、先述のようにしばしばみられる。こうした支援を期待して、乳母とその一族は選定されたものと思われる。

　平安期、公家社会の乳母が、主として文学・音楽などの教養を授けるものであり、やがて乳母とは無関係な乳父さえ出現するとされるのにくらべて、鎌倉武家社会の乳母は養君との結合が強く、親族をあげて養君をもりたてていくものが多かった。

（田端　泰子）

3　村落祭祀と女房座

中世農村の女性　中世の、特に農民層の女性はどのような地位にあったのだろうか。現在のところこの点は十分に解明されてはいないが、これまで農民支配の基本となる中世的土地台帳、すなわち農

民の土地所有を書きあげた帳簿や在家検注帳などに女性名がみられないことから、中世国家は家父長制的支配原理によって農民層を支配し、女性を排除した点が明らかにされている。しかし現実をみると、売券などにみられるように、田畠を所有していた女性は決して少なくはない。また鎌倉時代後期、東寺領若狭国太良荘の末武名の領有を主張して凡下の身分の女性が訴訟した例や、平安末期、東大寺領伊賀国黒田荘の下司の私領田押領に対して、夫を失い、「貧しく、極小の名」である杣工の後家が東大寺に訴え出た例などから、女性が名田所有を主張したり、訴訟主体となっていたことが知られる。農民層の女性の実態に近づくには、彼らの生活した村落共同体の中でどのような位置を占めていたかをみることが必要であろう。

　十一世紀ごろから明瞭な姿を現わしてくる中世村落は、「妻子眷属を引き具し、骨髄をくだき、農業の励みを致す」家父長が中心となって成立したものであった。彼らは「百姓の習いは一味なり」といわれるような結束をみせたが、前述の黒田荘の後家の解状に杣工らが連署して後家を支援していることにみられるように、この一味同心は彼らの妻までも包みこんだものといえよう。

　結集の要となったのは村落の鎮守神をまつる神社や寺堂であったが、これらの祭祀に女性はどのようにかかわっていたのだろうか。鎌倉時代前期の丹波国田能荘の場合をみてみよう。荘民たちは一二三二（貞永元）年、鎮守樫船神社社殿を造営し、翌年には「当所大明神御正体」をはじめとする計五体の神像や本地仏を作って新社殿や本地堂に安置し、「荘内安穏・諸人快楽」を祈願した。注目したいのは、これらの神像・仏像の願主として有力農民層の妻や一般の百姓らの妻が棟札に書きとどめられ

ている点である。たとえば御正体二体は「藤井国方縁共佐伯氏女」、阿弥陀仏は「各丁縁共□□」らが願主であった。「縁共」は「縁友」と書かれる場合が多いが、配偶者を意味する言葉である。御正体は藤井国方とその妻佐伯氏女が、阿弥陀仏は一般の百姓とその妻たちが費用を出しあって作ったのである。このように夫婦が願主となって仏像などを作る例は鎌倉時代によくみられるが、田能荘の場合の特徴は、神像や本地仏の作製が個人的な後生菩提のためではなく、鎮守社の造営とともに荘民全体の「安穏」を願って作られた点であろう。鎮守神の祭祀に女性が自己の財産を提供し、参与していることを重視せねばならないだろう。

村の祭祀と女性　ではこうした女性たちは社殿造営にあたっての祭礼、遷宮儀礼でどのような位置を占めたのだろうか。山城国綴喜郡多賀郷にある高神社の一二七一（文永八）年の遷宮記録をみてみよう。記録には奉加者名を記した部分があるが、これは殿原分と女性たち分、そして一般農民層の順序で記載されていた。女房たちとは殿原層の妻女や母たちといえる。殿原分には及ばないが、かなりの銭を奉加している。また方堅神事のさいの桟敷の記載をみると、拝殿の北脇二間は殿原桟敷、正面間一間は女房桟敷とされ、そのほかに神子や現子、散楽そして地下の桟敷が設定されている。社殿の造営は毎年の祭礼にくらべると何十年に一度の一大祭礼であり、方堅神事は新社殿完成後、神域の悪魔払いのための重要な神事である。こうした神事に女房桟敷が設けられていることの意味は大きい。

女房座敷は遷宮儀礼のときのみではない。南北朝期の例ではあるが、近江国得珍保今堀郷の正月神事においても、女房座が設定され、神酒がおろされている。直会の神酒は男性の座が一斗なのに対し

て三升と少ないが、年ごとの村落の神事でも女性は排除されていないのである。

では神事遂行に直接たずさわることはあるのだろうか。南北朝初期の史料ではあるが、紀伊国の粉河寺領東村に「東村の女の、他園に候わんに、物頭差すべからず」といった村掟が作成されている。掟によれば、村内で生活するという条件付きで、東村の女性が頭役をつとめたことがわかる。この物頭がどのような内容のものかによって意味あいもかなり異なってはくるが、しかし頭は神事の諸費用を調達して準備するだけでなく、神主とともに神事遂行の任も果たすのである。これまで神事は、神主あるいは禰宜と頭人等の男性によって行なわれ、女性で神事に関与するのは神社巫女のみと考えられてきた（女性神主も皆無ではないが）。現存する中世の頭人帳は原則として男性である。しかし東村の村掟は、程度の度合は当然考慮されねばならないが、女性も神事の一部に直接タッチしていたことを示すものといえるだろう。

村落祭祀は、よく知られているように村落生活を支配し、運営する重要な役割を果たした。生業の基本である農業がまさに神事祭礼と一体となって進行したことをみてもそれは明らかである。したがって以上みてきたような村落祭祀にみられる女性の地位は、中世農民層の女性の社会的地位にほぼ近いものといえるだろう。

（黒田　弘子）

4　女人禁制と女人成仏

僧と尼の地位の変化　仏教は男性出家者を基本とする厳しい戒律に基づく教団を形成し、その維持のために、女性を出家修行の妨げとしてとらえる、厳しい女性忌避の教説を内包している。これは発祥地のインド社会や、伝来経由に通過した中央アジア、中国社会の女性観を背景にしつつ形成された。しかし六世紀前半の日本に伝えられたとき、当時の人々は仏教を女性忌避の宗教として受容したわけではなかった。基層宗教のシャーマニズムの影響もあってか、はじめての出家者は男性ではなく、善信尼ら渡来系氏族の女性たちであり、彼女らは廃仏の嵐にも耐え、その後正式の受戒を得るために百済に留学したと伝えられている。

　七世紀以降、僧尼統制機関の僧綱に女性を登用しないという日本独自の制度によって、後の僧優位の体制をもたらす萌芽はあった。しかし僧尼令では基本的には尼を僧と差別せず、原則としての平等は保たれており、この後八世紀の間は、尼の出家や尼寺の建立がさかんであった。畿内の民間女性の仏教活動への活発な参加を背景にして、行基の活動で僧・尼院セットの道場が建立され、また国分寺・国分尼寺、東大寺・法華寺、西大寺・西隆寺などの官寺でも法師寺・尼寺がセットで建立された。

　しかし女帝の時代が終わりをつげ九世紀になると、尼の社会的地位が低下していった。平安京に造営された東寺・西寺も僧尼寺セットの原則は崩れ、僧寺のみの建立になり、従来の尼寺も僧寺に従属

する存在となった。そして尼の得度も、民間布教の女性達の活動もしだいに制限されるようになった。

　公式の法会に尼が参加しなくなり、粉河寺のように男女別の礼拝堂をつくるなど、宗教的な場での男女の交わりを警戒する観念もさらに強くなっていった。そして諸大寺では堂内に女性が立ち入ることを禁ずるところもあった。また山岳仏教の流行にともない、比叡山・高野山をはじめとする諸国の霊山は、男性修行者の修行の場となると、女人禁制の結界を設けるようになった。そして山を開いた高僧の母が尋ねてきたところ、あるいはその母を祀ったところなど、高僧の母の伝承をともなう尼公堂や女人堂と称する堂を境とし、それより上への女性の登山を禁ずる風習が生じた。

　これに対し女人禁制の山麓の里や寺の周辺には、里坊を中心に、山や寺で修行する僧の母や、僧とかかわりのある女性が集まり、彼女たちの生活する場が形成されていった。そして多くの女性は僧衣の洗濯などに従事したり、僧との家族生活を営むものもあり、僧の修行生活を背後から支える役割を担っていた。

女人禁制と女性蔑視観　院政期の『本朝神仙伝』の都藍尼をはじめとし、女人禁制の山には女性宗教者が結界を越えると、雷雨轟きその地に泉が湧きでて、自らは石に化すという、いわゆる姥石伝承が多い。おそらく女人結界となったところは、本来は信仰対象であった山の境界となる湧水地などで、そこは水源を守る女神が鎮座し、巫女など女性宗教者によるみそぎ・祓の祭祀儀礼が行なわれていた場と考えられる。この境界よりさらに山上に男性修行者の活動の場が設定されると、逆にここが女性排除の場となったらしい。そして霊山を清浄たらしめていた巫女によるみそぎの儀礼は、女人禁制の

13図　説法を聞く女（『法然上人絵伝』知恩院蔵）

山麓では、女性たちが僧衣を洗うという形で世俗化していたといえよう。

古代末から中世にかけて、女人禁制や女性の宗教参加を忌避する理由はさまざまに語られたが、特に強調されたのが、女性を生まれながらに罪業深重とみる蔑視的な罪業観と、女性を穢れとしてとらえる不浄観であったといえよう。

法華信仰・浄土信仰がさかんになり、また仏典にかかれた教理が僧侶のみの知識ではなく、ひろく民衆の布教に影響を与えるようになると、仏典に内包していた女性蔑視観が実際に女性を呪縛していった。特に法華経にみえる、女性は梵天王・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏の地位につけないとする「五障」やその理由ともなる「女身垢穢」、また五障と対句的に語られ、インドのマヌの法典や儒教にもみられる、女性は父・夫・子と常に男性に従うべきものとする「三従」なども流布

しだした。

しかし鎌倉新仏教のころになると、女人成仏・女人往生が教学上の問題だけでなく、民間の女性を救済する立場からも説かれるようになった。ただしこれを説いた法然や日蓮など各宗派の始祖や、教団形成や発展にかかわった中興者たちは、先の五障三従や女人禁制を前提にし、またたとえば女人は地獄の使者、三千世界の男女の諸々の煩悩を集めて女人一人の罪業となるなど、さまざまな仏典から負の女性観をぬきだし、本来は罪業深い女性ではあることを強調したうえで、法華経の功徳や弥陀の本願によって成仏・往生しうることを説いた。そしてその場合も女身のままの成仏は説かれず、変成男子・転女成男すなわち一旦女身を転じて男子になることが条件として説かれた。（勝浦　令子）

5　母性尊重と罪業観

仏典にみる母性尊重　仏教は女性を厳しく忌避するが、その反面仏典に母性を尊重する表現が多くみられる。この母性尊重に対する観念は、仏典のうえでは譬喩として評価されているに過ぎないともいわれている。しかし日本では、母の恩の深さを説く仏典・仏教説話や、また灌仏会などの宗教行事の流布が、日本の基層宗教のもっていた母性崇拝とも結びつき、仏教が民間に受容されていく一助となったことも確かであった。

また早くから日本にも普及した中国の偽経である、盂蘭盆経にみえる目連救母伝説や父母恩重経の影響によって、息子である僧が母の恩に報い、母に孝養を尽し、さらに母を餓鬼道から救い成仏させるなど、宗教的に救済することは、僧の重要な課題とされ、修行と同等の意味をもつと考えられた。また母を理想化し修行を続けるうえでの守護神的な存在にまで高める母性尊重の思想が、摂関・院政

期の文人貴族・僧侶によって形成された。そして高僧の母のために法華八講などの法会を催すことが流行し、この法会の場を通して、民間にも仏教や母への孝養の美徳が浸透していった。

その一方で、教理・教説のうえでは忌避される存在であり、本来は往生や成仏に程遠い存在であるとする女性観の流布が進行すると、母の方も息子を僧にし、その息子の積んでくれた功徳によって後生・往生や地獄救済を頼むことを理想とする考えが多くなっていった。これは女性忌避を認め、母性によって救済される立場を受け入れるようになったことでもあり、一面では女性としての宗教活動が、自力的活動よりも他力的活動に重点がおかれることにもつながった。

以上のように女性が宗教的に救済される場合に、母性への崇拝・尊重が重要な役割を果たし、中世にもこの母性尊重思想が普及する。しかしその一方で、母性そのものの評価が、古代のような素朴な母性の崇拝ではなく、貴族社会を中心にして、家の存続のために子供を産むという、いわば女性の存在価値を母性に閉じ込める方向へと変化していったといわれている。そして母性ゆえの罪業観、すなわち産む性としての女性すべてを、地獄へと突き落とすほどの、母性の罪業観や受難が強調されることにもなった。

母性は慈母の側面をもつ一方で子をも飲み込むような鬼母の側面を持つが、これと母と子の一体観の強さから、中世においても、母による子殺しや逆に母の自己犠牲による子の救済など、両者を生かすも殺すも、すべて母の責任とされ、そのために犯す殺生などさまざまな罪も母の償うべきものとなっていった。

このことは、女性の性にともなう生理・出産を穢れとしてとらえていく女性の不浄観の変遷とも密接に関連している。

女性の不浄観の変遷　女性の一生をその性の生理的機能から、前初潮期、月経期、そして閉経期の三つに大別できる。そして女性の宗教的なかかわり方もそれぞれの時期に対応したものがあるといえる。前初潮期の少女が巫女やよりましになることは多く、また閉経期の女性が家の祭祀を司ったり、後家尼となって家族の菩提供養を含め来世の問題等にかかわることが多い。それに対し、女性の一生で一番中心となり、生理・出産にかかわる月経期は、男性修行者を誘惑する存在として忌避されたり、穢れの観念などによって宗教上さまざまな規制をうけた。

生理・出産にともなう女性の出血の期間は、血のもつ力の強さをコントロールするための忌み籠りを必要としたが、古くは必ずしもこれを穢れとしてとらえていなかった。しかし古代から中世へと移行する中で、月穢・産穢を重大な穢れとし、不浄とする観念が流布した。特に死と隣合わせの関係にある出産にかかわる産穢は、八世紀中ごろから神事において出産に何らかの規制が存在したことが知られ、その後『延喜式』では七日と規定されたが、中世になると厳しくなり、三〇日と重服になっていった。また出産によって妻が死亡した場合は、成仏できず死後地獄に落ちるとみる見方は『日本霊異記』にもみられ、古代からあったが、その落ちる地獄は必ずしも特定されていなかった。しかし中国の明清時代に流布した血の池地獄を強調する血盆経信仰が室町時代以降日本でもさかんになると、母や産死した女性の落ちる地獄は血の池と説かれるようになった。そしてこの観念が増幅され、産の

血だけでなく、出産できない女性、さらに近世になると月経の血をだす、いわばすべての女性が、そして女性のみが落ちる地獄と観念され、その救済方法が流布するようになった。

また『日本霊異記』では、産死した妻が夫を地獄に呼び寄せ、一緒に苦しみを味わうべきであるとする妻の主張に対し、夫が法華経書写で償うことによって免除されるというもので、いわば出産を夫と妻の共同責任とするものであった。しかし中世末の『三国因縁地蔵菩薩霊験記』では、夫には少しも落度がなく、妻自身の前世からの罪によって地獄の苦しみを受けている話に変容されているように、出産が夫方の家の存続のための子孫の出産という価値観に狭められた時期には、地獄の苦しみを受けるのは、女性の業の深さによると観念されるようになっていった。

（勝浦　令子）

6　衣服の中世的変化

庶民の服装　七世紀末、律令国家は「公服」として、唐制にならって男子には袍と袴、女子には袍と裳の制を採用した。ここに男子はズボン、女子はスカートの、男女別形態の衣服の制が、国家的規模で導入され、その普及が図られた。しかしそれは、固有の衣服制とは乖離して、あくまでも律令国家の制度として行なわれたものであり、国家は定着に腐心するが、これが一般民衆の日常着としての位置を占めるには、次代を待たねばならなかった。『日本霊異記』に、「法師らを、裙著きとな悔りて……」という、道鏡政権を揶揄した童謡が伝えられているが、女性蔑視思想が未成立のこの時代にあ

って、裙著きであることが悔りの対象だったのは、律令国家の権力体系への参加が、袴の着用で代弁しうるという図式があったからの事態であろう。

しかし中世には、袴は、人間として生きることの象徴ともみなされるようになった。山伏・悪党たちが蜂起のさいに、非人をよそおって権力からの追求をかわそうとするため、そのシンボルである柿帷を着用するときには、烏帽子をつけず、また袴をはかなかったというのは、袴が人間存在の指標に転化していたことを示している。『今昔物語集』に「下臈の着る手なしというものを着て」とある「手なし」は、前代の貫頭衣系の衣服そのものを指すとみられるが、これが一般庶民のものとしてでなく、それより下層の、「下臈」と称される階層に、もっぱら着用される衣服として位置づけられることにも、象徴的であろう。

かくて中世社会では、男子の袴着用が、庶民レベルでも普遍的であったのだが、女子はどうだろうか。女子も庶民層まで踵丈の裳の着用が一般化したかといえばそうではない。女性は裳を著しく短く、膝丈に仕立てた「褶」を腰に巻いたか、または褶もとって小袖一枚の姿になり、やがてこれが一般化した。いうならばこれも、ワンピース形式でスカート型の衣服である。男性も江戸時代には、日常着としては袴を脱ぎ、小袖一枚の姿になるのは周知の事実である。とすればやはりわが国には、男女ともワンピース形式でスカート型の衣服着用の文化が基層にあることを認めなくてはならないだろう。

付言すれば、明治になって再び洋服として男子のズボンが導入されたが、女性のズボン姿が、西欧社会に比して、より抵抗なくうけ入れられたのは、衣服形態が性によって区別されないという、基層

14図　庶民女性の姿
(『春日権現験記絵』宮内庁蔵)

文化に由来する観念の所産であると考えられる。

帯と袖の変遷　ところで小袖の着ながしになると、着物の前あわせを結びとめる紐、すなわち帯が必要になった。『今昔物語集』(巻第二十六、第十七)の利仁(としひと)芋がゆの話に、「白き布の襖(あお)というものを着て、中帯して若やかにきたなげなき下衆女どもの……」と、すでに「褶」を取り去り、おそらくは着ながしの「襖」に「帯」を結んだ、女性下層労働者の姿がある。帯は当初、結びとめる機能だけを目的とした紐状のものであった。しかしやがて、都市生活者の女性の帯だけが、近世を通じて幅を増大させ、江戸後期に入ると、極端に幅広く、厚く、そして堅く、胴全体に巻きつけ、しめあげるものとなった。これはヨーロッパ近代において、鯨の骨や鉄芯入りのコルセットが女性のウエストを極端にしめあげ、ついには骨格や臓器に異常をきたす例が頻出したのと、共通するものであろう。当該期の時代意識の中から形成された美的感覚に合致すべく、外観のみが優先された結果、着用者である女性の活動性や、肉体までもが、疎外されなければならなかったのである。

　袖についても同様の傾向がみられる。小袖は現在の和服の基形ともいうべきものであるが、もとは文字通り、袖の小さい、筒袖にも等しいものであった。ところが江戸時代を通じて女性の小袖のたも

とは長大化の一途をたどり、安政・文久年間には、昔「振袖」とよばれた一尺五寸(約四五・五センチメートル)の袖丈が通常の長さとなり、「振袖」と称する着物の袖丈は、その身長に応じて二尺六寸(約七八・八センチメートル)から九寸と、まさに地を払わんとする状態であったという。

　一八九〇(明治二十三)年にベルツは、日本女性の体格が文明国中でいちばん貧弱で、姿勢が悪いのは、帯で体を縛ることと、袖が長く、肩がひかれることが原因だと述べ、和服が女性の活動性と身体そのものを疎外していることを、いみじくも指摘しているが、和服の帯と袖が女性の主体性を無視した形で異常に発達したのは、嫁入婚の確立した当該期に、女性の地位が最低に下落した結果のことであると考えられている。

(武田佐知子)

二　室町・戦国期の町と村

1　女人政治の残光

女人政治とその背景　室町幕府の権力が、衰退にむかった応仁文明の乱の当時、将軍義政の御台所、日野富子が政治権力を一手に握ったことはよく知られている。当時第一の学者とされた一条兼良は、富子の求めにおうじて『小夜のねざめ』、その子の将軍義尚に対して『樵談治要』を書き、女人政治について論じている。簾中から政治を行なうことは必ずしもわるいことではない。昔から神功皇后、北条政子とその例は多い。ただ善い政治を行なうかどうかが問題なのだと述べている。まことに正論というべきである。ただし、富子やその子からの要請によって書いたものであるから、多少、割引かねばならない。しかし、北条政子執政のとき、朝廷で実権をもっていた卿二位兼子とならべて、天台座主慈円は「女人入眼ノ日本国イヨイヨマコトナレバニヤ」（『愚管抄』）と言っている。少しひやかし気味ではあるが、中世では、女人政治に現代考えるほど違和感があったとは思われない。

　女人政治の背景には、一つではないいろいろの条件が考えあわされる。北条政子のそれは、頼朝の

後室として、後嗣の将軍の母としての立場であり、中世の女人政治の最も一般的なタイプである。大友能直の後室、風早禅尼深妙など、後家人クラスの後家尼は主としてこのタイプで、夫なきあとの「家」を統轄した。政子の場合はその「家」の拡大が、幕府支配部分であった。この伝統は中世後期になっても生きつづけて、武力を中心とする戦国大名の「家」にあっても、幼子を当主とする場合、後家尼の権限は偉大であった。

　駿河の戦国大名今川氏親の母、北川殿は、兄弟の北条早雲の助力によって、子の氏親の大名の地位を安定ならしめた。氏親の妻、中御門寿桂尼が「帰」という印判を据えた下知状を発給し、領国を支えたことは、すでに著名である。

　九州の大友家臣、吉岡宗勧の妻妙麟尼は、夫も子息も討死したのち、孫を擁して、城を守り、「心飽まで剛にして、坂額巴か跡を追ひ、智謀軍術逞しく類少なる老尼なり」といわれている。薩摩軍の来襲にあたっては、砦の縄張りも自分で行ない、外郭の二の丸、三の丸も見はからって作るなどし、軍議も、合戦も名将ぶりをうたわれている。戦敗れてのち、敵の三大将を計略でもって謀殺してしまい、大勝を博したという（『豊薩軍記』巻九、十）。軍記物の記述であり多少の誇張はあろうが、このような女の猛将の例は他にも存在する。

　以上は、幼少の当主の後見としての母、祖母の執政の例であるが、日野富子の場合は、将軍義尚の母という条件とともに、少し別の要素が加わる。というのは、夫義政は健在で、幕府政治の主権者としての地位は、義政にあったからである。文化教養は高いが行政能力がダメな義政に代わって、実権

15図　日野富子（宝鏡寺蔵）

を握っていた日野勝光（富子の兄）が、一四七七（文明八）年死んでのち、義尚が判始めを行ない、政権を取るまでが、富子執政の時期といわれる。

そのころは、大事は富子が取り次いで義政に披露して決裁を仰ぎ、小事は富子が政所執事の伊勢貞宗と相談して取り計っている。武家伝奏（朝廷からの幕府への取次役）の広橋兼顕の日記によれば、富子が、義政に取り次ぐのも取り次がないのも一切権限をもっているようである。

したがって、富子の執権の根拠は、将軍義尚の母というよりも、執政者義政の取次役というところにあるといえよう。結局は義政に取り次ぐふりをして実権を掌握してしまったというのが真相であり、決断力のわるい義政であるから、富子の采配によってようやく、幕府政治は廻っていたという局面もいくつか見出される。

女房の活躍　この取次役というのは、妻というよりも、「女房（女官）」としての役職であり、宮廷の慣習の模倣である。京都に幕府をおいて、宮廷文化との接触の多かった足利幕府はもちろん、鎌倉幕府も、「女房」が活躍し、将軍家の家政機関において一定の権限をもっていた。この時期、天皇の勅旨は、蔵人の奉ずる「綸旨」か、勾当内侍が発給する「女房奉書」によって伝えられる場合が多かった。これに対して、足利幕府の正式の下知状は、奉行人奉書によって出されるが、それとは別に、義政の内々の意志を伝える「女房文」が出されていることによっても、よくわかるであろう。

天皇家では、内々のことは大納言典侍局（大すもじ）がとりしきり、対外折衝は勾当内侍（長橋局）が管轄した。勾当内侍は内侍（掌侍）の最長老のことであるが、この時期には天皇任命によっており、宮廷の権限を一手に掌握するのであるから、廷臣たちの任命運動も相当露骨であり、収益も多かったといわれている。その職務は、宮廷年中行事の手配、廷臣の勤務の管理、財政・経理などをとりしきった。現代でいえば、会社の総務部長とか、組織の事務局長という役どころである。室町・戦国期の衰微の極にたっした天皇家では、諸事、勾当内侍のやりくりの才覚で、何とか家政や体裁がまかなえていたという感さえある。

勾当内侍の最も重要な役割は、先にも述べたように、内々の勅旨を伝える「女房奉書」を発行することにあった。「綸旨」はめったに発給されず、戦国期では、大部分はこの「女房奉書」でまかなわれている。「女房奉書」というものは、古代律令制以来、奏請伝宣のことは、女官が掌ってきたという政治伝統に基づいている。令制においては詔勅の発布は側近の内侍（尚侍、典侍、掌侍）から中務省に伝えられた。蔵人所設置以後は蔵人頭、蔵人に伝えられるようになった。その内侍の手控が文書化して「内侍宣」となり、平安初期には、相当重要なものも「内侍宣」で出されている。天皇が親愛の情を示す場合、緊急を要する場合などに多く発給され、勅命に直結する性格が指摘されている。この内侍宣が宣旨に対応するように、文書形式の変化にしたがって、「女房奉書」が綸旨に対応し、同系列

のもので、その淵源は令制に遡ることができる。

足利将軍家が同様の「女房文」を出したように、当時、関白家にも、「宣旨局」という女房が居て、「女房文」を発行し、関白の意志を伝える役割をしていた。「東宮宣旨」など、宣旨局という女房は院宮、摂関家・斎宮家などには存在するから、彼女たちは「女房文」を発給し、宮廷の勾当内侍と同じ職務をもっていたと考えることができる。

徳川幕府は女中を大奥に閉じ込めて以後、女中は隠然とした勢力をもつとはいえ、表の政治に関与させることから排除した。しかし、江戸時代にも、天皇家や関白家では女房が活躍した。勾当内侍(長橋局)の権限は大きく、千両の収益をもち、「千両長橋」といわれたという。近衛家の老女、村岡局の幕末での活躍は、宣旨局の伝統がまだ生きていたことを示すものであろう。

時代があちこちするが、南北朝動乱の主役、専制君主後醍醐天皇の寵妃、阿野廉子は三位局といわれ、皇后付きの女房であり、三皇子の母となり、女院にまで上った。女奏の害がいわれ、後醍醐の失政も彼女の故にされることが多い。富子といい廉子といい牝鶏が朝のときをつげるの例によくあげられる。しかし、行政機関と家政機関が明確に分離していなかった前近代の「家」において、その基底部分を担っていた彼女たちの存在や役割、それにもとづく構造は忘れられているようである。

(脇田　晴子)

2　惣村と女性

一揆と女性　中世村落は、鎌倉末から南北朝期以後、小百姓と称された弱小農民も加え、村掟を作り、村の領域を定め、自治的性格の強いものへと進展していった。これを惣村とよぶ。これらの中には紀伊国の粉河寺領東村のように、用水の管理権を掌握するにとどまらず、惣村が主体となって土木工事の労働編成をし、溜池を作って管理する村まで出現した。こうした歴史発展に女性はどうかかわり、またどのような状況におかれたのだろうか。この時代を特色づけ、さらに惣村の成立と発展の大きな要因となった荘家の一揆や土一揆などの農民のたたかいにおける女性をみてみよう。

若狭国太良荘の農民は、南北朝期、申状を作製して代官の非法を東寺に訴え出たが、彼らの糾弾した非法の一つに、代官が百姓善日女の名主職を取り上げたことが含まれていた。善日女という女性が同じ百姓として仲間から守られていたことがわかるが、善日女がこうした支援を受けた背景には、自らの名主職を守るために申状を作り、さらに京都まで出かけていって東寺に訴え続けたという善日女の積極的行動があった。

東寺領備中国新見荘農民は、戦国期のはじめころ、武家方の入部に反対して土一揆を起こした。「おとこかず(男数)一人も不残罷出候て、御八幡に大よりあい(寄合)仕候て、東寺より外は地頭にもちましく候と、大かねをつき土一揆を引ならし候」とあるように、八幡宮に結集して土一揆に参加したのはすべて男

性であった。土一揆のほかに逃散といって、要求が聞き入れられないとき、家を離れ、要求貫徹まで山野や近隣の村に隠れるというたたかいの方法もあったが、このときも、多くの場合女性や子供は夫と行動をともにしなかった。しかし村に残った女性たちは、家の周囲に柴などを引き、家に籠って領主側の立ち入りを拒否し、生産・生活拠点である家を守るという形でたたかいに参加したのである。家には領主といえどもおかすことのできない家支配権があり、柴を引くことによってさらにそれは聖なる空間に化すといわれているが、それはそこに居住する者がいてこそ生きてくるものであることが忘れられてはならない。

紀伊国の高野山領鞆淵荘では、南北朝期、下司の夫役賦課に反対して百姓らがたちあがった。このとき彼らは逃散という手段でなく、弓矢をとって対抗したため、一二人もの犠牲者を出してしまった。小さな村で一二人の百姓の死は大きな出来事である。一二人は下司に対して「おもいきり申して討たれ候人々」として置文にその名を残すことになったが、その中に二人の女性がいた。清川という集落で、夜、百姓らが下司への対策をねっていたとき、これを知った下司が夜討をかけ、五人を殺害したが、その中に二人の女性が含まれていたのである。八幡宮に寄り合って土一揆を起こすような場に女性は出られないが、鞆淵荘でみるようないわば非公式の寄合には女性も参加したことがわかる。そして女性といえども、殺害されるにいたるまで下司に抵抗するという果敢な行動をみせたことを、置文は語っている。

村落の中の女性の位置　一方、村落祭祀へのかかわりをみると、たとえば若狭国尾賀浦の十禅師宮

の一四六八（応仁二）年や一五七五（天正三）年の上葺の棟札などには、少なからぬ女性名が記されており、村の鎮守の修造に女性たちが各自の財産を奉加していることが知られる。さらに一五三二（天文二）年の近江国栗太郡木川の天神社の定書をみてみると、烏帽子着や官途成の儀式のときの座敷は、一番が村人、二番が村人おかた衆、三番侍衆、四番地下人とその女房衆とあり、村人おかた衆、すなわち村人層の妻女には台付きの椀が、地下人とその妻たちには折敷が配付されていた。こうした村落の重要な儀式に妻たちが夫とともに出席し、飲食をともにしたことの意味は大きい。

戦国期に入って惣村は、大名権力や一揆する国人・土豪層の勢力とのせめぎあいの中で自治を進展させていかねばならず（紀伊国東村では、守護方などの自検断権侵害には一致団結して対処することを村掟で定めている）、和泉国日根野荘にみるように、飢をしのぐため蕨粉を盗んだ兄弟とその母をも殺し、近江国今堀郷にみるように、掟に背いた後家孤族は地下人よりも厳しく罰するというぐあいに、弱者への切り捨てをみせた。同時に父権的状況が進行したであろうことは否定できないが、多くの村の女性は、これまでみてきたように、中世後期になっても、村落の公認するような一定の位置を占めていたことは確かなことといえよう。

（黒田　弘子）

3　女商人の活躍

商いをする女性　旅情を誘う風物の一つに朝市がある。その土地で取れたみずみずしい野菜や生き

のよい魚が並ぶ市、声を張り上げて客をよぶ商い人、その商い人たちは、ほとんどが女性である。

商いをする女性の歴史をさかのぼってみるとその起源は古く、奈良時代末～平安時代初期にかけて成立した『日本霊異記』や平安時代末期の『今昔物語集』にその姿を確認することができる。そしてまた、品物を売り歩くことは、女性によって始められた職業でもあった。鎌倉時代に作られた『東北院職人歌合』には、桂川産の鮎を売り歩く桂女

16図　魚を売る女
（『七十一番職人歌合』）

や薪を頭にのせ売り歩く「大原人」（大原女）が詠まれている。さらに室町時代にいたると、中世の職業一覧図ともいえる『七十一番職人歌合』（以後『歌合』という）に登場する一〇〇余りの商工業者中、三〇ほどの部門に女性の姿が描かれている。酒・餅・米・麹・豆・豆腐・心太等を並べ市で売る女性たち、彼女たちの姿に当時の販女・市女の活躍をうかがい知ることができる。

女性による商いは販女・市女にとどまらず、鎌倉から室町時代にかけて、畿内を中心に公家・寺社の保護を受け発達した座（商品の流通から販売にいたるまでの一切を独占して扱う同業者たちの特権的な共同組織）の権利を持ち、手広く商いをする女商人たちをも生み出した。

戦国時代、京中での塩商いのほとんどを押えていたのは「塩座六人百姓」であるが、その座人の一人に木村五位女という女性がいた。また『歌合』には、紺掻は女性の姿で描かれているが紺染の触媒

に使う紺灰は、丹波から丹波口を経て京に入った。これを独占販売していたのが紺灰座の問屋四座であった。そのうちの賀々女流とよばれるものは、室町時代初期に賀々女が開拓し、所持していた座権利であるが、後に娘のねゝに譲られている。戦国時代にも、当座の五人の座人中に南女という女性が確認できる。そして、座権利の半分を押える大きな商いをしていた女性もいる。扇本座に属す「布袋屋」の女主人玄了尼である。当時京扇は、地方への贈答品としてもてはやされ、しかも太刀と並ぶ日明貿易の主要輸出品でもあった。彼女は、娘夫婦とともに数人の女性の折手を使い、製造卸問屋として生産・販売を行なっていた。さらに座の最高責任者、座頭職を所持していた女性もいた。「洛中帯座々頭職」という京中全域にわたる帯商売（裁縫をして売る）の独占権をもっていた亀屋五位女である。彼女は、一五二八（大永八）年、当知行を認める幕府奉行人奉書を下付されている。

女性の多様な仕事　余談になるが『歌合』では、機織・帯売り・縫物師（刺繡）・組物師など織物関係は女性の姿で描かれている。そして「いを（魚）は候　あたらしく候　めせかし」と客を呼ぶのも、いなせな兄さんではなく、京都六角町の女魚売りである。今日、魚屋というと男性の職業のように思われているが、京に最初に姿を現わした魚商人は女性であり、鎌倉時代、六角町にあった四軒の魚屋はすべて女商人であった。

他にも、現在では女性が従事することの少ない、あるいは従事することを拒否された職業に女性が活躍している。酒作りはその典型的な例といえよう。酒をはじめとして、麹を使って生産する酢や醬油等の醸造業は、古代から女性の仕事であった。平安時代には、寺院においてさえそのための女雑色

がいたほどである。中世においても酒作りが女性によってなされていたことは、狂言の「伯母ケ酒」「河原太郎」等から明らかである。そしてまた、土器作りが弥生時代から女性の仕事であったことも、すでに論じられているところである。ところが醍醐寺所属の土器作り名が記された一一七九(治承三)年の『醍醐寺座主御拝堂日記』では、後家一名を除いて他はすべて男性名になっている。このことは、土器作りが実際には女性によってなされていても、公的には男性の名によって請負われ、儀式の祝儀にも男性が出席したことを示しているといえよう。

先に述べた女商人たちの場合はどうであったろう。少し追跡してみることにしよう。賀々女から娘ね、に譲渡された座権利は、その子孫か買得者かは定かでないが、佐野又三郎重隆のものとなり、佐野(灰屋)紹益へと受け継がれ男系世襲となっている。また、その又三郎と争い営業権を認められた南女の場合、彼女の座権利の所有は、座衆・本所ともに承認しているにもかかわらず、公的文書には夫浦井新右衛門尉友義が署判している。さらに、亀屋五位女所有の「帯座々頭職」は、争論の後、吉田(角倉)宗忠に譲渡されている。

生き続ける市女の伝統　以上みてきたように、中世は、販女や市女そして座権利を持つ女商人の活躍する時代であった。しかし他面では、商いの主力が男性に掌握されていく過渡的な時代でもあった。商いが広域化し、市場が広がるとその独占権を守るために、座は政治権力と結びつく。南女の例のように、実際には女性が働き座権利を持っていても、領主との関係において権利が守られるようになると、公式文書には男性が登場する。その結果、徐々にではあるが女性商工業者の労働は、家内労働として「家」に包摂されていく。

一方、平安時代、貴族層に顕著にみられた労働を賤しむ風潮は、しだいに庶民の間にも広がり、女性の労働を内助の功に貶める流れを一層助長する。さらに近世に入ると、女が酒蔵に入ると酒が腐るといわれるように、かつては女性の仕事であったものが、女性を不浄視する思想の浸透とともに遠ざけられ、女性立入禁止の職業が生まれてくる。しかし原初的な商い——夫が海へ出て取って来た魚を妻が売り歩くような——は、今日に至るまで女性によって行なわれてきた。朝市もまたしかりである。こうして販女や市女の伝統は絶えることなく、女性たちの手の中で細々とではあるが、生き続けていたのである。

（加藤美恵子）

4　家支配と政略結婚

「家」と女性　室町・戦国期の女性は、家のために政略結婚の道具となり、女性自身の意志は無視され、信長の妹お市の方のように悲劇的な結末になったものが多く、逆に愛のうすい結婚生活に居直って利殖の道に転身して巨万の富を得た日野富子のような存在もある、と評価されてきた。しかし、結婚において女性の意志とは無関係に「家」と「家」との結びつきの手段とされたという政略結婚観は、この時期を特色づける問題であろうか。結婚を手段と考えるのは、鎌倉期においても、近世においてもあったと考えられ、封建制下では普遍的な現象であって、また「家」を無視した結婚はなかったと

しても言い過ぎではあるまい。それは「家」が支配と貢納義務の基礎であるからであろう。武士ばかりでなく百姓においても家別公事がかかり、「家」として土地を保有し、村落でも宮座に入座するのは一定の家格をもつ「家」なのである。

熊谷氏は鎌倉期、関東の御家人クラスと婚姻関係を結んでいたが、室町期には安芸の国人衆と、戦国期には毛利氏領国内での国衆としての地位にみあった、毛利家あるいは家臣団相互の間の婚姻を取り結んでいる。婚姻は地域性、階層性、政治性を濃厚にもっており、「家」と「家」とを結びつける重要な絆であったから、慎重に、しかも大切に吟味・検討されたうえでなされたと考えられる。悲劇的な結果となるのは、結婚によるのではなく、情勢の変化によるやむをえない理由によったと思うのである。結末を元にもどって結婚のせいにするのはあたらないのではなかろうか。

安芸の戦国大名毛利元就の兄・興元には娘があったが、その人は初め山内豊通に嫁し、その後小早川興景に、ついで杉原氏に、その後杉原盛重へ嫁した。山内氏・小早川氏いずれも安芸の国人衆であり、彼ら国人衆が毛利氏と同盟を結ぶについては、彼女は重要な立場にあったと思われる。

父と母の役割分担　元就は妻妙玖に先立たれていたが、事ごとに妻を思い出し、一三年もたったころ、嫡子隆元あての書状で次のように述べている。男子三人、宍戸氏の妻となった娘に対してまでも意見をしたいが「はたとくたひれ候」、内をば母親、外をば父親が治めるという金言は少しもたがわない、と。ここでいう内とは子供の教育を指すものと考えられる。妻の死後、両方に責任を持たざるをえなかった元就の、心底からの述懐だった。

ところでこれは父親と母親との役割分担をも示すと考えられる。領国形成期の、さまざまに変転する情勢の中で、毛利家を存続発展させてきた元就にとって、妻は次代を担う子供たちの教育者であり、家内の統轄者でもあり、その地位は夫と並んで高かったと思われる。「外」に目が離せない戦国期においては、妻の役割は「内」を取り仕切る者として、家内を管理し、子供を教育する者として、他の時期にも増して重かったであろう。

伊勢の御師である村山氏が毛利領内の檀那帳を作成している。一五八一（天正九）年のものをみると、輝元とともに「御かミさま」「御つほねさま」がならんで記され、以下家臣の場合もそれぞれ夫人を「同御かミさま」として載せている。夫人が檀那帳に記されている例は、上層家臣ほど多い。これは、下層の家臣の妻が檀那にならなかったということではなく、夫人は省略してあるのではなかろうか。つまり下層家臣では、家長の名のみが記載されているのだと推測する。とにかく、記載時に、夫婦が並んで記されているのは注目してよいと思う。毛利氏の上層家臣クラスまでは、夫婦が対等に記載されているのは、「家」の外と内にそれぞれ責任を分担しているという、夫婦の家内部での立場の反映ではなかろうか。

家督相続と女性　しかし、妻は単に子供の養育と教育だけではなく、家中衆に対してもかなりの権限をもっていたようである。特に夫の死後はそれが明瞭になる。一五八七（天正十五）年、吉川家の家督相続を経言が行なうにあたり、輝元は吉川元春の室である「よしの原つほね」（熊谷氏）に書状を送り、「御家中衆も馳走申候やう、よく／＼おほせ渡され候へく候」（吉川家文書）と述べている。経

言は元春の子であり、兄元長の死後その跡を継いで家督を相続したものである。家督相続で家中が動揺しないよう、妻室（この時は後家）から言い渡してほしいと述べているのである。家中の総取締りとしての局の地位があらわれていると考えられる。元春は一五八六（天正十四）年に死去、翌年元長も死去するという吉川家の危急のときであったが、元春夫人としての局の力が発揮された時期でもあったと思われる。継嗣が決定していない段階で、あるいは決定にさいして、妻室としてまた後家としての親権によって家中の統轄をはかることができたといえよう。

　では戦国大名の家臣の「家」においては、相続の問題はどのように展開していたであろうか。年未詳であるが、吉川元春安堵状の残る笠井家の場合、与十郎の跡目を与三郎に申しつけるのを元春は承認している。このときの奉行人奉書によると、実子が女子であったので、笠井氏が跡目を与三郎につがせるのは妥当であると、吉川氏が判断したことがわかる。つまりこれは被相続者の決定は基本的には各「家」の意志によるのであるが、継嗣決定に「上意」が介入、上意の遵守が義務づけられてきたという事態に進みつつあることを読みとることができる。女子の跡目相続は、あたかも各家臣の「家」の意志として、廃止されつつあったのである。

高かった女性の地位　婚姻語としての「嫁す」は、この時代においても、一方的に女が男のもとに嫁入ることを指すのではない。毛利元就の三男隆景は、初め小早川氏の大庶家・竹原小早川氏に養子として入ったが、小早川本宗家の又鶴の妹に「嫁」し、小早川家を譲られている。つまり「家」が中心で、婚姻によりその「家」に入ってくる者を「嫁す」と表現しているのであり、嫁したのは女に限らないのである。「家」が婚姻の中心であり、家の存続が第一義となっているが、これまで述べてきたことから、まだ上層武家においては女性の「家」への従属は明瞭には始まってはいないといえよう。

　しかし戦国家法には「夫婦いっしょに在りといえども、いさゝか刀を忘るべからず」（「信玄家法」）などの条や、『太閤之式目』に「他人の見めよき女は大敵と思ひその家に出入すべからず」とあり、「七人の子はなすとも女に心を許すな」（「舞曲鎌田景清」）などとあって、女性特に妻が敵視され、物品視され、人格が無視されたといわれる史料があることは事実である。ところが、よく考えてみると、このような訓戒をしたということは、訓戒が必要なほど女性の役割が重く、うっかりすると寝首を掻かれるほど女性も強く、女性の地位も男性に匹敵するほどに高かったことを示すのではなかろうか。五人の女性を妻とし、婚姻を最大限に利用し、陰謀によってそれを反故にした武田信玄であればこそ、真実味を帯びる一条であって、このように女性を敵視した見方は、戦国期に一般的なものではなかったと思われ、また「政略結婚」をした女性の地位も、以上述べてきたことから、低いとは考えられない。

（田端　泰子）

5　気丈な戦国の女性

悲劇の女性たち　戦国時代の女性たちというとまず思い出すのは、織田信長の妹お市とその娘たちあるいは細川ガラシアのことであろうか。

17図　戦国の女性・細川昭元室　(龍安寺蔵)

争乱に明け暮れ、食うか食われるかの戦いの中で、男たちの政略の道具として嫁がされ、連れ戻され、遂には死へ追いやられていく女たち、その悲劇性ゆえに、彼女たちの生涯は今日まで語り継がれてきたのであろう。そして、お市の死もさりながら、一九歳の若さで夫武田勝頼とともに死んだその夫人(北条氏政の末娘)、関ケ原合戦のとき人質になることを拒み自害した細川ガラシア、等の姿は「貞女二夫に見えず」の言葉が示すように封建的家族道徳の強固になりつつある時代であったがゆえに、さらに後世の道徳と相通じるものがあったがゆえに、理想化され今日に伝えられてきたといえよう。

戦国時代の女性たちが、家や国の犠牲になったのは、隠れもない事実である。しかし、そればかりであったろうか。人は時代とともに存在する。彼女たちが、戦国期という弱肉強食の時代に身を置いて気丈に生きていたことも、見過ごしてはならない。

佐々成政に攻められ落城寸前の城を兵士を励まし守り抜いた奥村永福夫人。夫なき後、家中を統率し、舅伊達政宗の攻撃に降伏ではなく戦いを選んだ二階堂盛義夫人(伊達晴宗の長女)。夫不在の忍城を石田三成の水攻め等から守り、豊臣秀吉との和議成立により城を明渡すまで持堪えた成田氏長夫人とその娘甲斐姫。これらの話は、まさに女性が戦国時代とともに生きていた例であろう。

ところで、法がその時代を映し出す鏡であるならば、戦国家法・分国法はこの時代の女性のあり様を反映しているといえよう。

戦国法にみる女性　奥羽伊達氏の分国法『塵芥集』一六七条には、「たけき」(気丈なこと)との理由で離別した妻が再婚しようとするとき、妻への未練や、新しい夫への嫉妬から、前夫が邪魔をするようなことがあってはならない、と定めている。まるで狂言の舞台さながらに「わわしい女」の姿が浮び上がってくる。しかし、これは狂言ではなく法である。この条文が作成された背景には、同様な事例が一つや二つではなかったことが容易に推察しうる。するとそこに、男性に伍して劣らない、また離婚や再婚をそんなに悲愴感なく受け入れていた女性たちの存在が見えてくるのである。ただし、その場合にも、夫婦別財であり、一代限りとはいえなお、女性が所帯をもつことを保障されるという経済的基盤があったことを忘れてはならないであろう。

さらに、女性が来客の前に姿を見せることを禁じた掟(「吉川氏法度」二九条)や、男が留守で女ばかりの家に男たちは一切立ち寄ってはならないという掟(「長曾我部氏掟書」三四条)もある。また「密懐」(=姦通)を禁じた条文も多い。「密懐」は、鎌倉幕府法では、男女ともに所領(土地財産)の半分を没収するという刑であったが、戦国の法になると、男女ともに死罪に処せられるという厳しいものとなる。しかし、逆にいえば、これら一連の法は、かえって戦国時代における男女のあり方の実態を示すと同時に、それに厳罰をもって臨まざるをえなかった各大名の動揺と決意をも浮び上がらせている。そしてまた、当時の女性たちの生活がなお、封建的家族道徳に縛られない「自由」な一面を持っ

ていたことを示唆しているといえよう。

戦国の苛酷な運命　永禄年中（一五五八〜七〇）、三好の家臣奈良義成の妹は、兄の笛の師貞光久左衛門に一方的に慕われた挙句、兄や婚約者を殺された。彼女は、久左衛門の油断を見澄まして彼を殺し、自分も腹を切って死んだという話である。まさに、戦国時代に生きた「たけき」気丈な女性の典型ともいえる。ただし、この時代の女性の持つ気丈さや「自由」が、時代の思想に囚われて、短絡的に死と結びつくことも往々にしてあったことを理解しておかなければならないであろう。

駿河守護今川義忠夫人北川殿は、伊勢新九郎長氏（後の北条早雲）の妹であるが、夫亡き後兄の助力を得て、息子竜王丸（後の氏親）を戦国大名へと成長させていく。また氏親夫人寿桂尼は、夫の死後跡目を継いだ氏輝がなお幼いため、自ら領国支配を行ない、「帰（とつぐ）」という印文の印判状まで出している。同じく毛利隆元夫人大内氏（小侍従局）もまた夫と舅元就なき後息子輝元の後見として活躍している。以上の例が示すように、戦国の女性たちは、母親として重要な役割を持ち、さらに一度事が起これば、国を支配していけるだけの力量をも持ち合わせていたのである。そして、男性も女性のこのような能力を十分に認めていたと思われる。

毛利元就が息子隆元に宛てた手紙の中に、「妙玖の事のみ忍び候」「内をば母親を以って治め、外をば父親を以って治め候と申す金言少しも違わず候」と書かれたものがある。晩年の元就は、妻妙玖について語ることが多かったが、これは老いの繰り言ではなく、母親が息子たちの結束の「要」と成りうることを十分に知っていたためであろう。つまり、夫婦各自の働きとそのおのおのの役割の重要性

を認めていたがゆえに、元就をして右のような言葉を言わせたのであろう。ただし、女性ならばだれでもその役割が担えたというのではなく、嫡子の母親となってはじめてその場を得たことを確認しておかなければならない。

以上みてきたように、女性もまた戦国時代を生きており、時代が生み出す苛酷な運命を避けることはできなかった。しかしなお、「め（女）たけき」という言葉に象徴されるような、生き生きとした「自由さ」と自分の力量を発揮しうる場を持っていたのであった。

（加藤美恵子）

6　出雲の阿国以前

渡りあるく巫女　歌舞伎踊の始祖、出雲の阿国（おくに）は、「あるき巫女」であったといわれる。「あるき巫女」とは国々津々浦々を遍歴してあるく巫女で、特定の神社に所属して、そこで神楽を奏する巫女とは異なり、渡りあるいて、客の求めに応じて、神おろしなどを行なうものであった。彼女らは、おおむね、散所非人（さんじょのひにん）とか声聞師（しょうもんじ）とよばれる集団に所属していた。あるき巫女と同様のものに、曲舞々（くせまいまい）や白拍子（しらびょうし）女などがあり、放下（ほうか）、放下僧などとよばれる軽業師と同じく、雑芸人集団を形成している。これらは平安・鎌倉時代の傀儡子（くぐつ）といわれた遍歴の遊芸人の系譜を引くものである。もちろん、遍歴といっても、ただあてもなくさまよいあるいていたものではなく、おのずから舞場は定まっていたのである。

18図　歌舞伎踊りの図（『歌舞伎図巻』）

曲舞々には、男や稚児のものもいたが、女節曲舞で名人とうたわれたのは、百万という奈良のものであった。奈良には五カ所・十座という声聞師集団があったから、舞女の百万は、その一員と思われる。彼女のことは、今日も能楽の「百万」にその名をとどめていて、そのすじは、別れた子に再会する狂女物であるが、眼目は、曲舞名人の百万に舞を舞わせることであった。おそらくは、百万をはじめとする舞女が母子再会や、子の成育祈願を行なっていたことから、能にかかる筋立てが考えられたとも推測される。百万という名前も、百万遍の歌念仏をすすめる音頭役の舞女ということで、固有名詞ではないという説もある。

しかし、百万という曲舞女の名人が居たのは事実である。それは、能楽「百万」の原曲「嵯峨物狂の能」を作り、それを得意とした観阿弥が、百万の流儀を学んで、能楽にとり入れたのだという子の世阿弥の言で明らかである。「道ノクセマイト申ハ、上道、下道、西岳、天竺、賀歌女コノ流ヲ亡父ハ習道アリシ也、賀歌ハ、南都ニ百万ト云女節曲舞ノ末ト云、今ハミナ〳〵クセマイノ舞手タエテ、女クセ舞ノ賀歌ガ末流ナラデハ不レ残、ギヲン（祇園）ノエ（会）ノ車ノ上ノクセマイ、コノ家ナリ」（『五音』）

と書いている。この賀歌女の末流が残っているだけで、祇園御霊会の曲舞車の上で舞うことになっているのはこの家である、と言っている。江戸時代から戦前まで、女人禁制で女性を穢れているとして排除した祇園祭に、中世では被差別民であった声聞師の女性が、重要なだしもの、曲舞車にのっていたのは注目されてよい。そして、戦前までこれも女人禁制であり、江戸時代には武士身分にとりたてられた能楽も、声聞師であり、「乞食の所行」といわれていた。

子の世阿弥とともに、その大成者であった観阿弥は、賀歌女の流の曲舞を学んで、白髭の能にとり入れて、見物の喝采を博して成功した。今日の能楽に「クセ」として名残りをとどめているのがそれである。能楽には、その他、義経の愛妾白拍子の静御前などを女主人公とするものが多いし、「ごぜ」の芸能である『曾我物語』に取材したものも多い。もちろん声聞師の男性である放下や獅子舞などの芸能も入っていて、中世の遊芸人の芸能の集大成ともいえるのである。

寺社の勧進と熊野比丘尼　そのような声聞師の雑芸集団の中から、出雲の阿国は出てきた。あるき巫女といわれるのは、寺社の造営資金などの勧進をすすめて、踊りを踊ったからであろう。似たような存在に、熊野比丘尼がある。巫女が神仏習合の結果、仏教化したもので、歌比丘尼などともいわれ、歌占（弓に数首の歌をさげ、その歌のどれかをとらせて占う）などの卜占を行なうものもあった。この熊野比丘尼の中から、伊勢神宮造替の勧進を行なった伊勢上人、慶光院も出てくるのである。

もともと、伊勢神宮の造替は、朝廷が国家行事として行なうものであったが、公家権力のみならず、足利幕府の微弱化はそれを行なう力がなく、荒廃したままであったという。一二九年ぶりに一五六三

（永禄六）年豊受大神宮の造替を行ない本願上人として、遷宮を果たした慶光院主清順上人は紀州入鹿村出身の熊野比丘尼であった。四代周養上人は内外宮両方の遷宮を行ない、豊臣秀頼の怨霊に悩む千姫の祈禱も行なって、徳川幕府の信用を得て、貴族寺院化する。江戸期には伊勢上人の威光は大きかった。

しかし、初代の守悦上人は伊勢、熊野を往復する勧進比丘尼で、一紙半銭の勧進を募って宇治大橋の改築を行ない、上人位を許されている。慶光院は浦田坂にあり、中世には声聞師集団の集住地であった。伊勢上人を出した熊野比丘尼も声聞師の雑芸人の一員である。その中から出て、勧進を行ない伊勢信仰を支えた守悦上人や清順上人、かかる上人をトップとして、多くの熊野比丘尼たちが勧進を行なったことであろう。中世の信仰や芸能の多くは、こういう人たちに支えられたのである。伊勢上人は特殊な例ではあるが、江戸時代には零落する多くの熊野比丘尼たちにこの可能性はなかったとはいえない。そして、曲舞女やあるき巫女に、少し小型の阿国は、たくさん居たと思われる。

（脇田　晴子）

近世の女性

一　幕藩制国家と女性

1　幕藩制国家と女性知行

幕藩制国家の特質　幕藩制社会は、兵農分離制・石高制および鎖国制という基本的特質をもった独自の封建国家として成立した。統一政権はまず、兵農分離政策によって「兵」と「農」とを階級的に分離し、中世末の「下剋上」社会を克服するとともに、それを幕藩制国家の支配原則とした。同時に、これを基軸に社会編成としての士農工商の強固な身分制をつくりあげていった。また、米年貢制を採用することにより、石高制を封建的土地所有実現の原則とした。さらにこの石高制は知行制の基準ともなることにより、領有原則としての機能も果たすこととなった。そしてこのような兵農分離制・石

高制によって特質づけられた社会を永続的に維持するため、体制的安定化をはかったのが鎖国制であったということができる。

ではこのような国家的特質を備えた幕藩制社会での女性の位置はどのようなものであったのだろうか。中世社会との比較もまじえてみてみることとする。そのさい、支配階級である武家の女性と、被支配階級である農工商すなわち庶民女性とにわけて考察する必要がある。これは幕藩制社会が厳格な身分制社会として確立したことから、幕藩権力の法的規制もあって、両者の存在形態には相当の隔たりが生じていたと考えられるからである。

幕藩制国家と女性知行　武家女性の地位は、中世後期より徐々に低下していき、近世社会に入ると最も低下するというのが法制史を中心とする通説的理解であり、こうした見解の主たる根拠は、相続からの女性の排除ということに求められていたといえる。中世前期には女性が家督や地頭職を相続する場合も少なくなく、また分割相続が一般的な相続形態であった中で、女性へも所領分割が行なわれるのがふつうであったが、中世後期になると単独相続が過半を占めるような社会的趨勢となり、女性相続はしだいに一期分というかたちに制限されることとなった。さらに幕藩制社会の成立は、このような動向を一挙に押し進める歴史的役割を果たしたのであり、近世にいたり女性はほぼ完全に家督相続および所領相続から排除される結果となったといわれていた。

しかし、近年の実証的研究ではこのような通説的理解とはやや異なった結論が導き出されているように思われる。たとえば、中世後期より近世初期にいたる毛利氏領国の武家女性について、その資産

相続のあり方を分析した宮本義己氏は、この時期において嫡出男子がなかった場合などには嫡女が代わって跡目を相続し、公役は聟養子などが名代となって負担していること、毛利氏一族の女性などには恩賞として新知を宛てがう場合があったこと、家督相続者の交替にさいして、後家や父を失った女性に対し、家督に相応のいくぶんかの知行が宛てがわれていること、結婚にさいし応分の化粧免が与えられていること、女性の所領・資産がその娘のみならず嫡男にも相続されていることなど、注目すべき諸事実を明らかにした。

また、城島正祥氏は戦国末期元亀・天正のころ（一五七〇～九一）から近世初期寛文・延宝のころ（一六六一～八〇）までの佐賀地方にみうけられる内儀方知行について検討を加えている。それによれば、元亀・天正の竜造寺氏の領国および初期の佐賀藩での化粧田は内儀方知行として妻の特有財産であり、その譲渡は知行主である女性の自由意志に任せられていたこと、内儀方知行は寺社などと同様種々の負担が免除されていたこと、また初期の佐賀藩についていえば、内儀方知行の知行主は佐賀藩主や支藩以下の領主の家族かその近親にほぼ限られていること、このようなあり方の内儀方知行は

19図　一橋徳川家旧蔵の婚礼の調度
（茨城県立歴史館蔵）

おおよそ寛文年間（一六六一～七二）まで続くことなどの指摘がなされている。

これらの実証的研究により、幕藩制社会の成立以後も種々のかたちで武家女性による相続が行なわれていたことは明らかであるといえる。しかし同時に、これらの研究は幕藩制社会の女性相続は前代のそれとは質的に異なっているという点も示唆していると思われる。まず第一に、女性の家督相続や所領相続が武家女性一般に見受けられるものではなく、一部の女性に限られていることがあげられよう。これは幕藩制に独自の封建的土地所有体系の確立によるものと考えられる。幕藩制国家にあっては将軍が最高の封建的土地所有者であり、土地所有は将軍を頂点として位階制的に編成され、かつ上位者優位の体系をなしていた。そこでは中世の開発領主的土地所有権はまったく否定され、武士は家臣として恩地を与えられ、主君に忠誠を尽して奉公する以外に自らの存続をはかる道は閉ざされてしまったのである。支配階級の中で知行宛行の権限を有していたのは、大名・旗本に対しては将軍、藩の家臣に対しては大名であった。このような幕藩制的知行体系の特質に規定されたことにより、近世初期における女性の家督相続・所領相続の多くは、将軍および大名の女子やその周辺に限られてくるようになったものと思われる。しかも、こうした統一的・位階制的土地所有体系に最も適合的な相続形態は単独相続にほかならず、それが家臣団としての武士たちの一般的相続形態となっていくことにより、幕藩制国家成立後も一部で行なわれていた女性の家督・所領相続は急速に否定し去られることとなったのである。近世初期にみられた女性相続のあり方が、十七世紀末葉にいたるとほぼ消えていくのはこうした理由によるものであろう。

ただし、大奥勤めの女性などの場合、近世を通じて男子同様に知行を与えられ、家督・所領相続を遂行できたことは特記しておかねばならない。その事由は大奥が男子禁制であり、女性でなければその職務を果たすことができないという特別な場であったからである。

第二にあげられるのは公役負担の問題である。武士は恩地・俸禄の支給に対して軍役等の公役を負担しなければならなかったことはいうまでもない。中世ではそれが族的結合の中で行なわれ、地頭職をもつ女性や御家人である女性もその中に包摂されつつ公役を負担することができたものと思われる。ところが、幕藩制国家の成立によりそれはより個別化・厳密化の傾向をたどっていた。その中で女性の公役負担については、聟養子などが名代として公役を勤める場合と、まったく免除される場合とがあったが、いずれにしても特殊な形態をとらざるをえなかったのである。そのため前者についていえば、名代である聟養子がはじめから家督を相続し公役を負担するというかたちに、徐々に一元化されていくこととなった。後者の場合は、しだいに「一期分」的性格が強められ、所領・知行の世襲化をともなう封建的土地所有の正規の体系からはずれていってしまうのである。

このようにして、幕藩制社会における武家女性の存在形態は前代とは明確に異なるものとなっていった。その時期は、幕藩制国家が体制的に確立してくる十七世紀後半とほぼ照応している。ここにいたり武家の女性は原則として封建的土地所有体系・幕藩制国家の公的秩序体系から排除され、それゆえそれぞれの武士の家においては、家の正式な代表とはなりえない存在として位置づけられたのであった。

しかしながら、十七世紀後半までみられた武家女性の既述のような家督・所領相続のあり方は、その後さまざまに変質させられつつも、幕藩制国家の知行・相続制度に一定の影響を与えていったことに留意する必要があろう。まず、婚姻にさいして与えられる女子の一期分は近世を通じて存続していたとみてよい。将軍家や諸大名の女子の婚姻のさいなどには一般的に化粧田（料）が与えられている。ただし近世初頭には本人の自由意志で処分可能な場合が見受けられていたが、しだいに本人死去後は里方に返還されるというかたちの一期分に変わっていった。

なお、後家分というものも近世において広くみられていたという指摘もある。岡山藩では相続人がなく家が廃絶したときに、藩主が改めて後家分として扶持を与えているという。ただこれらの事例は、さきにあげた毛利氏領国や佐賀藩でみられた女性による家督や所領の相続例と同じく、十七世紀半ばかそれ以前の時期に限られており、十七世紀後半以降どのような経過をたどるのかはっきりしていないという点において、検討の余地が残されているといえよう。

また、将軍家や大名の女子の場合、婚姻のさいの持参金のみならず、結婚後も恒常的に里方から生活費の一部を仕送りするのが慣例となっていた。「賄金」「年々送り金」などと称されているものがこれである。譜代大名の名門榊原氏の女子の場合、たとえば一七三二（享保十七）年に酒井氏（一五万石）に嫁した孝姫には、米一五〇〇俵が年々送られることになっており、一七八七（天明七）年に喜連川氏（五〇〇〇石）に嫁した於千根には賄金七五両が年々届けられることになっていた。この場合、一期分とともに夫婦別産制的要素を多分に含むものであり、妻が経済的に夫方家父長に完全に取り込まれたものではなかったことを示すものではないだろうか。ただしこの場合も武家女性一般にあてはまるものではなく、将軍や大名の女子に限られていたと考えられる。

（長野ひろ子）

2　幕藩家族法と武家女性

武士の相続　幕藩権力はその支配の安定化・永続化をはかるため、支配階級である武士の相続・婚姻などの行為に対して種々の法的規制を加えている。まず幕藩制下の相続は、知行の再恩給というかたちで行なわれた。したがって願い出に対する主君の許可が必要不可欠であった。相続者は「御目見」を済ませた嫡出の長男が原則であったが、この原則は十七世紀にはまだ確固としたものになっていない。むしろ被相続人の意思によって二、三男などに相続させる場合も少なくなかった。長子相続の形態が徹底してくるのは享保期（一七一六～三五）ごろであり、幕令においても「惣領を養子ニ遣候儀、本家なとへ遣候ハ格別、其外ハ一切有レ之間敷事ニ候、願申出候共、取上申間敷事」（享保十二年『御触書寛保集成』）として長子の家相続人としての資格を規定している。

この長子相続の確立過程に並行して単独相続原則も完成をみることになった。兄弟のある場合、親の知行高により二男にも「似合敷」ほどの分は与えるという一六四二（寛永十九）年の法令にみられるように、幕府自体は分割相続を認めており、以後もその方針に変化はみられない。しかし、実態としては初期には分割相続が少なからず行なわれているものの、享保期ごろを境に分知例は急減してい

くのである。その理由について鎌田浩氏は、享保期前後における知行加増の機会の減少という経済的条件と、同時期における役高による職階制の確立という奉公勤務上の条件とがあいまってこのような傾向が生じたと述べている。

このように、幕藩制の確立とともに嫡男子の単独相続が強固なものとなったが、嫡子早世または不行跡・家業未熟などによる廃嫡の場合、嫡孫・二男以下諸男子が代わって相続人になる権利を得た。特に嫡孫の場合、その地位は嫡子相続の徹底化とともに確固たるものとなった。なお、妻と妾は身分制の中で厳密に区別されていたため、妾腹の長男子が生まれた場合、後に妻腹の男子の出生をみたら二男とするよう、あらかじめ届け出ておくことが定められていた。

また、相続人となるべき実男子がいない場合には養子相続が行なわれたが、これについては厳密な法的規制がなされ、「筋目」のない養子は禁じられていた。一六六三（寛文三）年の幕法によれば、その選定順位はまず同姓の弟・甥・従弟・又甥・又従弟の中から相応の者を選ぶこととされ、もし同姓の者がいない場合には、入婿・娘方の孫・姉妹の子・異父弟の中から人柄により養子として立てるようにといった工合に、同姓ならびに男系優先主義を採用している。なお血のつながりのない他人養子は初期にはまったく認められていなかったが、親類の中にふさわしい者がいない場合、直参の二男・三男や弟などと養子縁組をすることが享保期には認められるようになった。ただし、直参の親類であっても陪臣や浪人の子の場合には、養子をとる願を出した当人の親類でなければいけないという限定がなされている。さらに女性が養子縁組をする女人養子に関しては、大奥勤めの女性など一部の例外

を除いて否定されている。

こうした武家相続に対する法的規制は、幕府によるものだけではなく、諸藩においても例外なく厳密に行なわれていた。

婚姻への規制　次に婚姻への規制であるが、幕府は一六一五（元和元）年に発布した「武家諸法度」において、その第八条に諸大名の私婚禁止をあげている。まだ幕府の基礎の固まらない段階に出されたこの法度は、婚姻を通じて諸大名同士が連合することを防止し、幕府への権力集中をはかるのが目的であった。これに対し、一六三二（寛永九）年に出され、万石以下の旗本・御家人に適用されたといわれる「諸士法度」には婚姻に関する規定は何もない。この時点までの婚姻規制はもっぱら諸大名に対して行なわれていたのである。その後、一六三五（寛永十二）年三代将軍家光の治下で武家諸法度が改変されたが、そこでは私婚禁止の適用範囲が、国主・城主・一万石以上・近習・物頭と規定され、範囲が明確となるとともに幕閣中枢や側近層にまで拡大することとなった。同時にこの法度では、音信贈答や嫁娶の儀式、あるいは饗応や家宅造作などがはなはだ華麗となっているとして、自今は簡略、倹約するようにと婚儀などの簡素化を命じている。また、同じ年諸士法度も改訂され、そこでも婚儀の簡素化が明文化されている。

その後、私婚禁止の範囲は徐々に拡大する方針がとられ、婚儀節倹令も一層強化される方向にあったが、その到達点ともいうべきものが一七三三（享保十八）年に出された幕令であった。すなわち、「縁組之願申上之婚儀相整候外は妻に仕儀、向後可レ為ニ無用一」（『日本財政経済史料』）として、武家の

場合は縁組願を提出し、その許可を得て婚礼を挙げるべきとされたのである。内々に婚姻をととのえたのち縁組願を出すことも許されず、同役縁組不可、継母の兄弟姉妹との縁組不可など種々の規制も加えられることとなった。これらは、幕藩体制確立後の支配体制の強化・身分秩序の維持をはかるために出されたものといえよう。

（長野ひろ子）

3　幕藩制国家と庶民女性

農民相続と領主規制　幕藩制国家における農村支配は、年貢村請制という近世特有の方式によって行なわれていた。村内農民に課せられる年貢・諸役は村全体の連帯責任のもとに皆済・負担しなければならない仕組みとなっていたのである。これは、兵農分離によって支配階級である武士が在地を離れ、城下に集住させられた幕藩制社会に照応する農民支配のあり方であったといえよう。

幕藩領主によって支配の基本単位として位置づけられた村は、同時に農民の生産活動にとって不可欠の共同組織でもあった。用水・山野の利用などは個々の農民の自由裁量に任せられることはなく、多くの場合村寄合などにおいて決定されるのが常であった。村落共同体規制は、農民生活のあらゆる面に多かれ少なかれ影響を及ぼしていたのである。そして、年貢・諸役を負担し、村寄合に参加することのできる農民が「一軒前」として村の正式構成員の資格をもっていたのである。いうまでもなくこの農民は、それぞれの家を代表しうるその家の当主であった。

農民の家督・家産相続に関して幕府・諸藩は、支配階級である武士に加えたような種々の法的規制は行なっていない。実態的な側面からみれば、幕藩制国家確立以降は長男による単独相続が農村での一般的な相続形態となっていたといってよかろう。この長子単独相続は幕藩領主層の農村支配の基本原則にも合致していた。

次に掲げるのは、『地方凡例録』中の「五人組帳前書」に示されている百姓相続に関する箇条である。

一、養子は親類を撰み相応の養子可レ致、娘有レ之入聟取候とも親類の内聟養子に可レ致候、然れども其娘の年不相応に候はゞ、他人にても吟味の上親類に其旨相達し、其上にて養子に可致、仮令実子たりとも親不孝又は不行跡にて、庄屋五人組親類等度々異見(意)を加え候ても不ニ相用一、跡式相続難レ為レ致候ハゞ、其訳庄屋五人組へ申達し、其上にて之を廃し他人養子可レ致候、父一人了簡を以て養子不レ可レ致候、又は二男三男有レ之百姓、総領病身又は不行跡にて跡式譲り難く、二三男の内へ譲り候節は、是又五人組立合取締候上可ニ譲渡一事

ここでも長男子単独相続が農民相続の原則となっていることは明らかで、長男・二、三男・聟養子という相続順位もほぼ実態にあっている。しかし同時に、「総領病身又は不行跡」の場合は長男でも容易に排除されるとの見方も示している。幕府・諸藩にとっては、年貢・諸役負担者としての能力があるかどうかが農民相続の最大の基準であったからであり、相続人の経営維持能力の是非が重要だったためである。

さらに、この前書で注目されるのは、相続における村役人・五人組・親類などの関与である。これ

は村請制村落において、各農民の経営が同族団・五人組をはじめとするさまざまの共同組織によって支えられていたことの反映であった。

このように、農民相続に対する領主側の一定の基本方針はあったものの、武家に対する場合とは異なり、それに基づいて厳しい法規制を行なうことはなかったため、近世の農民相続は地域的・階層的に相当な幅があったとみてよい（大竹秀男『封建社会の農民家族』）。たとえば、末子相続制、姉家督制などと称される相続慣行は近世を通じて広く行なわれていた。姉家督制というのは、第一子が女子の場合、後に男子が生まれてもそれに優先して長女に家督を継がせる慣行であり、聟に当主の座を譲るまでその女子が当主として家を代表した。

こうした姉家督制の存在が示すように、農民家族では女子が家督・家産相続から排除されることはなかった。しかしその相続のあり方は男子相続人がいない場合、一時的に跡を継ぐというかたちの中継相続がその大半を占めていたと考えられる。ただし、幕末期にいたり、村落秩序の動揺が激しくなると、中継相続を基本とする女性相続のあり方に変化が生じてきているという指摘もある（大口勇次郎「近世後期における農村家族の形態」『日本女性史』第三巻）。もっともこうした女性当主が村という公的場において家を代表し、村落共同体の正式構成員として男性当主同様の扱いを受けることは稀であったといってよかろう。

町方相続と領主規制　幕藩制国家における都市は、幕藩領主階級による支配の重要な拠点であると同時に、商工業を集中・独占することにより幕藩制市場の結節点として機能していた。幕府による都

市支配は町共同体を重要な媒介項としつつ行なわれたが、この町共同体は個々の町人の家業・生活維持に必要不可欠のものでもあった。

町人の家督・家産相続に対する幕藩領主の基本姿勢もまた、長男子単独相続であったといってよい。ただし法的規制は農民へのそれと同じく厳密なものではない。幕府・諸藩にとって最も重要なことは、町人としての諸役負担ができるような家業・家屋敷などの維持・存続をはかるのに最もふさわしい相続人であるかどうかであって、たとえ長男であってもこれに合致しなければ容易に排除されるべきものとされた。

町人相続に関して幕府は、一六四八（慶安元）年、「町中跡式之儀、先年如二申付一候、存生之内遺言状を致、諸親類名主五人組月行持（司）立合、早速町年寄三人之帳ニ付可レ申事」（『御触書寛保集成』）と江戸町内に触れている。被相続人は生前に親類・名主・五人組・月行司立合いのもとで遺言状を作成し、町年寄のところに帳付けしておかねばならなかった。一六五五（明暦元）年に京都所司代牧野佐渡守によって京都の町に触れ出された「条々」にも同趣旨のことが述べられている。この譲状届出制度ともよぶべき方式によって、権力は町方においても長男子単独相続のたてまえの確保をはかろうとしたといってよかろう（山中永之佑「徳川時代における京都町人の『家』と相続」『阪大法学』四四・四五合併号）。この制度は近世を通じて強化される傾向にあり、それにともなって親類や町共同体の町人相続に果たす役割の重要性も継続した。

次に町人相続の実態であるが、これまでの実証的分析によれば、町方の家督相続の場合つねに長男

子による相続が第一順位とされ、また男女別では明確に男子優先であった。女性の相続は、他に相続人たるべき適当な男子がないときに選定されるという中継相続に限られていたといえよう。

　家督相続の傾向は農民相続のそれと同様であったが、家産相続という面においては町方の場合分割相続もかなり行なわれ、そのさい女子にも相応の分与がなされていたとの指摘は少なくない。とりわけ京都・近江などの商家ではこうした事例が一般的に見受けられたという。そこでは、女性が連帯債務者として証文に捺印したり、金銀・衣類・家財道具などの動産のみならず、家屋敷などの不動産も女子に分与されることが多かった。

　このような上方諸都市にみられる女性の経済的成長に対し、幕府は家督相続の面から規制を強めている。たとえば享保期に幕府が大坂町方へ「女名前之事」と題する触書を出し、女性相続規制の方針を打ち出しているのもそのあらわれであろう。この触によれば、女性が女名前人（名義人）として家督を相続する場合は公儀に願い出るべきこと、原則として一期三年間に期間を限られること、男性の代判人を選定すること、女名前の地借・店借は禁止することなどの厳しい制約が設けられていた。ここに、男子優先主義をとり、公的場面から極力女性を退けようとする幕府の態度をみてとることができよう。たとえ女性が家督を相続し当主となった場合でも必ず代判人をおかねばならず、公的に家を代表することのできる男性当主とははっきりと区別されていたのである。

幕藩権力による女性の位置づけ　このように幕藩権力は女性を家の正式な代表者としてみなさず、一貫して公的立場から排除しようとしたが、女性を「一人前」として扱わないこの姿勢は法制上でも

顕著に見出すことができる。

　たとえば、庶民夫婦の離婚の場合離縁状を作成する必要があったが、この離縁状作成は夫の専権事項であった。妻から離婚が請求できるのは、妻が里方から持参した諸道具を夫が無断で質入れしたり、夫が長い間音信不通であったりなど例外的な場合に限られていた。しかも妻本人ではなく、実家の父兄が願い出ることになっていた。広く知られている縁切寺制度も、妻のこのような無権利状態が生み出した変則的制度であったといえる。

20図　離　縁　状

　実態はともかく、たてまえ上は女性は「公的無能力者」とみなされており、妻は夫に絶対的に服従すべき立場におかれていた。幕府の密通に関する法令によれば、妻側のみがその貞節を問題にされているのはもちろんのこと、そこで最も重視されているのは妻の貞操を犯された夫の権利であり、この権利は「密通の男女」を夫が殺害しても「無ㇾ紛」場合は罪に問われないほど強いものであった。幕藩法において女性は男性より「劣る性」とみなされ、夫婦関係は主従関係に比すべきものとして位置づけられていたのである。

　さらに、このような女性を「劣る性」とし、「半人前」

とみなす女性観が、教育の場を通じて女性たち自身にも絶え間なく植えつけられていったことも見逃がせない。近世には、女訓書と総称される女性用教訓書・教科書が一般に流布していたが、これらが女性の人格形成の上に与えた影響は大きかった。

女訓書も、近世のはじめころには中国直輸入型が多かったが、元禄～享保期になると手習用教科書としてさまざまな工夫がほどこされ、女子教育に不可欠のものとして広く使用されることになった。そこでは共通して「女子は成長して他人の家へ行き、舅・姑に仕ゆるもの」（『女大学宝箱』）としての女子教育の必要性が叫ばれ、婚家において妻として主婦としていかにあるべきかが万般にわたり説かれている。そこで示されたあるべき女性像は、夫や婚家に絶対的に服従し、分限を守る女性の姿であった。

（長野ひろ子）

4　廓と宿場

遊廓の成立　幕藩制社会の中で、身分的に他の庶民女性と異なる扱いをうけたものに遊女がある。幕府は人身売買を禁止し、一〇年以上の長期奉公を認めなかったが、遊女たちは実質的には「身売り」して廓に送りこまれたのであり、幕藩権力もこれを容認したのである。ただし、廓が設定されたのは、三都及び長崎という特権的な都市に限られた。

一五九〇（天正十八）年、家康は秀吉の命により関東八州を治めるべく江戸城に入封し、江戸の町

造りに着手した。そのため江戸には武士はもちろんのこと、上方から大勢の商人・職人が流れ込み、男ばかりの状態となり、それに対応して江戸の端々に散在して遊女屋があった。『洞房語園異本』はこのころの遊女屋の状況を、「傾城屋所々にありし中にも軒をならべ集り居たる場所三、四ケ所あり、麹町八丁目に十四、五軒、鎌倉河岸に同断、大橋の内柳町に廿余軒」と記している。

こうした中、江戸の町造りは進み、一六〇五（慶長十）年、江戸城を一部修築するため、「大橋の内柳町」が城近くなることから、元誓願寺前への替地令が出された。これを機に遊女屋側は遊廓開設許可願を提出し、二度の失敗にもめげず、一六一七（元和三）年に庄司甚右衛門を代表として、三ヵ条の覚とともに願い出た。

幕府はこの陳情に対し、①遊女は吉原以外へ出向かせない、②衣類は紺屋染のみとする、③遊女屋は家作普請を質素とし、④不審な者を訴え出る義務があり、⑤客の長逗留を禁じるという五ヵ条の条件を付けて、一六一八（元和四）年、「傾城町之外、傾城屋商売不レ可レ致」（『徳川禁令考』前集第五）と幕府公認を明示し、ここに吉原遊廓が開設されるにいたった。

幕府が吉原遊廓を公認したことにより、ここの遊女のみが公娼とされ、他は私娼として区別されることとなった。ただし、一六四〇（寛永十七）年には大坂新町に、吉原と同様の五ヵ条の触書が出された。また京都では、一六〇二（慶長七）年に二条城建設のため、二条柳町の遊廓が六条三筋町へ移転させられていたが、一六四〇年に西朱雀野の一角に替地となり、以後島原遊廓と称された。さらに幕府は、一六四二（寛永十九）年、外国人を対象とした唯一の遊廓として丸山町寄合町遊廓の開設

を許可し、丸山遊女のみの出島への出入を許可した。

以上のように、幕府は元和～寛永期に三都の遊廓を許可しているが、これらはいずれも遊女屋の要望を受ける形をとり、それまで散在していた遊所を、権力でもって一ヵ所に「かこい」こみ、他の地域と区別したのである。周囲を堀や塀で囲い、出入口を大門に限るなど城郭に似ていることから、廓と称するようになった。なお、最初に公認された吉原遊廓は、今の人形町にあたる湿地帯で一面に葦・葭が生い茂った地域に設けられたが、一六五七（明暦三）年、町の拡大により葭の原であった所も城下に組み込まれ、江戸の中心部となったため替地令が出された。さらに明暦の大火で江戸中が焦土と化したことなどもあり、浅草寺裏の田圃の中に移転させられた。移転以前を元吉原、以後を新吉原と称する。

幕府はこれら公認の遊廓から冥加金を上納させる一方、廓を非日常の世界として他の地域と隔離し、法的にも異なる扱いをとった。そこに囲い込まれた遊女たちは公娼として認められたが、他は私娼として取締りの対象となったのである。もっとも、藩により遊所を公認する場合もあり、宿場の飯盛女なども許可を受けねば置けなかったのであるから、公娼の範囲は厳密には確定しがたい。幕府や藩の政策も時期により揺れ動いたが、三都・長崎遊廓の特権的性格は変わらなかった。

遊女の等級　武士社会に格があり、階層があるのと同様、遊女も格付けされ、いくつかの階層があった。

元吉原許可以前では、太夫と端女郎の二階層だけであった。太夫は京都で呼称されるようになった

芸のうえでの名称であり、遊女が四条河原で能太夫・舞太夫を勤めたことから、芸の優れた遊女の惣名となった。この太夫が中央にすわり、そのほかの遊女は端にいたことから、太夫以外の遊女は端女郎とよばれたのである。

元吉原が創設され、遊女の階層・名称も引継がれたが、寛永期には太夫と端女郎の中間的存在として格子女郎が出現した。さらに元吉原から新吉原へ移転するころには、下層の遊女として局女郎・切見世女郎と称される階層ができて、五階層となった。太夫は元吉原の課役として、幕府の評定所で茶の接待をする義務があり、武士と応待できるほどの教養と遊芸を身につけた者とされ、意気と張りを誇る吉原遊女を代表する存在であった。

一六六八（寛文八）年に、吉原を衰退させるほど私娼が多くなったとして、大掛りな隠売女取締りがあり、捕えた者を奴女郎として吉原に送りこんだ。このため、従来の六町のほかに新たに二町を廓内に設けて収容した。このときの遊女を散茶女郎と称したが、太夫に代表される吉原遊女気質と異なり、客を選ばないことから人気を得、ついには太夫の存在をおびやかすようになった。遊女の人別帳ともいえる吉原遊びの案内書『吉原細見』によると、一七六一（宝暦十一）年以降、太夫は名称のみとなっている。格子女郎も激減し、安永・天明期には太夫・格子ともに潰滅した。

以後、廓内は散茶系遊女の全盛となり、その中にいくつかの階層ができ、一七九七（寛政九）年の『吉原細見』では一四階層となっている。階層は合印によって示されるが、合印を持たない遊女も多勢おり、遊女人口の半数をこうした無印の遊女が占めていた。

ちなみに遊女の人口は、享保年間（一七一六～三五）から寛政初期まで二〇〇〇人から三〇〇〇人台、一七九五（寛政七）年以降五〇〇〇人から六〇〇〇人台となり、天保年間（一八三〇～四三）四〇〇〇人台へ減少するが、幕末は再び五～六〇〇〇人台となっている。これらの遊女のほかに、遊廓を構成する者として、遊女の予備軍である新造・禿がおり、さらに新造も年齢により三階層に区別されていた。遊廓では士農工商の身分が消され、遊客にとって非日常の別世界が構築されるという特色があるにもかかわらず、そこを構成する遊女にはこうした諸階層があり、細かく分化していたのである。

21図　『吉原細見』（東京都立中央図書館蔵）

遊女の境遇　「身売り」により廓に囲いこまれた遊女たちの境遇を、水戸藩公許の潮来遊廓を例にとってみてみよう。潮来遊廓は寛文年間（一六六一～七二）に成立し、平均六～一一軒の遊女屋が営業していた。一八四〇（天保十一）年に南郡奉行所へ提出した「遊女奉公人々別書上帳」をみると、六軒の遊女屋に一四〇人の遊女が奉公しており、奉公に出たときの平均年齢は一四・三歳で、最も若い者は九歳である。年季は一〇年前後で、身代金は約一三両余であった。先の九歳の少女は一七年四ヵ月の年季でありながら、身代金は金三分となっており、成長する間の養育費を差引いた額であることがわかる。したがって長期養育をする必要のない一二、三歳が遊女奉公に出る平均的年齢で、一三、四歳で年季が明けることになるが、実際には所替えと称し、前借を消すために遊廓から遊廓へ移り渡るため、いつまでも遊女奉公を続けねばならない者もいた。所替えの遊女はすぐ商売に出られることから、遊女屋からも歓迎され身代金も高く、最高は五〇両であった。

これら遊女の出身地は、下総が九〇人で最も多く、水戸領内からは一人もおらず、領内を除いた常陸出身者が二〇人、以下江戸・下野・越後などが五～六人となっており、比較的近在の者が多い。生家がたとえ近くでも、いったん遊女奉公に出ると家に帰ることは難しく、所替えのように年季が伸びる仕組みになっていた。このため、中には逃亡を企てる者もいた。一七九七（寛政九）年、柏屋抱之遊女染川（一九歳）は江戸の薬種商手代惣助と出奔した。遊女屋の探索の手をのがれ、二人は江戸に隠れたが、惣助は人を介して染川の貰い請けを図った。しかし、一九歳の働きざかりの染川を身請けするには多額の金が必要であり、手代の身ではとうてい無理な額であって、遊女屋は納得せず出訴となった。結局染川は潮来に連れ戻されたが、こうした場合にはかかった費用は、すべて借金として遊女の身にかかるのが普通であったから、その後の染川の境遇の悲惨さがしのばれる。

宿場の飯盛女　私娼である飯盛女の成立は、一六〇一（慶長六）年に五街道の宿駅が設置され、旅籠が設けられたことに始まる。飯盛女は本来奉公人下女であり、食膳の接待をするのが務めであった。したがって表向きは「飯盛下女」であったが、宿場女郎、出女、おじゃれなどと称され、公的には道

中旅籠屋食売女といわれた。一七一八（享保三）年に出された「許可令」（『徳川禁令考』後集第三）によると、江戸府外の宿駅では一軒につき二名に限っており、江戸四宿（千住・板橋・品川・内藤新宿）は例外として惣数を限った。たとえば一七七二（安永元）年には、千住・板橋宿で一五〇人ずつ、品川宿に五〇〇人、内藤新宿に一五〇人の増員があったという（『駅逓志稿』）。四宿には江戸府内からも遊客が通ったが、街道筋の宿場でも宿泊客が多数であれば飯盛女が二人ではまかなえず、宿の繁栄は食売女を多く抱えることと関係していた。宿財政面からいえば、天保年間の小田原宿と大磯宿の収入に占める飯盛女の場代刎銭は一〇パーセント内であり、必ずしも重要な収入源ではないが、伝馬労働の負担を課せられている宿駅にとっては、飯盛女の存在が旅行者の足を引留めるものとして重要視されたのである。

飯盛女の実態を幕末期の神奈川宿・川崎宿の「飯盛下女奉公人書上帳」によってみると、両宿ともに出身地の大半は江戸府内であり、最も貧困者の多い下谷・芝・浅草が多数を占める。親・身元引請人の階層も店借層が圧倒的に多い。雇傭契約時の年齢は神奈川宿が八歳、川崎宿は六歳を最年少とし、ともに二四、五歳が最高年齢で、一六歳から二〇歳までが半数を占めている。年季は三年以上一〇年以内が最も多いが、中には一八年間、二〇年間の者もおり、年少で奉公する者は総じて長年季であった。奉公人請状によると、前借金は親元に渡され、本人はどのような場所でどのような奉公内容であっても異存はないこと、年季途中で死んだらそちらで処置してほしいなど、「身売り」の状況を示しているといってよい。給金は一般の女子奉公人より高額の者もあるが、数次にわたる住み替えによって前抱

主への借金が加算されたことが考えられ、むしろ「身代金」といえよう。

こうした飯盛女に対して、幕府は前述の「許可令」では、遊女とは異なるものとし、衣類・日用品の制限、接客時の服装・作法・使用品の制限など私生活にまで干渉すると同時に、その奉公の内容に関しては黙認の態度をとった。それは公的輸送を担う宿場の保護政策につながるものであったからである。

（宮本由紀子）

5　女流人たち

伊豆七島の流人　幕藩制社会の刑罰で、流罪は死刑につぐ重いものであった。幕令による流人は伊豆七島に送られたが、中でも八丈・三宅の両島に最も多く流されている。近世前期には宇喜多秀家の一族など、領主層に属する人々が送られることもあったが、中期以降は庶民層が大部分を占め、武士でも中下級のものにほぼ限られるようになった。

島も通わぬという離島に流され、赦免の恩典にはよほど運がよくなければ浴することができないという重刑にあった女性たちは、ではどのような罪を犯した人々だったのだろうか。十八世紀中葉以降、幕末までの八丈・三宅両島に流された人々を記した「流罪人名帳」（東京都公文書館所蔵）から女流人を拾いあげてみよう。

まず最も多いのが火つけの罪を犯したものである。「火付」「火の当り」「火の御咎」などと記載され

ている。「御定書百箇条」によると、子供心で分別もなく放火した者は、一四歳までは親類預けとなり、一五歳になったときに流刑に処すことになっているためか、一五歳の者が一一人あり、火つけの罪による女流人三六人中の三分の一近くを占めている。この中には、新吉原の遊女豊菊・代々香、武州多摩郡府中宿の飯盛女つま、小十人組神谷藤次郎召仕そで、御普請役元〆鈴木茂八郎召仕さくなどが含まれており、遊女・飯盛女・下女など最も弱い立場におかれた一五歳未満の少女たちが追いつめられたあげくの犯行であったのだろう。なお、遊女は一〇人記載されているが、うち九人は火つけの罪名であって、最も年上が二六歳の若い者ばかりである。残りの一人である玉菊は三五歳、罪名は「子を捨」であった。

「御定書百箇条」で流罪に相当するものとして、親が殺されたのに訴え出なかった相続人や当主が、後になって隠したことが発覚した場合があげられているが、一七五七（宝暦七）年三月に八丈島に流されることになったきよはこの罪名に準じた扱いとなっている。相州高座郡香川村の百姓の女房であった二七歳のきよは、「私儀、幼少之節親を殺され、内分ニて金子請取相済候段不届」ということで、他家に嫁した身でありながら遠島となった。

親でなくとも夫が殺されて訴え出なかった場合も罰せられた。一七四九（寛延二）年四月に三宅島流罪となった三六歳のしゅんは、奥州福嶋町の新兵衛妻であったが、前の亭主が殺されたのに注進しなかったという罪名である。また、一八〇九（文化六）年四月には、甲州八代郡右左口村の百姓勘右衛門の女房ろく（三三歳）が、「夫を殺され候儀、願おくれ候御科」ということで八丈島に流されている。殺害された事実が明らかなのに、すぐ訴え出なかったとしてとがめられているのである。

もっと哀れな女たちは、夫の罪の身代りとなった者である。下総国相馬郡小文間村のりのは、夫が牢抜けをして行方知れずとなったため、一七六七（明和四）年三月に八丈島に流されることになった。二四歳の若女房である。一七八二（天明二）年十一月には、江戸の根津門前町に住んでいた源兵衛の妻その（二二歳）が八丈島への流罪となっているが、これは源兵衛が火つけの疑いで吟味中に牢死したためとなっている。近世においては連座の制があり、家族の一人が罪を犯せば他の者も処罰される場合があった。赤穂浪士が切腹したのち、その息子たちが遠島となったのもその一例であるが、まだ罪も確定しないうちに牢死した者の妻が流されるとは、まことに不条理のように思われる。

幕藩制社会では、妻のみが貞操を守ることを強制され、武士であれば妻敵討ちとして妻とその密通相手を殺すことさえ許された。庶民の場合も、不義密通は表沙汰になれば遠島となる。一七五七（宝暦七）年から一八四九（嘉永二）年までの間に九人の女性が、不義・密通・密夫筋などの罪名で両島に流されている。最も若いかね（江戸芝金杉通り住居、伝次郎姉）が一九歳、最も年長のつん（甲州山梨郡小佐手村長右衛門娘、元嘉平治女房）が四一歳であり、他は全員二〇歳代、三〇歳代の女盛りの年代である。また、夫の許可を得ないで身売りをしたという罪名で、武州上尾宿の飯盛女かつ（二七歳）が流されているのも、妻の操は夫の独占という考えによるものかもしれない。

男性の流人で最も多いのは博奕の罪名によるものであるが、女性の場合は前にも逃べたように火つけの罪名が最も多く、博奕は密通と並ぶ件数である。なお、これにつぐものとして、子供に関する罪

名の者が多いのが男性と違うところであろう。小児をもらってそれを殺したり、里子を川で死失させた者、井戸に子供を落とした疑いがかかった者、子供を手荒に扱った者などが子殺しの罪を負った者と同じように流されている。越中無宿の尼善法（一七歳）が「かどわかし」の罪で遠島となっているのも、子供をさらったためと思われる。なお、後述「悪女のむれ」（一七九頁）で取り上げられるだけは、「無宿入墨」の肩書をつけられ、「ゆすり」の罪による遠島とされている。

幕藩制下の重罪人として遠島となったこれら庶民女性は、そのほとんどが島でその生涯を終えた。自らを弁護するすべを持たず、裁断が下れば従うほかない幕藩制的規範のもとにおかれた女性の姿をここにみることができる。

加賀藩の流人　一六九〇（元禄三）年十月十八日、加賀藩ではそれまで牢にあった遊女一九人を能登半島の各地に流罪とし、城下町金沢から送り出すことを令した。これらの遊女たちは、同年七月以来加賀藩士である馬廻組高崎半九郎ら四人によって抱えられ、その屋敷内におかれて出合宿などに派遣させられていたのである。一〇〇石～一六〇石のれっきとした藩士が遊女屋のような所業をしていたのであるから、これら四名とその息子たちは加賀藩内の流刑地である五箇山に流され、出合宿や取持ちをした町人たちは死罪、または耳や鼻をそいで追放となった。そして四人に抱えられていた遊女たちは、入牢ののち流罪となったのであるが、送られる先は能州奥郡外浦・内浦とよばれる鳳至郡内の村々であり、百姓の下女となるよう命ぜられた。ただし、十村とよばれる他藩の大庄屋にあたるような裕福な家にはおかず、下人を一、二人使っている程度の百姓につかわすこと、妻にしたいという者

がいた場合には、下人を持っていない百姓へさずけることなどが注意されている。なお、城下町金沢からその地におもむく者と接してまずいことが起こらぬようにすること、一九人の人数をときどき確かめ、死亡した者があれば届けることも申し渡されており、生涯にわたって監視の眼から逃れることはできなかったのである。不法営業といっても遊女という縛られた境遇にあり、しかも二ヵ月足らずの営業であったにもかかわらず、一九人の女性たちはまったく未知の農家に下女として送りこまれたのである。その後の彼女たちがどのような生き方をしたか、さぐってみたく思うのは筆者だけではないだろう。

この遊女流罪の史料は『加賀藩史料』第五編の元禄三年の項にあげられているが、実際に通達が奥能登の村々に廻されたことは、『輪島市史』資料編第一巻に収められている「筒井旧記」の中の記述で確かめることができる。遊女たちはそれぞれ居村を指定されたが、これは老中へも届けたことであるから、他村に居場所を変えることはできないし、遊女たちを訪ねて立寄るような者がいたら取りおさえて注進すること、女たちの親類や知人から連絡をしたいといっても、下では決して取次をしないことなどが注意されている。また、藩の遊女流罪の申渡し覚書には、奥能登一一組の十村たちが連判しており、組内村々へ趣旨を徹底させ、人数改めの責任を負うことが義務づけられたことがわかる。こうした監視の中での農村の明け暮れを彼女たちは強いられたのだった。この生活の中で、第二の人生を切り開いた女性たちの姿を、村がわの史料から探ってみたいものである。

（林　玲子）

二　庶民女性の生活と労働

1　村に生きる

江戸時代の農民　村に生きた農民たちは、一家をあげて朝は早くから起き、昼は田畑に出て耕作に励み、夜は遅くまで夜なべ仕事をするという日々を過ごした。塩や農耕用具のような自給できない生活必需物資を除けば、衣食住に必要なものは大半村内でまかなうものとされ、生産・消費ともに家族ぐるみ、限られた地域内でなされるのが普通であった。このような農民家族の中にあって、女性たちはどのように生きたのだろうか。よくひきあいに出されるのが、いわゆる「慶安触書」の、

　一、男は作をかせぎ、女房はおはた（苧機）をかせぎ、夕なべを仕、夫婦ともにかせぎ申すべし、しかればみめかたちよき女房なりとも、夫の事をおろかに存じ、大茶をのみ、物まいり、遊山すきする女房を離別すべし、さりながら、子共多く有之か、前廉恩をも得たる女房は各別也、又みめさま悪候共、夫の所帯を大切にいたす女房をは、いかにも懇に仕るべき事

の一文である。ここには、この時代の支配者が好ましいと思う女性像が描かれている。農家の妻は、

男が耕作に出ている間に、糸を紡ぎ機を織り、晩には夜なべをして夫婦ともにかせぐべきものとされ、夫を大切に思い、子供をはじめ世帯を大事にし、物見遊山などをしないというのが、当時の支配者たちの考えた模範的婦人像であり、じっさい、この時代を通じて、農家の女性たちはこれと大同小異の生き方をしたと考えられている。

　しかし、その生活の内容に立入ってみると、当然のことながら農村の状況が変わるにつれて、変化が認められた。いま、ここではその農村社会の変化を大きく、

(1)初期（十七世紀後半ごろまで）
(2)中期（十七世紀末から十八世紀末）
(3)後期（十八世紀末以降）

に時期区分し、その間での農村女性の生活の移り変わりを追ってみよう。

初期の農村女性の生活　この時期の農村社会では、村内上層民の間では、下人を含んだ大家族によって広い耕地を経営する名田地主から、田畑を小作人に貸して小作料を得る作徳地主へと転換したが、同時に単婚小家族の小農民が農村の主流としての地位をしめるにいたった。それゆえに、農民の家族や経営も二様のものとしてとらえられる。ひとつは名田地主から作徳地主へ転換していく過程の地主の家族・経営であり、二は自立を確定しつつある小農民のそれである。農村女性の労働や生活もまた、この家族や経営のありように対応して、二様であるといってよいであろう。

　転換期にある地主経営を基礎にしていると思われる『会津農書』（会津幕内村佐瀬与次右衛門によ

り一六八四年に著わされた)、『会津歌農書』(『会津農書』の姉妹篇として元禄年間、同人によって著述された)などにより名田地主経営下の主婦の労働・生活についてみてみると、そこでの彼女たちの役割は、家父長である夫とともに、その経営内に抱えこんでいる労働力(ここでは名子や下人)をうまく扱うとともに、家の中の諸事全般をきりもりしていくことであったとされている。地主家族の女性たちは、田植えを除くとあまり農作業にかかわらず、せいぜい庭先および屋内での仕事に従事する程度であったと思われる。また、こうした経営に包含される女子の下人なども、おそらくはこれら主婦の働きを補助するといったかたちで、日々を送っていたものであろう。

一方、十七世紀半ばごろに成立したといわれる『清良記』に示された小農民の女性の日常生活は、

百姓の妻は、独狂言をする如く働されは叶わさる、子細は、朝夕の食事を調へ、春夏秋(ママ)両度の帷子を拵る布を織り、麦をこなし、田を植、秋は稲をこき、貢物を調へ、冬は又正月の着る物の木綿を織り、

とされて、女性たちは、家内外の仕事にくるくると働き回らねばならなかった。

22図 田植え(『たはらかさね耕作絵巻』)
(東京大学史料編纂所蔵)

また、米沢の上杉氏の老臣直江兼続によって著わされ、「地下人上下共身持之書」とも記されていて、さしずめ、当時の〝期待される農民像〟を示しているともいえる『直江兼続四季農戒書』は、農家女性の一年間を、次のように記している。

正月 娘・女房は糸を取り、苧をひねり、男子共の衣類を作る。
三月 田打前に食べる仕付米を白米にする。
四月 女房・娘は三度の食事をこしらえ、田うないに出ている男のところへ運ぶ。男が帰宅したら、一日の辛労を慰める。
五月 女房は化粧をし、衣装を改め早苗を植える。
六月 草を取る。
九月 あを麻で布を拵え、紺屋で染め、子供らのあわせを作る。
十月 男女ともに寒い冬に備えて、住居、食料などの準備をする。

これらはいずれも、基本的なところでは「慶安触書」にみられる農家女性像と類似しており、この時期の小農経営における女性の一般的な姿であったといってよい。

中期の村の女性たち 小農経営の展開にともない、一つの農家経営内における女性の役割がそれなりに独自の意味をもって位置づいていくのが、十七世紀後半から十八世紀にかけての時期であった。このころになると、それぞれの経営内での女子の労働はより多面的になっていくのであるが、それを一七六〇(宝暦十)年に信濃で記された『家訓全書』によってみてみよう。同書には、〝女産業之事〟

という項目が、〝家内掟〟〝禁忌〟〝年中産業覚〟など三四項目のひとつとして設けられていて、そこには、当時の女性の仕事とその標準が記されている。そのおおよその内容を示すと次のとおりである。

一、麦刈り――大麦は一日に二駄と二、三束、小麦は二人がかりで一日に三駄位刈り取る。
一、稲刈り――一人で三駄くらい、さらにこれを籾にし、横槌で打って芒を除く。
一、するす挽（磨臼挽）――手挽きで、一日一俵半くらいの籾を摺る。
一、石臼挽――そばをひく、一日一斗くらい。小麦は一斗くらい。大麦のひきわりは一日五斗が標準だがこの作業は容易ではない。
一、もめん取――木綿糸紡ぎ、春の間に一日当り木綿布の経糸一二〇筋を撚子から紡がせる。撚子の量は三〇匁～四〇匁。
一、苧積事――からむし紡ぎ。
一、夜なべ之事――十一月から翌年三月までは、夜十一時まで夜なべをする。四月から八月までは、夜八時に終わる。秋・夏の収穫時には夜なべはしない。
一、食事について――朝食は春・秋・冬は午前八時ころ、夏は朝仕事があるので十時前後、夕食は日暮れごろ、間食は、春の田打、代かきのとき、大椀一杯の飯に湯をかけて食べさせる。焼きむすびは、大椀に盛った三杯分の飯を四個ににぎり味噌を添える。わりごに入れる昼飯は、白米二、麦一の割合で炊いた飯一升分を、三人にわけてつめる。

これから、当時の農村の女性の日々の仕事を知ることができる。それまでの、いわゆる女子の仕事

とされていた食事の準備や衣類を作ることのほかに、稲・麦刈りや脱穀調整など、かなり広範な作業が女性の仕事として位置づけられているのである。もちろん、これらの仕事は、小農経営内においては、家族総出の作業であったのであり、それゆえに、それぞれの経営内において、女性もまた、当然のこととして、それらの作業に全面的にかかわらざるをえなかったともいえる。

ところで注意したいのは、古来から農村の女子労働と深くかかわっていた〝田植え〟が、この〝女産業之事〟の項に含まれていないことである。そして、〝田壱反作り掛り入用積り事〟という箇所に「田植三人、男女ともに此銭三百文」と記されている。このことは、〝田植え〟という作業が、とりたてて〝女産業之事〟とされることなく、ごく自然に、男女の区別なく、共通の作業として定着していたこと、この作業の賃金に男女の差がないことを示しているのであろう。当時一般に女子の労働は、男子の二分の一ないし三分の一に見積られていたとされるように、男女の賃金には大きな隔差があったのに対し、田植え労働のみは同等に位置づけられていることに注目しておこう。

また、この時期の山村の女性の中には、男と同様の働きをする者も多くみられた。『民間省要』（東海道川崎宿の名主田中丘隅が十八世紀前半に著わした農政書）は「山家の婦女には、夫と共に色々の山かせぎをするに、身には布と云ふ物着て腰切に短くし、草鞋、きやはん甲斐〳〵敷、斧、なた、鎌抔腰にはさみ、牛馬を率て重荷を附て、己も頭に頂き背に負ふて、男の業に劣る事なし、力強く身軽く、更に男子に等し」と、女たちの活躍ぶりを描いている。

ただし、農作業への女性の進出が目立つようになったとはいえ、当時の農耕用具による作業労働は

かなり強度なものであり、病弱・老齢の家族をかかえた女性たちは苦闘せざるをえなかった。幕藩領主は体制維持のため、封建道徳にかなった者を顕彰したが、それらの表彰された者たちの事蹟を記した『官刻孝義録』によってその苦闘する女たちの姿をみてみよう。

大和国の百姓左兵衛夫妻には四人の娘がいた。そのうちの二人は他家に嫁し、残った二人が老齢となった父母と暮らしていた。ところが左兵衛が眼を患い、中風を併発してまったく働けなくなり、妻も年老い、二人の娘は両親の世話をしながら家業に励まねばならなかった。娘たちは日々農耕に従事し、家に帰れば両親にあたたかい茶や食物を用意するなどしてその心をなぐさめ、また田面に出かけた。夜は両親が寝しずまってから苧うみ・糸くりなどして、それをわずかな代銭にかえるというように、昼はひねもす、夜はよもすがら働き通すという生活を送ったという。

美濃国で小八という百姓が死亡したが、後には妻のさよ、娘のきく二人が遺された。さよも老齢となり、きくは以前中風を病んで足が弱く、しかも女性であるため、「鍬鎌の業」をすることができないので、木綿を織って家計を支えたのだった。

このように、父や夫に代わり農家を維持しなければならない女性たちは、女手だけで農作業を行なうか、あるいはそれに代わる別の収入を得る道を農村の中で探さねばならなかった。各地の「村明細帳」の農間余業の項に、「男はわら仕事、女は苧うみ、機織、糸稼」などと記されている例が少なくない。ここに示されているように、古来から農村女性の仕事の重要なもののひとつとして、家族の使う衣料の生産があるが、さらにそれらの農間余業の産物が少しずつ商品として送り出されるようになっ

23図　糸を紡ぐ女（『養蚕秘録』）

て、それが農家の収入源の一端を占めはじめていたのであった。

近世中期には、三都をはじめとする都市には、絹織物や木綿を扱う大きな問屋商人があらわれ、大量の織物を集荷・加工・販売したが、それらの織物の中には農間余業として農家女性たちが織り出したものも少なくなかった。また、絹織物の原料となる生糸は京都に多く集められたが、その生産に従事するのも農家の女性たちだった。母親は娘に、幼い時から紡織の業を教えこみ、その技術は代々うけつがれていったのであるが、十八世紀後半以降となると、これらの紡織業は商品生産として新たな展開をみせることになり、それに参加する女性の労働も固有の意義をもつものとして位置づけられるにいたった。それについては後にふれたいと思う。

後期の農村女性　十八世紀末から十九世紀に入ると、右にみたような農業面における女性の進出はさらに著しくなった。その状況を一八〇七（文化四）年に記された『会津風土記・風俗帳』を例にとってみてみよう。同書巻三によると、会津（福島県）の若松城から三里余ほど隔たった平坦地の耶麻郡では、

農家の婦人は以前は糸機織、洗濯などが主要な仕事で

あり、農作業では夏の草取り、馬飼料の朝草苅、田植え、稲刈ぐらいにとどまっていた。ところが、三〇年ほど以前からは、女性たちも鍬をとり畠作りなどもすることが一般的となり、近年では婦人も男子と同じ仕事をし、田打などは女子だけの「ゆひ」を結んで共同で作業をするようになった。丈夫な生まれつきの女は男まさりの働きをみせることも珍しくなくなった。また、田植えも以前はわざわざ新しい装束をこしらえ、五月女といって目立つ姿で作業をしたが、近年はじゅばんに猿ばかまをはき、髪もたばねず、男子同様の姿で見分けもつかないようになったという。

この地方では三〇年ほど以前（十八世紀後半）ごろから、婦人も男子同様田畑で働くようになり、その結果、田植えも特別視されることがなくなったというのである。また、田における労働でもきついものとされる田打（春の初めに、耕作しやすいように田の土を打ち返すこと）にさえも、共同作業によって参加するようになったし、また、「ゆひ」は田打だけでなく、麦つきや苧うみ、糸とりなどにさいしても結ばれることがあったという。こうした共同作業は、生産面を通しての農村女性相互の交流のよい機会ともなり、女性たちの社会的進出のための条件をも作り出すこととなったと思われる。

このような状況の中で、女子労働の地位は以前にくらべると上昇してきた。中期ぐらいまでは田植えを除いては大きかった賃金隔差も縮まり、後期になると農業労働における賃金の男女比はほぼ三対二となった。もっとも、賃金の男女比を云々する場合、労働効率を考慮に入れなければならないが、そうした点に注意してみると、実際の労働量の男女比は田植えでは同量、稲刈りでは六対五、稲扱きでは四対三とされている場合がある。そうすると三対二という賃金の男女比は実際の労働量にくらべ

ると女の賃金がなお、より低く評価される傾向にあったものとも考えられる。

自家の農業や農間余業、ゆいへの参加以外にも、女性が働く場が後期には多くなった。その様子を、文化年間に奇特者として表彰された一人の女性しげの生活からみてみよう。

佐州羽茂郡多田村の百姓甚太郎の妻しげ（五一歳）の夫は、九年以来中風を病み、八二歳の舅との三人家族の家計をしげがまかなわなければならなかった。しげは、早朝より晩遅くまで日雇い稼ぎに出たり、賃仕事にはげんだ。また、食事ごしらえのため、雇われ先からひまをもらって帰宅し、二人に食べさせるなど、外での仕事と家事の両方をこなすとともに、永年の病気の夫をよく介抱するという生活を続けた。（「兎園小説余録」『新燕石十種』第一）

ここで注目したいことが二つある。その一は、十九世紀に入って〝家〟の外で女性が収入を得る機会があったこと、すなわち労働力を売ることができるような状況がかなり広範につくり出されていたことである。しかも、いわゆる〝奉公〟ではなく、必要なおりに必要なだけ働いて賃金を得るというあり方が可能となっていたことである。

その二は、一家のうちに病人が出た場合、その介護は文字通り女性の肩にかかってこざるをえなかったことである。しげのようなケースは決して特例なのではなく、『官刻孝義録』の中にも、同様の例を数多くみることができる。

家の外への進出の機会がふえ、賃金も以前よりは男女の差がせばまるという状況の中で、女性の〝自立〟への芽が育ちつつあったとはいえよう。しかし、幕藩制社会という仕組みの内部で、生活の資を

稼ぐことのみに終始せざるをえなかったという事情を思えば、この芽はまことにささやかなものであり、真の自立とは程遠いものであった。なお、この時期の各地にみられた農村工業の急速な展開は、農村女性の生活を大きく変化させていくのであるが、これについては次節でみていくことにしよう。

（菅野　則子）

2　庶民女性の教育

庶民の教育者　扨耕作の隙有時ハ、子共は読書を習べし、学ざれバ禽獣に近し

右は、一七二三（享保八）年に著わされた農書『農術鑑正記』中の一文である。近世中期には、このように一般農民でも読み書きを習得することの必要性が考えられ始めていた。近世の教育機関としては、武士の子弟を対象とした藩校、庶民を主として対象とした寺子屋があり、そのほかに、家塾や私塾も各地に開かれていた。

寺子屋は近世中期以降に開設されたものが多く、その数はとりわけ十九世紀に入ったころから飛躍的に増加した。それは、十八世紀半ば以降の社会の変化に伴う庶民の教育要求に対応したものであった。

これらの寺子屋を経営する者たちの中には、当時の知識階級とみなされた武士や僧侶たちばかりではなく、庶民が多く含まれるようになった。明治初年に寺子屋の調査が行なわれた結果が『日本教育

史資料』（文部省編）に収められているが、それによると日本全国各地に総計一万五五一二に及ぶ寺子屋があり、その経営者の身分をみると、武士は三〇五一人、僧侶は二五四五人であるのに対し、平民は五三三〇人となっている。神官・医者が経営者である場合もあるが、総計の三四・四パーセントにあたる者が平民とみなされる人々であった。多くの場合、経営者は同時に教育者でもあり、何人かの師匠を抱える寺子屋は、おそらく同身分の者を使うことが多いと思われるので、庶民出身の教育者の幅広い存在が推測されるのである。

寺子屋の女経営者　前記の調査対象となった寺子屋の中には、少数ながら女性を経営者とするものが含まれている。右の『日本教育史資料』に記された寺子屋のうち、一七九が女性経営者によるものであった。もっともそのうち三つは男女共同経営のものである。これら女経営者による寺子屋は、三府二五県に広く分布してはいるが、その多くは一府県に一～三を数えるに過ぎない。その中で注目されるのは、東京（五三―女経営者の寺子屋の数、以下同じ）、熊本（一五）、岡山（一三）、京都・兵

24図　寺子屋（『女大学宝箱』）

庫（各一〇）といった府県であり、特に東京では、全寺子屋数四八九のうちの一割以上を女経営者の寺子屋が占めている。そしてその五三のうち士族によるもの一五、平民によるもの三八で、七割以上が庶民出身女性の経営によるものであった。これと対照的なのが熊本で、全寺子屋数九一〇のうち一五が女性経営者によるものであるが、うち一三が士族、二が平民によるものであった。

これら女性経営者による寺子屋の開設年次をみると、そのほとんどが十九世紀以降であり、それ以前では、十八世紀後半のものが二例みられるに過ぎない。もっとも明治初年の調査によるものであるから、開設当時から女性経営者であったかどうかは不明であるが、天保期以降幕末にかけての開設が大半であるところから、多くのものが最初から女性によって経営されていた可能性が強い。女性が一般に社会に進出しにくいといわれる幕藩体制下において、この時期に女経営者の存在が目立ってくるということは、社会体制の動揺と女性の社会進出とが深くかかわっていることの現われとみてよいのではないだろうか。

寺子屋で教えをうける生徒たちは、男児だけでなく女児も含んでいた。また女性経営者によるこれらの寺子屋では、男師匠とともに女師匠を多く雇い、生徒も女生徒が占める比率が高かった。東京の五三人の女経営者による寺子屋についてみると、男師匠一三人、女師匠六一人、男生徒三一五九人、女生徒三九二六人となっている。やはり女経営者による寺子屋は「女師匠による女生徒の教育」に重点をおいていたといってよいのかもしれない。

女師匠の登場　昔手習の町師匠も少く、教へる程ならではなし、今は一町に二三人づつも在り、子

供への教へ方あるか、幼少にても見事に書也

この文は、十九世紀前半、文化年間ごろの江戸を中心とした世上の様子を記した「飛鳥川」（『新燕石十種』第一）の一節である。ここでは女性には限定していないが、町師匠が簇生していると同時に、子供たちの読み・書きもかなり高い水準に達していたことを示している。これらの町師匠は中央都市だけではなく、地方都市でもみられるようになった。上州桐生でもいくつもの寺子屋があったが、その中には機屋兼買次の主婦であった田村梶子の松声堂があり、一〇〇人をこえる教え子を育てている。梶子は一七歳のときから幕府大奥に出仕して祐筆となり、三一歳で桐生に戻って聟を迎え、家業を継ぐとともに私塾を開いたのである。彼女は、国学者 橘 守部の高弟でもあり、桐生での守部の弟子グループの有力メンバーでもあった。

また、『官刻孝義録』の中にも女師匠たちの姿がある。武蔵国深川のさよは、貧しい家計補助のため武家奉公に出るが、つとめの合い間に手習い、文よみ、琴ひきなどを学んだ。暇をとり家に戻ると、「あたり近き女子に手ならふわさ、或はこのむものあれは、琴をもならハせ、文よむ事も教え、女の道のあらましをもさとし」などし、また近隣の親も安心して子供たちをさよに托したという。

広島城下に住んだやよの場合も同じようである。彼女は幼いときから手習うことを好み、一三歳のころから人にも教え、その報酬で親や弟を養った。病気の両親の看病をしながら、教えることは一日も休まず、まめやかに導いたので弟子もますますふえていった。

これら女町師匠たちは、必ずしも女子のみを対象とする教育を行なっていたのではない。子女を集

めて、単に読み・書きを教えるにとどまらず、琴や三味線などの習いごとの手ほどきをも行なっている。またそれら芸事への庶民の要求も強かったようで、特に、江戸のような大きな都市では、十九世紀半ばともなると、子供に限らず、大人もまたすすんで芸ごとを手にするものも少なくなかったことはよく知られている。

こうした庶民教育の動向に対して、儒教道徳に基づいて女子教育のたて直しの必要を説き、女学校をたてるべきだと主張する奥村喜三郎（増上寺御霊屋料の地方御調役）のような人物も現われた。一八三七（天保八）年に記された設立趣意書によると、女孝経・女大学などを手本として読み・書きを習わせる、行儀をしつけ、長刀・小太刀の武芸を身につけさせる、機織り・裁縫・糸とり・綿つみなどを教えることなどをその教育内容としている、奥村は、当時の女性たちの服装や化粧が華美になり、三味線・琴・浄瑠璃などの遊芸がさかんになっていくのに対し、機織り・糸とり・裁縫などがいやしいわざとされる傾向が強まってきていることに不満を抱き、嘆いている。しかし、この女学校は計画だけに終わり、設立にはいたらなかった。

庶民の手による庶民の教育のひろまりは、寺子屋数の増加からもみることができるが、それはまた、無数の町師匠たちの手によっても支えられていた。それと同時に女性によって経営される教育の場もふえたし、女性が教育を受ける機会も増加していった。そしてまた、彼女たちは、単に読み・書きにとどまらない多様なものを学ぶこともできるようになっていった。このようにして、高い教育を身につけることが可能となった庶民女性の中からは、封建道徳にしばられない生き方をし、国学者として

知られた者や、これまで男性のみの教養とされてきた漢詩で自己表現を試みる者などが登場した。

（菅野　則子）

3　町家女性と家業

三井家商いの元祖　農家の女性が家族とともに農作業に従事したように、町家の女性も家業に多かれ少なかれたずさわった。ただし、家業の内容や階層の差により、かかわり方はいろいろである。町家の中でも豪商とよばれるような上層の場合、日常の家事も含めて直接女性が仕事をすることは少なく、主婦として家内奉公人のたばねをし、冠婚葬祭などで親族や知人、別家などとの交際に気を配るという役割をつとめることが多かった。ただし、当主が死亡し後継者が若年・幼少であったり、当面の後継者がいないとき、当主の妻が女主人として家業にあたることがある。

近世においては呉服・両替商として豪富を誇り、近代に入ると財閥を形成するにいたった三井家の初代は三井高利であるが、その母珠法（一五九〇〜一六七六）は、伊勢国丹生の商人永井氏の出で、同国松坂に定着した武家出身である三井高俊と一三歳で結婚した。ところが夫は家業の質屋、酒・味噌商売に身を入れず、連歌・俳諧・遊芸などにふけり、珠法が経営の中軸となった。四男四女を育てながら商売にはげむうち、夫は珠法が四三歳のときに死亡し、以後は女主人として一家を支えた。男子は十数歳になると江戸へ下して自立させたが、その末子が高利であった。珠法の営業の仕方は創意

に富み、顧客の接待にもみずからあたるなど、経営者としてすぐれた手腕を示したので、その子孫たちは珠法を三井家商いの元祖として賞讃している。

大店を取り仕切る女性　京都に本家をおき、江戸店を持つ木綿問屋柏原屋の四代目柏原光忠の妻となったりよ（後に栄長、一六九三〜一七六二）は、京都の豪商那波家の出であったが、二七歳のときに夫は没した。実子は幼くして病死したため、柏原家の血を引いた養子を迎えたが、りよは青壮年となった養子とともに木綿問屋の経営にあたった。一七三六（享保二十一）年正月の日付がある「家内定法帳」は、店内での会合や相談の仕方、注文の受け方や掛売りにさいしての注意そのほか、営業に関しての諸規定から、台所に入って酒を飲んではいけないといった生活上の規範をも含む店掟帳であるが、その末尾に二九歳の当主三右衛門と並んで栄長が署名している。多数の奉公人を擁し、出店を持つ大店では、店掟を定めて機会のあるごとに奉公人たちに提示したが、その場合、発令者として当主とともに名を連ねるのは、前主人か後継者である嫡子、あるいは重役などがありうるが、この柏屋の定法帳のように女性が連署しているのは珍しい。当主が幼年であるならともかく、二九歳という働きざかりであった。なお、三右衛門は五〇歳をこえたころ、中風を病み身体が不自由となったが、六八歳のりよは自ら筆をとって京都店・江戸店重役にあて、商売のやり方につき注意を与えた。享保の定法帳と同じく三右衛門と連署しているが、ほかに遺るりよ自筆の書状と同筆蹟であり、老齢に及んでも経営者としての役割を果たしていたことがわかる。

内助の功　ただし、夫が健康で有能な商人である場合は、妻は主婦として夫を支えるという役割を

担うことになる。三井高利の妻寿讃は、十男五女という多数の子女を出産・養育し、「千人に勝れはけしきしうとめ」である珠法に仕え、「元来こまか成人」である夫高利に従って家事に励んだ。しかし奉公人たちに常に気を配り、夜も明けぬうちに早立ちする手代や下男たちを起こし、食事をさせて送り出したり、高利の機嫌をそこねた奉公人があれば代わって詫びてやる、奉公人の親族が訪れると一人残らず会うといった工合に店内の和合につとめた。高利は「女房は大黒、夫は夷と心得るように。妻の心入れが悪ければ身上はつぶれ、妻の心がよろしければ次第に家は繁昌する」といっており、豪商へと発展していった三井家の繁栄に妻寿讃が大きく貢献したことを言外に認めている。ただし、あくまでも内助の功をつくす立場におかれたのであり、姑珠法や柏原りよのように直接家業にかかわりをもったとはいえないであろう。

25図　三井高利妻寿讃画像
（三井文庫蔵）

紀州和歌山で質屋を家業とし、町大年寄を勤めた沼野家八代目六兵衛国幹の一人娘であった沼野みね（一七七一〜一八二八）は、四歳で母に、八歳で父に死に別れたが、聟養子だった父の実家の世話で成長し、二一歳で聟を迎えた。この若妻時代の九ヵ月間と、五五歳の寡婦時代の五ヵ月間の日記「日知録」（『和歌山市史』第五巻）が遺って

おり、みねの日々の動静が細かく記されている。家業の質屋営業に関しては、店の忙しいときの手助けや、夫の帳面付け・照合の手伝い、質流れ品の整理などをしているが、さらに沼野家が町内にもつ貸家の管理にたずさわり、奉公人を指図して店賃を集めさせた。夫からその苦労に対して銭弐貫文がみねに与えられている。また、町大年寄を勤めているためもあって、他出することの多い夫の留守中、数多い訪問者や出入りの者への対応も主婦としてのみねがなさねばならなかった。「日知録」には贈答品の種類や数量まで細かく記載され、冠婚葬祭の行事などでもみねの指図が必要とされた。さらに家族の衣類や奉公人の仕着の準備のため、糸苧をよったり、洗濯・つぎ物・まつい物などの仕事に多くの時間をさいており、これらは家事というよりは家業の一環ともいえるであろう。

下層町家の女性　豪商や上中町家の女性については、本人の日記や書状などが遺る場合があり、周辺の男性の記録によってもその動向をさぐれることがあるが、下層町家の女性たちがどのような生活を送ったかを知ることは史料のうえではかなり困難である。そこで、幕府が忠・孝・貞などの理由により庶民を表彰した事例の中から、下層町家の女性を取り上げてその生業をさぐってみよう。

十八世紀末から幕末にかけて、幕府によって表彰され、褒美を与えられた江戸の下層町家女性の生業で最も多いのは、賃洗濯・賃縫・賃仕事・日雇である。商売としては、豆腐・菓子・煮しめなど食品を扱う者、薬・刻煙草・たどん・下駄の鼻緒などの加工・細工をして売る者、小間物・付木・樒・花などを仕入れて売り歩く者、音曲の師匠、米舂、水汲み手伝、紙屑えらみなどをする者など、都市雑業ともいえるなりわいであった。一家を構えて営業するというよりも、個々の働く女性として各種

の生業にたずさわり、自らとその家族の生活を支えたのである。

消費都市的な性格の濃い江戸と異なり、生産都市・商業都市である大坂では、表彰者の生業も江戸とは異なったところがある。父や夫、主家などの家業をうけついでその営業を続けたり、家業に女ながらよく励んだという理由で表彰された者がかなりあり、あるいは木綿の絞り括り・塗師職などの加工業につくことによって家計を支えた女性たちもいた。

支配階級である武家の場合、家と家禄を継ぐのは男子に限られ、幕府・藩の公務にたずさわるのも男子のみであり、女性は家内を治める役割を果たすようその活動範囲を限定されていた。庶民の女性たちは自らの生計をたてるため、生産活動に参加することが大なり小なり必要であり、家族とともに家業に従事した。町家女性の場合、豪商・上層町家では店と奥とが分離され、武家層と似たような状況があったが、男性に代わって女性が経営者の地位にあることが法的に禁止されていたのではないため、中継的な立場ではあったが三井珠法・柏原りよのような女性が現われる。さらに女性の労働が生計のうえで重要な役割を担うようになる中下層町家では、場合によれば女性が一家の中軸となり家業を営むこともしばしばありえた。さらに、諸種の賃仕事や日雇・下女奉公に従事することにより、他町家の家業の一端を担う女性が増加したのであり、その傾向は時代がくだるにつれ著しくなったのである。

（林　玲子）

4　女性と宗教

不浄観・罪障観の形成　江戸時代、女性は、聖地への登拝禁止、血穢・産穢中の社寺参詣禁止、産屋・忌屋への隔離など、たくさんの禁忌（タブー）に取り囲まれていた。それらは女性に対する不浄観・罪障観を要因とする禁忌であったが、このような不浄観・罪障観は必ずしも古来からのものではないであろう。原始における女性は、霊力を持つものとしてとらえられており、聖性が強調されている。それが、中世以来の神社信仰や仏教をはじめとする女性不浄観・罪障観の強調とともにしだいに衰退していったが、民衆生活の中には山の神を妻になぞらえるなどの形で息づいていたと思われる。

しかし、女性蔑視の思想的形成とともに、不浄観・罪障観はより強調され支配的となる。たとえば、女人往生・女人成仏を説いた鎌倉新仏教の教祖（法然・親鸞・道元・日蓮）たちは、女人不浄を否定していたが、江戸時代に入ると、浄土宗では、女人不浄を肯定するようになり、さらに念仏信仰という宗教的行為によってのみ救済されるとされていたものが、宗教的行為に加えて、孝行・服従・貞節・勤勉・従順といった道徳的規範が定められるようになった。こういう道徳はそのほとんどが男尊女卑の儒教道徳に基づいていたので、女性の不浄観・罪障観はいやがうえにも増幅されていった。それは、民俗信仰における聖性の脱落と符合している。ここにおいて、不浄観・罪障観が強調されればされるほど、女性が救済される手段としては、その不浄・罪障を除去し救済してくれる宗教にすがらねばな

らないという構造が生まれた。

このように江戸時代には女性に対する差別認識が最大限に拡大強化されていった一方で、江戸中期以降の民衆宗教の中から、女性への不浄観・罪障観そのものを否定する宗教思想が現われた。

富士講の平等思想　十八世紀前半に、江戸を中心として近世富士講を飛躍的に発展させた身禄（一六七一～一七三三）は「人間男女差別有。女は罪業深し。五障三従あると言事、神仏の法にも第一に説聞する事なり。是方便説なり。女迚も悪なるまじき事、悪にもいわれなし。女善を務ば是善なり。男悪をなすに是悪也。……唯此おしへにまかせ、邪悪除き、内お浄々にしたるに、男女に何れの隔てあらん哉。同人間なり。」（日本思想大系『民衆宗教の思想』）と、罪障観を否定し男と女は対等であることを強調した。また、「天より和合の水力（経水）お不浄なると忌の利、甚以あやまり也」と、血穢の不浄観をも否定している。江戸を中心とした周辺の中下層民の間に発展した富士講が、女性をこのように評価した背景には、十七世紀後半から十八世紀にかけて三都を中心とした商品経済の発展がある。そこには、女性が女中奉公をはじめ種々な雑業に従事する場があり、女性自身が家計維持者となりうる比率が高くなりえた状況があったと思われる。しかし、富士講の男女平等思想は、いまだ内面的な心の問題にとどまり、社会的な位置づけは具体化されていない。身禄は、女も男も「同人間なり」と言いつつも「女三従おつ、しみ、内お能務業お行なら、何の罪科あらん。是女の務第一なり。」と三従の服従を条件に、男性と同等になりうると述べている。つまり、内面的な心の持ちようは男女平等を主張するが、具体的な女性の社会的立場は、男尊女卑を建前とする封建社会の枠内でそれぞれ

の役割を分担する存在であった。

ところが、十八世紀後半になると、三都以外の地方都市および周辺農村部でも、商品経済が発展し女性の活躍する場が広範囲にえられるようになる。また、それにともなって女性の宗教へのかかわりも多様で深化していく。たとえば、伊勢参りや金毘羅参りなどにも多くの女性が参加し、あるいは子授けや安産の祈願、婦人病をはじめとする病気平癒の祈願などに、稲荷・観音・薬師などのさまざまな流行神（仏）への結集にも多くの女性の参加がみられる。それらは他方で日常生活のくびきからの一時的解放を求めるレクリエーション的な意味合いも濃くなってくるが、宗教的には女性の救済願望がおおっぴらに表現されていくことを物語っているといえよう。そうした背景のもとに、男女平等思想を示す宗教思想が出現した。

女性教祖の出現　まず、名古屋城下に隣接する宿駅で開教した如来教祖きの（一七五六〜一八二六、一八〇二年開教）は、人間は「せかい建始」まってからこのかた、あの世とこの世を無限に流転し経廻る存在であって、この世の自己の生涯はその一瞬の出来事に過ぎない。この世の自己は仮の姿であって、男と女の性も、身分・地位も親子関係も仮のものでこの世とあの世では転換しうるという独特の「経廻り論」を展開し、そこでの男女の関係は男女の区別を否定することによって男女の平等を主張した。つまり、現世でたまたま女として生まれたとしても、前世では男であったかもしれない。だから、女だから成仏できぬ、男だから成仏できるとはいえぬと言い、女性への罪障観を積極的に否定した。

大和国山辺郡朝和村大字三昧田（現天理市）に生まれた天理教祖みき（一七九八〜一八八七、一八三八年開教）も、女の不浄観を否定し、「このよの　ぢいとてんとを　かたどりて　ふうふをこしらへきたるでな　これハこのよの　はじめだし」（みかぐらうた）と、男女一対によって成立する夫婦がこの世の起源であるとし、男女の対等を主張した。みきは信者に対して「この木いも　めまつをまつわゆハんでな　いかなる木いも　月日をもわく」（おふでさき第七号）と、布教活動にあたって、親神の用に立つ者（木＝用木＝信者のこと）は、「めまつ」である女と「をまつ」である男と差別をしないで、すべての信者は月日親神の深い意図に添って活動するようにと述べている。これらは男女対等のうえにたっての男女共存を主張するものであろう。

では、こうした男女平等思想は、社会的にどう具体化されているのだろうか。

如来教祖きのは「女子といふが無てハ、此世界といふに定りといふが付ものでハない程に、女子といふを一派建て、どふなして此世界の治りを付たいとて、是女子といふをお始め被成た事でござる」（金沢市如来庵文書）と、男性だけでは現実社会の治まりがつかないから、治まりをつけるために女性を造ったのであると述べて、この世での女の存在意義を強調した。そして、女の救済について、「金銭と子児人ハ後世の妨」「我子に跡式を守るものに其心がとゞまつて来るに依て」さまざまな悩みが生じるものであると言い切り、わが子への執着を戒め、ひたすら自己の後世での救済を願うことが大切であると述べている。ここには、家の相続を否定し、家の枠にとらわれない一人の独立した人間として女の救済を願う思想がある。それは、きのが居住する名古屋周辺の商品経済の発展が、家の枠から

はずれてもどうにか生きていかれる場を女にも与えていた背景があったからではないかと思われる。きの自身も女中奉公・糸紡ぎ・小商いと女手一つで生活してきた。しかし、それは家というある意味では保護されうる共同体からやむなく疎外された、不幸な境遇の者たちからの視点であって、女が「一人前」としては扱われない当時、女の救済は後世（死後）の世界とならざるをえなかった。

一方、家父長的家制度が支配的な社会体制にあって、女性の生活を現実的にとらえようとする場合、「家」を抜きには考えられないであろう。天理教祖みきは、きののように「家」そのものを否定するのではなく、どのような「家」を理想とするかを問題とした。つまり、みきは、専制的家父長的な「家」を否定し、夫婦がそれぞれの役割を果たすことによって一家の存続繁栄をもたらす「家」を理想とした。だが、「家」での男女の具体的な役割や立場については、必ずしも明確には述べていない。

男尊女卑の社会体制のもとで、男女平等思想を家や社会に具体化していくのは容易ではなく、現実的な解決策を見出してはいないが、きの・みきなどの女性教祖が出現するに及んで、ようやく女性に対する不浄観・罪障観は全否定され、男女の性差をこえようとする宗教思想が現われたことは評価されよう。そしてまた、江戸時代、女性への不浄観・罪障観が濃厚に支配し常識化される一方で、それを全否定する思想が、庶民の女性から起こったことは注目される。

（妻鹿　淳子）

三　「自立」への動き

1　産業経済の発展と女性

女奉公人たち　十九世紀前半の大坂における世相を述べた『膽大小心録』（『新燕石十種』第五）によると、当時の大坂では、女性の職業である産婆以外に、お久米を元祖とする女髪結や、女の山上参りの先達もおり、女がいないのは千石船の船頭と相撲ぐらいだったという。女相撲はこの後出現するにいたる。十九世紀に入ると、女性がさまざまな職業につくことになり、よりよい条件を求めて移動しはじめたのである。そして、その背景には、十八世紀後半以降の商品生産の発展に基づく社会変動の波があった。

町や村で奉公に出ることは近世前期から広くみられたが、初期には長い年期の奉公人が多かった。しかし時代が下るにしたがい、その年期もだんだん短くなり、やがて月雇い、日雇いなどが一般的となっていく。期間を定めての奉公にあたっては、奉公人請状とよばれる契約書を雇われる側が差出すが、それには奉公期間、給金、奉公人側の事情で辞めた場合の措置などが書かれ、奉公期間中は、す

べて主人の指示に従う旨が誓約されている。ところが十九世紀後半ごろになると、請状の文言を守らず、田畑耕作や機織りなどの家業をおろそかにし、あるいは病気などと申立て、途中で辞めても代人や取替金を差出さないなど、男女奉公人の我儘が目立つという声があがるようになった。桐生ではこの動向に対し、五ヵ村が対策を申合せる取極めを行なっている。

また、江戸では滝沢馬琴が次のような悲鳴をあげていた。

> 去年（天保四年）八月以来小ぬす人多し、荒飢故也、当甲午の春三月は、下女奉公人例より多し、しかれども不良のもの、或は夫婦示し合せ、給金を貪らん為に偽りてすみこみ、程なく出奔するもの多くあり、吾家にても三月より四月下旬まで四人下女を置かえたれども、二人は出奔し二人はいく程もなく退身したり、この故に五月以来下女を使はず、荒年の人気宜しからざる事こゝろ得べきもの也。（『異聞雑稿』）

一八三三（天保四）年の凶作以来、下女奉公人の増加が著しく、しかも二ヵ月足らずのうちに四人置きかえ、そのうち二人は無断で辞める始末で、とうとう下女を使うことをあきらめたというのである。生活難のため、奉公に出る者が多いが、彼らの意識は、勤め口には不自由しないのだから、よりよい条件を求めて移動するのは当然であるというように変化しはじめた。こうして、主家と奉公人との間の〝主従関係〟意識は急速にうすれていくのであった。

衣料生産と女性　古くから衣料の生産は、育児や炊事などとともに家事の一部として、女性固有の仕事とされていた。ただし、輸入生糸を原料として御用織物などを生産してきた京都西陣の高級絹織

物の製織・加工では男性が主として働いており、そこでの技術は、男性によって独占されていた。一方、布とよばれる麻織物、綿織物、絹とよばれるいざり機で織られた単純な絹織物などが農間余業として製織され、それに従事するのはもっぱら女性であった。自家で必要な衣料のため、糸を作り、織り上げ、裁縫するという自給的生産が長く行なわれてきていた。やがて、全国的な商品流通網の展開とともに、農家で生産された生糸や生絹（染色や仕上加工をしていない絹）が京都に大量に登されたり、木綿が三都に大量に集荷され、都市問屋によって一部染色・加工をほどこされたうえ、全国に流通するようになった。このような動きは十八世紀に広くみられたのであるが、その後半期に入ると各地により新しい生産形態がおこり、それに参加する女性たちも多くなっていった。

関東のなかでいちはやく西陣の高機技術を導入し、高級絹織物生産をはじめたのは桐生である。十八世紀中葉に紗綾を織出すようになり、同世紀後半には各種の紋織物・綾織物が織り出されるようになった。さらに先染紋織の技法も京都から伝わり、撚糸器具である水力八丁車が発明されるなど、京都にせまる技術的発展がみられるにいたった。これら技術の導入・発明は多く男性によってなされたが、これを用いて織物生産にあたるのは女性が中心であった。織機一台につき二～三人の労働力が必要であり、準備・仕上工程にも人手が必要であって、家族だけでは足らず外部から人を雇うようになる。十八世紀半ば以降の桐生には数百人の織女工がいたという。彼女たちの年齢は一二、三歳から一七、八歳がもっとも多く、一年間の給金は熟練の度合によって一律にはいえないが、中級程度で三両前後とっていた。同じころ、農作業に従事する男子の給金が二～三両であったこととくらべてみても、

糸とり、機織の女子労働が高く評価されていたことがわかる。もっとも彼女たちの労働時間は、朝六時から夜一〇時ごろまで、一日一六時間労働という苛酷なものであったことを忘れてはならない。

絹織物生産の発展は、原料である生糸の需要をたかめ、やがて養蚕地帯・製糸地帯・機業地帯の地域的分業関係が生まれ、これまでのように一軒の農家の中で自給的に行なわれていた、農間余業の生絹生産とはまったく異なった様相を示すようになる。この養蚕・製糸に従事するのも多くは女性であり、農作物より収益の多い繭・生糸生産にたずさわることによって、家内における女性労働の評価は大きく変わっていったものと思われる。

こうした状況は桐生周辺でみられただけではなく、縮緬を織り出すようになった丹後の峰山・加悦谷地方や近江の長浜、武州八王子などの各地に拡がった。このようにして織物業の中心は、男性労働が重視された京都西陣織物業から、女性労働を主力とする地方織物業へと変わっていったのである。

綿織生産の変化　近世、庶民のあいだでもっとも広く用いられたのは木綿であり、十七世紀以降東北地方など一部寒冷地域を除いて全国的に棉作が行なわれた。農間余業としての糸くり・機織りが一般的だったことは、村明細帳などによってもうかがうことができる。また棉作の困難な地域へも、畿内など綿業の先進地から繰綿（実綿から種子を取り除いたもの）が流通し、古来からの庶民衣料である麻とともに重要な衣料源となったのである。実綿をつみ、種子を除いて繰綿とし、それから糸を紡ぎ、いざり機で織り、衣類に仕立てるという全工程は、ほとんど女性の手でなされたのであり、綿織物生産に女性の果たした役割は大きかった。自家の需要をみたしたうえ、収入源の一つとして換金さ

れた木綿織物は、都市問屋を頂点とする集荷網によって集められたが、それは十八世紀には莫大な量を示すようになる。

そして、十八世紀末から十九世紀に入ると、絹織物と同様何人かの女子を雇って専業に製織にあたらせる木綿機屋が現われるようになる。農民家族内の女性も、農業や家事に費やしていた労力をもっぱら綿業に向け、自家消費や農間余業とは違った「家業」への参加という姿勢をみせるようになった。一七九〇（寛政二）年の岸和田藩の触書によると、「女共数多召抱」えた織屋が藩内にみられるようになっており、十九世紀半ばごろの泉州宇多大津村では、二七七戸のうち二三五戸の家が何らかのかたちで綿工業に関係していた。

特に縞木綿を織るようになった地域では、専業の織屋が数多く現われた。京都西陣ではインド産の織物を模した桟留木綿を織り出していたが、その技術が明和（一七六四～七一）ごろに濃尾地方に伝わって綿織業を展開させた。また、京都の一七八八（天明八）年の大火後、五条坊門西洞院菅大臣社の付近に住んでいた織工が濃尾地方に移住し、製織技術を伝えたといわれる菅大臣縞も濃尾の特産とされるようになった。関東の結城縞木綿の製法を、葉栗郡佐千原村の紙屋新兵衛の娘が上総国におもむいて習得し、帰郷して同村の宮田家に雇われた結果、十九世紀前半に濃尾地方では結城縞がさかんに織り出されるようになったともいう。技術の伝播も女性によってなされるようになった状況がここに示されているのであり、衣料生産はもはや家事ではなく、社会的分業関係の中で展開し、そこに投入される女性の労働もまた、重要な社会的意義をもつにいたったのである。

開港による変化　黒船来航を契機に、日本は欧米列強との貿易を迫られることとなり、これまで国内の市場のみを対象としていた繊維業は大きく変貌していく。特に影響が大きかったのは、絹織物の原料として生産されていた生糸である。生糸は輸出の花形となり、これまでの製糸地帯はもちろんのこと、新たに養蚕・製糸を始めた地域の産物も競って開港地横浜へと送られた。そのため、国内の機業地は大きな打撃をうけた。西陣の織屋は原料不足に苦しみ、店をたたむ者が続出、桐生領では三五ヵ村の総代が生糸貿易の中止を繰返し幕府に訴えるという事態が生じた。

一方、養蚕・製糸業は開港以降急速な発展を示し、数年でその生産はほぼ倍増したという。これまで農間余業として養蚕・製糸・織物を家内で行なって地方絹を生産していた地域は、製織を止めて養蚕・製糸までを行なうようになるが、こうした変化の中で一貫して諸生産を支えていたのは、これまで衣料生産をになってきた多くの女性たちであった。

彼女たちは、輸出のための生糸＝浜糸をひく以外、余念のない日々を送ることとなった。十八世紀半ば以降、衣料生産のために家の外に進出していった女性たちは、ある意味で家の枠から解き放たれ、自らの労働を社会に直結させていける機会を得ることができた。しかし、それは同時にひとつの工程にしばりつけられる労働者への道を歩むことになるのであるが、海外市場の貪欲な需要にこたえる〝糸ひき女〟たちは、この動向を身をもって感じることになる。もっとも、輸出を支える生糸生産に従事することは、一定の経済的自立を彼女たちに保障するとともに、意識のうえでも社会につながる労働をしているという誇りを彼女たちに抱かせたのではなかったろうか。

かかあ天下　農業の側面では、十八世紀に入ると女性が全面的に進出し、十九世紀に入ると、男と同等の働きをするような女性も少なくなかった。しかし、こうした進出も、所詮は一家の主である男性の企画や指導のもとで労働するというものであり、田植え以外の農作業に対する女子への賃金が、男性の二分の一ないし三分の一という低さであったということに、その評価の低さが現われているといえよう。

しかし、養蚕・製糸・機織という衣料生産になると様子は大分変わってくる。京都西陣のような特殊な地域を除けば、衣料生産のほとんどは女性によって支えられてきたのであり、商品生産への傾向が強まってもそれは変わらなかった。そうなると、家計の中に占める女子労働の経済的価値は高まっていき、男子のそれをしのぐようにさえなっていく場合もあった。「上州名物かかあ天下とからっ風」という言葉がある。この「かかあ天下」という語はこの事態をよく反映している。機織りや糸ひきで妻が忙しいときには、夫が家事や子守役をするのは決してめずらしいことではなかったし、また賃金を稼ぎ出す妻の手指を、夫は大切に守らねばならなかった。

こうした事態は幕府や藩の政策にも影響を与えずにはおかなかった。天保改革にさいし、幕府は物価引下令を出しているが、その中で「最近奉公人や職人の賃金が高くなっている。特に養蚕、機織りの女の賃金は、男の賃金以上にもなり、値上りがはげしい。これは物価が上がる原因となるから低くせよ」といっていることに、衣料生産にたずさわる女子労働の評価の高さを知ることができる。そしてまた、女子の賃金の高騰を阻止しようと躍起となっている幕府の姿勢に、封建体制の枠組みを揺が

す動きのひとつとして、農村工業を担う女性の成長があったことを見落とすことはできない。

女性の創り出した文化遺産　自らの技術を駆使して衣料生産に従事する過程で、女性たちは多くの文化遺産を残している。近世後期に各地でみられた縞木綿生産にさいして、女性たちが独自の縞を考案してその技術を競ったことは、縞の小切れを張り集めた「縞帳」によって推側されるところである。中には長くその地方の特産となる織物を創案した女性たちもいた。たとえば、久留米絣の創始者である井上伝は、一二、三歳のころ、自分が着ていた衣服が褪色して、白い斑紋ができていることに気づき、それにヒントを得て霜降りまたは霰織という絣織を考案した。また、鍵谷カナは、夫と船旅をする途中、乗り合わせた旅商人の着ていた紺飛白の単衣をみたが、これは今まで棒縞の単純な伊予絣しか知らなかったカナの好奇心を強く刺激した。帰宅後、彼女は木綿糸のところどころを糸でくくって染めて織ることにより、今出絣（後に伊予絣と称される）を考え出したのである。伝にせよ、カナにせよ、日ごろ自らが衣料生産にたずさわりながら、より良いものを織り出そうと常に意識していたことの成果が、新しい織物生産として実を結んだのであり、こうした技術向上に基づく文化遺産が衣料生産に従事する女性たちによってうけつがれていった。

（菅野　則子）

2　学問・思想と女性

女性からの儒教批判——只野真葛——　近世の女性は、それぞれの身分に応じた境遇におかれるとともに、どの身分にあっても家父長制家族の中で男性である家長に隷属しなければならなかった。このような女性のあり方は、他の社会関係と同じように主として儒教的な考え方により正当化されていた。すなわち、陰陽の理に基づいて、陰である女は生まれながらにして陽である男に劣るものであるから、家長である男のもとで「家婦」としてその判断に従うべきであり、「三従の道」を守って生涯を送るものとされたのである。

しかしながら、こうした儒教の女性観に対し、「孔子聖の女子小人は、我不知とのたまへりしとかや、われも女子なり、いざその聖の知らせ給はぬほどを、さてまうさめ」（『独考論』）と、女性としての立場を主張して、聖人（＝儒教）の女性観を批判し、次のような女の闘争を宣言した女性がいる。

此くだりは無学む法なる女心より、聖の法を押すいくさ心也……世にいき〳〵としたる愚人原は、いと遠きむかしのよそ国の聖のことは、むずかしと聞つけず、聖人のみかたするほどの男づらは、いけすかぬとわかき女共はにくむべし、よし女にはすかれずとも、いづくまでも聖の御心ざしは、さにあらずとおしかゝるともがらも有べし、其勝劣は人々の好々にこそあらめ、聖に愚の勝こと有るまじけれど、聖上の人は大かた力弱く身あはし、下愚の人はなべて力強ければ、一と勝負してみたきこゝろいきあらん歟。（『独考追加』）

この女性は『赤蝦夷風説考』で有名な仙台藩医三〇〇石の工藤平助の娘只野真葛（一七六三〜一八二五）である。彼女は五五歳のときに幕藩制社会批判の書である『独考』を著わし、その中で右のような女性思想を展開した。儒教道徳に囲まれた中で、こうした思想をどうして真葛は持つにいたった

のだろうか。

江戸生まれの真葛は、一〇歳で明和の大火を体験し、災害に苦しむ人々をみて経世済民を志したが、政治にたずさわることを許されぬ女の身であることを知らねばならなかった。しかし、その志を彼女は生涯捨てなかったのである。

工藤家を嗣ぐ弟のため、三六歳の真葛は仙台藩江戸番頭一二〇〇石の只野伊賀の後妻となり、ひとり仙台におもむいた。職掌上江戸にいることが多かった夫は、真葛の文才を認め、ものを書くことをすすめたりしていたが、すでに自己を形成してしまい、しかもその結婚が親兄弟のためのものでしかなかった真葛にとって、夫は、ついに本質的には関わりのない人であったようだ。彼女は江戸を遠く離れた東北の地で、ほとんど理解者を持てぬ孤独な日々を送ったが、一方、生家の弟は儒教的克己心によって無理を重ねた結果、彼女の結婚後九年にして病没した。弟に代表された工藤家への彼女の犠牲的行為は無意味なものとなってしまったのである。真葛は「聖の道」を守ったため「兄弟なん（＝難）にあはぬはなき」（『独考』）と、自分たち姉弟の体験を総括している。こうした痛切な体験の中で、彼女は儒教倫理への怒りを蓄積していき、さらにその体験への執拗な内省により、独自の女性思想を生み出すにいたった。ただし、その内省の背景には、国学と蘭学という幕藩制解体期の思想潮流が流れていた。

国学は日本の古典の研究を通して「情」の世界を重視し、儒教、特に朱子学の規範主義を批判した。女性観においても、たとえば賀茂真淵が「皇朝の古へよろづに母を本として貴めり」（『邇飛麻那微』）

と日本の母系制を擁護し、「やまとだましひは、女も何かおとれるや」と力説するように、儒教が説く家父長制家族のあり方を批判し、女性の従属性を否定する視点をもっていた。

真葛は幼時にこの国学を学び、真淵の高弟村田春海が父平助と親交があったせいもあって、真淵や本居宣長の書をその後も学び続けた。特に宣長の『古事記伝』から大きな示唆を受けて、すべての生物は勝負を争うものであるという独自の自然・人間観をつくりあげていった。先にあげた闘争宣言で、「無学む法」の女が「聖上の人」に勝つことができる条件まで考察しているのは、国学の儒教批判を吸収しつつ生み出された、このような自然観・人間観によっているのである。

それとともに、工藤家に出入りしていた蘭学者から得たと思われる、ロシアの結婚制度に関する知識も、彼女の女性思想形成に大きな影響を与えたように思われる。『独考』には、結婚に先立ち男女が寺（教会）に行き、方丈（神父）がまず男に、次に女に結婚の意志の有無をたずねたうえで夫婦とすること、「外心」あれば男女ともに重罪とすること、良家の女性も多くの人々と交際し、心のあった人を夫と定めることなどが述べられていることからみて、真葛が外国の男女関係に大きな関心を持ち、日本のそれに批判的な考えをもっていたことがうかがわれる。

右のような、儒教に対する批判的な視点をもつ国学や蘭学による知識によりながら、幕藩制解体期に生きた女性としての体験を問いつめ続けることによって、真葛は幕藩制社会を批判したばかりではなく、最初の女の闘争の宣言者として立ち現われたのであった。

女性漢詩人の輩出——原采蘋——

真葛が痛烈に批判した儒学の教養に基づく漢詩の世界でも、化政

期（一八〇四～二九）以降にはそこで自己を表現しようとする女性たちが輩出した。こうした女性たちの一人である原采蘋は、一七九八（寛政十）年秋月藩の儒学者の娘として生まれ、専門詩人として名をあげることを志して江戸で二〇年余を送り、一八五九（安政六）年の死にいたるまでその志を曲げなかった。采蘋の結婚観・女性観は、彼女が理想的な妻としてあげている貝原東軒（益軒の妻）について次のように述べている中にみることができる。

我邦佳耦と称する者、独り吾が宗藩益軒貝原先生のみ。其室江崎氏、才徳兼備にして博く経史に渉り、書及び和歌を善くす。先生著述に亦頗る内助有り。（『采蘋詩集』）

当時一般的に、才や学問は女の従順さをそこなうものであるとして非難されていたのに対し、采蘋は、益軒夫妻を理想的夫婦とみて、東軒の「才徳兼備」による「内助」を賞賛しているばかりでなく、その「内助」が、広い教養によって夫の仕事である「著述」にかかわるものであったことを評価している。そして、その根拠を、中国の古い女訓書の一つ『女誡』（著者は班昭、『漢書』を著わした班固の妹で、兄の業を継ぎ『漢書』を続成した）の、「婦賢ならずして則ち以て夫に仕うる無し。豈不才にして四徳兼備の者有らん乎」という言に求めている。

このような結婚観・女性観は、彼女が漢詩による自己表現を志したことと密接に関連している。元来、漢詩制作は男性の教養とされ、女性はその世界に足を踏み入れることができなかった。それが化政期以降、女性漢詩人の輩出をみるようになったのは、次のような理由によるといえよう。

近世における漢詩制作隆盛の契機は徂徠学にあるといわれる。だが、この学派の詩風は、政治の学

としての儒学の正しい理解をはかる方法として漢詩制作を奨励したため、支配者層の教養という性格が強かった。しかし、安永期（一七七二～八〇）にはこれまでの詩風に批判が起こり、詩は日常生活での情を平易な字句で詠うべきだという主張がなされた。このような主張は、商品経済の発達による民衆の生活・文化の興隆の中で人々に広く受け入れられ、化政期に入ると、儒者でない専門の漢詩人が現われるようになり、漢詩制作はその裾野を大きく拡げていった。

こうした漢詩の平易化の中で、庶民男性と同じく正規の学問を学ぶことが困難であった女性たちも、漢詩制作者であることが可能となった。また、寛政改革を契機として藩校が急増したが、そのさい新しく儒官となった者には農商身分の者も多かった。世襲ではなく個人の能力によってその地位を獲得したこれら知識人たちは、妻を家の存続の道具視する武士とは異なり、自己の内面を理解する女性を妻に求めるようになっていった。それには教養が必須であったから、彼らは妻や娘たちが学問に取り組むことに好意的であり、さらに女弟子として家族以外の女性たちも受け入れるようになっていった。

26図　『女大学宝箱』(享保元年８月)

「才徳兼備」で夫の仕事に「内助」のあった東軒に対する采蘋の評価は、右のような女性漢詩人成立の事情と密接にかかわっている。そして、平易になったとはいえ、儒教的教養を必須とした漢詩制作の過程で身につけた知識により、「才徳兼備」の女性を賞賛する根拠を示したことは、「才無きが徳」といった当時の支配的な女性観からくる反論を封じることにもなった。

しかし、こうした結婚に対する考え方をもっていたにもかかわらず、采蘋自身は結婚を拒否して独身を貫いた。益軒夫妻のような「理想的」結婚形態をとりえたとしても、それが女性を「内助」と位置づけたものである以上、妻となることは、専門詩人になる志を放棄することになるおそれがあると思ったからであった。

家長に従う「家婦」として位置づけられる幕藩制下の女性像とはまったく異なる生き方を、采蘋が貫きえた理由は何であったのだろうか。采蘋はそれを儒教の中の最大の徳目である「孝」の実践としてとらえたのであった。彼女が専門詩人として自立することを目指したそもそものきっかけは、父古処の遺志であったのである。彼女は自分の生き方を「孝」であると確信し、その主張を貫き通したのであり、この「孝」そのものを否定できない以上、だれも彼女の行動をおさえることはできなかった。つまり、采蘋は「孝」という儒教的徳目をかかげることによって、幕藩制下の女性に要求された存在形態を打ち破り、専門の仕事を追求する新たな生き方を認めさせたのであった。そのさい、彼女が漢詩の儒教的性格の影響を受けて、当時の支配的な思想である儒教を信奉し、それへの深い知識をもっていたことが、かえって幕藩制的秩序を踏み越えた行動の保障となる結果となったのである。

以上述べてきたように、幕藩制解体期の学問的・思想的潮流の中で、真葛と采蘋という対照的な学問・思想を身につけてきた女性たちが、その生き方や表現方法は違っていても、ともに幕藩制的女性像を打破・批判する方向をみせていることに、化政期以降の知識人女性の女性観の特質を見出すことができる。そしてそれは、この期における社会秩序の動揺と解体の中で、女性全体がみせた動向と深くかかわっていたのである。

（関　民子）

3　悪女のむれ

「悪女」の登場　化政期の江戸に流布した話を虚実とりまぜて集めた『文化秘筆』に、策略を用いて聟養子の夫と実母をともに殺そうとした町人の女がのせられている。著者は「実ノ処ハ存申サズ」とその話を結んでいるので、実際にあった話ではないかもしれないが、このような女の実在が信じられるような世相であったといえよう。最終的には抹殺を図りかねないほど、家父長への反逆や敵意をかかえた「悪女」の存在を想定しうる状況が生み出されていたのである。

これに呼応するように、この時期の代表的作家、鶴屋南北や滝沢馬琴の作品には、さまざまな「悪女」が登場している。彼女たちは幕藩制支配秩序維持のイデオロギーとしての「忠・孝」や、儒教道徳に基づく女性像を無視し、秩序を破る方向で活躍している。では現実の「悪女」たちはどのような姿で現われていたのであろうか。幕府の刑事判例集である『御仕置例類集』により、化政～天保期（一

八〇四～四三）に「犯罪者」として処罰された女性たちをみてみよう。

恋愛結婚の増加　『御定書百箇条』によれば親の許しのない結婚は密通とみなされ、処罰の対象となった。このように、法令上からも、また道徳的にも本人同士の合意のみによる結婚は「密通」とされていたにもかかわらず、当時親を無視した「馴合夫婦」（恋愛結婚）が増加していることを、文化期の随筆『世事見聞録』の著者は、慨嘆しつつ記述している。

一八二七（文政十）年のかねによる殺人事件はこうした社会的背景の中で裁かれている。恋人がいたかねは、無宿者たちに輪姦されたことを深く恥辱に思い、探しまわってその一人をみつけ、切り殺したのであった。自分の意思で恋人を選んだ彼女は、その意思を踏みにじられ、単なる性的道具として扱われたことに対し、命を賭けて復讐したのだった。幕府のかねに対する判決は、「恥辱」に思うのは当然であり、咎め無しでもよいが、恋人との関係が「密通」なので、急度叱りというものであった。後に江戸払いに変えられはしたものの、殺人行為に対する刑罰としてはきわめて軽い。恋愛結婚が増加している状況の中で、幕府もまた、彼女の行為の正当性を認めざるをえなかったのである。

妻からの離婚要求　近世における離婚は夫の意思によって成立し、妻の側はほとんどその権利を持たなかったとされている。次の二例は妻が離縁を要求した所業に対しての判例である。

一八三五（天保六）年、まんは酒飲みの夫に愛想をつかして離縁状をとり、実家に帰ってしまった。残された子どもの養育に困り、前夫が復縁を迫りに実家に来たとき、彼の悪口を言ったため放火される始末となった。この事件のため呼び出されたまんは、「夫え対し不実」であるとされて百日押込を申

し渡された。

一八三八（天保九）年、むめは夫の贋金作りを発見して意見したが取りあわれず、離縁を請求して別れている。後に前夫にかかわる事件により呼び出された彼女も、一度の意見ですぐ離縁をせまるのは「実意を失ひ候所業」であるとされて五十日押込となっている。

それより以前、寛政期（一七八九～一八〇〇）にも似たような二例があったが、そのときには夫が妻に傷を負わせており、夫側の抵抗が大きかったのに対し、天保期には夫の側でも、妻の離婚要求をある程度受け入れざるをえなくなっていた状況が生まれていたといえよう。親や夫という家父長を無視し、その支配から脱して結婚や離婚を自己の意思で行なう女が『御仕置例類集』にみられるようになった背後には、より広範なそうした女性群があったことが推測されるのである。

経済的に自立する女性　一八一〇（文化七）年刊の『飛鳥川』には江戸の状況を示す次のような記述がある。

　後家の一人ぐらしは御法度の由承る……然るに近来は素人の町家、後家の方くらし能と見へて、多く町々に有り、女筆指南も多し、只事にあらず。

こうした一人暮しの女の収入の道として、女筆指南のほか、女髪結、歌舞音曲の師匠など、当時の江戸町人の生活・文化の様式に根ざした職業があげられる。また、化政期以降の種々の随筆には、衣服装飾品をはじめ、食物・娯楽等風俗の変化がさまざまの例をあげて述べられているが、このような新しい文化を享受するには当然それに見合う金銭が必要である。こうした世情の中で、江戸の町家女

性の収入獲得に対する手段や意識が、法や道徳にそむくものとして罪に問われた事例もみられるようになった。

このころ、下層町人女性で処罰された者の中には、小遣銭のために「素人」の身で売春した女や、その仲介をした女などがあり、また諸方から養育料めあての養子をとって、その子供たちを死にいたらしめた男たちの妻や、その仲介をした女たちがいた。彼女たちの金銭獲得の手段は法令に触れるものであったが、それと同時に家父長制家族の枠から脱しようとする動きや、男と手を組んで罪を犯そうとする「悪女」たちの活躍を示すという、この時期特有の「犯罪」の様相を呈するものでもあった。

また、一八二二（文政五）年には五人の女が高利の貸付けを行なったとして処罰されていることは、日々の生計のために働かねばならなかった下層町人女性だけでなく一定程度の資産と信用をもつ町家の女たちが、経済的な領域に進出し始めたことをうかがわせる。貸付け先は武士層にまで拡がっており、彼女たちは男と同様の幕藩制下の一町人として扱われている。中には前夫のときには名目的な形であったのが、経済的実権を握ると後夫に指図をする立場となった例もある。

『御仕置例類集』にみられるこれら化政・天保期の江戸町人女性「犯罪者」の姿から、さまざまな経済領域に侵入することにより、家父長制支配から離脱し、封建道徳下の女性像とは異なった方向に進みつつあった町人女性全体の動きをみることができるのである。

家父長制支配からの離脱　ではより明確な自覚をもって、それまでの女性のあり方に反抗を示した町人女性はいなかったであろうか。『御仕置例類集』の女の部に、五年の間をおいて二度登場し、二度

めには「人倫を乱し候者」という項目を新たに作られて、ただ一人そこに分類されている女性がいる。一八三二（天保三）年と三七（天保八）年に判決を受けている無宿たけがそれである。

旅籠屋に奉公していたたけは、「女子の所業を嫌い……男の所業を面白く」思う女性であった。主家を男装して出奔したが、女であることを見破られて密会を強要される始末となった。その後そば屋に奉公中出産して、「面目これな」く思った彼女は合羽を盗んで逃亡した。それ以前にも知人宅から帯を盗んでおり、逃亡後に古着屋で衣類を詐取して金にかえたりしていた。捕えられて入墨・過怠牢となり、男装による徘徊を禁ぜられたのである。

しかしその後もたけは男装を止めなかった。五年後の彼女の罪状には、男装の禁止を無視して二度も捕えられたのに依然としてこれにそむいていること、その間に逃亡奉公人の引戻しの交渉に、役人の手先を装って話をつけ、礼金をもらったこと、借金の強要をしている男の脇差を負傷しながらも取り上げ、役人の手先と称して男を番屋へ連行し、船を出させたことなどがあげられている。このときの仕置は、「人倫を乱し、度々の申し渡しを更に相用いず、なお身分を紛らし悪事いたし候段、一通り裁許を破り候類とは訳違い……以来の風俗取締筋にも拘り候儀に付き、遠島」であった。

たけが罰せられるようになった根本の原因は「女子の所業」を嫌ったからであった。ところが「女子」を否定するための男装の結果が、密会の強要、懐妊、出産となったことは、否定したはずの「女子」を肉体的・精神的に彼女に思い知らせることとなった。彼女はそうした自分を「面目」なく思い、その屈辱から立ち直るために男の強さを心身ともに備えようと努力したのであろう。そして五年後の

彼女は、刃物をもった男をも取り押さえる強さを身につけていたのだった。男装は単にみせかけではなく、彼女の決意と努力の象徴だったのである。

二度目の判決にみられる彼女の行為はいわゆる「犯罪」とは思われず、彼女も悪事を働いた意識はまったくなかったであろう。むしろ人間としてその行為の正当性を確信していたものと考えられる。それゆえにこそ、男装を止めることもしなかったのであろう。ところが、こうしたたけの行為は、男女の別を無視したものであったばかりでなく、結果的には身分差別をも無視したものとなった。為政者にとっては、たけは「人倫」を乱し、「風俗取締筋」にもかかわる重罪人であり、盗みなどとは比較にならない重刑に処すべき者とみなされたのだった。ただし、たけのように、自己の信念に基づいて生きた女性はまだ数少なく、「人倫を乱し候者」という新しい項目のただ一人の該当者として、「ゆすり」の罪名のもと遠島という死罪につぐ刑に処せられたのだった。しかし、幕藩制的な女性像をあくまでも拒否し、孤独なたたかいを貫き通したたけの生き方は、家父長支配からの離脱の動きを明らかにし始めたこの時期の江戸町人女性の姿の一つの頂点を示したものといえよう。ただし、彼女をさきがけとする「悪女」の動きは、幕藩制社会秩序をゆるがすものとして危険視されるところまではいっても、まだ女性の自己解放をうながす社会的な潮流となるにはあまりにも自然発生的・個別的であり、明確な目的意識を欠いていた。たけの払った重い代償はその現われであったといえよう。

（関　民子）

4　幕末の動乱の中で

討幕運動と女性　ペリー来航以後、国家的独立が危機にさらされる中で、尊攘運動が展開しさらに討幕運動へと激しさが増していった。揺れ動く政情に激しい関心を抱き、運動の正当性を確信して直接政治的な活動に身を投じる女性たちが動乱期に出現する。藩の弾圧により流罪となった筑前の野村望東尼（一八〇六～六七）もその一人である。政治的行動への参加はもちろんのこと、関心を持つことさえ禁じられていた女性たちが、このような行動をとるにいたった要因は何であったのだろう。望東尼の生の軌跡を手がかりとして、幕末の動乱期における女性の課題とその克服の方法をさぐってみたい。

刈田のそほづ　かりがねの帰りし空をながめつゝ　立てるそほづは我身なりけり

（『野村望東尼全集』、以下『全集』と記載）

これは望東尼が三〇代半ばに詠んだ歌である。彼女は初婚に破れ、二四歳で同藩の中級家臣野村貞貫と再婚した。ともに再婚の二人は相愛の夫婦関係を築き、右の歌を詠んだ当時、彼女は主婦として幸福で平穏な家庭生活を送っていた。しかし、その中で、

徒らに今宵もふけぬかひもなく　世のうき事を思ふのみして

とにかくに年経てのちと思ひにし　昔も今も同じ我が身か

（『全集』）

と、充実した生への激しい意欲を抱きつつも、いたずらに時が過ぎ去ってしまうことへの不安と焦燥、「年経てのち」も依然として変わることのない自己の内面的空虚さをみつめ続けていた。社会的な抑圧の中で生きる身を、何事をなそうとしても身動き一つできず、ただじっと立って眺めていなければならない「そほづ」（かかし）であると歌ったのである。そしてこの「そほづ」は、単に望東尼個人の疎外状況のみならず、みずからの意志で生きることを許されない武士身分の女性の疎外状況を、象徴的に表現しているといえる。

一八四五（弘化二）年、望東尼が四〇歳のとき、夫貞貫は家督を譲り、二人は平尾の山荘に隠棲した。当時の心境を示すものとして、

刈れる田のくろにもふせるそほづかな　守る業果てし心安さに

うつせみのもぬけの殻にひとしくて　猶このもとにあるこのみかな　（『全集』）

などがあり、「年経てのち」の余裕を楽しむとともに、自己の内面的空しさを改めて再認識している。だが、彼女はこうした苦悩を抱きながらも、強い決意のもとに和歌の修業を通じての自己確立につとめ、女の社会的疎外状況克服の道を模索し続けたのである。

一八五九（安政六）年、望東尼五四歳のとき夫貞貫が没した。彼女は亡き夫の菩提をとむらうために剃髪したが、

世にあまる我が友顔に寝たるかな　刈田のそほづもるわざもなく　（『全集』）

と、夫の死による空虚感に耐えがたく、自己の状況を「刈田のそほづ」と位置づけている。これまで

も「そほづ」的なあり方に苦悩してはきたが、夫との相愛関係の中で一時的になごめることができた。しかし、ともに歌道に励み、風雅な生活を送る最良の同志であった夫を失った彼女は、自分を「刈田のそほづ」とみるほかなかったのであり、

わび人はうつり行く世ぞ頼もしき　憂き身もかはる時や来むとて　（『全集』）

と、社会の変動をひそかに期待する心境となったのだった。

尊攘運動への参加　一八六一（文久元）年、望東尼はかねてからあこがれていた京都に旅立った。そこで彼女は藩の御用達商人の親戚である尊攘派の馬場文英を知り、彼を通して尊攘運動の展開を眼前にみた。外国と接触する機会の多い筑前藩にあり、夫や友人の影響を受けて、時勢に対する強い関心を持っていた彼女は、京都での尊攘運動の激しさに接し、それまでの傍観者的な立場をやめ、「早、世の中変り行くにつけては何も打捨て、いくさの事のみにせずしては、ならぬ事ぞかし」（『全集』）と積極的に政治にかかわっていくことを決意した。翌年帰国した望東尼は、獄にあった筑前藩尊攘派の先駆者平野国臣に慰問の歌を贈り、出獄後さらに交友の度を深めて、彼の京都出仕にあたっては馬場文英に紹介するなど、筑前と京都との尊攘運動を結びつける役割を果たした。

一八六三（文久三）年八月十八日、公武合体派による尊攘派排斥のクーデターにより、京都を舞台とする政局は一変し、平野国臣の生野での蹶起も敗退に終わった。また、長州藩は翌一八六四（元治元）年の禁門の変により「朝敵」とされ、征長軍を受けるとともに、他方四国連合艦隊の攻撃を受けるなど、尊攘派はきわめて苦しい状況に追いこまれた。望東尼は尊攘激派の行動に対しては厳しく批

27図　野村望東尼獄中自画
（福岡市立歴史資料館蔵）

判していたが、運動そのものから身を引くことはしなかった。たとえば、長州藩の高杉晋作が藩内の抗争の中で危険を感じて九州に逃れたときには、自分の山荘にかくまってやり、対馬藩から逃亡する多くの志士たちもまた彼女をたよった。

一八六五（慶応元）年になると、長州・薩摩両藩において討幕派が台頭し、両者の接近が進められて政局は大きく変わっていくが、筑前藩ではまだ内訌がやまなかった。そうした情勢の中で、望東尼は馬場文英に対し、新しい日本はどうあるべきか、その実現にはどう動くべきかといった国家変革の構想を書き送っている。「唯古へ神代のはじめ、国も分れず、ゆら〳〵と漂ひし時にや立ちかへりぬらむ」（『全集』）と統一的な国家をめざし、それと矛盾する幕藩体制は武力でもって「一たびゆり直さではかなはぬ」ものとみなしていた。そのために「正義派」による九州連合と長州との同盟を構想し、筑前藩を薩長とともにその中核に位置づけることを考えたのである。「刈田のそほづ」は歩き出し、政治の世界へととびこみ、壮大な国家構想を展開するまでにいたったのだった。

政治参加正当性の主張　一八六五（慶応元）年六月、筑前藩では尊攘派への大弾圧が開始され、望

東尼もその対象とされた。処罰理由は「奸回の輩へ随身致し、抱屋敷において密々同気の者相会し、剰へ旅人潜伏をも致させ、其外様々不所行の儀これ有る段相違し、女の上かつてこれ有るまじき所行少なからず不届至極」（『野村望東尼伝』）で、本来なら極刑に処すべきであるが、格別の御慈悲をもって姫島へ流罪・牢居を申し渡すという判決であった。女性の政治参加それ自体は「女の上かつて有るまじき所行」と厳しく咎められたが、本来女性が主体的に政治にかかわる存在として認められていないがために、格別の御慈悲をもって減刑されたのであり、あくまでも女性を政治の世界から締め出す藩の姿勢を示すものであった。

望東尼は、幕藩権力のこのような女の政治参加への抑圧と、女の身で勤王沙汰とはとそしる世間の非難に対し、「いとあさましう、をかしうも又はかなし。なべてさる人ばかり時めく世なればこそ、かゝるうき身ともなりぬ」と激しく反駁し、その理由を『古今集』の序に依拠しながら、「すべらぎの大御国に生きとし生ける者、何かは勤王ならざらむ」と、女性の政治参加の正当性を主張している。彼女の和歌を中心とした古典の学習は、こうした強い主張の論理的武器となったのである。また、和歌の世界で示した彼女の実力は、政治活動で男性と肩を並べて働く「市民権」を与えることともなった。この確信と実力に基づいた尊攘運動の実践により、望東尼の政治的能力は男性の同志の間でも一定の評価を生み、女性の政治参加の正当性が彼らに受け入れられたのだった。もっとも、望東尼は「生きとし生ける者」の一員として尊攘運動に参加したのであり、女性であるがための社会的条件を改革するという政治構想はもたなかった。

こうした問題点はあるにせよ、女の「そほづ」的状況の克服を自己の課題としてたたかい続けた望東尼は、女の政治参加の正当性を確信し、実践することによって、幕末における武士身分の女性の、自己解放の一つの到達点を示したといえよう。

（関　民子）

近現代の女性

一　明治の国家と女性

1　文明開化の女性政策

学制の女子教育　一八六八（明治元）年、江戸幕府はついに倒壊し、倒幕運動を進めてきた西南雄藩の下級武士層が中心となって天皇をいただく政府をつくりあげた。幕末における開国自体、直接には武力を背景とする先進資本主義国の圧力によるものであり、締結された条約は日本の関税自主権を認めないなど不平等なものだった。したがって新たに成立した維新政府にとって対外的な独立の達成と国内における権力の統一および経済的基盤の確立が重要な課題となった。

一八七一（明治四）年の廃藩置県前後からなされた一連の改革はまさにこれらの課題を達成するた

28図　男　袴
（豊原国周筆「当世開化別品競」）

めの近代化政策であった。またそれらの政策は遅れた日本に西欧の進んだ文明を取り入れることでもあったから、文明開化政策ともよばれている。そして思想面では天賦人権論を核とする西欧の近代思想が紹介され、明六社が結成されて啓蒙活動が展開された。その中では福沢諭吉らによって男女同等論も主張されていた。

政府が率先して上からの近代化を進めていた文明開化期は、自由民権期を経て憲法発布の時期までともみることができようが、ここではいちおう一八七〇年代としておきたい。

では文明開化政策とそれによって醸し出された文明開化の風潮は、女性にどんな影響を与えただろうか。まず教育面をみてみよう。一八七二（明治五）年に定められた学制は「村ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」（「学事奨励ニ関スル被仰出書」）と述べて国民皆学方針をうたいあげ、身分や男女の別なく教育を受けるべきことを義務づけた。それは女子に教育は不要という旧来の考え方に対する政府当局者による否定であった。同時にそれは不十分ながらも女性が「文字の世界」へ入る道を開いた。学制施行に先立って行なわれた津田梅子ら五人の女子留学生の派遣や官立女学校の設立などは、文明開化の光が女性にもさし始めたことを示していた。そしてそのような動きは地方に住む女性

たちにも新しい時代の到来として敏感に受けとめられていた。たとえば山川菊栄の母千世も「女の子まで本包みをかかえて学校に通うという、日に日に変っていく新しい首府の姿を幻に描き」（『女二代の記』）胸を躍らせた一人である。

だが財政難を理由に、女子留学生派遣は一回だけで打ち切られ、また官立女学校も五年後には廃校に追いこまれ、その後しばらくは女性に対する中等以上の教育機関はもっぱら民間に委ねられた。また学制が規定する「教育」とは、家庭にあって文明国民創出という国家的課題に応える賢母を作り出すものにほかならなかった。

妻と妾の地位　近代法制の整備もこの時期に行なわれた。一八七〇（明治三）年に定められた新律綱領は刑法の前身であるが、そこでは「五等親図」の中で妻と妾をともに二等親と規定して妾を公認しただけでなく、「妻妾を殴傷す」あるいは「妻妾夫の親属と相殴つ」というように妻と妾との間の犯罪を除けば妻と妾とをほとんど同列に扱い、しかも夫に対する妻妾の犯罪は妻妾に対する夫の犯罪よりも重く罰することにしていた。翌年制定された戸籍法では「一家ノ主人」たる戸主に始まり、直系尊属・妻・直系卑属・兄弟姉妹・直系尊属の兄弟姉妹とその妻子というように「尊属、直系、男性を上位におく男尊女卑の秩序」（ひろた・まさき「文明開化と女性解放論」『日本女性史』第四巻）が構想されていた。戸籍の記載例には「妾腹」と明記されていて、妾の入籍が前提とされていた。公布にいたらなかったものの司法卿江藤新平のもとでナポレオン法典を参考に起草された「民法第一人事篇」では第二五条に「妾ヲ納ルトキモ」婚姻と同じく届出をなすべきことを定めていた。

このように近代法制整備の第一段階にあっては前時代から行なわれていた蓄妾を法律上明記することにより、一夫多妻制を基本軸とする家族を公認したといえよう。同時に文明開化の風潮は女性にも一定の権利を法律上認めた。それは妻からの離婚申立てである。幕藩体制下では妻の方から婚姻解消を求めようとすれば、いわゆる縁切寺に駈込み、寺の権威のもとに事実として解消を認めさせる以外なかった。それに対し一八七三（明治六）年六月の太政官布告第一六二号は「婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添」という条件づきではあるが、妻が離婚を求めて出訴することを認め、法的救済の道を開いたのである。

最後に一八七二（明治五）年に出された娼妓解放令についてふれておこう。これは清国人二三〇人を奴隷として拉致しようとしていたペルーの汽船が横浜に入港したさい、逃亡した清国人の保護をめぐって国際的抗議がおこったマリア＝ルーズ号事件に端を発する。日本政府の管轄で行なわれた裁判の過程でペルー側から人身売買が日本でも行なわれているとして、遊女の年季証文をつきつけられた。日本政府は国際裁判であったことや外交交渉を考慮して、急遽人身売買禁止・年季奉公の制限を中身とする娼妓解放令を出したのである。だがこの太政官布達は人身売買のみを問題にしたものであって売春そのものは否定していなかった。したがって「本人真意」より出願すれば、鑑札を与え娼妓となることを認めることにした。「本人真意」を尊重するという手続きに文明開化の影響をみてとることもできようが、売春の持つ非人間性が問題とされるには時間が必要だった。

一八七一（明治四）年九月散髪廃刀の自由が認められるや、「ザン切り頭をたたいてみれば文明開化

の音がする」とうたわれたように、断髪は牛肉や洋服とともに文明開化の風俗として急速に取り入れられるようになった。女性も例外でなく断髪する者がふえたため、翌年五月、東京府は女性の断髪を禁じた。このエピソードは、文明開化政策の内実が男女を差別するものだったこと、それにもかかわらず女性の側に新たな光に応ずる動きがあり、次代への方向づけがなされたことを物語っているといえよう。

（大木　基子）

2　民権女性の叫び

男女同権論　一八七四（明治七）年一月、前参議板垣退助らが「民撰議院設立建白書」を元老院に出し、続いて『日新真事誌』に発表して世論に訴えた。これが自由民権運動の始まりである。この運動はそもそものきっかけが「民撰議院」の設立建白にあったことからもわかるように、具体的には国会開設・憲法制定さらには地租軽減・条約改正を求めて一〇余年間にわたって行なわれた全国民的規模の民主主義運動である。そしてまた運動の進展・深化にともない、天賦人権論を核とする自由民権思想も都市の著名な知識人だけでなく地方に住む無名の人々にも受けいれられるようになった。彼らは演説会や新聞をとおして、また学習結社をつくり学びつつ運動をすすめながら、これらの思想を自らのものにしていった。

すでに文明開化期に福沢諭吉をはじめとする明六社の人々は、天賦人権論から男女同等・夫婦同等

論を展開したり、蓄妾の風習を批判したりしていたが、婦人参政権については言及していなかった。だが自由民権運動の進展につれ、一八七八（明治十一）年スペンサーの Social Statics が尾崎行雄の抄訳で『権利提綱』として出版され、そこで「女子之権利」（一名男女同権論）が紹介された。翌年には Social Statics は全訳されて『社会平権論』として出版され、またJ・S・ミルの Subjection of Women の一部が深間内基訳で『男女同権論』として紹介された。これら婦人参政権を含む男女同権論は自由民権運動の当面の目的が国会開設、つまり参政権要求であったにもかかわらず、参政権は当初「維新の元勲」とか納税者に限定して、のちにいたっても男性一般という程度に拡げて考えられていたことに修正を迫る結果となった。事実、一八七九（明治十二）年の第二回地方官会議では女戸主の選挙権について論議され、その席上平山靖彦は婦人参政権を主張したし、高知県土佐郡上街・小高阪の両町村規則は男女平等に選挙権・被選挙権を認めた。さらに一八七九年、高知市唐人町に住む女戸主の楠瀬喜多は「納税ノ儀ニ付御指令願ノ事」という伺書を県庁に出した。彼女は立志社の演説会などを傍聴していたため「民権ばあさん」とよばれていたが、区会議員選挙のさい女性であることを理由に投票を拒否されたため、投票の権利がないなら納税の義務もないはずだと納税しなかったのである。これは女性の立場からする権利主張の一歩といえよう。

このように自由民権運動はしだいに男性のみの権利要求から、参政権を中心とする女性の権利をも含んだ自由と民権を求めるものとなる。それゆえ女性史からみれば自由民権運動には初期から高揚期にかけて中心となった国会開設・憲法制定などの国家に対する権利確立の運動としての面と、高揚期

をすぎてからの女性に権利主体としての自覚を促し、政治的自由としてのみならず生活レベルにおいても男女平等を実現しようとする面とがあった。

同胞姉妹に告ぐ　自由民権運動の高揚を背景に、女性の立場から積極的な発言を最初に行なったのは岸田俊子（一八六三〜一九〇一）である。彼女は立憲政党客員として演壇に立ち、岡山・熊本・徳島等行く先々で多くの女性に感銘を与えた。中でも国会開設請願署名運動がさかんに展開されていた岡山では女性自身から岸田俊子招聘が企画され、来岡を機に岡山県女子懇親会が結成された。俊子の演説内容は一八八三（明治十六）年十月、集会条例違反に問われた「函入娘」しかわかっていないが、これは女性の自由を求める芽を摘みとってしまうとして、従来の女子教育を批判したものである。俊子の主張を最も明快に語るものは一八八四（明治十七）年『自由の燈』に寄せた「同胞姉妹に告ぐ」であろう。これは女性による女性のための男女同権論であり、男尊女卑の根拠にされていた能力・腕力等について一つずつ論破していた。それは民権論を口にしていてさえ日常生活においては男尊女卑の行動をとって恥じぬ男性に対するプロテストでもあった。

29図　岸田俊子の日記
（1891年12月29日，岸田義一氏蔵）

俊子の影響を受けて自由民権運動にかかわった女性として景山英子（一八六七〜一九二七）や冨井於菟（一八六六〜八五）がいる。英子は俊子の「岡山県女子に告ぐ」という演説を聞いて以来、岡山女子懇親会に参加したり私塾経営をしていたが、民権運動をきらう県の圧力で塾閉鎖に追い込まれ、上京して新栄女学校に学びやがて大井憲太郎らの大阪事件に関与した。この間の経緯は彼女の自叙伝『妾の半生涯』に詳しい。他方冨井於菟は故郷竜野（兵庫県）で中学卒業後、「女学首唱者ノ一人タルノ名ヲ得ン」（「游学ヲ請フノ書」）という目的を持ち、家兄に「岸田氏コソ我ガ師」と願い、自ら進んで俊子の門に入った。のちに彼女は創立期の明治女学校教員となるが夭折した。

自由民権運動の影響を強く受けた女性として最後に山崎竹（一八六六〜一九〇八）をあげよう。竹は高知県佐川の出身で高知女子師範学校卒業後、小学校教員となった。民権家の織田信福と師範学校卒業前後に結婚してから、夫を通じて植木枝盛を知り、その思想を最も純粋に受けついだ一人である。竹が『土陽新聞』に寄せた「自治制施行ニ就テ感アリ」は、成立した天皇制国家体制を女性および自由民権運動の立場から鋭く批判したものだった。すなわち一八九九（明治三十二）年四月施行の「市制・町村制」が女性の参政権を認めなかったことについて、市町村構成員の半数を占める女性がその意思決定に参加できないというのは、自己規律性を否定することであり、その社会が不完全なことを露呈するものであると。

このように自由民権運動の全国的な展開の中で男女同権論が紹介され、女性の側からも女性自身、男性と同じく天賦人権を有するという自覚が生まれ、男尊女卑の風潮の中で女性自身に対して、また男性に対して国家に対して、主張されるようになったのである。

（大木　基子）

3　「家」と女性

近代国家の整備と男女差別の確立　一八八九（明治二十二）年二月の憲法発布、衆議院議員選挙法の公布、翌年五月の府県制・郡制の公布、七月の第一回衆議院議員選挙、十一月の第一議会開会と法的制度的整備が進み、日本は着々と近代国家への道を歩んでいた。しかし近代国家への脱皮は国民の大多数にとっては多額の経済的負担となった反面、「法律の留保」内でしか権利は認められず、しかもその法律制定に参加する道はほとんど認められなかった。第一回衆議院議員選挙のさいの有権者が国民のわずか一パーセントしかいなかったという事実は、このことを如実に物語っている。

ではこうした近代国家への脱皮は女性にとってどうであったか。日本が法的・制度的に整備されていく過程は、女性にとってはその権利や地位に厳しい制限が加えられていく過程でもあった。法律の留保内で臣民の権利を認めるというのが大日本帝国憲法（明治憲法）の原則であり、しかもその法律は女性とは無関係のところで制定されたから、女性の権利は女性であることを理由として認められなかったのである。衆議院議員選挙法でも市制・町村制でも女性の参政権を一律に否定し、集会及政社法（一八九〇〈明治二十三〉年公布）は女性すべてに政治活動を否定した。これらは自由民権運動の中で主張された男女同権論に対する国家による回答にほかならない。

このように新たに整備された法律や制度によって女性の権利が認められず逆に男女差別が確立されていったのは、政治的権利の側面だけでなく私生活を律する民法、特にその身分法において著しかった。一八九〇年十月に公布された民法（旧民法）は一八九三（明治二十六）年から施行されることになっていた。この民法は起草過程においてすでに身分法への近代市民法原則の適用に対して大幅な修正が加えられ、平等な権利義務関係として規定する財産法と、家父長的家族制度的色あいを持つ身分法から構成されていた。しかし天皇制国家体制の確立をめざす側から第一議会開会直前に教育勅語が渙発されたように、平等な権利義務関係が身分法に影響を及ぼすことを恐れて施行延期論が出され、第三議会で施行延期法が可決された。この旧民法をめぐってかわされた民法典論争での穂積八束の「民法出でて忠孝亡ぶ」という言葉は、延期派の意図を象徴的に表わしていた。彼らは天皇制国家の支配秩序のモデルを家父長的家族制度の貫徹に求めようとしていた。それゆえ旧民法の施行延期後改めて制定された明治民法（一八九八〈明治三十一〉年施行）の身分法は、「淳風美俗」の名のもとに家族関係における男尊女卑を規定したものとなった。同時にそれは戸主権・家督相続・男尊女卑を中心とする「家」制度を、民間で行なわれている慣行としてではなく、強制力を持った法規範として観念的に存在させたことを意味する。

明治民法における女性の地位　次に明治民法における女性の地位はどのように規定されていたのかをみておこう。まず「家」の統率者として戸主をおき、その戸主に家族の居所指定権や、婚姻や養子縁組の同意権を与え、戸主の居所指定に従わなかったり同意なしで婚姻等を行なう家族を離籍すること

ができた。戸主はふつう一家の家長たる夫または父親だったから、夫の乱暴に耐えかねた妻の家出は戸主権に反するものとされ、『十三夜』の主人公おせきのように泣く泣く婚家に戻らねばならなかった。また子の婚姻は当事者たる子の意思によってではなく――しばしば子の同意さえも得ないで――家長同士が「家」のために取り決めることになった。また妻は婚姻によって夫の家に入ることとされたから、女戸主を除けば婚姻によって夫の姓を名乗ることとなった。さらに夫は妻の財産を管理すると定められたから、女性は結婚によって無能力者と見なされ、妻は夫の同意なしに契約を結ぶことができないばかりか、知らぬ間に夫が契約して被害を受けた場合には、ひたすら甘受せねばならなかった。そればかりではない、重婚は夫・妻ともに禁じられていたけれども、妻の姦通はそれだけで離婚原因になったのに対し、夫の姦淫は姦淫罪によって有罪になってはじめて離婚原因とすることが認められ、家督相続の順序には同親等の場合男を先にするという規定から、女の嫡出子より男の庶子が優先されていた。このことは新律綱領のように妾を二親等の親族として公認こそしなかったものの、民法の規定が事実上妾の存在つまり一夫多妻制を認めていたことを示している。妻は戸主たる夫により財産を管理され、夫の死亡後は家督相続人たる長子が単独相続したから子供に扶養されねばならず、実子が女ばかりで男の庶子がいるような場合には事実上妻が路頭に迷うというケースもないわけではなかった。あるいはまた親権についてみれば、原則として父が親権者であり、母は父が親権を行使できない場合に限って親権者となることができた。その場合でも、子の財産管理や財産関係の法律行為の代理として行使するさいには親族会の同意が必要であった。それというのも母はふつう他家から入

った人間だからである。

　このように明治民法が規定する女性の地位をみてみると、幕藩体制下での武士の「家」ほど峻厳な実態のあるものではなく多分に観念的な「家」であったけれども、「家」を存続させることが最優先されたために、女性はときには他家から入ったものとして退けられ、ときには夫の家に入ったのだからと夫の尊属に仕えることが強要され、ときには「家」の一体性を守るとして自分の財産管理も子に対する親権も認められず、ときには妾の存在すら耐え忍ばねばならなかったのである。そして「家」の存続のためにすべてを犠牲にしえた女性が婦女の鑑として讃えられた。女性にとっては、結婚とは、ふつうそのような地位に置かれることを意味したから、平塚らいてうの「独立するに就て両親へ」は、このような「家」に対する女性の側からの挑戦状であった。

（大木　基子）

4　明治キリスト教と女性

『女学雑誌』の創刊　キリスト教が日本で解禁されたのは一八七三（明治六）年である。幕末の開国以来、横浜・神戸といった開港場を中心に宣教師が渡来し、キリストの福音とともに新しい西洋文明や伝統的な儒教道徳にかかわる新たな倫理観を伝えていた。また文明開化の風潮の中で男女平等の義務教育制ができたけれども、女性に対する中等以上の教育は男性の場合と異なり、ほとんどが民間の手によって担われていた。中でも宣教師たちの開いた女塾はやがてミッション・スクールとして今日ま

で続く女子教育の重要な一部をなしている。

　自由民権運動が政府の譲歩によって一定の成果をあげたものの相つぐ弾圧と懐柔によって急速に衰退に向かっていったとき、運動に参加した人をも含めて新たに人々の心をとらえたのがキリスト教であった。自由と民権とを求めつつも、天下国家を論ずるような発想や家庭や生活を犠牲にして奔走するという行動様式が自由民権運動にはつきまとっていた。そういう発想や行動様式にとらわれていた人々が運動の挫折に直面したときに一条の光となったのが、神の前での平等や愛を説くキリスト教であった。事実、本多庸一など少なからぬ民権家がクリスチャンとしての道を歩んでいった。

　社会一般の風潮がこのように動いていく中で、キリスト教精神に基づく婦人雑誌が登場する。一八八五（明治十八）年巌本善治らが創刊した『女学雑誌』がそれである。巌本が「女学」という聞きなれない言葉を用いたのは、女性が従来の男性中心の社会の中で無視され不当に抑圧されてきたという認識のもとに、その女性を一個の人間としての地位に立たせるのに必要なさまざまの分野で女性に関する学問研究をすることが必要だと考えていたからであった。したがって彼は単に女子教育にとどまらず女性をとりまくあらゆる問題について――廃娼問題、政治的権利の問題、一夫一婦制の確立などを幅広く取り上げたのである。そのさい彼が力をこめて主張したのは国家権力による承認で事足れりとする男女同権論ではなく、神の前での全人類同等という信念からする男女同等論であった。それは男女の本質的な差異を認め、現実の社会組織の中で果たす男女の職分の相違を認めたうえで男女間の同等を主張するものであった。したがって従来の女権論ではほとんど問題にされなかった家庭のあり

方を前面に出すことになった。巌本が理想的家庭として提示したのは、理想をともにし愛によって結ばれた男女が営む家庭であり、夫は妻子の前に君臨することなく、妻は屈従するのではなくて積極的に家庭運営の任にあたって夫を助け子の教育にあたるというクリスチャン・ホームであった。巌本の主張は、女性にひたすら忍従を強いる牢獄のごとき観を呈していた家庭に、かつてみられなかった新風を吹きこんだのである。

婦人矯風会の活動　『女学雑誌』の創刊に一年ほど遅れて、女性クリスチャンによって「東京婦人矯風会」が組織された。この会は、一八九三（明治二十六）年全国的規模を有するにいたって「日本基督教婦人矯風会」と改名されるが、この婦人会はキリスト教という信仰によって結びあわされた女性自身による自発的な組織であり、信仰を軸に当時の社会や政治と切り結ぶ姿勢を持っていた。この婦人会は、禁酒運動をすすめていた万国婦人矯風会の指導のもとに作られたものではあるけれども、女性自身による女性をめぐる問題解決のための組織としては画期的な存在だといってもよい。アメリカの婦人矯風会が過度の飲酒が家庭や社会に害を及ぼすとして禁酒運動を展開していたのに対し、日本で婦人矯風会が取り組んだのは、飲酒問題より根本的な女性をめぐるさまざまな問題であった。すなわち一八八八（明治二十一）年には刑法改正＝一夫一婦制確立および在外売淫婦取締を求めて元老院に建白を行ない、一八九〇（明治二十三）年には女性の政治活動を全面的に禁止する「集会及政社法」が公布されるやそれに反対する建白を行なうというように。けだし国家法による女性一般に対する規制が厳しくなり、抑圧状況が法制化されようとする動きをみてとったからである。婦人矯風会の活動はもちろんそれだけではなかった。精力的に長期にわたって課題としたのはいうまでもなく廃娼運動である。一八七二（明治五）年娼妓解放令が出されたにもかかわらず、「本人真意」による場合は営業できるとして鑑札を与えることにした公娼制の実態は、以前とまったく変わらないばかりか、社会の変動や経済不況の相つぐ中でむしろ娼妓は増える傾向にあった。婦人矯風会は人道面から、神の結び給うた夫婦というキリスト教倫理からこのような実態を放置しておくことはできないと考えたのである。そこで婦人矯風会のほか、キリスト教青年会や植木枝盛や島田三郎らも含んだ幅広い廃娼運動が展開され、その様子は『女学雑誌』に紹介されて、より広く世論に訴えることになった。

では『女学雑誌』で巌本善治の論ずるキリスト教的な「女学」にふれたり、あるいは婦人矯風会に結集した女性たちにとってキリスト教とはなんだったのだろうか。あえて結論的に言えば、男尊女卑のイデオロギーのもとで、夫婦の対等な関係や妻の人格が認められず、「家」の存続をたてに「子なきは去る」という教えや蓄妾・妻妾同居という結婚生活が女性にとって避けることのできない、ひたすら耐えるのみが唯一の生き方でしかないとされていた時代に、神の前での平等や一夫一婦制、対等な人格を説くキリスト教倫理は、女性にとっての救いにほ

30図　『女学雑誌』
（東京大学明治新聞雑誌文庫蔵）

かならなかったのである。徳富蘇峰や蘆花の母である久子や伯母にあたる横井小楠の妻つせ子の入信の経緯はそのことを物語っている。それは同時にキリスト教信仰が人間の原罪という点でとらえられずに、むしろ結婚をめぐるキリスト教倫理でとらえられたことをも意味していよう。（大木　基子）

5　良妻賢母主義の教育

高等女学校の教育　山川菊栄（一八九〇～一九八〇）は後年女学校時代をふりかえって、「賢母良妻というお念仏」をくり返し聞かされ、将来の希望を問われて「『私は賢母良妻になります』と答えた者があった」と述べている（『女二代の記』）。このエピソードが物語るように「良妻賢母主義」（「良妻」と「賢母」のどちらに重点を置くかで微妙な違いがあるけれども）は、高等女学校の中心的な教育目標であった。

女性に対する中等教育と「良妻賢母」という生き方の一つの選択肢にすぎないはずのものが結びあわされ、ことに女性に対してはそれ以外の生き方も教育もないかのように強要され、しかも「良妻賢母」の意味内容が国家によって決められていた。これが高等女学校の教育であり、「良妻賢母主義」教育といわれるゆえんである。

ここで高等女学校成立の経過にふれておこう。もともと女性に対する中等教育の必要は文明開化期にさかのぼる。明六社の啓蒙思想家の一人中村正直は、子女の教育に見識を持つ母親を養成する必要

を説き、「男女ノ教養ハ同等ナルベシ」（「善良ナル母ヲ造ル説」）と述べて、初等以上の教育の必要性をも示唆した。さらに自由民権運動の中から、男女平等を主張する岸田俊子らが登場してきたのを背景に、一八八七（明治二十）年時の文部卿森有礼は「国家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育に在り」（「一中国地方学事巡視に際しての説示」）と述べて女子教育を重視する必要を説いた。そのさい彼は「国家を思ふの精神をも養成すること」を付け加えるのを忘れなかった。つまり女性に対する中等教育の必要は、女性の側からの男女平等要求をおしとどめるという文脈で考えられていたのである。それだけではない。明治初頭以来女性に対する中等教育の多くがキリスト教主義の私学によって行なわれ、そこでは一夫一婦制をはじめとするキリスト教倫理が説かれ、ともすれば日本という国家のことはないがしろにされ勝ちであった。そのような傾向への対応としても考えられたのである。女性自身の側から中等教育の場を設けてほしいという要求が出る前に、国家の側が主導権を握ったのも、「人の良妻となり人の賢母となり一家を整理し子弟を薫陶するに足る気質才能」の養成をその目的としたのも、この文脈ぬきには考えられない。そして森のこの発言が高等女学校制度を方向づけるものとなる。

一八九一（明治二十四）年十二月、中学校令が改正され、高等女学校は「女子ニ須要ナル高等普通教育」を行なう中等教育機関という法的な裏づけを持つことになった。一八九三（明治二十六）年、文部大臣に就任した井上毅は、女性に対する中等教育の重要性を認識し、高等女学校の整備に尽力した。彼は「男女の生理的差異をもとに、その役割の違いと固有の性能を固定化して強調する」（永原和

子「良妻賢母主義教育における『家』と職業」）という理念に立ち、女学校教育の目的を「貞淑の徳」の涵養にあるとした。井上のこの構想は、一八九五（明治二十八）年の「高等女学校規程」の制定、九九（明治三十二）年の「高等女学校令」の公布、一九〇一（明治三十四）年の同施行規則の制定というように、国家法の中にほとんどそのまま体現され、高等女学校の理念および教育内容を決定したといってもよい。

「良妻賢母」の育成　高等女学校の教育目標や教育内容がどのように決められていたかをみるために、次に「高等女学校令施行規則」をみておきたい。けだし「女子ニ須要ナル高等普通教育」（「高等女学校令」第一条）の意味するところがわかるからである。それによれば、高等女学校の修業年限は原則として四年、学科は外国語が随意科目または置かなくともよく、授業時数をみると三年生で理科・数学が各二時間であるのに比して、家事二時間・裁縫四時間となっていて科学的知識や思考を養うよりは、家庭生活の中で具体的に必要とされ、またすぐに役立つ手わざに重点がおかれている。また、数学と同じ授業時数になっている修身は、教育勅語の趣旨に基づいて「中等以上ノ社会ニ於ケル女子ニ必要ナル品格」を具えさせることを目標としており、高等女学校が対象とする社会階層を明らかにするとともに、そのような社会階層の女性に「家族、社会及国家ニ対スル責務」を知らせ、女性としての社会的役割を認識させるというのである。

こうして国家法の裏付けをもって教育内容に一定の枠をはめられた高等女学校の理念を「良妻賢母」の育成に収斂したのは、文部大臣の訓示によってである。特に菊池大麓は「良妻賢母」の徹底につと

めた。彼はいう、「我邦ニ於テハ女子ノ職ト云フモノハ独立シテ事ヲ執ルノデハナイ、結婚シテ良妻賢母トナルト云フコトガ将来大多数ノ仕事デアル」。したがって女子教育は「此ノ任ニ適セシムル」事を目的とすべきだ、と（「全国高等女学校長会議における菊池文相の訓示」一九〇二年）。菊池によれば女性は必ず一六、七歳になれば結婚して「他ノ家庭ニ這入」るものであるから、女性にとって最後の教育機関になる高等女学校では「中等以上ノ家庭ヲ組立テル」のに必要なこと——特に女性の「性質」面——を考え、「総テノ時間ニ於テ此ノ女子ノ品性ヲ養成スル」ことを中心課題にすべきだというのである。女学校で良妻賢母の「お念仏」を聞かされたという山川菊栄の思い出は、例外状況ではなく、高等女学校における菊池文相の訓示の具体化であったのである。

こうして高等女学校における教育が理念においても実際の内容においても「良妻賢母」の育成にあるとされるようになった。ではその「良妻賢母主義」教育の持つ問題は何か、次に指摘しておこう。まず女性に対してなされる中等教育の目標が「良妻賢母」養成ということに限定されたこと、したがって女性の生き方としては人の妻となり母となることがすべてであり、妻や母にならない生き方は一般に異端者として扱われたこと、第三に人の

31図　高等女学校の授業風景
（1907年，東京府立第三高等女学校）

妻となり母となるには高等女学校程度で十分だとして専門的な上級学校への進学を阻み――男性における中学校に相当しながら高等女学校と名づけられたこと自体、それを物語る――自立を妨げたこと、第四に「良妻賢母」の意味するところは、国家にとってのそれであり、国家の政策を家庭という私的レベルで貫徹し実現していく担い手であるから、家族からみての良き妻・賢い母も「良妻賢母」と一致しなかった。

（大木　基子）

二　資本主義の成立と女性

1　官営工場の伝習工女

伝習工女に応募する女性たち　資本主義産業の発展は女性を賃労働者として生産の場にひき出していった。特に産業革命期の中心的産業である製糸・紡績業はその大部分を女性の労働によっていた。糸を紡ぎ機を織ることは古くからの女の仕事であり、幕末になると農家の副業としてひろく行なわれていた。しかし女たちが家を離れて遠隔地の工場に働くようになるにはさまざまの曲折があった。

最初に女性が機械制大工場に働くようになったのは官営模範工場の伝習工女としてであった。一八七〇（明治三）年、政府は群馬県の富岡に富岡製糸場を設立、フランス式製糸機械を導入し、フランス人技師を傭って製糸技術の指導者となる工女の養成を始めることをきめた。しかし洋式工場への不安から開業に必要な三〇〇人の工女は集まらなかった。そこで翌七一年五月各県ごとに一五歳から三〇歳の女性を一〇人ないし一五人ずつ、半ば強制的に割当ててつのることになった。

これに対して山口県では津田梅子ら留学生の勇気を例にひいて女性の応募を促した結果、のちの元

老井上馨の姪など三〇人の士族の娘がこれに応じた。熊本からはすでに地元の殖産興業で製糸業にたずさわっていた徳富音羽（久布白落実の母）や嘉悦孝子の叔母などが加わった（二人は見学のために富岡にいったという説もある）。製糸場長尾高惇忠は埼玉県から一三歳の長女をよび、入場させている。また兵庫県の旧出石藩の娘たちはござを負い竹の杖をもった巡礼のような姿で三〇日もかかって富岡入りをした。一方、旧松代藩士の娘横田英（のちの和田英）は「たとえ女たりとも天下の御為になるなら」という家族の声にはげまされ「先祖、父母の名を汚さぬ」決意で工女になったことをのちに『富岡日記』に記している。こうして三府二八県から集まった工女の中には家族の名誉や郷土の期待を担い、お国のためにという情熱にもえた士族の娘たちが少なくなかった。

しかし伝習工女の大半は農民の娘でしかもその年齢は二〇歳以下が過半数、特に一五・六・七歳が最も多く、中には一四歳以下という少女もあった。その意味では富岡の伝習工女はのちの製糸工女と共通の問題をかかえていた。

富岡製糸場　富岡製糸場は最新式の機械設備と動力に蒸気機関をそなえており、在来の座繰製糸にくらべて均質優良な生糸を産出することができた。しかし労働の基本工程は在来の製法と同じように工女の手先の熟練に依存していたため、工女にはきびしい修業訓練が要求された。また技術の優劣による等級づけや賞罰が少女たちの対抗意識をあおり、おのずから労働強化を招いたことも『富岡日記』は語っている。

午前七時から午後四時半の労働時間と昼休み一時間、一週一回休息日という工場生活は、日出から

日没までを労働時間とする農業労働や農村家内工業の慣習からみると、画期的なことでその面からも工女たちは近代的工場労働者としての規律を経験することになった。

さらに入場にあたって工女は、満五年間の出寮および他業への転業の禁止（これは必ずしも守られていない）、休業の日も一泊以上の旅行の禁止、父母の病気等による帰省には旅費やその間の月給を支給しないことなどを誓書で誓わされている。また寄宿舎では行儀作法のきまりをきびしくし、親族との面会も自由ではないなど、その拘束のきびしさには、伝習工女という特殊な存在としてよりは、むしろのちの製糸工女の原型をみることができる。

32図　富岡製糸場（宮内庁書陵部蔵）

しかし伝習工女の最大の役割は洋式技術の地方への伝達であった。このころ各地の製糸資本家は在来の座繰製糸から機械制工場への脱皮を試み、富岡やその他の模範工場を模倣し、これと在来技術を折衷してより簡便安価な〝器械〟を開発した。これは特に長野県諏訪地方を中心に発展した。さきの伝習工女はここに招かれその技術指導にあたった。このとき、富岡製糸所長の贈った「繰婦ハ兵隊ニ勝ル」ということばは彼女たちの決意をも示している。しかしその

工場設備は富岡とは天地ほどのへだたりがあり、原料も粗悪でその中で模範工場と同じ良質の生糸を生産しようと工女たちは苦闘した。機械の格差が大きいため、他の工場で再度伝習を受けさせているところもある。しかし兵庫県の士族の子女二五人のように帰国後県立製糸場の教婦・検査工女として大いに重きをなしたという例もあった。

こうして伝習工女は上からの近代化をいそぐ明治政府の政策と、弱小な資本で資本主義的工業へと成長しようとする民間企業のあいだにあって苦闘した女子労働者の先達であり、また維新の変革期における新しい女の生き方を開拓した人々であった。

（永原　和子）

2　女工哀史の開始

紡績業を支えた娘たち　『女工哀史』は一九二五（大正十四）年細井和喜蔵が紡績労働者の実態や意識をその内部にいるものの立場から明らかにした名著である。そこには日本の資本主義の中枢にあった紡績産業が若年の女性の低賃金と長時間労働、特に深夜業によって支えられ発展してきたことが克明に示されている。〝女工哀史〟ということばは、日本資本主義を支えた女子労働そのものを象徴することばとさえなった。

この若年労働・低賃金・深夜業は紡績業での資本主義的生産の本格的出発となった一八八二（明治十五）年の大阪紡績株式会社の創業のときから始まった。一万錘の大機械工場大阪紡績は、最新式の

紡機リングを導入して輸入棉花を原料として発足した。リングは当時紡績業の先進国イギリスで用いられていたミュールとくらべて、労働者の熟練や体力を必要としなかった。そこで日本の紡績業はもっぱら労賃の安い若年女子労働者を、その養成に費用をかける必要もなく雇入れ生産を行なうことができた。紡績女工はその過半数が二〇歳未満であった。これに対しイギリスでは男工が多く、女工も逆に六〇パーセント以上は二〇歳以上で多数の既婚者が含まれていた。

また輸入紡機が高価であったため機械を最も効率よく使うために、回転時間の無制限の延長、すなわち二四時間休みなくこれを動かすことが考えられた。こうして始まったのが昼夜二交替制の徹夜業であった。午後六時から午前六時の夜業、昼夜一週間交替の労働が成長期にある女子労働者の健康に与えた影響は大きかった。たとえば一週間の夜業による女工の体重の減少は、次の一週間の昼業の間に回復されることがない、すなわち女工たちは絶対的な体力の消耗におびやかされていたことを官庁の調査である『職工事情』が明らかにしている。

この苛酷な労働の結果、紡績工場では肺結核などの呼吸器病や胃腸病その他の病気の罹病と、それによる死亡がたえず、また解雇者が驚くほど多かった（前掲書）。こうした肉体磨滅の労働に対する労働者の抗議は退職と逃亡であった。このため紡績工場では勤続年限が非常に短く、一年間のうちに約半数、多いところでは七割が入れ替わり「烏合の衆を駆って間に合わせに操業」するありさまで、経営者は労働者の確保に腐心しなければならなかった。

特に明治二十年代、紡績業は急激に発展し、しかも紡績工場の多くが大阪・兵庫などの大都市に集

中していたために労働者の不足がはげしかった。それまでこれらの大都市の下層勤労者の娘や、周辺農村の娘たちが主であった紡績女工は、しだいに遠隔地から集められるようになった。ここに起こったのが募集人による募集と寄宿舎制度であった。

女子労働者が自由に労働市場にあらわれることの少なかったこの時期、これらの人々は会社の紹介人、募集人の手を経て集められた。紹介人は一人につき一円というように手数料を受け取り「甘言欺瞞」で勧誘し、時には会社間での労働者の争奪が起こった。また遠隔地からの女工を受けいれたのは「木造二階建ノ長屋」に「時には一組の蒲団に二人が同衾スル」（『職工事情』）非衛生的な寄宿舎であった。

低賃金と長時間労働　しかし紡績女工の労働条件の劣悪さを示す最大のものはその賃金であった。初期には女工の賃金は男工のほぼ二分の一に過ぎず、それはイギリスの労働者の二六分の一という低さで、植民地インドの労働者の賃金より低かった。

この紡績女工の賃金は農村の農業日雇労働者の賃金を基準に算出されたもので、女子労働者の低賃金を規定しているものは、この労働者たちを生み出した農村の生産関係にあったことを見落とすことはできない。

長時間労働と低賃金、拘束的な寄宿舎制度と紹介人による女工募集などは製糸労働者の場合もまったく同様であった。製糸業では徹夜業こそ行なわれなかったが、その労働時間は日出に始まり、最低一三時間、繁忙の季節には一七、八時間に及ぶのが一般的であった。労働時間の延長のために経営者が

時計の針を後戻りさせるということさえ行なわれた。

また製糸業は、すでに富岡製糸場の創業の時代にもみたように、女工の手先の熟練による製品の優劣の差が大きかったため、賃金はその技術によって細かく等級づける等級賃金制がとられた。これはその算定の方法がきわめて複雑であるばかりでなく、一日の賃金の総額はほぼ一定していたので、経営者の損失は少なく、逆に女工の競争心をあおって生産にかりたてることが可能であった。

製糸女工をその苦境からのがれ難くしていたものは、その雇用契約と前借金であった。製糸女工の募集にも紡績の場合と同じように募集人が介在し、女工の父兄との間に雇用契約をかわし多くの場合前借金が渡された。その契約書には、家則（会社の規則）を遵守し期間中は決して他の製糸家に就業せず、約定違反の節は損害金を弁償することなど、女工側の義務だけが定められたきわめて前近代的なものであった。

こうして身売り同然に娘を製糸工場に送ったのは、地主制のつよい地域や他に副業もなく生産力の低い農村の零細な小作農・自小作農であり、前借金や賃金が、高い小作料の支払いにあてられたことも近年の研究によって明らかにされている。これは地主・小作関係の存在が、製糸女工の前近代的な雇用関係や長時間の過酷な労働の存在を許したことを端的に語っている。

そのうえ、家計補助のために義務教育も終わらないうちから工場生活を過ごした娘たちは、たとえ契約を果たして無事帰郷したとしても「裁縫炊事等凡て家婦たるに必要なる智識（ママ）を欠く」ため、「摺枯（スレカ）らし」として人に嫌われて結婚にも支障をきたすことがあった（前掲『職工事情』）。工場労働は働く

女性の人間性までも損ない、いやしがたい傷を負わせたのである。
紡績・製糸業はこうした女子労働者の犠牲のうえに急成長をとげ、紡績では明治三十年代には国内の綿糸需要を満たしたうえ、さらに中国市場に進出を始めた。製糸業でも日清戦争後には器械製糸が在来の座繰生糸をしのぎ、日露戦後にはその輸出が世界一位を占めるにいたった。（永原　和子）

3　社会問題に取り組む女性たち

貧しい子らとともに　資本主義の進展は都市の民衆生活や農民の暮しにさまざまな歪みをもたらし、それは明治三十年代になると〝社会問題〟として噴出するようになった。
その一つは都市の貧困の問題であった。東京・大阪などの大都市の片隅には職人・日傭稼ぎの労働者や車夫、それに農村から流れこんだ人々などが集まった貧民街が形づくられていった。この貧民階級の生活をつぶさに調査した横山源之助の『日本之下層社会』は次のように書いている。貧民の家庭は六畳か四畳一間の狭い家に夫婦子供同居者を加えて五、六人が住み、中にはそこに二、三家族を含むものさえある。一家夫婦といっても正式の届出をしたものはきわめて少なく、私生子・無籍の子供が多い。しかもこれらの家庭では母親もほとんどが巻たばこ・髪結・仕立物などの内職に追われ、子供の養育をかえりみる暇もない。生活苦のために父親は酒におぼれ夫婦喧嘩もたえず、まさに〝一幅の修羅場なり〟と。そして貧民はその生活に欠陥があるとともに「智識思想」の点でそれ以上の欠陥が

あると貧民教育の必要を指摘している。
このような下層社会の生活に目をむけ、その子供たちの教育に生涯を捧げた人に野口幽香（一八六六～一九五〇）があった。東京女高師（現、お茶の水女子大学）を卒業し、華族女学校（現、学習院）幼稚園の教師であった幽香はその通勤の往復にみる東京の三大貧窟の一つといわれた四谷鮫河橋の貧民街の子供の姿に心を痛め、その近くに二葉幼稚園を設立した。幽香を助けたのは同僚でアメリカに留学してスラム街の幼児教育を学んだ森島（のちの斉藤）みねであった。
キリスト教を信ずる幽香は幼い子には宗教教育が必要であり、また「良い境遇を与え教育を施し良き国民とするのは同胞の義務」といって、ひろく上流夫人や教育家・慈善運動家に援助を訴えて貧民子女教育の事業にうちこんだ。
家庭教育もまったくなく、自分の姓名すら正確に知らない子供たちに幽香は、言葉づかいから衣食の基本的しつけを教え、やがてその父母たちをも家庭生活の改善や家庭教育の必要に目ざめさせていった。のちに二葉幼稚園は早朝から深夜まで、また乳児の保育まで引き受ける保育園にとその性格をかえ、その名も二葉保育園と改めた。一九〇七（明治四十）年には幽香のすぐれた後継者徳永恕（一八八七～一九七三）が加わり、二葉保育園は大正・昭和を通じて貧しい勤労者の母と子の生活と教育を守る火をかかげ続けた。
矯風会の鉱毒地救済運動　同じく明治三十年代、関東の一府五県をまきこんで最大の社会問題となったのは足尾鉱毒事件であった。一八七九（明治十二）年、政商古河市兵衛によって始められた足尾

銅山の採掘製銅による鉱毒で渡良瀬川が汚染、沿岸の漁家は魚をとることができなくなった。また山林の濫伐による洪水で汚染した川水が流域の広範な地域の農作物を壊滅させた。これを最初に告発したのは第二議会での栃木県選出議員田中正造の質問演説であった。しかし政府はこれを民事事件として古河と住民との間で解決することを主張しつづけた。一八九七（明治三十）年には、ついに農民数千が東京に陳情に繰り出し、憲兵・巡査と衝突して凶徒嘯集罪で捕えられるところまでさわぎは発展した。一九〇二（明治三十五）年には農民女性だけの陳情団が組織され、数度にわたって上京し、大臣や貴族院議長等にその窮状を訴えた。婦人たちの多くは五〇歳以上、中には七〇歳をこえる老人もあった。

こうした運動の高まりの中で、一九〇一（明治三十四）年十一月には婦人矯風会の矢島楫子・潮田千勢子らが毎日新聞の婦人記者松本英子をともなって問題の中心である栃木県谷中村一帯の視察に乗り出した。被害地の惨状に驚いた一行は帰京後、ただちに鉱毒地救済婦人会を結成、その発起人には矢島・潮田・松本のほか山脇房子・三輪田真佐子・島田信子・木下静子・木脇その子が名をつらねている。

婦人会は東京市内各地で演説会を開き、これには木下尚江・巌本善治・安部磯雄・内村鑑三らが協力した。とくに神田青年会館での集会は、参加者千有余名という盛況であった。救済婦人会は演説会場で集まった募金で食料品などを用意し、被害地の救援を精力的にくり返した。

また松本英子はその視察調査報告を『鉱毒地の惨状』として出版した。そこでは、かつての肥田沃

野が茫々たる葦原と化し、農民は土地をすてて行方しれずになったり、一家離散して老人のみが残され、農家は半減してしまったこと、農民の婦人に流産・死産が多く、生まれた子供に一歳未満で死亡する率の高いことなどが明らかにされている。女性の目でとらえ、耳で聞いた鉱毒の惨状と農民の怒りの声は資本主義の企業が民衆の生活や生命までを破壊することへのはげしい抗議の声であった。鉱毒救済婦人会の活動はこうした農民の怒りに都市の女性たちが連帯してたち上がった運動であった。

自由廃業をたすける　廃娼運動も明治三十年代には新しい展開をみせた。一九〇〇（明治三十三）年、北海道函館の一娼妓の自由廃業の訴えに対し大審院は娼妓と楼主の契約は無効であり前借金の有無にかかわらず廃業できるという判決を下した。十月には内務省は娼妓取締規則を公布してこれを法的に裏付けした。これ以後娼妓の自由廃業は全国的に広まり、翌一九〇一（明治三十四）年までに一万二〇〇〇人余りが廃業をした。このことは、明治初年以来叫ばれ続けながら実現しない公娼制度の撤廃に対して、女性自らの手でこれを切りくずす道をひらいたものであった。

この女性たちをたすけはげましたのは米人宣教師モルフィや救世軍の山室軍平であった。山室は一九〇〇（明治三十三）年八月、「女郎衆に寄る文」を発表して自由廃業を勧告するとともに、東京京橋に婦人救済所をつくって廃業した女性の救済、更生活動を始めた。山室をたすけたのはその妻機恵子（一八七四～一九一六）であった。機恵子は岩手県花巻の出身で、明治女学校で巌本善治の薫陶をうけ、社会事業に関心を抱き、卒業後は矯風会書記として矢島・潮田を助けてきた女性である。

山室夫妻は遊廓楼主のはげしい反対で身体の危険に遭遇しながらも運動を続け、廃業後の女性に規

33図　救世軍婦人救済所の作業風景

則正しい生活と、仕立物・洗濯仕事などでの自立の道を拓き、再度の転落を防ぐことにつとめた。ここに助けを求めた娼妓・酌婦は数百人にのぼった。また救世軍は一九〇五（明治三十八）年の東北冷害のさいには東北凶作地子女救護運動を始め、岩手・宮城・福島県の窮民女性の就職の世話や女中寄宿舎をつくることなど、貧しい女性を転落から救うことに奔走した。

このように矯風会の女性をはじめ野口幽香、山室機恵子らはいずれもキリスト教的人道主義から社会の底辺の女性や子供、農民に救いの手をさしのべた人々である。それは平民社に結集した社会主義者の女性やのちに『世界婦人』を創刊した福田英子のように、制度としての資本主義の害悪を告発する鋭い視点はもたなかったが、女性が社会問題の解決にむけて身を挺してたたかった貴い実践であった。

（永原　和子）

4　日露戦争と女性の役割

愛国婦人会の活動と社会主義者からの批判　女性が国家や社会とより深いかかわりをもつようになったのは日露戦争であった。一九〇四（明治三十七）年、戦争が始まると新聞はこぞって女性の協力をよびかけた。これまで戦争に対し中立的な主張を続けてきた『婦女新聞』なども「指輪と簪とをだせ」という社説を掲げて家庭婦人がすすんで金品の献納に協力するよう訴えている。

こうした声に呼応して全国で婦人団体や女学生の恤兵活動が展開された。すでに明治三十年代には全国で、地域婦人会や宗教婦人会の結成がすすんでいた。これらは地方の上流、中流の婦人を組織して平素は婦徳の修養などをめざしていたが、戦時になるとただちに軍事援護活動に動員された。足尾鉱毒救済に活躍した婦人矯風会もその一方では軍人家族の救援や傷兵慰問に奔走した。

軍事援護活動の中心となったのは愛国婦人会であった。日露戦争を予想して一九〇一（明治三十四）年につくられた愛国婦人会は、これまでの婦人会とちがって軍事援護を第一の目的とし内務省・陸軍省の後援する半官的な全国組織であった。

開戦と同時に出征兵士の送迎や傷病兵慰問、遺族援護活動を精力的に展開したこの会は開戦からわずか一ヵ月後には二万五〇〇〇人の会員が増え、日露戦争の期間にそれまでの四万五〇〇〇人から四六万三〇〇〇人という飛躍的増加をとげ最大の婦人団体となった。

また女学校でも生徒の軍人袋（のちの慰問袋）作成がきそって行なわれて戦争への関心はたかまった。また従軍看護婦を志願する若い女性もあとを絶たなかった。日露戦争にさいして日本赤十字社は婦長三〇〇名、看護婦一八六六名を戦地に派遣した（亀山美知子『近代日本看護史II　戦争と看護』）。

こうした女性の戦争協力に批判をなげかけたのは、開戦前から非戦を叫びつづけた社会主義者であ

った。『週刊平民新聞』は愛国婦人会が軍人遺族や廃兵の救護に積極的に活動することに対して「吾人甚だ之を壮とす。しかれどもこの壮なる貴婦人達は何故に更に一歩を進めて遺族や廃兵を作らざることに勉めざるや」といって、女性が戦争の本質を知って、これに反対するようよびかけた。

また女性が日ごろ政治に無関心で、かつ政談演説をきくことすら禁じられているのに戦争には協力させられることの矛盾を指摘して、「婦人は戦時にても平時にても真に国家に尽さんと欲せば先づ国家の何物たるを知れ、政治の何物たるを知れ、そして知るのみでなく進んで之に干（ママ）与せよ」と主張した（『婦人と政治』『週刊平民新聞』一九〇四〈明治三十七〉年五月二十二日）。

34図　慰問袋を作る婦人たち

この主張にこたえるように、社会主義者の女性たちは国民が戦争にわく中で、一九〇四年一月から毎月「社会主義婦人講演会」をひらいて婦人問題の啓蒙宣伝に力を注いだ。また一九〇五（明治三十八）年には今井歌子・堺ため子・川村春子らが、女性を政治活動から排除している治安警察法第五条改正の請願を衆議院に提出した。これには四五九名の女性が名をつらねている。この請願運動は一九〇七（明治四十）年には福田英子も加わってふたたび提出されたが衆議院で可決、貴族院では審議未了で終わり、その後、市民婦人運動の人々にひきつがれていった。

社会主義婦人講演会も治安警察法五条改正要求も直接戦争反対の運動ではなかったが、無権利のまま戦争協力にくみこまれることを否定して、真に男女平等の社会参加、政治的権利の実現によって平和な社会を築こうという運動であった。

戦後経営における女の役割　日露戦争は、一五億円という平時の国家予算の数年分にあたる国費を使い、陸軍だけでも動員兵力一〇〇万、戦死・戦病死者は一〇万余にのぼり国民の蒙った犠牲は大きかった。特に問題となったのは出征兵士の家族の困窮で「病母と幼子をかかえた妻が洗濯仕事で口を糊す」とか「働き手を失った老父母が途方にくれている」といった事例が、開戦の初期から新聞に報道され、その意味で婦人団体の救護活動の必要性も大きかった。しかし国家の責任を女性たちの慈善活動に肩代りさせたとしてもそれは根本的解決にはつながらなかった。

〝出征軍人の妻に職業を〟とか〝戦時における婦人の自活の必要〟とかが叫ばれて、いざという時には食べて行けるよう手に職をということから女子職業学校や女医学校への入学希望者が急増し、女の生き方を見直す気運が芽ばえたのも戦争中の体験によるものであった。

国民生活を犠牲にしてかろうじて戦争に勝利を占めることができた日本は帝国主義列強の仲間入りを果たし、さらに一九一〇（明治四十三）年には朝鮮を併合して〝アジアの指導者〟としての地位を築いた。一等国の国民、一等国の婦人らしく、アジアの婦人の指導者としてということが女性にももとめられるようになった（『婦女新聞』）。一九〇八（明治四十一）年には戊申詔書が出されて、日露戦

後の財政窮乏や社会不安を克服し国力の増強をはかるために、国民の一層の勤倹節約や風俗改良がもとめられた。これをうけてさきにみたように戦争中から活発なうごきを示していた地方の婦人会はこんどは勤倹貯蓄や生活改善、婦徳の修養をかかげてその組織の強化をめざしていった。

農村では処女会、乙女会などの名称で未婚女性を組織し、また小学校単位の補習学校で料理・裁縫・農家副業を教え、相互の意志の疎通、村内の親睦をはかることが試みられていった。また東京のような大都市では庶民女性を対象にした通俗講演会などがさかんに行なわれた。そこには下田歌子・安井哲子など女子教育家が動員されて、一等国の女性の覚悟や国際情勢への理解、家庭生活の合理化や家庭教育の知識などを説いた。

女性の国民的自覚と家庭での役割を強調する動きは学校教育の中にもみられた。一九〇七（明治四十）年には義務教育が六年に延長され、また女子の就学率もこのころには九七パーセントに上昇し、女学校教育への要求も高まった。しかしその一方で一九〇八（明治四十一）年からの第二期国定教科書はそれまでの教科書にくらべて修身・国語などにおいてよりつよく国家観念の涵養をめざし、「男のつとめ、女のつとめ」と男女の役割分担をくり返し教えるようになった。

女性の女学校進学の意欲のたかまりに対しては、女子が学問をし男子と同じように社会に立とうとすることの誤り、女子の本分は家庭にあることが説かれた（一九〇六〈明治三十九〉年五月牧野伸顕文相訓示）。また一九〇八（明治四十一）年には小松原英太郎文相が「家族制度を以て成れる我が国」において女子教育はわが国情に適したものでなければならないと語って、地方の女性には「実業の趣

味を涵養し家業を重んじ勤労を厭わざる美風」を養うために裁縫教育を主体とした実科女学校教育をもって応えることとした。

こうして日露戦後社会の女性の生き方を家族制度への順応と家庭の中での役割＝天職の自覚にもとめようとする国家の姿勢をめぐって、やがて賛否両面からの声があがった。それは一九一〇（明治四十三）年の河田嗣郎『婦人問題』、上杉慎吉『婦人問題』、安部磯雄『婦人の理想』、下田歌子『婦人常識の養成』、翌一九一一（明治四十四）年の雑誌『世界婦人』の発刊などであり、何よりも大きな反響をよんだのは『青鞜』の誕生であった。

（永原　和子）

三　女性解放の思想と運動

1　「新しい女」から「婦人問題」へ

『青鞜』に集う女たち　一九一一（明治四十四）年九月、女流文学者の輩出を目的とする、女たちのみの手になる『青鞜』が発刊された。表紙絵は長い髪をたらして、すっきりと立つギリシャ的な若い女性の横むきの姿、後、高村光太郎と結婚する長沼智恵子の筆。発起人は平塚らいてう（明）、保持研子、物集和子ら五人。賛助員に長谷川時雨や与謝野晶子、社員に岩野清子、野上弥生子ら、当時最も文化的な女性たちを一堂に集めての、女たちの船出だった。後に尾竹紅吉（富本一枝）、神近市子、伊藤野枝らが加わった。

　らいてうは発刊の辞によせて、「元始女性は実に太陽であった。真正の人であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のような蒼白い顔の月である」とくり返し訴え、ひたすら精神集中によって、隠された太陽をとり戻し、ゆるぎなき自己を確立しよう、女性よ進め、進めと力強くよびかけた。高級官吏の父をもち、比較的自由な家庭の中で社会的関心を抱かず、もっぱらニーチ

35図　『青鞜』創刊号(右)とその同人たち(左)

左から，木内錠子，田辺操，平塚らいてう，物集和子，遠藤初，清瀬，和田光子，小林歌津，磯部。1912年ころ。

ェなどの哲学書や禅をとおして神との合一＝自我の確立を求めたらいてうらしいよびかけであった。

　与謝野晶子は「そぞろごと」という詩をよせ、失意の夫鉄幹との生活のきしみ、大勢の子を養うために雑文書きに追われる自らを「芥に流れて寄れる月見草なれ」と、うたいながらも「山の動く日来る……一人称にてのみ物書かばや、われは女ぞ……」と自らを励まし後輩の女性たちに期待をよせた。女性のみに貞淑を義務づける道徳に挑戦する田村とし子や荒木郁らの短篇、恋愛への憧れをよんだ短歌も掲載された『青鞜』第一号は、若い女性だけではなく、既婚の女性たちからも歓迎された。

　日清・日露戦後の資本主義の発達と天皇制国家の力の浸透は、さまざまな影響を人々の生活にもたらしていた。一九一〇（明治四十三）年には個性の自由な発展をめざす『白樺』が創刊され、翌年にはイプセンの「人形の家」が上演されて、好評を博した。社会主義者の一掃を狙った大逆事件に衝撃をうけた石川啄木は、明日をみつめよ、と青年に

よびかけようとした。一九一二（明治四十五）年の元旦は東京市電のストライキで始まり、この年には、職業をとわず全国に支部をもつ労働組合「友愛会」が結成された。結成当時、女子は準会員であったが、職場ごとに懇話会が生まれていった。休日ごとに教会へ通う女工さんたちもいた。石原修は『衛生学上より見たる女工の現況』を著わし、深夜業に従事する女工の実態を訴えた。

高等女学校や専門学校が急増し、「家庭」むけ雑誌が数多く発刊され、合理的な育児法が啓蒙され始めた一方、女性の職域もひろがり、日露戦後の増税その他による生活難から、就職する女学校卒業生や地方から上京して職を求める若い女性が増えた。また良妻賢母の教育に反対してストライキをする師範学校生やトルストイらの人道主義や社会主義にひかれる若い女性もいた。結婚紹介所も繁盛していた。

自我の主張から婦人問題へ　こうして、従来の婦徳を強調する良妻賢母の女の生き方を疑い、身じろぎを始めた全国津々浦々の女性たちにかわって新しい女の自己主張をしたのが、『青鞜』であった。そのため、女性のみでなく社会一般の反響も大きかった。一九一三（大正二）年には、当時の進歩的な総合誌『太陽』や『中央公論』、クリスチャンの『六合雑誌』などが婦人問題特集号を組む一方、『青鞜』もこの年の一、二月号を婦人問題の特集にあて、また第一回の講演会を開いた。これは、さきにもみたような日露戦後の時代の変化に直面して、地方改良運動などを通して国家の再編強化を図ろうとする政府の、『青鞜』に対する相つぐ発禁処分や新しい女たちへの、津田梅子ら女子教育家、庶民の女たちを含めた世間の嘲笑、圧迫に対して、「家」制度への正面きった挑戦を宣言するものであった。

特集号で、二児の母である加藤緑は、新しい女は深刻な時代の煩悶をかかえており、最近の生活難のため女性も職業による自活が必要であると主張し、宮崎文子は女性の社会的進出によって、戦争の廃止と軍備縮小が可能であると説いた。岩野清子は女性は出産機能があるからといって思想上の自由を差別されてはならないと論じ、寄稿を求められた福田英子は婦人の解放は徹底した共産制のもとで可能であるといいきった。この年、相つぐ発禁処分に対し、青鞜社は社則を改正し、真面目に婦人問題を考える女性のみを社員とした。

『青鞜』発刊当時と異なり、「家」制度そのものへ積極的に挑戦し始めたらいてうは、五歳年下の画学生奥村博との結婚にさいしても、婚姻届けを出さなかった。恋愛と結婚、出産の体験を重ね、またエレン・ケイの影響をうけるようになったらいてうは、「家」制度やそれを強いる社会は、女性の、性としての生活を重んじておらず、責任をもって妊娠、出産し育児をすることと、個の生活を確立することの間には、はてしがない矛盾が拡がっていると考えるようになった。『青鞜』誌上でも、一九一四（大正三）年ごろから、貞操や堕胎の問題、さらに公娼制に関する論議が、西崎花世、安田皐月、伊藤野枝、青山（山川）菊栄らの間でくり広げられた。「家」制度への批判、自由恋愛の主張は、自らの性の問題へと深められた。このころから社会的にも避妊の問題や、女性のみならず男性の貞操が公娼制の廃止ともからんで論じられるようになった。

出産と育児、夫の病気が重なったらいてうにかわって、伊藤野枝が一九一五（大正四）年から『青鞜』の編集を担当したが、翌年二月から無期休刊となった。

『青鞜』が活動したのは、一九一一（明治四十四）年から一六（大正五）年まで、六年間の短い期間であった。しかしこの期間は、次節にみる職業生活も加わって、女たちの生活が大きく変わろうとしている時代であった。「家」制度のもとに、女性の生活を無視することはもはや不可能であった。一九一五年大審院は、はじめて離婚された内縁の妻への損害賠償を認める判決を下した。

『青鞜』に集まった女たちの主張や行動は新しい女としての自覚によって現実の女性の解放にどのようにきりこむのか、抽象的な点もあった。しかし、この期の女性たちのさまざまな動きは、個人主義と議会制度の確立の要求から始まった初期の大正デモクラシーの運動の厚味を生身の論理でましたのであった。

（早川　紀代）

2　女性の職業進出と働く権利

広がる女性の職域　日露戦後の資本主義の発展によって、明治末に女性の職域は著しく拡大した。女工や小学校教員、女医、産婆、速記者、看護婦、電話交換手、婦人記者など、従来の職種に加えて、歯科医、銀行・保険会社などの事務員、鉄道・郵便局の雇員、デパートの店員、薬剤師、写真師、タイピスト、音楽教師、ウェイトレスなどが、登場した。

他方で、日露戦争で夫をなくした妻の、困窮化した暮しや、増税、物価上昇による生活難から、中流階級出身の若い女性たちも手に職をつけ、就職しなければならなくなった。また女性自身の高等教育機関への進学熱、家からの解放、自立への願望により、「女子職業熱の勃興」（『東洋時論』一九一〇年六月号）と評されるほど、女性の就業が増えた。第一次大戦後には、教員、事務員、タイピスト、記者、看護婦、交換手などの職種についている女性は、「職業婦人」とよばれるようになった。

時代がとぶが、一九二四（大正十三）年の東京市職業紹介所「公報」（二七号）によれば、職業（労働）婦人八六万五〇〇〇人、うち産婆、看護婦、薬剤師九万七〇〇〇人、小学校その他女教師六万一五〇〇人、官庁雇用者四万三八〇〇人、事務員・店員・タイピスト・交換手九万二六〇〇人、新聞記者・雑誌記者・音楽家など四万三二〇〇人であり、女医も一九一四（大正三）年、三〇六人から、二四（大正十三）年には一〇三二人（『女医会雑誌』一九三六年六月号）に急増している。一九二〇（大正九）年には全国タイピスト組合、翌年には婦人事務員協会が設立された。

このような女性の職業への進出が始まった大正初期には、家における良妻賢母としての女性の生活と職業生活の関係をめぐって、さまざまな議論が起こった。経済的自立によって女性は男性の付属物としての地位から脱することができる、職業生活は社会訓練の場、人格陶冶の場であり、家庭生活との両立は時間の有効利用によって可能である、老後に備えて共稼ぎをせよという『東洋時論』、高野重三（たかのじゅうぞう）、安部磯雄（あべいそお）らの賛成論に対し、女性の職業は内

36図　大正期の職業婦人（新聞記者）

職にとどめておくべきで、良妻賢母としての生活を完全に行なえという鳩山春子や下田歌子らの反対論があった。

職業と家庭の両立を　繊維や煙草などの製造業を除いて、対男性の比率が高い職業は、教員であった。この期における小学校の女教員の増加も著しく、一九一八（大正七）年には五万人をこえ、全体の三〇・九パーセントを占めるにいたっている。しかし、このうち準教員、代用教員が二万人近くに達し、医学界やマス・コミ界でも女性が補助として扱われる傾向が強かった。賃金も男性の六〇〜八〇パーセントであった。女性蔑視の労働条件にもかかわらず、女教師は仕事熱心であり、在職年数も長く、東京市の一九二一（大正十）年の女工調査によれば、既婚女性が四七パーセントを占めている（全体では三四・六パーセント）。

したがって女教師が最初に直面する課題は、結婚か職業かの選択であった。愛知県で訓導をしていた二三歳の市川房枝は『六合雑誌』に、今は仕事中心であるが、できれば結婚も仕事もしたい、今のままでは甚しき寂寞の感に襲われる、と訴えている（一九一六〈大正五〉年四月号）。次の課題は妊娠・育児との両立であった。母性保護の規定もなく、出産直前まで働かねばならず、産後の休養も十分とれないまま、家族に子の世話を頼んだり、学校の用務員室にねかせて授業をしなければならなかった。こうした状況は女教師のみでなく子持ちの婦人労働者にも共通していた。

一九一七（大正六）年に開かれた帝国教育会主催の第一回全国小学校女教員大会では、直前に各地で開かれた女教員会の要望を反映して、議題に有夫女教員のために特に勤務時間を軽減することや産

前産後の休暇があがっていた。産休は一九〇八（明治四十一）年に長野県で有給二ヵ月が規定されていたが、二〇（大正九）年の第二回大会で「産前産後八週間、全額給与支給」が決議され、ついに文部省は二二（大正十一）年「産前二週間、産後六週間の休養」をみとめる訓令をだした。翌年には工場法改正（施行一九一六年）で産休九週間、一日二回三〇分の哺乳時間が承認された。が、二四（大正十三）年の全国女教員の産休調査によれば、産前休養二週間以内が全体の六六パーセント、休養なしが二四パーセントを占めている状態であった。

母性保護の要求とならんで、第二〜四回大会では校長・視学などへの昇任、第七回大会では男女平等賃金の要望が議論され、女教師自らが十分な教材研究による質の向上を自覚するとともに、平等待遇を求める奮闘が始まった。しかし力量をつけ始めた女教師に対し、市町村の行政下の婦人会や処女会の指導が期待され、その立場は複雑になった。

友愛会婦人部の誕生　一九一三（大正二）年、肺病で帰郷するのは困るからという農業を営む父母の反対をおして、募集人に連れられ、東京吾嬬の東京モスリン工場に就職した一二歳の山内みなは、翌年工場のストライキを経験した。この争議の中で労働者の権利を守る友愛会の存在を知ったみなは、会員を増やし一九一六（大正五）年には職場で婦人部の茶話会をもった。この年は友愛会が女子を正会員と認めて婦人部を設立し、機関誌『友愛婦人』を発行し、労働組合ではじめて婦人部の活動が始まった年だった。婦人部員は年末に一六五六名を数えた。

一九一八（大正七）年に富山県の漁村のおかみさんたちから始まった米騒動は、全国で一〇〇万人

をこす人々が参加した。この民衆の「生きんがため」の行動は、労働運動にも影響を及ぼした。一九一九（大正八）年の七回大会で友愛会は、大日本労働総同盟友愛会と名称をかえ、八時間労働制をはじめ、男女平等賃金、夜業禁止、婦人労働監督官設置など、婦人に関する項目を含めた要求を掲げるとともに、会長独裁から理事による運営に改めるなど、階級的組合へと脱皮した。この理事の中に富士紡で働く子持ちの野村つちの、京モスの山内みなの二人が選ばれた。友愛会は一九二一年に大日本労働総同盟と改称した。

この年婦人部は、ILO第一回大会への婦人労働者の派遣をめぐって、婦人労働者大会を開き、翌年は婦人部の中心的支部である富士紡押上工場で、労働組合の公認を求めてたたかった。この争議は組合側の敗北に終わり、中心的活動家を解雇された婦人部は一時壊滅状態になったが、この期に培われた働く婦人の自覚は、この後無産婦人のさまざまな権利要求へと発展していった。（早川　紀代）

3　女性解放と母性

母性保護論争　ヨーロッパ旅行から帰国して、日本人の生活をあらゆる面から改造しなければ、自我が満足しないと、市民自治社会の立場から積極的な評論活動を展開し始めた与謝野晶子、育児と執筆活動が両立しにくいことに悩み、恋愛結婚による子の出産は普遍的種族の生命を発展させるのであるから母の仕事は種族や国家の義務であるというエレン・ケイの母性思想に共鳴、母性の社会的権利

を求め始めた平塚らいてう、婦人の解放は男性と同じく外力の強制と経済的不安を除去することという社会主義的視点をうちだした山川菊栄、恋愛・結婚における個人主義を確立し、人類の発展のための方法を大正デモクラシーの運動を背景に模索していたこの三人の間に、山田わかも加わって、本格的な論戦の火花が一九一八（大正七）年から翌年にかけて散った。

与謝野晶子がケイやらいてうの、妊娠・分娩期の女性に国家が保護を与えるべきだという考えは依頼主義であり、まず経済的独立が必要と批判したことから始まったこの論争は、『婦人公論』『太陽』『改造』など進歩的な雑誌の誌上で展開され、「母性保護論争」とよばれている。

論争点は第一に、論者が女性の解放の目的に等しく労働と育児・家庭の両立をおきながら、そのどちらを優先させるかというさきに述べた問題であった。

37図　与謝野晶子

第二の問題は、女性が解放された社会や国家像をめぐるもので、この時期には主として晶子が能力に応じて働く独立した個人がつくる人類の連帯社会を、菊栄が経済的組織の変革によって可能になるすべての人間の生存権が保障された社会主義社会を提示した。第三の論点は、解放の過程における婦人労働の位置づけであり、晶子や菊栄がその必然性を説いたのに対し、らいてうはこの時には母の労働に反対した。第四点は、育児の方法と子供

の位置づけにかかわるもので、晶子は両性による育児を、菊栄はその社会化を主張、らいてうは育児は女性の社会的義務であり、権利であるとし、それゆえに子供の権利と家庭の意義を強調した。

独占資本主義が確立したこの時期は、前節でみたように、働く子もちの女性が増加していたばかりではなく、特に労働婦人の乳児の死亡率が高いこともあって、こうした女性の労働と育児の状態に社会的関心がよせられ始めていた。長時間にわたる労働や深夜労働は母や若い女性の身体を破壊するのみではなく、育児の十分な時間を母から奪って、子供たちを放任せざるをえなかった状態を前に、児童の保護やよく育つ権利を保障する思想が芽ばえ、保育所の必要が考慮され始めていた。

こうした時代を背景に、子育てをしながら評論活動によって生計の資を得ている、職業婦人である三氏が、資本主義の発展がさらに多くの婦人にもたらすところの労働と母性の両立をめぐる課題を、先どりして理論的に模索しあったのであった。この後、三氏は論争のみにとどまらず、その主張を一層明確にしたこともこの論争のもつ特色であった。

晶子は徹底した民主主義を求めて、普通選挙制の実現を要求し、また一九二一（大正十）年に創立された文化学院によって男女の自由な平等教育にあたった。紡績工場で働く母親労働者の育児の様子と女子労働者のほとんどが子供であることに気がついたらいてうは、婦人の権利の実現が同時に子供の権利の実現につながることを確信した。普選運動の気運を好機に男性本位の社会を女性本位の立場から改造しようと、男女の機会均等、婦人・母・子供の権利の実現、世界平和などを掲げて一九二〇（大正九）年に新婦人協会を設立した。

赤瀾会と国際婦人デー　自分にとっての婦人問題は職業労働問題であり、婦人運動は労働婦人運動であると考えた菊栄は、労働婦人の調査を行なうとともに、一九二一（大正十）年に結成された日本ではじめての社会主義の婦人団体、赤瀾会に講師役で参加、のち無産婦人運動の理論的指導者として活動する。

赤瀾会は、一九二〇年に結成された社会主義同盟に治安警察法の制約により加盟できない女性たちが、堺真柄、九津見房子たちを発起人に、兄弟姉妹を窮乏と無知・隷属に沈めた圧制に対してたたかうと宣言して、約四〇名が参加して設立された。日露戦で負傷した兵士を気の毒に思って平民社に入った堺為子は一九二〇年の第一回メーデーに参加した唯一の女性であり、最後の奴隷である婦人を解放しなければ社会主義は実現しないと考えたその娘、真柄たちも、また第二回メーデーの行進に参加した。活動家の弾圧などにより一年ほどで赤瀾会は自然消滅したが、社会主義への関心は女子学生などの間にも広まり、山川均、菊栄夫妻の研究会に出席していた女子学生に田島ひで、堺らが加わり、三月八日の国際婦人デーにちなんで「八日会」を結成した。国際婦人デーは、アメリカの婦人労働者や社会主義者が中心になって開いた婦人の政治的権利を求める集会を記念して、国際社会主義婦人会議がきめた婦人の権利を求める国際的な連帯の日である。一九一七年から三月八日に行われている。八日会は一九二三（大正十二）年に、種蒔き社や無産青年同盟の有志や有島武郎の協力をえて日本ではじめての国際婦人デー記念講演会を開催したり、幅広い婦人を結集してソビエト・ロシアを救済する運動にとりくんだ。こうして労働者階級とともに女性解放を目ざす社会主義婦人の活動が始まった

のであった。

産児制限運動　この時代に母性保護論争とともに女性解放と母性に関するもうひとつの動きがあらわれた。それは産児制限の運動であった。大正期にはいると、貞操や避妊や堕胎の是非をめぐってさまざまな考えがだされ始めた。母となること、母となるべき時、子供の数を女性自らの意志で決定する自主的な母性の確立を訴えて女性解放の立場から産児制限運動をすすめていたアメリカのサンガー夫人の来日を機にして、こうした動きを背景に石本静枝らを中心に産児調節研究会が一九二二（大正十一）年に生まれた。産制運動は女性解放に加えて、優生学や階級闘争などさまざまな立場から取り組まれたが、多産に悩み、より少ない子供の誕生を望み始めた庶民の間に広まっていった。

（早川　紀代）

4　都市中間層の女たちをめぐって

都市家族の新しい動き　第一次世界大戦をきっかけにして、日本の経済は重化学工業を中心に急速な発展をとげた。このため、農家の二、三男を中心に農村から都市へ人口が集中して都市人口は戦前の倍となり、賃労働者やサラリーマン（俸給生活者）層が都市に増えた。日本ではじめて国勢調査が行なわれた大戦後の一九二〇（大正九）年には、サラリーマン層は全人口の八・五パーセントを占め、大正初期に比較して三パーセントの増加であった。また同年の家族人員は農業五・四四人、公務自由業四・

一六人、交通業四・三人であり、一戸あたりの子供の数は、東京一・三九人、青森二・七七人であった。都市ではこうして、賃金生活者を中心に新住民の核家族が形成されていった。

　こうした都市中間層の核家族では、賃労働者家族とサラリーマン家族とでは相違があるが、おおむね夫は外で働き、妻は責任をもって家事・育児を行なう役割分業が行なわれた。消費を中心にした家族が庶民層の間に広がり、大戦後の不況と相まって、「生活」というものが、はじめて直視されるようになった。

　都市中間層の核家族の女たち＝主婦をめぐって、二つの動きがあらわれた。一つは子育てに関するもので、育児は、祖父母や子守りやその他の人々がかかわるものではなく、子を生んだ母のみが行なうものであると、育児における母性が強調され始めた。さらに、母乳の奨励や時間を決めた授乳、抱きぐせをつけないなど、アメリカ流の科学的、合理的育児法が宣伝されるとともに、家計の中に初めて教育費の項目が設けられ、子の幸福な将来を実現することが家族や母親の課題となった。こうした家族が、自由教育の高揚とともに当時誕生した文化学院や自由学園（羽仁もと子設立）の背景にあった。

生活改善運動と処女会　もう一つの動きは生活改善運動であった。これは、第一次大戦中の好況によってひろまった奢侈の傾向を抑え、欧米と同等になった国際的地位にふさわしい国民づくりに新たに取り組む方策として、内務省、文部省、農商務省によって、一九一七（大正六）年ごろから、多様な団体を設立してすすめられた。勤倹貯蓄、代用食（パン食）の奨励、住宅や服装の改善など、道徳

中心の明治末の地方改良運動と違って、生活の内容に関する実用的な合理化がめざされたため、各地で開催された展覧会は、多数の女性がつめかけた。このような生活改善運動をとおして政府が意図したことは二つあった。それは、家族制度崩壊の危機やマルクス主義の浸透を防止する思想善導であり、もう一つは第一次大戦中、銃後で活躍したヨーロッパの女性たちのような、強固な国家観念をもち、合理的な家政能力をもった新しい時代にふさわしい良妻賢母をつくりだすことだった。この意図は一九一八（大正七）年にだされた臨時教育会議の答申「女子教育ニ関スル件」によく表わされていた。

また、主として都市中間層を対象にした生活改善運動と並行して、地方段階では、地域婦人団体の連合組織の結成や、未婚の女性を婦人会と独立して組織する処女会の結成がすすめられた。一九一八年には処女会中央部が発足したが、その目的は生活改善と団体活動の訓練、婦徳の修養であり、ここでも新時代にふさわしい良妻賢母が意図され、政府から大きな網が女性にかけられ始めた。

婦人雑誌の役割　親族や地域の共同体など身近な相談相手のいない核家族の女たちにとって、頼りにされたのは、当時新設された新聞の相談欄や婦人雑誌であった。一九一七（大正六）年に創刊された『主婦之友』（創刊時一万部、一九三〇年六〇万部）は、読者の投稿も含んだ家計のやりくりの紹介や衣食住、健康に関する記事をのせ、身の上相談を行なって、家政責任を担い安定した、小さなしあわせを望む庶民の主婦たちに歓迎された。

『主婦之友』の前年に創刊された『婦人公論』は一九二〇（大正九）年八月号で避妊論の特集を組んだ。その中で三角錫子（みすみすずこ）は「私共女は、この方法によつて適当の数の子を産み、一粒えりに育てあげて、

これを世に残し、自分も女であり、妻であり、母であると共に、一人の人間としての、生活に生き、世界をして光輝ある平和を来らせる運動にたづさはり、婦人の力ですべての人の子を、戦争の惨劇から救ふ事の出来るやうに働かねばならぬ」と記している。

新婦人協会と東京連合婦人会　一九一九（大正八）年に大阪朝日新聞社のよびかけで四〇〇〇名が参加して結成された婦人会関西連合会（後、全関西婦人連合会と改称）は、「団体の大きな力を以て欠陥の多い現代の生活に改造の力を尽そう」とよびかけた。近畿・山陽・中国・北陸・九州地方の職業、宗教、社会事業、女学校同窓会など、中産階級の婦人団体を中心に、地域婦人会、在日外国婦人の会など広範な婦人たちが結集して、参政権の実現、生活改善などを要求した。

この第一回の大会で平塚らいてうは新婦人協会

38図　『主婦之友』創刊号（右，1917年3月）と『婦人公論』創刊号（左，1916年1月）

の結成をよびかけたのだった。らいてう、市川房枝、奥むめをを理事に、婦人総同盟や婦人労働組合の結成を事業として掲げた協会は、まず治安警察法第五条の改正（女子の政党加入、政談演説会の発起人や参加の自由）と花柳病男子結婚制限法制定の署名・国会請願運動を、矯風会の協力をえてすすめた。講演会、議会傍聴に大勢の婦人が集まった。地方の団体、特に女教員との連携をはかり、広島では支部設置が決定されたが、県の弾圧により活動はできなかった。女性の政治活動は宗教制度や国体に反するとして反対してきた貴族院で、第五条二項の改正が通過し、政談演説会の発起人と傍聴のみが女性に許されたのは、一九二二（大正十一）年の第四五議会であった。この間、機関誌『女性同盟』が発行された。

翌二三（大正十二）年には、関東大震災の救護活動をきっかけにして、四三の婦人団体が結集した東京連合婦人会が誕生した。関西連合会と同様に当時数多く生まれた職業団体をはじめ、さまざまな中間層の婦人団体が集まったうえに、社会主義婦人運動のリーダーも参加して全婦人運動が統一されたかのようだった。連合婦人会は社会部や授産部、労働部や教育部、政治部をもち、これらの部の研究活動はのちの婦人参政権獲得期成同盟の結成などに大きな役割を果たした。　（早川　紀代）

5　女性の統一組織への動き

日本の侵略に立ち向かう女性たち　日本の女性たちが社会改造、社会変革の気持をたかぶらせて、たちあがった第一次大戦後には、日本が侵略支配している朝鮮や中国においても、抗日の民族運動の波に女性たちが数多く参加していった。

一九一〇（明治四十三）年から日本の植民地になり、日本の軍事的な専制支配が続いている朝鮮で、一九一九（大正八）年三月一日、独立を求めて大勢の人々が蜂起した。朝鮮独立万歳を叫んで行進した全土で一〇〇万人をこす人々の中に、女教師や女子学生をはじめ約一万人の女性たちがいた。儒教の男尊女卑思想が強く、それまでクリスチャンの少数の知識人を中心に蓄妾制反対などの要求を掲げていた女性たちは、独立運動の中で女学校を中心に組織的な活動を始めた。シベリア出兵と米騒動に直面していた日本政府はこの運動を残虐に弾圧し、八〇〇〇人に及ぶ死者がでたが、この中に梨花女学校の一六歳の柳寛順がいた。彼女は連日の拷問に屈せず朝鮮の独立を訴えた。獄死したその遺体は爪も毛もはがされてなく、そのうえ六つに切断されていた。この独立運動の後、朝鮮では民族運動や社会主義の婦人解放を掲げた婦人団体が結成されていった。

中国でも一九一九年五月四日、北京の学生の蜂起から、二一ヵ条要求を強制した日本に対する抗日運動がすすんだ。家内にいるものとされていた女子学生たちは、この因習を打破して男子学生とともに行進し、演説し、ストライキを行なった。国内の民主主義的改造の動きが加わった五・四運動の発展の中で、男女共学、恋愛・結婚制度の変革、女子労働問題へ取り組むなど、婦人運動は民族運動を軸にして民主主義的、社会主義的、アナーキズム的方向へとそれぞれに展開していった。

日本においても、さらに新しい動きがあらわれた。一九二二（大正十一）年三月三日、差別と貧困

の長い屈辱の歴史をはねかえして、被差別部落の解放をめざす全国水平社が結成された。解放組織の誕生を何よりも喜んだのは女性たちだった。部落出身というだけで結婚も就職も進学もできない女性たちは、この創立大会に婦人代表を送り、翌年の第二回大会で婦人水平社の創立が決議され、第三回大会には全国各地から婦人代表が参加した。

水平社創立のこの年に日本農民組合も結成された。大戦後の不況と米価の低落に打撃をうけた農村では、一九二〇（大正九）年に四〇八件だった小作争議が、翌年には一六八〇件と四倍をこえた。はげしい小作争議は家族ぐるみでたたかわれ、女たちが果たした役割は大きかった。日農創立の翌年起きた岡山県の藤田農場争議では、女たちはまっさきに農場長宅前で坐込みをし、炊きだしをした。また同年の熊本県郡築村の争議では五〇〇人参加して婦人部が結成され、四〇〇人の女たちがデモをした。こうして農民運動にとって女性の活動はなくてはならないものになり、第三回大会で婦人部が設置された。婦人部が生まれてから女たちの活動は一層めざましく、一九三〇（昭和五）年まで八年間続いた新潟県の木崎村争議では、争議委員に女性も加わり、行商隊をつくって争議資金をつくり、上京して各省に陳情をした。この争議を経験した若い渡辺ユキは「私に社会の矛盾を教え、より人間的に生きるには、たたかいが必要だということを教えてくれた」と語った。

労働婦人問題と無産政党　この時期には労働運動における女性たちの活動も着実にすすんだ。大阪・岸和田の三大紡績工場や千葉の野田醤油、浜松の日本楽器など大きな争議が続いた。こうした争議の中で婦人労働者は、寄宿舎の改善や強制貯金の割合変更、男女同一賃金など具体的な要求を掲げ

てたたかい、丹野せつ、梅津はぎをはじめ大勢の婦人活動家が生まれていった。総同盟の本部に婦人部をつくろうと、関東同盟会婦人部は総同盟機関誌『労働』の婦人版を発行し、婦人部内規をつくって、準備を積み重ねた。一九二五（大正十四）年の総同盟分裂後、婦人部活動がさかんであった左派労働組合で結成された評議会に全国婦人協議会がつくられ、婦人労働者の状態と組織方法が労働運動史上はじめて本格的に階級的立場から検討され、協議会テーゼがまとめられた。このテーゼには、六時間労働制、夜業・寄宿制廃止、有給各八週間の産休、授乳時間の設置などが含まれていた。労働時間の短縮は、子も労働者にとって楽しい家庭をつくるために望まれていた。婦人労働者の活躍にもかかわらず、労働運動における婦人問題の重要性はなかなか理解されず、婦人部が評議会本部に設置されたのは、一九二六年になってからだった。

39図　女工の集会（1929年，大阪・天満紡織）

一九二五年、加藤高明内閣によって普通選挙法と民衆運動の取締りを強化した治安維持法が成立した。しかし女性には選挙権は与えられず、治安維持法のみが適用された。普選の実施にそなえて無産政党結成の準備のためにつくられた政治研究会の委員に奥むめをや市川房枝も選ばれ、市民的運動家や社会主義婦人、婦人労働者も参加して婦人部

をつくった。しかし無産政党の綱領案には婦人問題が含まれておらず、山川菊栄によって戸主制度撤廃、公娼制廃止、男女同一賃金など八項目の要求が付け加えられた。

第一次大戦後発展してきた多数な婦人運動を通して成長してきた女性たちにとって、特にこの間階級的に成長してきた無産婦人にとって、政党にかわる自分たちの要求を反映できる横断的な無産婦人団体の結成は焦眉の課題だった。一九二七（昭和二）年準備会がもたれ、一致団結して婦人の自由のためにたたかおうというアピールをだした。しかし無産政党が三党に分立したため、関東婦人同盟、全国婦人同盟、社会（民衆）婦人同盟と三つの無産婦人団体が誕生した。どの婦人同盟も参政権・政治的自由の獲得から始まり、婦人・児童労働保護、産休、託児所設置、ガス・電灯料値下げなど生活要求を掲げた。こうして女性全体にくらべれば、ほんの一握りの女性たちであったが、日本の女性たちが直面している課題を全面的に把握した婦人団体が誕生した意義は非常に大きかった。

（早川　紀代）

四　戦争と女性

1　昭和恐慌と女性の暮し

失業者の増大　一九二九（昭和四）年、世界恐慌の直撃をうけて、日本の国民総生産（GNP）はこの年を一〇〇とすると、一九三一（昭和六）年には八〇・六と最低に落ち込み、失業者は推定二五〇万人にのぼった。特に繊維業界はどん底状態で、最も打撃の大きい繭は六〇パーセント以上も値下りし、中小製糸企業は軒なみ休業した（中村政則『昭和の恐慌』）。長野県諏訪地方では八〇余りの工場が一斉に無期休業に入ったために、三〇〇〇人の女工は失業の淵に突き落とされ、ほとんど帰郷旅費も支給されないありさまであった。公的救済政策の著しい立ち遅れのもとでこのような大量の失業者の続出は、家族崩壊を進行させ、とりわけ隷属的位置にあった女性、子供の生存を脅かした。

学校へ弁当を持って行けない失業家庭の欠食児童が、「東京市だけでも三千三百人おり、とくに深川区の大富小学校では全校児童八百名中、過半数（四六七名）が欠食児童で、青森県の六千人、北海道、佐賀、富山だけでも二万や三万人以上もいるであろう。教師はどうすればよいのか」（『新興教育』一

40図　飢饉の子供たち
（1934年，岩手県青笹村）

九三二年一・二月号）と問いかけている。

さらに一九三〇年代初頭から親子心中が増え、中でも母子心中が全体の七〇パーセントを占め、その原因の四一パーセントは生活困難とみられ、三〇年代半ばにいたってもこの異常な社会不安は続いたのである。戦前において、これほど女性の職業や母性と子供の問題が、死活にかかわる生活擁護問題として認識され、運動化されたことはないであろう。

若槻礼次郎内閣の行政改革で小学校教員の減俸が断行された一九三一（昭和六）年五月の第一回全国小学校女教員大会は、皇国史観に貫かれた女教師でさえ、生活擁護を叫んで沸騰した。各地方代表は「恩給年齢に達した女教員は毎日のように馘首される。夫婦共稼ぎの女教員も解雇される。三カ月も給料が未払いだ。いや私の村では給料が払えないので米や味噌の代金は村から伝票で支払っている……」など次々に各地の実情を訴えている。女教師たちはもっと働き続けたいことや、生存権の保障・男女平等賃金の確立、それらの権利を実現するための婦人参政権の要求が、とりもなおさず「教育の尊重」と「女性の地位向上」につながるということに目覚めていった。

また女子繊維労働者は全国各地に生存権を賭けたストライキを行ない、とりわけ中小企業における

争議ははげしかった。女子労働者にとって「一番辛いこと」であった深夜業は、一九二九（昭和四）年七月になってようやく廃止されるが、紡績業の合理化とあいまって労働密度は強化され、資本家側の収奪の度合はいっこうに変わらなかった。したがってストライキの要求の一つに「深夜業廃止に伴い労働条件を低下させぬこと」が掲げられた（一九二八年十一月、福島紡績福山工場）。

争議参加人数が一九万一八三四人と最も多かった一九三〇（昭和五）年には、大企業において注目すべき争議があった。同じ働くなら天下の鐘紡で働きたいという女工の念願であった鐘紡四工場（淀川、京都、兵庫、東京）の三万五〇〇〇人の女子労働者が、三割から四割の賃下げに反対して、家族主義的労務管理を打ち破ってストライキを行なった（四月～六月）。また東洋モスリン亀戸工場では、人員整理に反対して二五〇〇人（内女子二〇〇〇人）がストライキに突入し、地域住民を巻き込む闘争に発展した（九月～十一月）。この二つの争議では前者を社会民衆婦人同盟が、後者を無産婦人同盟が支援・激励するという無産婦人団体との連帯も特徴とされる（石月静枝「一九三〇年代の無産婦人運動」『日本女性史』五巻）。大恐慌期の労働争議は、ほとんど労働者側の敗北に終わっている。しかしこれらの争議を通して、農村の半封建性に縛られた出稼ぎ女子労働者が、労働者の権利に目覚め、行動的労働者に育っていったのである。

売られる娘たち　一方、農村恐慌は悲惨で、一九三〇年の「豊作飢饉」、翌年の東北・北海道の大飢饉と続き、農産物の価格は暴落したままであった。小作争議は一九三一（昭和六）年に急増し（三四一九件）、恐慌後も激増を続け三五（昭和十）年にはピークに達した（六八二四件）。そのうえ、農村

は失業した出稼ぎ女子労働者の帰郷で、主要な現金収入源を失い一層窮乏した。内務省社会局の「農漁山村ニ於ケル生活困窮概況」(一九三二年)には、貧窮農村の若い女性や児童が芸娼妓、酌婦になり、その前借金を親の負債返金に当てたり、あるいは女給となって再び出稼ぎする実情が、全国にわたりつぶさに記されている。ちなみに娼妓の前借金は、景気のよいときで一〇〇〇円から二〇〇〇円まで、不況のときは一〇〇〇円以下であるが、その四割は周旋業者の手数料や諸費用に差引かれた。年期契約は六年以下で、その娼妓生活はのちに述べるように国家から「棄民された性奴隷」でしかなかった(伊藤秀吉『紅燈下の彼女の生活』)。こうした芸娼妓・酌婦の総数は、一九三〇(昭和五)年の統計で示されただけでも二〇万七〇〇〇人にのぼった。

都市部でも家計補助や経済的自立を目的に求職する女性が増え、男性よりも低い賃金で働く女性が歓迎され、事務職などの分野に多く進出した。また新たにカフェー・バーの女給も急増し、一九二九(昭和四)年には約五万人(それまで「警察統計報告」に女給の項目はなかった)、五年後には一一万人近くに倍増した。これらのサービス業に従事する職業婦人の増加は、不況のどん底と戦争政策のはざまに出現した享楽的、退廃的風潮を助長し、性の商品化を著しくした。このように一九三〇年代の婦人労働の特徴は、社会的窮乏化によって女性が「家」からより多く職場に進出したことであるが、それは他方で性差別を拡大するという社会問題を胚胎していた。

しかし生きるためにこの職業を選んだ女給は、職業上性的、人格的堕落に陥る傾向もあったが、反面労働婦人としての自覚も顕著で、一九二〇年代にはすでに東京、大阪に女給同盟が組織されていた。

金融恐慌以後、地方自治体の女給税新設を契機に、各地の女給同盟は女給税反対生活擁護運動を行なった。たとえば一九三一年(昭和六)に結成された広島県女給同盟は、女給税反対と女給の地位の向上(検梅の廃止)を行政側に陳情し、労農系無産政党の支援をえて活動した。彼女たちは女給という世間的蔑視観に立ち向かい、勤労者としての生きる権利を主張してたたかったのである。

(今中　保子)

41図　女給同盟のデモ(1925年7月,東京・銀座)

2　婦人参政権運動の展開

盛り上がる婦選運動　「婦選なくして何の普選ぞや」と男性だけの普選に批判をこめた婦人参政権運動(以下婦選運動と略す)は、大恐慌期における生活擁護要求と結びついて、一九二九(昭和四)年から三〇(昭和五)年に最も高揚した。その誘発力となったのは、治安維持法と抱き合わせの普選法による総選挙が実施され(一九二八年二月)、その結果「普通選挙の徹底」(労農党は一八歳以上男女の選挙権)を唱える無産政党がはじめて議席を占めたことである。

婦選運動の推進力となった市川房枝らの婦選獲得同盟

は、「政治と台所」を直結することや婦人・子供に不利な法律の改廃を主なスローガンに掲げ、政治的には中立の立場で議会請願運動に重点を置いた。他方無産婦人団体各派は寄宿舎制度の改善、男女不平等賃金の撤廃、公娼制度の廃止、母子扶助法制度などの諸要求の実現をめざす組織的活動に主力を注ぎ、婦選を無産婦人解放の手段と位置づけた。こうして婦人参政権要求は、思想、立場を超えた女性の共通の課題となった。婦選運動は議会請願をくり返し行ないつつ、生活に密着する自治体（地方議会）への請願、改革運動に発展した。この婦選運動の新しい局面として、次の三つの特徴があげられよう。

婦選運動の新局面　一つは婦選運動の統一的戦線が形成されたことである。婦選獲得同盟が無産婦人三団体に呼びかけて、婦選獲得共同委員会（七団体）を結成した。普選最初の第五五議会に対して、共同委員会は政友党、民政党や無産政党に働きかけ、両党議員による婦選案の提出に漕ぎつけ（いずれも審議未了）、以後婦選案は超党的課題とされ、その実現への道が開かれた。共同委員会は翌年解散したが、共同戦線の方針はつづいた。

二つには各地の地域婦人が、自治体に対する生活擁護要求を行なったり、あるいは婦人公民権を県議会に決議させていることである。東京では一九二九（昭和四）年三月市会議員選挙にさいして、共同委員会が市政疑獄事件を非難して「市政浄化、公民権獲得」の演説会を開き、推薦候補者の応援を行なうなど、市政参加への意欲を示威した。さらに婦選獲得同盟や無産婦人団体は、東京瓦斯会社のガス料金値下げ市民運動に参加し、無産市議団とともにガス料金の供託を行なうという文字通り台所

と行政を結ぶ運動を展開した。また同年末長野県議会において、全国に先がけ婦人参政権建議案が可決された。これは長野県廃娼連盟をはじめ婦人会、女子青年団や宗教団体などが、数年来廃娼案を提出してきた共同運動の成果であった。まさしく婦人矯風会の久布白落実が「参政権をもたないのは武器なしでの戦争」と慨歎し、廃娼と婦選とを両輪にしてたたかってきた悲願を実現させる第一歩となった。ちなみに翌一九三〇（昭和五）年十二月長野県議会においては、廃娼請願団体が六五〇余りにも増え、廃娼案は遂に万場一致で可決され、一〇年後を期して公娼制度廃止を約束させたのである。

三つには働く婦人が、生存の最低保障もおぼつかない資本主義経済の破綻に直面して、婦人の政治参加にめざめ、労働組合活動や組織的要求を強めたことである。たとえば政治に全く無関心であった女子労働者（製鋼労働総同盟川崎支部）が、第二回普選（一九三〇年二月）で社会民衆党候補者片山哲らの応援演説をしながら、婦人労働者の解放のために「婦人にも一票の権利があったなら」と考えずにはおられなかったと述べている（『労働婦人』一九三〇年五月号）。このような女子労働者の声は、各地の労働運動にみられた。また従来最も温順といわれた小学校女教師が、その世評をくつがえして、第一〇回女教員大会（一九三〇年）では教育者の立場から婦人公民権、参政権獲得を決議している。この直前に開かれた第一回全日本婦選大会に、小学校連合女教員会が後援団体として参加したことを、市川房枝は一九二〇（大正九）年の新婦人協会広島支部の広島女教員事件（県当局が治安警察法第五条改正請願運動を政治活動とみて圧迫した）の経験を想い嬉しかったと述懐している。

婦人公民権をめぐって　こうした情[illegible]って、第五八議会では民政党・政友会両党

提出の婦人公民権案が、はじめて衆議院を通過した(貴族院で審議未了)。浜口雄幸内務相は、もはや婦選は時代の趨勢と判断しながらも、それをあくまでも家族制度の枠内にとどめた制限婦人公民権案を提出した。すなわち婦人公民権は府県を除く市町村に限定し、女子選挙権の年齢を二五歳以上(男子は二〇歳以上)とする、また妻が議員に就任する場合は夫の同意を必要条件とするという、従来の家族制度上の男女差別的法律に準拠するものであった。

これに対して完全婦人公民権と徹底普選を要望する声は、全国的に高まった。第五九議会開会中の一九三一(昭和六)年二月には、政府案に反対する無産婦人団体の大会(東京・大阪)や第二回全日本婦選大会などが開かれ、示威を強めた。これより先に全国町村長会と右翼は、婦人公民権賦与そのものに反対を表明していた。

このようにして婦選運動の高まりは運動史上頂点に達した。婦選獲得同盟の地方支部・会員数は一挙に増え(支部一一、会員数一〇五一名)、満州事変後の一九三二年まで会員数は増え続けている。地方の一般婦人の関心も高く、広島県でも広島支部が県議会に第五九議会に対して「婦人公民権付与につき県会の意見書」を決議させている(一九三〇年十二月二十四日)。特に社会事業に携わる広島社会事業婦人会の早速千代野や小田静子らは、婦人が市政に参加すれば乳児託児所の充実や無料産院、婦人相談所、授産所などを新設できるのに、と草の根活動からの要望を述べている(『呉日日新聞』一九三一年三月十二、十七日)。

注目された第五九議会では、民政党政府提出の婦人公民権案(「市制中改正法律案」「町村制中改正

法律案」)および婦人結社権案(「治安警察法中改正案」)と次節で述べる廃娼案が提出された。前者の法案は衆議院を通過したが、婦人公民権案は頑迷な貴族院で一八四対六二の大差で否決され、婦人結社権も審議未了となった。貴族院における政府案反対論旨は、相も変わらず家族制度擁護論に立ち、かつて男子の普選案論議にみられた「普選行なわれて家族制度破る」の主張と同様で、天皇制守勢側の背水の陣とも受けとられる固執ぶりであった。

婦選獲得同盟は満州事変後も第三回全日本婦選大会でのファシズム反対決議、第四・五回大会での膨大な軍事費反対と国際平和のための婦人の連帯決議など、婦選実現と反ファッショの姿勢を保ちつつ、自治体問題や母子保護問題に取り組むという運動の方向転換を行なった。

(今中　保子)

3　母子保護と廃娼のたたかい

母子保護法制定運動　満州事変を契機に国内のファシズム体制が形成される中で、昭和恐慌下にかつてなく高揚した婦人運動は、後退するかあるいは凋落した。しかし母子保護法制定運動と廃娼運動は、いずれも貧窮女性・児童の救済問題であるが、「非常時」体制に順応し国民統合の一環に組み込まれつつ、一定の成果をあげることになる。

まず母子保護法制定運動を推進した山田わかからの母性保護連盟は、一九三四(昭和九)年九月に結成され、婦選獲得同盟をはじめ二二団体の幅広い婦人団体を基盤とし、第五回全日本婦選大会では母

子扶助法制定の決議をみた。それはいわゆる婦選運動の方向転換の所産であった。そもそも母子保護法制定運動の最初は、一九二六（大正十五）年四月婦女新聞社（福島四郎社長）の母子扶助法制定促進会で、この促進会は読者を組織して請願運動を行ない、救護法成立をもって解散した。救護法は一九二九（昭和四）年公布、実施は三二（昭和七）年に延期されるが、一三歳未満の子供と一歳未満の乳児保育中の母を対象とする最低の救済であった。ついで一九三〇年代前半無産婦人団体の全国婦人同盟、社会民衆婦人同盟がこれを担い、勤労婦人の生活擁護の立場から無料託児所や無料産院・産児制限などの要求とともに母子扶助法制定運動を展開した。とりわけ赤松明子らの社会民衆婦人同盟は、失業対策の一つとして母子扶助法制定を要求し、第五九議会には社会民衆党の片山哲を通して法案を提出したが会期切れとなった。

こうした運動の背景には、不況による夫の失業や死亡による貧窮母子家庭が、前近代的恤救規則（救護法施行まで）のほかは、公的救済制度も不備な市民社会において、どう生存を維持できるのか、という国家の無策を問責する声があった。さきに述べたように、母子心中は、一九三〇年代半ばにいたっても後を絶たず、母性保護連盟が母子扶助法制定運動の最後を担うことになる。

連盟は当初母子扶助法を救貧ではなく、母権の確立を目的とする母性保護法を意図し、民法改正にも及ぶ運動を立案していた。けれども運動を支援する世論は、時局を反映して将来兵役・納税の義務を負う児童に対する国家の救済という観点が力説され、多くの共感をよんだ。したがって連盟が第六七議会に提出した母子扶助法および母子ホームに関する建議案と家事調停法案は、二建議案については可決、法案は審議未了という結果で、否決をくり返してきた婦選案の場合とは著しく異なった。

労働大衆の窮乏化の中で、社会事業家による母子ホーム施設の必要も全国各地で叫ばれるようになる。秋田婦人ホームの報告によれば、収容者の大半が夫を失った子供連れの母親で、特に乳幼児を抱えた母親労働者が行商、日雇いもままならぬ実情を述べ、施設の増設を訴えている（『秋田県社会時報』一九三六年三月）。連盟は一九三五（昭和十）年十月「皇謨楽土の確立に貢献」することを宣言した第八回全国社会事業大会で、「母子扶助法制定要望ニ関スル件建議」（山田わか説明）を決議させ、体制化する社会事業団体との連携を強めた。

こうして一九三七（昭和十二）年日中戦争に突入する直前の第七〇議会で、母子保護法は濫救を防ぎ、家族制度を維持する救貧制度であることが確認され、成立した。同法は同時期に公布された軍事扶助法と同質の人的資源の保護育成を目的とする厚生事業に変質した。しかしともかく選挙権のない婦人が、最低限度の救済とはいえ私生児を含む母子保護法（一三歳以下の子供を育てる貧困な母子の生活扶助）を成立させたことは評価されよう。

廃娼運動と公娼制度擁護論　次に廃娼運動は明治以来の長い苦難の歴史をもつが、一九二六（大正十五）年廓清会婦人矯風会廃娼連盟（以下廃娼連盟と略す）が結成され、以後一〇年間最も高揚した。その理由を三つあげよう。①最初に国際人権思想の高まりである。その前年加藤高明内閣は懸案の「婦人および児童の売買禁止に関する国際条約」を保留条件つきで批准した（第五条の年齢「満二一歳」の制限を「満一八歳」に保留し、植民地を除外した）。さらに一九三一（昭和六）年には国際連盟婦人

児童売買状態調査団の東洋実地調査のための来日を契機に、政府は公娼問題への対応を迫られ、廃娼世論が一挙に噴出したことである。②次に無産政党やその傘下の無産婦人団体がともに公娼制度廃止を綱領に掲げ実践したことである。廃娼連盟の運動は婦選獲得同盟をはじめこれらの団体と時として連携し、やがて仏教界も含めた運動に拡大した。また娼妓自身も命がけで楼主に抵抗し、逃走・自由廃業や待遇改善を求めて同盟休業などを頻々と行なった。柳原白蓮の許に逃げ込んで自由廃業をした吉原遊廓の春駒は、自分の娼妓生活日記（森光子『光明に芽ぐむ日』）を出版して、多くの娼妓に勇気を与え、親のために身売りするという封建的婦道に疑問を投げた。全国婦人同盟の廃娼班の松村喬子は、名古屋の中村遊廓を脱走し自由廃業した自分の体験を告白しながら運動をすすめ、「女性解放とかいっても、娼妓を救うことが第一番の仕事」だと述べている（『婦女新聞』一九二八年一月号）。③さらに廃娼連盟が請願の力点を地方議会にも移し、全国に廃娼同盟会（支部）を精力的に組織したことである（長野県同盟会については前節を参照）。

県議会での廃娼決議は、貸座敷業者の妨害をはねのけて、一八八二（明治十五）年の群馬県を嚆矢に、一九三七（昭和十二）年までに二三県において成立した（内廃娼実施県五県）。一九三三（昭和八）年斎藤実内閣は国際連盟を脱退し、国際的孤立を深めつつ、児童虐待防止法、および娼妓の外出の自由を認める娼妓取締規則改正を公布するという僅かばかりの譲歩をした。翌年岡田啓介内閣の内務省は全国警察部長会議で廃娼方針を声明し、いよいよ廃娼も間近かと思われた。このように政府が廃娼の決意をかためたのは、廃娼連盟が一九三三年第八回全国廃娼同志大会で東洋の覇者としての体面上から廃娼を強調し、一九三五（昭和十）年には国民倫理運動による人的資源の確保を目的とする純潔同盟に改組するという運動の変質と一致したからである。

しかし貸座敷業者や存娼側議員は、「徒らに外国の風習を真似るのは愚である」ことを強調して、一九三五年第六七議会に娼妓取締法案を提出して反撃に出た（審議未了）。以後公娼制度擁護論は、戦時体制下にとって必要な制度として攻勢に転じ、定着することになる。一九三五年前後から全国娼妓数は減少傾向であったが、遊客数は一九三五年の約二七〇〇万人が三七（昭和十二）年には三〇〇〇万人にものぼる異常な激増であった。とりわけ軍都、軍港地の娼妓は非人間的戦争協力を強いられ、この底知れぬほどの性退廃は単に国内にとどまらず、アジアの侵略地にまでも広げられた。

（今中　保子）

4　国家総動員への道

十五年戦争の始まり　一九三一（昭和六）年九月十八日、満州の奉天北方約七・五キロメートルの柳条湖において、鉄道が爆破された。翌朝、日本の新聞は、「暴戻なる支那兵が満鉄線を爆破し我が守備兵を襲撃したので、我が守備隊は時を移さずこれに応戦し……」と報道したが、実はこれは日本の関東軍によって仕組まれた事件だった。こうして日中戦争、太平洋戦争へと続く十五年戦争の幕は切って落とされた。

景気のよい鈴の音で売り出される号外は、勇敢な日本兵の活躍を次々と伝え、国民を戦争への熱狂にかりたてていった。新聞社や市町村役場、陸軍省などに、慰問金や慰問袋・激励の手紙が続々と届けられ、血書による従軍看護婦志願などが、美談として新聞紙面を飾った。この時期、洪水のように日本に溢れた軍国美談の中でも典型的なものは、十二月に起こった井上中尉夫人自刃事件と、翌年一月上海事変の肉弾三勇士であった。夫の出陣を死をもって励ましたといわれる井上千代子は「婦道の鑑」「殉国烈婦」としてまつりあげられた。また、爆弾筒を抱いて身体ごと鉄条網を爆破したと伝えられる三勇士は、壮烈無比な「軍神」となり「肉弾三勇士の歌」やラジオや舞台、はては五社による映画の競作ともなった。三勇士の母たちは、「軍国の母」として賞揚された。戦争が女たちに求めた役割の第一は、「靖国の妻」「軍国の母」としてであり、特に母性が強調された。

一九三〇（昭和五）年十二月に文部省から出された「家庭教育振興に関する訓令」に基づいて、翌年三月六日「大日本連合婦人会」が発会式を行なった。地久節とよばれた皇后誕生日に発足したこの会は、町村ごとに行政単位で網羅的に作られた団体で、「早速六日の地久節を『母の日』と定め全国的に各種催物を行ひ母性愛を強調し家庭教育に関する活動の第一歩を踏み出した」のだった。

母性が一層くっきりと戦争に結びついてスタートしたのは、かっぽう着とたすきがけスタイルで人目をひいた国防婦人会だった。大阪に住む主婦安田せいは、友人の山中トミ、三谷英子を誘って、満州事変開始とともに大阪駅や築港から出征する兵士の見送りや湯茶の接待を始めた。「お国の為に命を捧げる人々に安心して出発して貰うのが婦人の務めである」とした女たちの奉仕は、せいの夫久吉

を通じて警察や新聞社が後援し、軍が指導して、一九三二（昭和七）年三月十八日、大阪国防婦人会の発足となった。「熱と誠とそして純真な母や姉妹の心を以て」「婦人の天分にふさわしい国防上の務めを尽すこと」を掲げた国防婦人会は、やがて陸軍省のお墨付で十月二十四日、全国組織の大日本国防婦人会となり、会員は飛躍的に増加した。明治からの愛国婦人会も、この時期精力的に活動を行なうようになっていた。こうして三婦人団体は互いに会員拡大を図り、出征兵士の歓送、遺骨の出迎え、留守家族や傷病兵の慰問などに動員数を競いあった。

「満州国」建国以来、満州への農業移民が奨励され、恐慌で疲弊した農村から「王道楽土」を夢みた青年たちや、その妻として募集された「大陸の花嫁」たちが、次々と渡満していった。

出征兵士を送る女たち　一九三七（昭和十二）年九月、日中戦争が開始されると、町からも村からも赤紙を受けた兵士たちが続々と大陸に出征していった。見送る家族は近所親戚を招き、赤飯を炊いて出征を祝い、お国のためにと涙も見せずに送り出すのが習いだった。しかし愛する夫や息子を戦場におくる女たちは、複雑な想いを胸底に秘め、無事生還の願いをひそかに千人針に托した。

本格的な戦時体制に入るとともに、銃後の守り手としての女性の動員が一層強化されていった。政府の提唱する国民精神総動員運動によって、十月、国民精神総動員中央連盟が結成されたが、ここに愛国婦人会、大日本連合婦人会、大日本国防婦人会および大日本連合女子青年団も加盟し、連盟理事には吉岡弥生が、ついで翌年六月設けられた非常時国民生活様式改善委員会には市川房枝、山田わか、高良とみら一一名の婦人委員が加わった。また連盟の家庭実践調査委員会が決定した家庭報国三綱領、

実践一四要目では、国旗の掲揚、貯蓄、国債応募、冠婚葬祭の簡素化、物資の節約、廃物利用などが掲げられていた。経済統制の強化につれて、主婦の役割はクローズアップされ、消費節約、買溜の防止などの国策に積極的に協力していくことになった。

一方、大陸戦線の兵士慰問のために芸能報国隊が組織され、勝太郎や市丸などの歌手や女優が海を越えて出かけていった。また、内閣情報部が組織した作家たちのペン部隊は、戦場から「皇軍の活躍」ぶりを新聞や雑誌に書き送ったが、その中には陸軍の林芙美子、海軍の吉屋信子の二人の女性がいた。

一九四〇（昭和十五）年、神話に基づく「紀元二千六百年祭」が盛大に祝われた。戦争一色の日常に、旗行列、提灯行列、花電車、催物などが華やかに行なわれたが、行事がすむと、「祝終った、さあ働こう！」のポスターが町々に張り出された。この年、「新体制」の旗を掲げて大政翼賛会が発足し、婦人団体はその傘下に入ったが、翌年六月、政府はすべての

42図　戦時下の女性（1936年）

女性を組織する方針をうち出し、三婦人団体の統合をめざした。

一九四一（昭和十六）年十二月八日、ラジオは軍艦マーチとともに真珠湾攻撃を告げた。開戦の熱狂さめやらぬ翌年二月二日、大日本婦人会（日婦）が結成された。日婦は三婦人団体を統合しただけでなく、二〇歳未満の未婚者を除くすべての女性を組織する団体であった。日婦は「全会員を訓練し一切の戦時下の婦人の任務を達成するために動員する動的組織」であるとされた。「一、誓って船と飛行機に立派な戦士を捧げましょう。二、一人残らず決戦生産の完遂に参加協力しましょう。三、長袖を断ち決戦生活の実践に蹶起いたしましょう」とスローガンは掲げられたが、強制加入の日婦は会員としての自覚は乏しく、むしろ隣組意識の方が強かった。敗戦直前の一九四五（昭和二十）年六月、大政翼賛会の解散とともに日婦も解散し、「日婦魂を新しい義勇隊に輝かすこと」として国民義勇隊に再編されていった。

（折井美耶子）

5　銃後の生活

統制下の生活　世界恐慌によってどん底に落ち込んだ日本経済は、大陸侵略、軍備増強、軍需の拡大によって恐慌から脱出し、特に都市では軍需産業を中心に景気が回復し、非常時下とはいえ一九三四、五（昭和九、十）年ころの国民生活は一定の繁栄の中にあった。しかし、日中戦争開始とともに戦線は拡大し、政府は総力戦体制準備のために、一九三八（昭和十三）年三月、「国家総動員法」を成

立させた。「国防目的達成の為国の全力を最も有効に発揮せしむる様人的及物的資源を統制運用する」と第一条に述べてあるように、国民生活のすべてを政府の統制下におくことのできる法律であった。

その年の六月、綿製品の統制が始まった。姿を消した木綿に代わって、ペラペラで一度洗うとすぐ破れてしまうスフが登場したが、粗悪品の見本のような品質で庶民のひんしゅくをかった。特に乳児をもつ家庭ではおむつに困ったが、中にはいちはやく統制のうわさを聞きこみ綿製品を大量に買い込んだ商店などもあり、それが闇物資としてひそかに高値で取引された。木綿に続いて石炭が、一九三九（昭和十四）年には米穀、石油、木炭が配給統制になり、金の買上げ、鉄製品の回収が始まった。九月からは毎月一日を「興亜奉公日」とすることが定められ、飲食店は休業、勤労奉仕、日の丸弁当（梅干だけ）などが国民に強要された。また、ネオン全廃、パーマネント禁止が決まり、都会ではパーマをかけた女性が通ると「パーマネントはやめましょう」と子供たちが囃したてるように連呼した。一九四〇（昭和十五）年には繊維製品、マッチ、味噌、醤油、砂糖など生活必需品が切符配給制になり、奢侈品の製造販売禁止、竹のスプーン、木のバケツなどの代用品が大流行した。服装には国民服が登場し、男は軍服に似たカーキ色の五ツボタン、女は和服にもんぺが奨励された。ダンスホールは禁止、「ぜいたくは敵だ」の標語が巷に氾濫した。統制の強化とともに一方では闇物資が横行し、物価統制令にもかかわらず、軍需インフレにより物価は騰貴し、賃金統制令によって賃上げはストップし、庶民の暮しは圧迫されるばかりであった。

隣組の組織　こうした国策を一層強力に遂行するために組織されていったのが隣組だった。一九三

八（昭和十三）年ころから都市部では町会の整備が進んでいたが、四〇（昭和十五）年九月「部落会町内会等整備要綱」が出され、市町村行政の下請機関としての町内会、その中に一〇戸単位の隣組がつくられた。上意下達、下意上通の場として常会が重視され、四一（昭和十六）年七月の興亜奉公日から、全国いっせいにラジオ放送を合図に行なわれることになった。常会の内容は、組長挨拶、宮城遙拝、国歌斉唱、勅語奉読、常会の誓、報告、話し合い、申し合せといった形でだいたい指示されていた。常会の誓とは「この集いにおいて、互いに私を去って語り合い、唯ひとすじに皇国につくす覚悟を固めます」という内容で、報告は上からの伝達事項、話し合いは消費節約の仕方といった体験発表などだった。

初期の隣組の仕事は防空演習、廃品回収、貯蓄の奨励などだったが、配給が隣組を通じて行なわれるようになると、隣組は国民の生活から生命までも左右するようなものとなっていった。町内会長の個人的な感情で配給物が届かなかったり、国策非協力ということで回覧板が回されずに配給からオミットされたりといった、「とんとんとんからりんと隣組」の明るい歌声とはうらはらな事態も生じた。町内会長や隣組組長は男性も多かったが、隣組活動を実質的に支えたのは主婦たちだった。このころになると、戦争初期のような華々しい出征兵士の歓送行事は軍事機密として禁止され、動員はなくなったが、それに代わって防空演習、常会、回覧板、配給、家庭菜園づくりなど、暮しを支える主婦の毎日は多忙をきわめた。

「産めよ殖せよ」　一九四一（昭和十六）年一月、「人口政策確立要綱」が閣議決定された。これは

総力戦体制での人的資源の確保を目的としていたが、大東亜共栄圏建設のため将来人口を一億人とすることをめざしていた。人口増加対策は出生増加、乳幼児死亡減少、結核撲滅などであったが、中心課題は出生増加であり、そのスローガンが「生めよ殖せよ」だった。「出産力調査」により、女子の結婚年齢を三年早めること、一夫婦平均五子をもうけることが目標とされた。「悪い遺伝のない人をえらべ、なるべく早く結婚せよ、生めよ育てよ国のため」という結婚十訓が作られ、結婚報国の名で早婚が奨励された。大日本婦人会では、支部に結婚斡旋委員をおいたり、傷痍軍人との結婚が美談とされたりもした。

一九四〇（昭和十五）年から厚生省は優良多子家庭表彰を行なったが、表彰の条件は、六歳以上の子女を一〇人以上育成したこと、子女中死亡者がいないこと、性行善良にして家庭が堅実なること等であった。乳幼児死亡減少、結核対策などのために保健所が設置され、第一線で指導にあたったのが保健婦だった。母子保護のために妊産婦手帳が交付されるようになったのは四二（昭和十七）年からだった。しかし、結婚も出産も母子保護も一切が、戦争遂行のための兵力、労力確保という国の政策の一環としてとらえられていたのだった。

一九四三（昭和十八）年に入って戦局が悪化すると、銃後の暮しもいちだんと追いつめられていった。英語は敵性語であるからと使用禁止になり、煙草もチェリーは桜に、ゴールデンバットは金鵄に改められ、野球用語も日本語にかえられた。ジャズの演奏も禁じられ、巷に流れるのは「予科練の歌」「同期の桜」といった軍歌だった。食糧事情もますます悪化し、四四（昭和十九）年には東京に雑炊食

堂が開設されたが、その雑炊も箸が立たないほど水っぽいものだった。「欲しがりません勝つまでは」といわれても、国民の間にはしだいに不満が高まり、厭戦気分が広がっていった。しかし、「配給が不公平だ」といった井戸端会議の話でさえ、「不穏言動」として取締りの対象とされるような息苦しい日々だった。

（折井美耶子）

6　総力戦下の女性

女性の根こそぎ動員　戦争が「母性」についで女たちに求めた役割は「労働力」としてであった。国家総動員法の一年半後の一九三九（昭和十四）年十月、厚生省は「労務動員計画実施に伴う女子労務者の就職に関する件」を通達し、女子就労希望者の予備登録、重工業における女子就労基準などによって、軍需産業への女子就労を促した。すでにこの年の八月、女子の坑内作業禁止規定が緩和され、鉱山における女子労働が可能となっていた。日中戦争以後、応召者による欠員や、軍需産業の急速な拡大にともなう労働力不足を、女子労働によって補おうとする国の施策はしだいに強化されていった。一九四〇（昭和十五）年二月の「青少年雇入制限令」では、一二歳から二〇歳までの女子を「時局産業」以外が雇入れることを禁じ、一九四一（昭和十六）年十月の「国民職業能力申告令」の改正では、一六歳から二五歳の未婚の女子に登録義務を課した。さらにその一ヵ月後の十一月「国民勤労報国協力令」が公布され、一四歳から二五歳の未婚女子に年間三〇日以内の勤労奉仕が法制化された。

43図 軍需工場で働く女性
(1944年)

こうして女性たちはこれまで男子の労働分野とされていた重工業や機械工業に配置され、検査工・仕上工・旋盤工・ターレット工・フライス工・研磨工・鋳物工・メッキ工・熔接工など、男性と変わらない職種につくようになった。従来の繊維産業の女子労働者は、農村から募集され寄宿舎生活をしていたが、重工業では都市出身の通勤工が主体であった。しかし、一二時間から一三時間に及ぶ長時間労働、重い物の取扱い、力のいる作業、中腰の姿勢での仕事など労働条件は劣悪で、「体がひえてこまる」「過労のため節々が痛んでねむられない」「もう少し力のいらない仕事をしたい」などと訴えるような状態だった。

戦局が日ましに悪化し労働力が極度に不足する中で、女子の徴用を望む声が高まり、山高しげりのように女性からも提起されたが、一九四三（昭和十八）年二月、小泉親彦厚相は「日本では家族制度を考慮して女子徴用は行なわず勤労協力を希望する」と議会で言明した。女子労働は徴用によらずあくまで自発的な勤労動員でとし、九月には「女子勤労動員促進に関する件」を閣議決定し、女学校同窓会、部落会、町内会などで自主的に女子勤労挺身隊を組織することを促した。同月厚生省は、不要不急の一七業種について男子の就労を禁じた。敗色しだいに濃くなる一九四四（昭和十九）年八月の

「学徒勤労令」で、国民学校児童以外の学徒の勤労動員が法制化し、女学生はセーラー服にもんぺをはいて工場に通うことになった。「女子挺身勤労令」では、学徒以外の一二歳から四〇歳の未婚の女子は、挺身隊としての一年間の勤労が義務化された。まさに「根こそぎ動員」であった。しかし、なれない労働、危険な作業などで、病気になったりけがをする女性も多かった。

働く女たちの姿は軍需工場のみならず、鉄道の出改札、車掌、保線工夫、バス、トラックの運転手、炭坑夫、郵便配達などいたるところで見られた。家庭婦人にも生産参加がすすめられ、町内会ごとに軍需産業の下請けをする隣組工場がつくられた。「一機でも多くの飛行機を！」を合言葉に生産に励み、戦争末期には、「ふ号作戦」とよばれた風船爆弾を作らされた女学生たちもいた。戦場や軍需工場に出ていった男たちに代わって、農村でも女たちが働き手の中心となった。食糧増産のかけ声のもと、重労働の牛馬耕から一切の農作業をひきうけ、さらに家事も育児もと女たちの負担は大きかった。

従軍看護婦と慰安婦 戦争は女たちを最前線にも狩り出した。白衣の天使とよばれた従軍看護婦は、中国大陸から南方戦線にいたるまで軍隊とともに派遣された。皇后の股肱といわれた日赤の看護婦は「有事の際は速かに召集に応ずべし」とされており、召集令状がくれば水盃で夫や子供とも別れ出征しなければならなかった。戦場での勤務は苛酷で、ときには何日もろくに睡眠のとれないときもあり、過労の末病気になったり死亡した人も少なくない。フィリピンやニューギニアでの敗走のさい、飢えと敵の襲撃におびえながらジャングルの中をさまよい、骨と皮になって死んでいった人もあった。日赤所属の従軍看護婦は三万余人、そのうち死亡者は「遺芳録」によると一〇八〇人、ほかに陸海軍所

属の看護婦一万余人、ひめゆり部隊で知られる沖縄の学徒看護婦もいた。戦争末期には看護婦が不足し、資格最低年齢が一六歳に引下げられ、短期大量養成が行なわれ、戦場におくり出された。

従軍看護婦にもまして悲惨だったのは従軍慰安婦だった。日中戦争勃発後、兵士の性病予防を理由に一〇〇人余の女性が上海に送りこまれたのが最初とされており、以後日本軍の行く先々に慰安所が開設された。慰安婦の多くは「挺身隊」としてかりだされた朝鮮の女性であり、その数は八万とも一〇万ともいわれている。最前線で命を落とした人も少なくないが、生き残った女性たちの多くも故郷に帰ることができず、東南アジアなどに住みついているといわれるが、その実態は明らかではない。

一九四四（昭和十九）年六月、米軍はサイパン島に上陸、一ヵ月にわたる激戦ののち島の北端に追いつめられた女性たち数千人は、子供をおぶい互いに手をとりあって「バンザイ」と叫びながら断崖から身を投げて自決した。サイパンの陥落後、B29による本土空襲は本格化した。一九四五（昭和二十）年三月の東京大空襲は、雨のように降る焼夷弾でたちまち下町は火の海となり、わずか二時間で一〇万人余の死者となった。やがて空襲は大阪、横浜、名古屋、神戸に、続いて地方中小都市に移った。無差別じゅうたん爆撃によって町々は焼野原となり、黒こげになった死体がころがっていた。さらに凄惨だったのは、米軍が上陸し直接戦場となった沖縄だった。三ヵ月にわたって「鉄の暴風」とよばれた地獄のようなたたかいが続き、一〇万をこえる沖縄県民の命が奪われた。八月六日広島に、続いて九日長崎に原爆が投下された。巨大なキノコ雲が上がり、すさまじい熱線と爆風は一瞬にして人を焼き尽し、街を破壊した。広島の犠牲者二〇万人余、長崎十数万人といわれる。

八月十五日正午、降伏を告げる天皇の詔勅がラジオから流れた。はかり知れない犠牲をはらって、一五年にわたる長い戦争は終わった。

（折井美耶子）

五　現代社会と女性

1　戦後改革と女性解放

日本の民主化のはじまり　敗戦の日、「五年間の大バクチはすっからかんの負けとなった次第」と作家野上弥生子（のがみやえこ）は日記に書き、翌日、女性史家高群逸枝（たかむれいつえ）は「泣き哭くのみ」とくり返し記した。のちの一九五九（昭和三十四）年中学教師加藤文三が受持生徒の父母六三人に行なったアンケート調査によれば、敗戦を「信じられない・くやしい」と受けとめた父と母はそれぞれ六七パーセントと二〇パーセント、「ほっとした」一八パーセントと五〇パーセント、「不安」三パーセントと一七パーセントの差が出ている（「特集・女たちの8・15」『銃後史ノート』復刊六号）。男性は国家の勝敗に心を奪われているのに対して、女性は自分も家族ももう死なないですむが占領下の生活に不安を抱くという、個人の心情的反応がより強い。侵略戦争とそれを支えていた日常には無自覚、社会の仕組みに無知、家庭外に関心を持てない日本女性の生活と意識が戦後の出発点となった。敗戦でしょぼくれていてはごはんも炊けないというしたたかさもその裏返しとしてあり、それもまた戦後の諸活動の基盤となった。

国体護持、つまり天皇制の実質維持をもくろむ支配勢力は「一億総ざんげ」の名のもとに、インフレなど矛盾のしわよせをすべて国民におしつける姿勢は、戦前そのままであった。だから一九四五（昭和二十）年十月の五大改革指令でマッカーサー連合軍総司令官が「選挙権賦与（ふよ）による日本婦人の解放……日本婦人は政治体の一員として家庭の安寧に直接役立つ新しい概念の政府を日本に招来するであろう」を第一に掲げたことは、従わされ働かされるだけで、国や政治改革への参画を期待されたことのない日本女性には、まぶしく輝いてみえた。ポツダム宣言と世界世論に裏付けられた日本の軍国主義解体、民主化はこうして始まり、新聞には婦人解放、男女平等の文字が踊るようになった。

婦人代議士の誕生　敗戦の一一日後、市川房枝は関東大震災後の東京連合婦人会のような、戦後対策婦人委員会を結成し、婦選実現めざして政界へ働きかけ始めた。民主化の先頭をきって労働運動が広がり、女学生は学園の、看護婦は病院の、主婦も町内会の民主化をすすめた。食糧危機突破のために大都会の母も米よこせ大会に参加し、戦争未亡人の多い農村の主婦も農業会の民主化、地主の土地取上げ反対に集まった。インテリ層の婦人も戦争への反省をこめて婦人民主クラブを組織した。戦後民主主義の嵐の中で、身近な生活苦の解決に民主化要求を重ねた女性たちは、それぞれの生活の場で婦人運動を再建していった。政治と台所は結べるものと教えられながら、一九四六（昭和二十一）年四月十日、女性は初の選挙権を行使した。投票率六七パーセント（男子七九パーセント）、三九人の婦人代議士が誕生した。

民主的な政治実現を迫る運動の軸になったのは労働組合運動だった。敗戦一年後の労働組合員は三

九三万六八一五人、その四分の一が女性であった。東京都の女教師たちは男女差別待遇の撤廃、母性保護要求を実現させるために婦人部をつくり、あわせて学童給食の実施を迫った。国鉄が年少者と女性対象に解雇案を出したときは、全労働者が団結して撤回させた。民間産業の労働運動が実現した大幅賃上げを公務員にもと願って、一九四七（昭和二十二）年二月一日を期して計画されたゼネストは、マッカーサー命令で潰されたが、ここにいたる団結の力は賃金引上げ、出産休暇・生理休暇を入れた労働協約の成果をあげた。

反封建・男女平等の諸法制の実現　平和と民主主義を国民自身のものとするための激動の日々に、憲法の全面改訂が検討され、婦人代議士たちも審議に参加した。一九四六（昭和二十一）年十一月三日公布、翌年五月三日施行された日本国憲法は、国民主権、戦争放棄、基本的人権、議会制民主主義、地方自治を原則とし、大日本帝国憲法体制の主権者であった天皇は、象徴天皇に変えられた。憲法第十四条で、政治的・経済的・社会的関係での性差別は禁止された。結婚は両性の合意のみに基づく対等と協力関係にあることも、第二十四条に明記されている。

憲法の基本精神のもとで、教育基本法は男女同学、共学の原則をきめた（一九四七年三月公布施行）。労働基準法は「人たるに値する生活を営むため」の労働条件と男女同一労働同一賃金の原則をたてた。母性保護を規定し、「女工哀史」状況の解消をはかった（同年四月公布、九月施行）。労働省婦人少年局が設置され、婦人施策を女子公務員が立案できるようになった。刑法の姦通罪が廃止され（同年十一月）、民法の家族や相続に関する部分が改正され、家父長的家族制度は廃止された（同年十二月）。

強い労働組合がたたかって獲得していた権利は、母性保護をはじめとして制度化され、全国民の権利となり、法律を武器にして実現へ努力する道がひらかれた。

この前後、世界的には社会主義の影響を強くうけながら、先進資本主義国の労働運動、植民地での民族解放運動が発展した。それに反発する反共軍事同盟もはりめぐらされ、ついに朝鮮戦争が始まった。労働運動が弱められ、襲いかかった解雇で女子は男子の二倍、三倍の割合で失職、一九五〇（昭和二十五）年三月、女子労働者は二八六万人、戦後の最低となる。しわよせはまず女性にくるのに変わりはなかった。他方、国際婦人デー再建の努力から働く女性と家庭婦人の統一した組織づくり、世界にさきがけた平和運動への試みが重ねられる。しかし日本政府は、過去の侵略主義日本が最も迷惑をかけた中国を無視し、社会主義国が反対するアメリカにかたよった講和条約を、五一（昭和二十六）年九月、アメリカのサンフランシスコで調印した。同時に、日米安全保障条約を結び、米軍基地最優先の軍事条約に加わった。日本の産業も生活もようやく戦前なみになっていく中で、女性の地位は向上し、法制上は男女平等となっても変わりにくい現実をどうするのか、課題は重く残されたのである。

（伊藤　康子）

2　いのちと暮しを守る母たち

行動する女性　アメリカ占領軍の重石がともあれなくなったのち、「逆コース」とよばれた再軍備政

策、家族制度復活も含む政府与党の憲法改訂計画、生活を根こそぎ破壊する基地拡張も進められた。だが女性も黙ってはいなくなり、全女性の一致した反対で家族制度復活を阻止、内灘のおかかたち、砂川の母たちの基地反対闘争のひたむきさは、今も語りつがれている。

共通した生活を持つ仲間同士の結集もよびかけられた。全日本女子学生連合会、全国日雇婦人大会、おてつだいさんとよんでほしいの願いを浸透させた女中さんの組織希交会、『朝日新聞』の「ひととき」欄をきっかけにした草の実会（東京）、ひととき会（大阪）、いずみの会（東海）、労働者の団結を家族ぐるみでと日本炭鉱主婦協議会、女教師の質をたかめようとする全国婦人教員研究協議会等が、一九五〇年代前半に会を開き、組織をつくっていった。また一九五四（昭和二十九）年、自主的な労働組合を結成して、居住・外出・教育・信仰・結婚の自由を認めよ等の要求を一〇六日間のストライキでたたかった近江絹糸争議（人権争議）は、世論のあとおしで勝利した。これ以後繊維産業だけでなく、封建色が強いといわれていた証券会社、地方銀行にも労働運動が広がった。支配者の言うなりにならなくなったふつうの女たちは、共通の苦しみをなくすため、支えあって歩き始め、組織がそのよりどころになった。

このような女性自身のやむにやまれぬ行動力を背景に、一九五三（昭和二十八）年日本婦人団体連合会が誕生、平和を第一に掲げる国際交流の窓口となった。世界的にも朝鮮、ベトナムに平和が回復され、中印首脳会談で平和五原則が発表され、「雪どけ」の季節と言われたにもかかわらず、五四年三月、アメリカはビキニ環礁で水爆実験を行なった。マグロ漁船第五福竜丸が被災、半月後に漁夫が原

爆症と診断され、原水爆実験禁止運動が自然発生的に広がった。実際に署名用紙を持ちまわったのは、せっかく平和な日本で子供を育てられるようになったのに、また戦争で、戦争の道具で殺されるのはかなわない、いけないことはやめてもらおうと願う母たちであった。

母親運動の広がり　この熱い願いを国際世論に結んで実現するための、国際民主婦人連盟への訴えは、世界の各国の母親大会を開こうというこだまとなって返ってきた。さまざまな婦人団体、活動家に地域の母親大会を開こうというよびかけが出され、婦人民主クラブ、子供を守る会、各県レベル教組婦人部をはじめとする労働組合婦人部の人々の心をゆすぶった。最も下積みの母親の想いを声にして、日本中の女の心をつなごうとする母親運動はこうして誕生した。一九五五（昭和三十）年六月七日から三日間、東京豊島公会堂で開かれた日本母親大会は、語るも涙、きくも涙、泣き親大会といわれながら、肉親以外の人を信じ、あきらめずになんとかしようとする、母だからこそ主権者になっていく道をひらいた。運動の形をとっていてもいなくても、日本女性の良い意志は一つの流れとなり、底辺からの幅広い統一行動がはじめて現実となった。母親大会は会を重ねるごとに「一人が一〇〇歩進むより、一〇〇人が一歩進む運動に」「母親が変われば社会が変わる」「子供を守ることがアカならば、わた

44図　第１回日本母親大会
（1955年）

したち母親はみんなアカになりましょう」等の素朴な民主主義運動の原則を自らつくりだしていった。

あたりまえの生活者の願いを運動に変えた中から、保育所づくりが、部落解放全国集会が芽ばえた。利潤追求のための「合理化」を統一と団結でくいとめる行動を世界と結びつつ、働く婦人の（中央・県）集会も開始された。超党派の婦人代議士の努力が実って、売春防止法がようやく成立、施行された。母親として子供を大切にする教育を求めて、勤務評定反対運動にも加わった。

経済成長から安保条約改訂へ　母親運動誕生と期を同じくして、日本の民主主義をどのようなものにするかをめぐって、政界、財界が再編された。保守合同（自民党結成）、社会党合同、共産党の団結回復、日本生産性本部発足がそれである。世界的にはソ連のスプートニクが打ち上げられ、アラブ諸国からアフリカへ民族解放の波が広がった。一九五九（昭和三十四）年には皇太子と日清製粉社長正田英三郎長女美智子が結婚し、ミッチー・ブームはテレビの普及に一役かったといわれる。技術革新に基づく経済成長の姿が、しだいに国民の生活にあらわれ始めた。

この変化を国際関係に取り込もうとした日米安全保障条約改訂は、日本の経済力を再軍備強化に結ぶ方向を持っていた。アジア諸国も日本国民も、軍国主義復活を懸念し、社会党・総評を中心に日米安全保障条約改訂阻止国民会議（安保共闘）が組織された。平和か戦争か、アメリカかアジアか、日本の基本路線がどちらを向こうとしているのか、女性も声をとどかせずにはいられない日々が、国会を取巻く請願デモの波となった。女性も投票だけではない政治行動に、母としても女性自身としても

参加するようになった。安保条約改訂をとどめることはできず、二〇億円にのぼるカンパも三井三池闘争を勝たせることはできなかったが、主権者である女性を半分とする国民の意志は、岸信介内閣を退陣させ、会社の一方的ふるまいを制約する力になることが、理解されるようになったのである。

（伊藤　康子）

3　高度経済成長にふさわしい生活を

無視できなくなった女性　文明病の一つといわれる小児マヒが日本ではじめて流行したのは、青森県八戸市で一九五九（昭和三十四）年のことである。これから三年間、母親は我が子が小児マヒに生命と手足の自由を奪われないかとおびえ、世界の医療界に救いを求め、政府に対策を迫り、医師や労働組合、日ソ協会、地方議会や地方自治体の手も借りながら、ソ連とカナダから生ワクチンや治療薬等を輸入させた。流行地には小児マヒから子供を守る会がつくられ、自分たちの出した税金を子供のために使わせることにこぎつけた母親のエネルギーは、安保闘争で発揮された女性のエネルギーと共通するものであった。

戦後一五年を経て、街頭でも、政治に対しても物怖じしなくなった女性のエネルギーに各界は注目した。日本初の女性大臣中山マサ厚相が誕生したのも、社会教育の婦人関係予算が大幅に増額されたのも、目的に賛成する人はだれでも入れる日本婦人会議や新日本婦人の会等が組織されたのもこの

ときである。自民党内閣は低姿勢で、一九六〇年代前半からの一〇年間に所得倍増するとうたい、重化学工業に設備投資を集中して大企業発展策をとった。名目賃金は二倍どころか一〇年間に三倍になったが、重化学工業の生産量、生産額の伸びはそれ以上で、つくられた電気洗濯機、電気冷蔵庫、テレビが各家庭にあふれるようになった。耐久消費材購入費だけでなく、電気・水道・ガス代も含めて家計費はうなぎのぼりにあがり、加えて親より高学歴を高賃金の保障にしたいという切実な願いに支えられた進学率上昇による教育費の増加がこれに拍車をかけた。未婚者だけでなく既婚女子が労働市場へ大量に組み込まれていった。

働く女性の増加と労働権確立の要求　家計費の必要に迫られ、家事も省力化されて、意欲的に働くが高校新卒女子初任給を下まわる低賃金、景気変動で解雇しやすい、パート・タイマーとよばれる再就職女子労働者は、農家の大黒柱の出稼ぎ以上に激増した。したがって共働きもふえ、一九六〇（昭和三十五）年五人に一人だった女子労働者中の共働きは、一九七五（昭和五十）年には半分になった。中途で退職したら損になるし、働きがいのある仕事に就けないと働き続ける女性も、教師、公務員を先頭に増え始めた。

働き続けたいという願いの最大の壁であった保育所不足、労働条件にみあっていない保育所の実態に対して、一九六〇年代前半、ことに大都市から、保育要求が爆発し、実現していった。目に見える形で成果があがると、それまであきらめていた女性も、産休あけからの保育を、母親の仕事と通勤時間にみあった保育時間を、母親保母でも安心して預けられる保育内容を、障害児にも発達を保障する

集団保育をと、要求をふくらませ、そして解決していく。幼児だけでなく乳児も、さらに小学校低学年の子の放課後を生き生きした生活にする学童保育も、超スピードでひろがった。

子供を育てていけそうなら、安い賃金でパート・タイマーになるより慣れた職場でがんばりとおそうとする労働者がふえた。それまで黙っていても結婚・妊娠で退職する慣行が崩れて、あわてたのは、短期間就業だから女性は低賃金なのだと責任をかぶせていた経営者だった。念書をとり、誓約させて、結婚退職、出産退職、三〇歳・三五歳で女子は定年などの性差別退職制が社会問題となった。五年かかった裁判の末、一九六六（昭和四十一）年、住友セメントの鈴木節子は、結婚退職制は憲法違反という判決を得た。これに勇気づけられた人々は各地で裁判に訴え、ビラで世論の支持を求め、議会で検討するよう働きかけた。共働き夫婦の一方を転勤させ、別居させることによって一方を退職させようとする別居配転も裁判に提訴され、励ましあいながら夫婦は夫婦らしく、人間は人間らしく生きる道を求めた。労働権を確立させる女子差別労働裁判は、一九七〇年代前半に五三件を数え、ピークに達し、三分の二が勝利した。結婚・出産退職、若年定年制はすべて勝訴、既婚やパートを理由とする解雇は一五対八で勝訴が多い。

働き続けられる職場環境を　技術革新で、身体の一部しか動かさず、神経を酷使する労働密度の濃い働き方が増えた。キイパンチャーやチェッカーというカタカナ名前の仕事は、一見魅力的なようで、実際は目の疲労、胃腸障害など自律神経障害をひき起こした。働き続けるからこそ母性破壊も問題となり、流産、死産、早産、未熟児、低体重児の出現率の高さが指摘された。ことに交替制勤務の職場

で異常が多かった。だからこそとりたい、生理休暇も十分な産前産後休暇もとりにくい職場環境を変えなければならない。すべて労働組合の課題となり、女子労働者も発言力を強めようと、自主的調査に取り組むようになった。

また、働き続けるからこそ、働きがいのある仕事への要望も強まっている。一九六七(昭和四十二)年新潟県立病院で事故一歩手前の看護の実態を、「あるべき看護」にたかめようと労働組合で討論を深め、労働条件、特に夜勤体制について、一人の看護婦が月八日以内、一病棟二人以上夜勤で働く要求を貫こうとした。病人が互いに世話しあわなければならなかった入院患者や付添いは、このニッパチ闘争を自分たちの願いと考え、県知事に嘆願書をとどけるなどともに行動した。翌年勝利した新潟に続いて、ニッパチ闘争は全国に広がった。赤ちゃんを取違えたくない、精神病患者におそろしい思いを抱きたくない、注射液をまちがえたくない等、当然の看護をやりとげたいという要求は、労働者を人間らしく扱ってこそ労働の場という内容を持ち、住民のための医療を実現させる保障となるものである。働き続ける中でのいい仕事への願い、利潤追求にきりきりまいさせられる仕事への見直しは、下積みにされることの多い働く女性であるだけに強い。

このような女子労働者運動の積み重ねのうえに、最も根本的な女性差別賃金解消の課題が裁判にかけられた。一九七〇(昭和四十五)年、秋田相互銀行労働組合は、男女別給与表は労働基準法違反と提訴、三年九ヵ月後に勝った。これ以後、男女別の給与体系・手当ては、労働基準監督署に申告して、勧告による是正指導がされるようになった。七一(昭和四十六)年から七八(昭和五十三)年まで、

是正させた女性差別賃金は二四件、払い戻させた賃金は一九億八〇〇〇万円余にのぼる。最も多額を払い戻したのは立石電機の初任給・昇給昇格差別によるもので、六億円以上にもなった。この差別は二年で時効になるので、たった二年間女性を差別して企業が不当に奪う金額は、一社で億・千万円単位の巨額にのぼる。企業が女性差別をやめない本音はここにある。企業のこの手を縛るのは、結局、女子労働者自身、労働組合運動である。

住民運動の展開　このころ、他人目には幸せなおくさんとみられる主婦のむなしさがささやかれるようになった。一方で、余暇を活用して、自分の子から出発しても地域の子供たちのために、あるいは消費生活全体を向上させる住民運動、主婦パワーも無視できない力になった。一九六〇年代前半の高校希望者全員入学運動、一九七〇年前後のカラーテレビ買いびかえ運動による価格引下げの成功、富山県神通川三井金属のカドミウムたれ流しによるイタイイタイ病が告発した公害裁判勝利(一九七一〈昭和四十六〉年)にひき続く熊本県水俣病や三重県四日市石油コンビナートの大気汚染裁判も住民側勝利に終わった。だが公害を発生源でとめるまでにはいたっていない。さらに乳児や老人医療費無料化運動も、地方自治体ごとに成果をあげ、国の政策転換を迫って制度化させる部分もでてきた。

自分たちで政治を変えなければ安心して暮らせない、それなら政治を変えようというのが民主主義の原点である。公害や受験競争激化を契機にふきあげた地域の教育・福祉政策への要求は、地方自治体首長選挙を保守対革新の一騎打でしのぎを削らせるようになった。一九六七(昭和四十二)年、美濃部亮吉東京都知事が初当選したとき、女性は年齢にかかわりなく革新支持が多かったといわれる。

これ以降、政党と各種団体が地域政策をたてて統一戦線組織をつくり、教育・福祉施策を前面に押立てて選挙戦をやり抜き、一九七三（昭和四十八）年革新地方自治体は全国で一四八、住民は三七〇〇万人をこえ、なおしばらくは増加傾向にあった。

だが一九六五年以降は日本にアメリカの原子力潜水艦が入港し、日韓条約が結ばれ、アメリカのベトナム侵略戦争に加担する日々でもあった。アメリカのベトナム「北爆」は第二次大戦時の空襲を思いおこさせ、戦争体験記が綴られるようになり、アメリカ兵士に母や妻のもとへ帰れと働きかける運動へいたった。反戦行動には常に女性の姿があるだけでなく、ベトナム支援一円募金というつつましい、だが国民的な広がりを持つようになり、沖縄の全面的祖国復帰と結ばれ、女性の発想や行動が全体を生き生きとさせるようになった。日本の婦人運動はようやく本格的となり、世界的視野を持つ平和・民主主義を生活と結びながら定着させる力量を、女性はたくわえつつあったのである。

（伊藤　康子）

4　国際婦人年から二〇〇〇年へ

差別的労働条件の改善　国際連合は満場一致で採択した「婦人に対する差別撤廃宣言」を現実にするために、一九七五（昭和五十）年を国際婦人年とすることを決定した。それは、これまでみたような女性の願いの切実さ、婦人運動の世界的規模でのたかまりにもかかわらず、女性が楽しく安心して

生き生きと暮らせるにはほど遠い日常を改善するためだった。スローガンは「平等――男女平等の促進と政策決定への婦人の参加、発展――婦人の能力開発、経済・社会・文化の発展への婦人の参加、平和――国際友好と協力への婦人の貢献」とまとめられた。ベトナムに平和が帰ったこの年、たとえ発展途上国の女性であっても、飢餓や子供の不就学や戦火にうちのめされることがないように、人間としての権利を持ちうる国際秩序の組みかえまで検討する会議が、メキシコシティで開かれた。さらに国連はこの後の一〇年間を「国連婦人の一〇年」と決め、中間年にはコペンハーゲンで、最終年にはケニアのナイロビで政府レベルの会議とNGOの会議が開催され、女性の連帯で世界の現実を変えようとしたのである。

このような世界の動きに励まされ、また政府・地方自治体への圧力としつつ、日本女性も、日常に根をはる女性差別を根幹からゆさぶろうとした。差別が目に見える職場で、女子労働者は一九五〇年代前半以降増加し続け、一九八四（昭和五十九）年一五一八万人（一九五〇〈昭和二十五〉年の四・五倍）、共働きは六割にのぼる。大学卒女子を門前払いする県はなくなり、夜勤が常態である郵政職B、消防職を除き女子が排除される公務労働は年を追って縮小された。公務員を先頭に、女性はどのような専門職にも、管理職にも進出するようになった。勤続年数の平均も、一九六〇（昭和三十五）年の四年から八四年には六・五年にのび、一〇年以上働いている女子労働者の割合は、一九五四（昭和二十九）年の四・七パーセント八万人から八三（昭和五十八）年二一・〇パーセント二六〇万人までになった。にもかかわらず男女賃金格差は、七八（昭和五十三）年五六・二を最高に八四年五一・八パーセン

トとひらく一方で、ＩＬＯから「国連婦人の一〇年」の間に格差がひらく唯一の国ときびしく指摘されている。女性自身が家族や保育所等に支えられて、道をきり開き、働き続ける努力を重ねてもそれだけでは平等にならないことを、この現実は示している。

一九七五（昭和五十）年だけをとっても、労働裁判で伊豆シャボテン公園の女子四七歳差別定年制無効の最高裁判決、大阪朝日放送女子アルバイト二年で解雇は職権乱用の判決、コパル株式会社で二人以上の子を持つ女子労働者解雇違憲判決が、企業の女性差別撤回を迫った。十月には提訴中の女性八九人が一九六八（昭和四十三）年以来、アメリカ、ソ連についで世界第三位の国民総生産（ＧＮＰ）を誇る国での非人間的な労働条件是正を国会に要請した。翌年には、日本信託

45図　国連婦人の10年日本大会（1985年）

銀行労働組合が積年の労働組合運動の成果として男女・組合差別を撤回させ、二九歳で男女共副主事（主任）昇格、初の女性主事（支店長代理クラス）昇格を実現させた。仲間と支えあいながら働き続けてきた女子労働者の、人間の尊厳を傷つけるほどの差別的労働条件改善がようやく実現したのである。

自治能力を高める　各地で、国際婦人年と「国連婦人の一〇年」をきっかけに、またアメリカ等の

ウーマン・リブの影響もうけて、学習会・情報交流・調査が行なわれ、現状の洗い直しのうえに草の根の運動が強められ、行政等への要請行動がまき起こされた。「国際婦人年をきっかけに行動をおこす女たちの会」をはじめ、個性ゆたかな女性の自主的組織も多彩になり、行動的になった。国連初の軍縮特別総会（一九七八〈昭和五十三〉年、八二〈昭和五十七〉年）や欧米の反核行動をきっかけに、日本でも反核・平和の婦人共同行動がもりあがった。

全国的組織を持つ婦人団体四八の協力を強めようと、「国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会」（略称「国際婦人年連絡会」）が国に差別撤廃施策の実行、日本行動計画策定、女性登用を迫った。国民の半分を代弁する発言は、政府・東京都に影響力を持った。各地でも、力のある地域では協力してこそ発揮できる組織づくりをそれぞれにすすめた。「神奈川女性プラン」をつくり「かながわ女性会議」を誕生させた神奈川県の場合や、講座、パンフレット普及で婦人解放の前進をはかり、「女たちの昼休みデモ」「男女差別賃金をなくす大阪連絡会」「女たちの映画祭」を工夫していった「国際婦人年（大阪）北区の会」の活動等は、新しい波紋を起こしている。多彩な行動の集約点は、女子差別撤廃条約早期批准であった。

このような婦人行政の全面的活性化、女性の登用を要請する政府・自治体への働きかけは、婦人団体だけでなく、超党派の婦人議員、管理職にいる女子国家公務員からもなされた。国会でもはじめて婦人問題集中審議が行なわれ、女性の社会的地位向上をはかる決議がされた。政府も重い腰をあげて婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議、総理府婦人問題担当室を発足させ、一九七七（昭和

五十二)年国内行動計画を策定した。「政治、教育、労働、健康、家族生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献することが必要」と基本的に主張しながら、抽象的な行動計画に批判が集中し、「重点目標」が決められた。差別定年制解消を政府が企業に具体的に指導する中で、焦点は雇用平等法に移った。企業利益のために平等法を否定する財界と、母性保護も平等も女子労働者の人権として主張する労働側の対立は、つばぜりあいの末、二四時間休みなしの経済活動を可能にするため、母性保護を弱め、企業のための能力主義を強めた男女雇用機会均等法として、一九八五(昭和六十)年五月成立した。このほか、この一一年間に、離婚後も婚姻中の姓を使えるように、また妻の相続分を三分の一から二分の一へ増やす民法一部改正、父母両系主義へ国籍法・戸籍法改正が行なわれ、家庭科男女共修の方向へ文部省はふみきった。国や企業の負担がないかぎりでは、当事者の要望が法制改正へとどく時代になりつつあることがわかる。

女子差別撤廃条約の批准　しかし、日常生活の面では、ことに一九八〇年代前半以降、保育所予算の削減等で親が負担する保育料は高くなり、多様化した母親の労働条件にかかわって営利本位のベビーホテルが続出、事故もふえた。育児休業制度の全面化も否定された。個々の家庭の営みだった食事、掃除、洗濯、子供の学習やスポーツにも企業が進出する中で、家族揃っての食事や家事・育児への協力が崩れ、父親は一層長時間労働に、母親も家計補助の稼ぎに追いまくられる悪循環が続いている。急激な社会的変貌についていけない老人の諸問題、ストレス蓄積に対して、人間らしさを育てる家庭

と地域を意識的につくりあげていく要として、あらためて女性の存在が見直されている。将来的には公務労働になるかと思われる親子文化活動、親子文庫活動、子供会活動、老人福祉へのボランティアとよばれる活動が、手弁当ですすめられている。その実践に裏付けられた教育・福祉施策要求は、声を出すことを知らず、深化した矛盾の只中にある主権者を代弁して地方自治体へむけられた。このように成長した女性市民、女子公務員と国の要望で、地方自治体にも国とほぼ同様の婦人施策体制がこの一一年間に出揃うこととなった。婦人問題企画推進会議、婦人問題懇話会、婦人問題担当（対策）室、生活・意識調査と行動計画、施設の拡充が、県・大都市レベルでは実現し、国際婦人年以前とは格段の違いをみせている。その中で、名古屋市は中学二年生全員に男女平等教材を配布し、一九八四（昭和五十九）年には「日本女性会議'84なごや」を民間婦人団体とともに開催して、無関心層や他の市町村レベルに女性の自立・平等・発展の施策と雰囲気を浸透させようとした。民主主義政治のあるべき姿としての行政と主権者の支えあいの基盤が、このような努力と模索の中で育てられつつある。

その総括として、女子差別撤廃条約が一九八五（昭和六十）年六月批准され、日本は世界で七二番目の締約国となった。性別役割分担の偏見・慣習を否定し、子育ては男女の共同責任であると確認しつつ、男女の完全な平等が家庭と社会の発展と平和に必要と主張するこの条約は、日本女性が現在と未来に解放をすすめるための新しい拠りどころである。二十一世紀へむけて、平等・発展・平和を願う世界女性の中に日本女性は生きている。これまでの歴史を生きて、力がたりなかったのであれば、より多くの女性男性の統一と団結を強め、方針をたてられなかったのであれば、戦後四〇年にたくわ

えた専門家・生活者・行政者女性の智恵と実行力を結びあわせよう。その自覚と成長は誰もおしとどめることができず、いよいよ本格的な主権者として女性の地位向上、男女平等を発展させ、男女ともに生き生きと生きられる平和な日本と世界を築いていくことになろう。

（伊藤　康子）

参考文献（本書の執筆にあたって参考にした書籍・論文を掲げた）

〔古　代〕

女性史総合研究会編　日本女性史　第一巻　原始・古代（東京大学出版会　'82）
脇田晴子編　母性を問う――歴史的変遷　上巻（人文書院　'85）
加藤晋平他編　縄文文化の研究　八（雄山閣出版　'82）
大林　太良　縄文時代の社会組織（季刊人類学二-二　'71）
春成　秀爾　弥生時代九州の居住規定（国立歴史民俗博物館研究報告三　'84）
仁井田　陞　中国法制史（岩波書店　'52）
滋賀　秀三　中国家族法の原理（創文社　'67）
石母田　正　古代法小史（日本古代国家論　第一巻　岩波書店　'73）
梅村　恵子　律令における女性名称（人間文化研究会編　女性と文化　白馬出版　'79）
梅村　恵子　六国史にみえたる官人の犯罪（お茶の水史学二〇　'76）
今井　堯　古墳時代前期における女性の地位（歴史評論三八三　'82）
洞　富雄　天皇不親政の起源（校倉書房　'79）
関口　裕子　古代家族と婚姻形態（講座日本歴史　二　東京大学出版会　'84）

'83）
武田佐知子　古代国家の形成と衣服制——袴と貫頭衣（吉川弘文館　'84）

〔中　世〕

女性史総合研究会編　日本女性史　第二巻　中世（東京大学出版会　'82）
脇田晴子編　母性を問う——歴史的変遷　上巻（人文書院　'85）
石井　進　中世武士団（日本の歴史12　小学館　'74）
脇田　晴子　歴史学と女性（歴史学研究五一七　'83）
脇田　晴子　中世女性の役割分担——勾当内侍・販女・熊野比丘尼（歴史学研究五四二　'85）
脇田　晴子　中世被差別民の生活と社会（部落問題研究所編　部落の歴史と解放運動　前近代編　部落問題研究所出版部　'85）
黒田　弘子　中世惣村史の構造（吉川弘文館　'85）
土田　直鎮　内侍宣について（日本学士院紀要一七－三　'59）
田端　泰子　中世村落の構造と領主制（法政大学出版局　'86）
村上　信彦　服装の歴史　全五巻（講談社　'55）
家永　三郎　日本人の洋服観の変遷（ドメス出版　'76、増補改訂'82）
高　牧　實　大和小南の宮座と女房座（宮座と村落の史的研究　吉川弘文館　'86）
牛山　佳幸　古代における尼と尼寺の問題（民衆史研究二七　'84）

勝浦令子　古代における母性と仏教（季刊日本思想史二二　'84）
網野善彦　日本中世の非農業民と天皇（岩波書店　'84）
豊田　武　日本商人史　中世篇（東京堂出版　'49）
瀬川清子　販女（未来社　'71）
脇田晴子　日本中世商業発達史の研究（御茶の水書房　'69）
藤木久志　戦国乱世の女たち（笠原一男編　日本女性史　第三巻　評論社　'72）
西岡虎之助　日本女性史考（新評論社　'56、復刻'77）

〔近　世〕

女性史総合研究会編　日本女性史　第三巻　近世（東京大学出版会　'82）
近世女性史研究会編　論集近世女性史（吉川弘文館　'86）
脇田晴子編　母性を問う——歴史的変遷　下巻（人文書院　'85）
鎌田　浩　幕藩体制における武士家族法（成文堂　'70）
山中永之佑　徳川幕府法における「婚姻の成立」（阪大法学二七　'58）
城島正祥　佐賀藩成立期の内儀方知行（社会経済史学三八-三　'72）
宮本義己　武家女性の資産相続（国学院雑誌七六-七　'75）
松尾美恵子　近世武家の婚姻・養子と持参金（学習院史学一六　'80）
山中永之佑　徳川時代における京都町人の「家」と相続（阪大法学四四・四五合併号　'63）

宮本由紀子　吉原細見の研究——元禄から寛政期まで（駒沢史学二四　'77）
林　玲子　江戸期の女性群像（人物日本の女性史10　集英社　'77）
宮本由紀子　吉原遊女のゆくえ——流罪となった吉原遊女達（史学論集一〇　'80）
大竹秀男　封建社会の農民家族（創文社　'62）
長島淳子　近世女性の農業労働における地位（歴史評論三八三　'82）
山崎隆三　幕末維新期の経済変動（岩波講座日本歴史(旧)一三　岩波書店　'63）
津田秀夫　幕末期の雇傭労働について（土地制度史学八　'60）
林　玲子　近世商家女性の生活（歴史評論三四七　'79）
入江　宏　町家における女子教育の構造（北海道学芸大学紀要一七-一　'66）
関　民子　江戸後期の女性たち（亜紀書房　'80）
日本史研究会編　講座日本文化史　第六巻（三一書房　'63）
津田左右吉　文学に現はれたる国民思想の研究　第三・四巻（岩波書店　'66）
柴　桂子　江戸時代の女たち——封建社会に生きた女性の精神生活（評論新社　'69）
高井　浩　天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(1)～(9)（群馬大学教育学部紀要〈人文・社会科学篇〉一三～一八、二一～二三　'64～'73）
村上　直　近世・増上寺領における『女学校発起之趣意書』について（法政史学三〇　'78）
神田秀雄　開教期如来教の救済思想（日本史研究二五六　'83）
中山栄子　只野真葛（丸善　'36）

春山育次郎　日本唯一閨秀詩人原采蘋女史（原采蘋先生顕彰会　'58）
小野則秋・磯部実　野村望東尼伝（文友堂書店　'43）

〔近現代〕

女性史総合研究会編　日本女性史　第四巻　近代、第五巻　現代（東京大学出版会　'82）
村上　信彦　明治女性史　全四巻（理論社　'69～'72）
鹿野　政直　戦前「家」の思想（創文社　'83）
深谷　昌志　増補　良妻賢母主義の教育（黎明書房　'80）
上條　宏之　絹ひとすじの青春――「富岡日記」にみる日本の近代（NHKブックス三二〇　日本放送出版協会　'78）
中村　政則　労働者と農民（日本の歴史29　小学館　'76）
中村政則編　技術革新と女子労働（国連大学発行　東京大学出版会　'85）
日本キリスト教婦人矯風会編　日本キリスト教婦人矯風会百年史（ドメス出版　'86）
貝出寿美子　野口幽香の生涯（東京女子大学附属比較文化研究所紀要二七・二八　'69・'70）
山室　武甫　山室軍平にふさわしき妻機恵子（玉川大学出版部　'65）
千野　陽一　近代日本婦人教育史（ドメス出版　'79）
宮地　正人　日露戦後政治史の研究（東京大学出版会　'73）
香内信子編　資料母性保護論争（ドメス出版　'84）

細井和喜蔵　女工哀史（岩波書店　'25）
加藤　文三　近代史の歩み　二　大正（地歴社　'84）
市川　房枝　市川房枝自伝　戦前編（新宿書房　'74）
一番ヶ瀬康子編　保健・福祉（日本婦人問題資料集成　第六巻　ドメス出版　'78）
今中　保子　一九二〇年代～一九三〇年代の廃娼運動とその歴史的意義――広島県を中心にして（歴史学研究五五九　'86）
籾谷美規子　戦争を生きた女たち――証言・国防婦人会（ミネルヴァ書房　'85）
永原　和子　女性統合と母性――国家が期待する母親像（脇田晴子編　母性を問う　下　人文書院　'85）
秋元　律郎　戦争と民衆（学陽書房　'71）
広田　和子　証言記録　従軍慰安婦・看護婦（新人物往来社　'75）
女たちの現在を問う会編　銃後史ノート　一～九（JCA出版　'77～'84）
東歴研婦人運動史部会　戦時下の日常生活とその崩壊――日中・太平洋戦争と総力戦体制（歴史評論四〇七　'84）
堀　サチ子　十五年戦争下の女子労働（歴史評論四〇七　'84）
伊藤　康子　戦後日本女性史（大月書店　'74）
朝日ジャーナル編　女の戦後史　ⅠⅡⅢ（朝日新聞社　'84～'85）
日本婦人団体連合会編　婦人白書一九八五――国連婦人の一〇年　日本の婦人はどこまできたか（ほるぷ出版　'85）

執筆者紹介（五十音順、現職・所属）

伊藤康子（いとう　やすこ）　中京女子大学教授
今中保子（いまなか　やすこ）　女性史研究家
植野弘子（うえの　ひろこ）　聖心女子大学非常勤講師
梅村恵子（うめむら　けいこ）　放送大学非常勤講師
大木基子（おおき　もとこ）　高知短期大学教授
折井美耶子（おりい　みやこ）　女性史研究家
勝浦令子（かつうら　のりこ）　東京女子大学助教授
加藤美恵子（かとう　みえこ）　京都橘女子大学非常勤講師
黒田弘子（くろだ　ひろこ）　中央大学非常勤講師
菅野則子（すがの　のりこ）　一橋大学助手
菅野美恵子（すがの　みえこ）　大阪府立茨木工業高等学校教諭
関　民子（せき　たみこ）　近世女性史研究会
関口裕子（せきぐち　ひろこ）　清泉女子大学非常勤講師
武田佐知子（たけだ　さちこ）　大阪外国語大学助教授
田端泰子（たばた　やすこ）　京都橘女子大学教授
長野ひろ子（ながの　ひろこ）　中央大学助教授
永原和子（ながはら　かずこ）　——別掲
西野悠紀子（にしの　ゆきこ）　京都府立鴨沂高等学校教諭
早川紀代（はやかわ　のりよ）　近代女性史研究家
林　玲子（はやし　れいこ）　——別掲
服藤早苗（ふくとう　さなえ）　横浜国立大学非常勤講師
宮本由紀子（みやもと　ゆきこ）　総合女性史研究会
妻鹿淳子（めが　あつこ）　清心女子高等学校教諭
義江明子（よしえ　あきこ）　千葉大学非常勤講師
脇田晴子（わきた　はるこ）　——別掲

編者紹介

脇田晴子（わきた　はるこ）
一九三四年　兵庫県生れ
一九六三年　京都大学大学院文学研究科博士課程単位取得
大阪外国語大学教授・文学博士
日本中世都市論（東京大学出版会　一九八一年）
室町時代（中央公論社　一九八五年）

林　玲子（はやし　れいこ）
一九三〇年　東京都生れ
一九六五年　東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得
流通経済大学教授・経済学博士
江戸問屋仲間の研究（御茶の水書房　一九六七年）
江戸店犯科帳（吉川弘文館　一九八二年）

永原和子（ながはら　かずこ）
一九二六年　東京都生れ
一九四七年　東京女子大学歴史科卒業
総合女性史研究会会員
日本女性史　第四巻・近代〈共著〉（東京大学出版会　一九八二年）
おんなの昭和史〈共著〉（有斐閣　一九八六年）

日本女性史

昭和六十二年八月十日　第一刷発行
平成　五　年四月一日　第七刷発行

編者　脇田晴子　林　玲子　永原和子
発行者　吉川圭三
発行所　株式会社　吉川弘文館
東京都文京区本郷七丁目二番八号
郵便番号一一三
電話〇三―三八一三―九一五一〈代表〉
振替口座東京〇―二四四
印刷＝株式会社ディグ　製本＝誠製本

ISBN 4-642-07267-5